

世田谷区環境基本計画（後期）

2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）



世田谷区



はじめに

近年、地球温暖化は私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇、台風の勢力拡大、集中豪雨と都市型災害など、異常気象に伴う被害が日本各地で頻発しています。また、プラスチック製品が散乱ごみとして河川から海洋へ流出し、微細なマイクロプラスチックとなって広がり、生態系への影響が懸念されています。

区はこれまで、こうした環境問題に対応するため、「世田谷区環境基本計画」を策定し、区を取り巻く環境の変化などに応じ、計画内容の拡充を図り、環境施策を展開してきました。この度、平成27年度（2015年度）を初年度とする現在の計画についての間見直しを行い、後期計画として取りまとめました。

今回の計画改定では、区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現に向けて、国際社会の共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用し、環境と福祉、教育、防災、まちづくりなどの様々な分野を有機的につなぎ、課題解決に取り組んでまいります。

また、区民、事業者の皆さんに積極的に参加していただき、区と連携協力して進める取組みとして、新たに7つの「協働リーディングプロジェクト」を掲げました。ぜひ事業にご賛同いただき、積極的にこの取組みにご参加をいただければと思います。

計画の改定にあたり、ご議論、ご助言をいただきました区議会、環境審議会及び、パブリックコメントや区民説明会の場において貴重なご意見をいただいた区民・事業者の皆さんに心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

世田谷区長 保坂 展人

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1：環境基本計画策定に当たっての基本的視点と見直しの必要性.....	1
1-2：国際社会の動向.....	2
1-3：国の動向.....	4
1-4：東京都の動向.....	6
1-5：世田谷区環境基本計画の目的等.....	8
1-6：計画期間.....	9
1-7：「環境」のとらえ方と対象とする範囲.....	10
第2章 世田谷区の環境の現状と課題	11
2-1：人口・社会・産業の動向.....	11
2-2：みどり.....	14
2-3：エネルギー.....	19
2-4：地球温暖化.....	23
2-5：都市環境.....	30
2-6：生活環境.....	34
2-7：ごみ減量・資源循環.....	38
2-8：世田谷区の環境の現状と課題のまとめ.....	40
第3章 世田谷区のめざす環境像	41
3-1：世田谷区のめざす環境像.....	41
3-2：めざす環境像の実現のための取組み.....	43
第4章 計画の基本理念・目標及び取組み	48
4-1：区民・事業者・区の環境に配慮した行動の基本理念と役割.....	48
4-2：計画の基本目標.....	49
4-3：区民・事業者の取組み（区民・事業者の環境行動指針）.....	52
4-4：区の施策.....	63
基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります.....	63
基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします.....	72
基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します.....	79
基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります.....	96

基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	105
----------------------------	-----

第5章 区民・事業者との協働リーディングプロジェクト…………… **110**

基本目標 1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	111
基本目標 2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	113
基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	116
基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	120
基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	122

第6章 計画の推進体制及び進行管理…………… **124**

6-1：計画の推進体制	124
6-2：計画の進行管理	125

巻末資料編…………… **131**

資料 1 世田谷区環境基本条例	132
資料 2 「世田谷区環境基本計画」策定の経緯	136
資料 3 世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）	142
資料 4 「世田谷区環境基本計画」現行計画の評価と課題	155
参考資料 前期計画策定以降の「重視すべき主要な取組み」に関する 予算事業費の推移	177
資料 5 区民・事業者の環境行動指針と関連する区の施策	178
資料 6 用語集	186

- ◆文中や図表に付けた「注」は、当該ページに説明文を記載しています。
- ◆文中や図表中で「*」を付けた用語については、資料編の用語集に説明文を記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1-1：環境基本計画策定に当たっての基本的視点と見直しの必要性

世田谷区は、1996年（平成8年）に「世田谷区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。

その後、2000年（平成12年）、2005年（平成17年）、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）と、その時々における社会状況や世田谷区を取り巻く環境の変化などに応じて、計画を見直し施策を展開してきました。

しかし、以下のように、世田谷区としても、国際社会、国や東京都等の動向を踏まえ、持続可能な社会を構築していくことがより一層求められています。

2015年（平成27年）の見直しでは、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災による影響が大きく反映されています。この震災による、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにし、また、大量の資源・エネルギーを消費する社会のあり方を見つめ直すこと、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて社会を持続可能なものへと見直していくことの必要性を多くの国民に意識させるきっかけとなりました。

また、近年では、2019年（令和元年）10月に関東甲信地方、東北地方等で台風第19号の影響から豪雨となり、区内においても多摩川の氾濫による被害が発生しました。区内では、これまでも記録的な猛暑や短時間豪雨などが発生しており、地球温暖化の影響が一因として考えられる災害等の被害は深刻さを増しています。今後ますます自然環境が持つ公益的な機能を高めるためのグリーンインフラの観点から取組みを進め、防災・減災対策に努めていく必要があります。

国際社会においては、2015年（平成27年）に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」をはじめ、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定*」の発効など、脱炭素*化や資源循環等をより一層加速させ、「持続可能な社会」の構築をめざした取組みが進められています。

そのような国際社会の流れを汲み、国は2016年（平成28年）に「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」を、2018年（平成30年）には、環境施策を通じて持続可能な経済・社会を実現するため、「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。

また、東京都は2016年（平成28年）に「東京都環境基本計画」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けて環境施策を推進しています。

以上のようなことから、区民、事業者、各活動団体等の一人ひとりが地球規模における環境問題に対する意識を持ち、日常生活や事業活動の場面から環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことがますます重要となってきました。区としても区民、事業者等の取組みを積極的に支援していくとともに、率先して環境配慮行動を進めていく必要が一層高まっています。

そこで、2015年（平成27年）3月に策定した「世田谷区環境基本計画」の各施策の進捗状況について、点検・評価を行いました。この結果、各施策において一定の効果が見受けられましたが、目標値との開きがある施策も明らかになりました。これを受け、世田谷区を取り巻く社会状況に対応していくとともに、「世田谷区のめざす環境像」や「基本目標」の実現に向けて、関連計画との一層の連携強化を図るため、前期計画を見直し、世田谷区環境基本計画（後期）（2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））を策定することとしました。

今後はこの計画に基づき、区は環境に関する施策全般を計画的に推進し、多くの区民、事業者の皆さんと連携して「環境共生都市せたがや」の実現に向け、取り組んでいきます。

1-2：国際社会の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）*の後継として、2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳が参加の下、2030年（令和12年）までの国際的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」を理念として掲げ、格差の問題をはじめ、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標です。

この目標は、「途上国の貧困」「教育」「保健」等の課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応し、調和させるものであり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsの特徴としては、環境分野としての個々の取組みに限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。このことから、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組みとして推進していくことが望まれます。

日本では、国が2016年（平成28年）12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定したことにより、東京都をはじめとする地方自治体や産業界でもSDGsの考え方を取り入れる動きが広がっています。

こうした動きを踏まえ、人口増加と多様化が進む世田谷区としても、「環境・経済・社会」の統合的向上を図ることが結果として、「諸課題の同時解決」につながることを認識し、環境の側面から積極的に取り組んでいきます。さらに、SDGsの達成に向けた分野横断的な取組みを全庁的に推進するため、進捗状況を適切に把握するとともに、世田谷区全体としての合意形成を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図：「持続可能な開発目標（SDGs）」における17の目標

出典：国際連合広報センター

(2) パリ協定

2015年（平成27年）12月にフランスのパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年（令和2年）以降における地球温暖化対策に関する新たな法的枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。

世界の平均気温の上昇について、産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるために努力していくこと等を目標としており、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにすることをめざしています。

この「パリ協定」の採択を受け、国際社会では、温室効果ガス*排出量の削減等の「緩和策*」に加え、地球温暖化が原因と考えられる豪雨や猛暑日の増加など、気候変動*による影響や中長期に不可避な影響に対する「適応策*」についての取組みが進められています。

これを受け、国は、国民と事業者が取り組むべき事項をはじめ、国や地方公共団体の計画的な取組みを促す「地球温暖化対策計画」を2016年（平成28年）5月に閣議決定し、日本が地球温暖化対策に関してめざす方向について、科学的な知見に基づき、国際的な協調のもとで率先して取り組むとしています。

温室効果ガス排出量については、2030年度（令和12年度）時点に2013年度（平成25年度）比で26.0%の削減を図り、目標の達成に向けた取組みを進めていくこととしています。

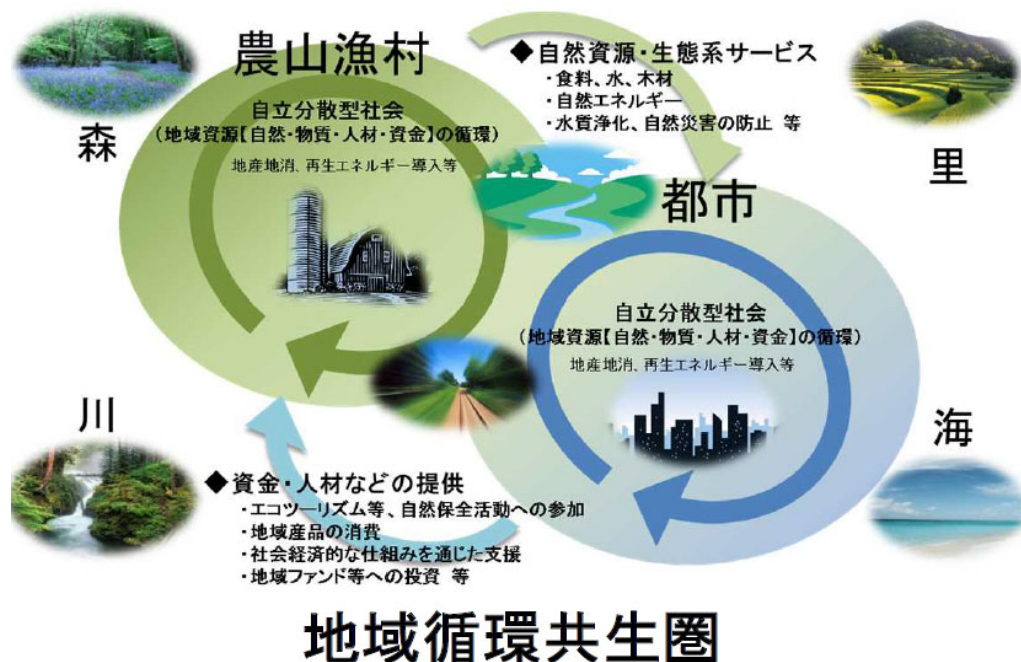
世田谷区では、2018年（平成30年）3月の「地球温暖化対策地域推進計画」の策定をはじめ、自治体間連携による再生可能エネルギー*の導入拡大や区役所本庁舎への再生可能エネルギー100%電力の導入など、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいますが、今後も人口や世帯数の増加が見込まれることから、引き続き環境にやさしいエネルギーを利用し、脱炭素社会の実現に向けて着実に歩みを進めていきます。

1-3 : 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

「環境基本法第15条」に基づき、我が国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第五次環境基本計画」が2018年（平成30年）4月に閣議決定されました。

- 「SDGs」の考え方を活用し、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化に向けた、分野横断的な6つの重点として、①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築②国土のストックとしての価値の向上③地域資源を活用した持続可能な地域づくり④健康で心豊かな暮らしの実現⑤持続可能性を支える技術の開発・普及⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築を設定し、環境政策を通じた「経済社会システム」「ライフスタイル」「技術」など、あらゆる観点からイノベーションを創出する。
- 経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。
- 「地域循環共生圏*」を創造し、各地域が「自立・分散型の社会」を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用して「経済・社会活動」を向上させる。
- 地域の特性に応じ、資源を補完して支え合う取組みを推進するとともに、より幅広い関係者間で連携を図る。



- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
→ 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

図：「第五次環境基本計画」の概要

出典：第五次環境基本計画

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

国は2016年（平成28年）5月に内閣総理大臣を本部長として、全ての閣僚を構成員とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置しました。さらに、2016年（平成28年）12月に日本におけるSDGsの実施指針が決定され、その後、2019年（令和元年）12月に改定が行われました。その中で、以下の表に記載のある8つの優先課題に取り組むと同時に、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定及び改定の際には、SDGsの要素を最大限反映させ、SDGsの達成に向けた取組みを促しています。

世田谷区としても、「第五次環境基本計画」で示されたSDGsの考え方を活用し、幅広い関係者間において連携を図ることで、「環境・経済・社会」の統合的向上による諸課題の同時解決を進めていく必要があります。世田谷区では、これまで他の自治体との再生可能エネルギー供給による地域間連携を進めており、今後も区内でのエネルギーの地産地消を進めるとともに、他の自治体との連携によって地域循環共生圏の構築に貢献していきます。

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」における8つの優先課題

- | |
|--|
| ①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現（People） |
| ②健康・長寿の達成（People） |
| ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（Prosperity） |
| ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（Prosperity） |
| ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（Planet） |
| ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（Planet） |
| ⑦平和と安全・安心社会の実現（Peace） |
| ⑧SDGs 実施推進の体制と手段（Partnership） |

出典：持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を基に作成

1-4：東京都の動向

(1) 東京都環境基本計画

東京都は、「東京都環境基本計画2016」を2016年（平成28年）3月に策定しています。「東京都長期ビジョン」で示された環境政策を進化・発展させ、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」と大会後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」を将来像として掲げています。

また、「2020年に向けた実行プラン」で掲げられたスマートシティやセーフティに関連する各種気候変動対策をはじめ、「食品ロス削減・東京方式」の確立や「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方」の策定など、環境の側面からもSDGsの達成に貢献していくとしています。

世田谷区としても、東京都が行う各種環境施策を補完する取組みを、基礎自治体という立場から着実に推進していくことはもちろんのこと、広域的な連携が必要となる環境の課題については、東京都と連携し、解決していく必要があります。

将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
目標年次	2020年/2030年
施策展開の視点	◆最高水準の都市環境の実現◆サステナビリティ◆連携とリーダーシップ
政策1	スマートエネルギー都市の実現 ●2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減（2000年比） ●2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度 ●2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所 《中小規模事業所等への取組支援、住宅の省エネ性能向上、地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大、水素エネルギーの普及・拡大》
	3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ●2030年度の一般廃棄物リサイクル率37% ●2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比） 《食品ロス削減の促進、事業系廃棄物のリサイクルの促進、先進企業等と共同したモデル事業の実施、新たなスタイルによる公共空間の美化》
政策3	自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ●2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力の掘り起し 《花と緑による都市環境の向上、生物多様性に配慮した緑化の推進、多様な主体の参画による自然環境の保全、新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討》
政策4	快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ●2030年度までに全ての観測局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下 ●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加 《低NO _x ・低CO ₂ 小規模燃焼機器の普及拡大、暮らしに身近なVOC商品の選択促進、クールスポットなど暑熱環境の改善》

政策5	環境施策の横断的・総合的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進 ●環境学習、環境広報の充実強化 <p>≪世界の諸都市との政策連携・技術協力、都民・NGO/NPO・企業等との連携、次世代の人材育成等の充実・強化、東京都環境科学研究科の機能強化≫</p>

図：「東京都環境基本計画2016」の概要

出典：東京都環境基本計画を基に作成

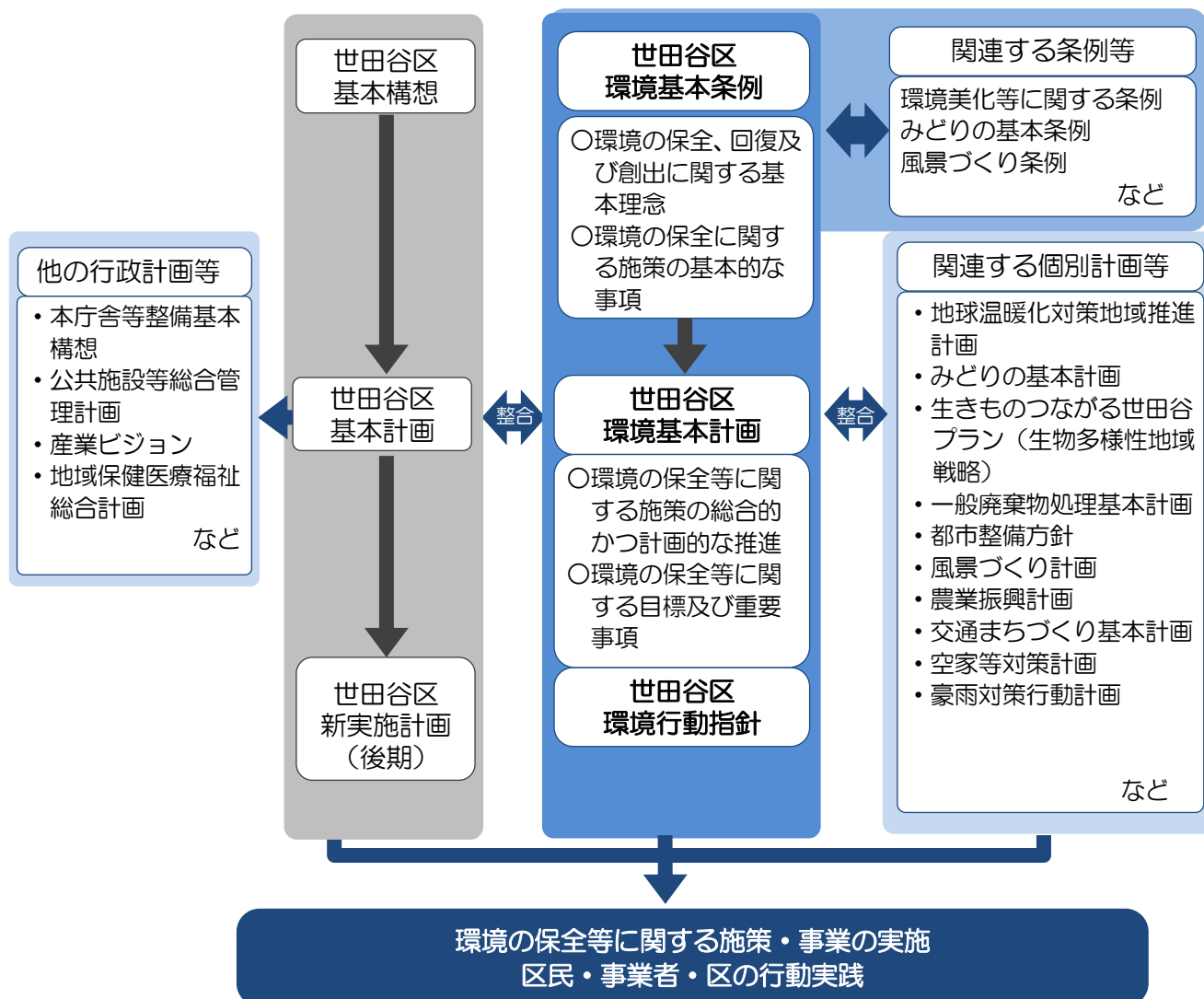
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

1-5 : 世田谷区環境基本計画の目的等

世田谷区環境基本計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとして策定します。

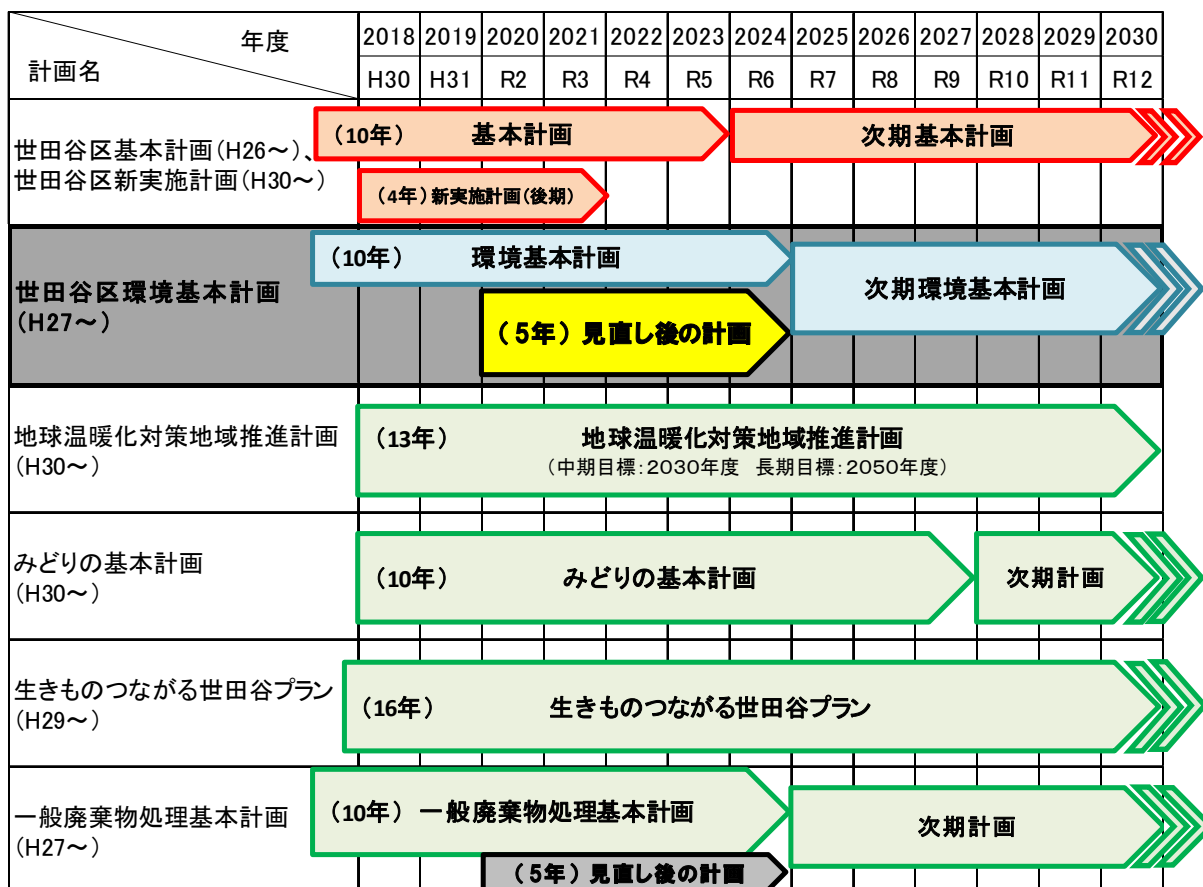
なお、この計画は、区が定める「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画（後期）」、「地球温暖化対策地域推進計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「みどりの基本計画」、「生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～」等、他の行政計画と補完・連携し合うものとして位置付けられるものです。また、他の行政計画のように、分野によって詳細な個別計画がつくられるものもありますが、環境基本計画に基づき施策を実施するものもあります。



図：計画の位置付け

1-6 : 計画期間

2015年（平成27年）策定の環境基本計画は計画期間を10年間（2015年度（平成27年度）～2024年度（令和6年度））としています。この度、計画の中間年度を迎えたことで、残りの5年間を見据え、パリ協定の採択を踏まえた国の「地球温暖化対策計画」及び「世田谷区地球温暖化地域推進計画」（2018年（平成30年）3月策定）などの関連計画との整合を図るとともに、区民と事業者との協働による環境保全活動の一層の推進を図るため、中間見直しを行います。



図：計画期間

1-7: 「環境」のとりえ方と対象とする範囲

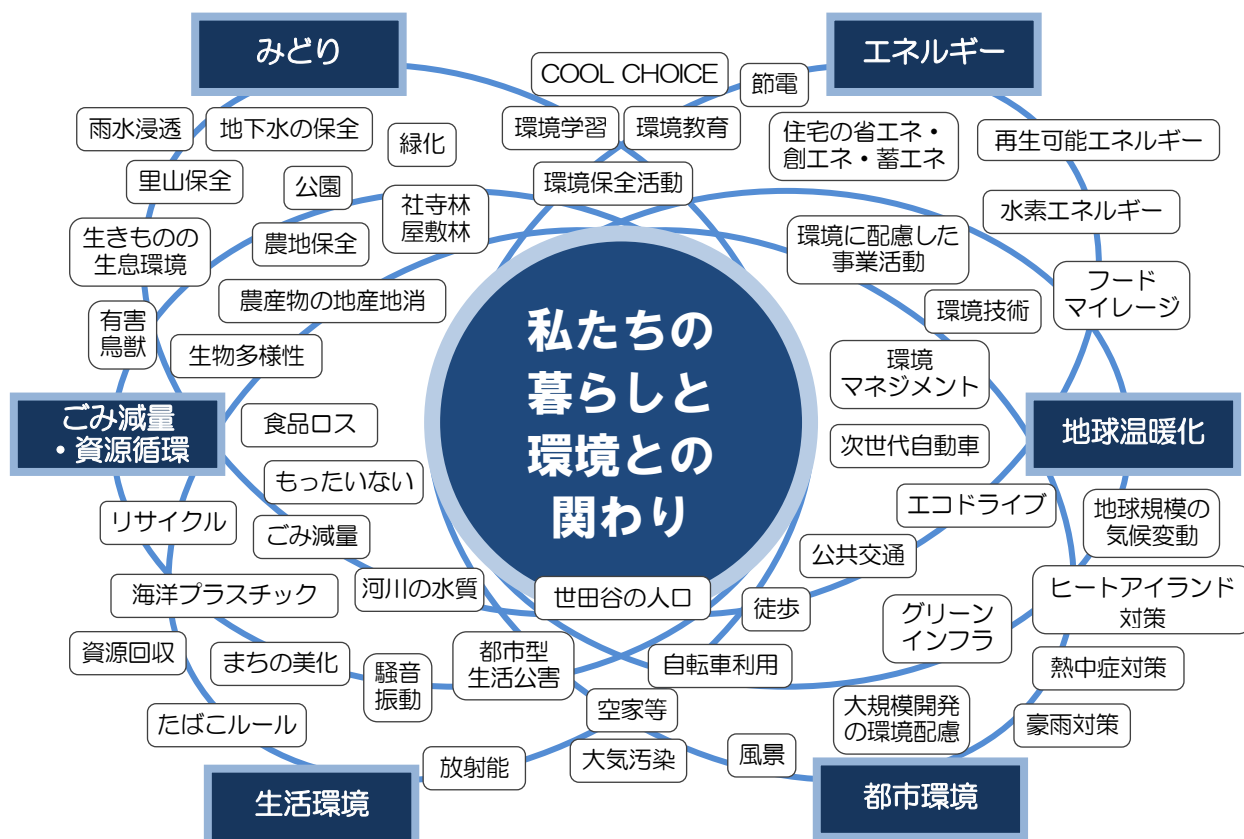
世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るに当たって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項を次のように定めています。

世田谷区環境基本条例

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

環境とは、人や生きもののあらゆる活動の共通の基盤となるものです。この計画では、環境について、個人の身近な日常生活のレベルから、地域、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象や都市の社会資本や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素も環境施策の視野に入れて考えるものとし、次の第2章では、区の環境に関する取組み状況について、今回の見直し時に実施した点検・評価の結果を踏まえ、以下の図中の6つの分野における環境の現状と課題を整理します。



図：対象とする範囲

第2章 世田谷区の環境の現状と課題

以下では、2015年（平成27年）に策定した環境基本計画と同様の項目により、2015年度（平成27年度）以降の今日までの社会経済や環境の推移を概観しています。そのうえで、この計画の進捗状況を評価し、2020年度（令和2年度）以降に取り組むべき課題を明らかにしました。

2-1：人口・社会・産業の動向

（1）人口の動向

世田谷区の人口は、1996年（平成8年）以降は緩やかに増加し、2019年（平成31年）4月1日現在、912,095人、世帯数は483,199世帯となっており、人口・世帯数は東京23区で最も多い状況です。

また、2015年（平成27年）国勢調査によると単独世帯の割合が増加しており、世帯構成の中で49.9%と最も多く、全国における割合の34.5%と比べ高くなっています。

人口構成の変化（割合）は、1995年（平成7年）と比べ、年少（0～14歳）人口については11.3%と横ばいですが、その一方で、高齢者（65歳以上）人口は13.4%から21.6%へと上昇し、高齢化が進んでいます。年代別に構成の変化（割合）を見ると、最も減少しているのは20歳代で21.7%から11.0%となっており、最も増加しているのは70歳代で5.7%から8.4%となっています。

2017年度（平成29年度）に実施した将来人口推計によると、区の人口は、2017年（平成29年）の892,535人から、2022年（令和4年）には951,914人まで増加します。その後も増加傾向が続き、2032年（令和14年）には1,030,782人となる見込みです。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）及び高齢者人口（65歳以上）は、推計期間中（2042年（令和24年）まで）は一貫して増加傾向が続く見込みです。生産年齢人口（15～64歳）は、当面、増加が継続するものの、2032年（令和14年）をピークに緩やかな減少傾向に転じる見通しです。

人口の増加については、前期計画策定時の予測を大きく上回っており、今後もこうした状況を踏まえ、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

（2）社会の動向

日本はこの20年の間に、バブル経済の崩壊による景気の低迷と長期にわたるデフレ経済を経験しました。世田谷区の地価はバブル全盛期をピークに高騰し、1986年（昭和61年）から1991年（平成3年）までの5年間で、住宅地地価公示額が区平均で2.5倍に上昇しました。その後、5年間で約半分に下落しましたが、直近の10年では、玉川西部や環状八号線以東の地域で上昇幅が大きくなりつつあります。

その一方で、グローバル化や高度情報化の進展、急速に進む少子高齢化、家族形態の多様化や人と人のつながりの希薄化、格差の拡大による深刻な問題など、社会状況の大きな変化に直面してきました。

特に、2011年（平成23年）3月の東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の災禍は、

住民の生活や地域社会のあり方の土台を揺さぶることになりました。その流れの一つとして、エネルギーの利用のあり方や、ライフスタイルへの意識が大きく変わる中で、環境と共生した持続可能な社会を構築していくことが求められています。

さらに、近年では、記録的な猛暑や集中豪雨といった異常気象など気候変動の影響と考えられる現象が見られるようになってきていることから、気候変動に適応し、安心して暮らせる地域社会を構築していくことも求められるようになってきています。

(3) 産業の動向

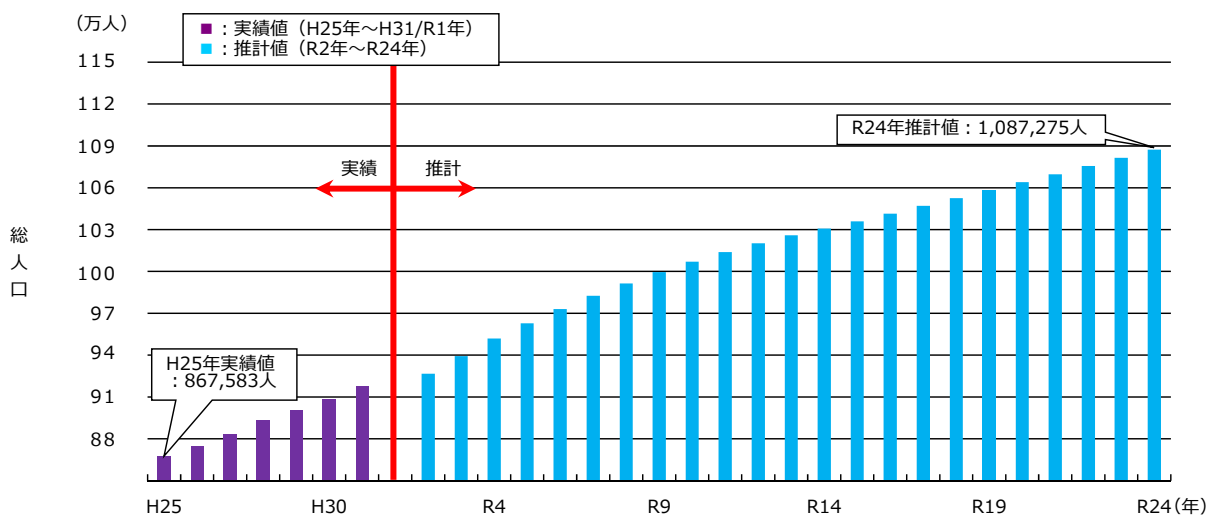
経済センサスによると、2016年（平成28年）の世田谷区内の民営事業所数は27,034事業所、従業員数は262,689人となっており、2009年（平成21年）と比べると事業所数、従業員数ともに増加しています。

2016年（平成28年）の事業所数について、業種別の構成を見ると、「卸売業、小売業」が全体の24.9%を占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」（14.2%）、「医療、福祉」（11.7%）となっています。また、産業別に見ると、第三次産業が全体の90.3%を占めており、第一次産業が0.2%、第二次産業が9.5%となっています。

世田谷区の産業構造は、第三次産業の事業所・従業員割合が多く、長期的視点で見ると、事業者・従業員ともに増加傾向がみられます。

増加傾向の理由としては、それぞれの地域でにぎわいを創出している商店街、また、それらを構成する小売業、飲食、サービス業等の魅力的な個店、さらには様々な技術を有するとともに、付加価値の高いものづくりを行う事業者が連携することによって、「生活しやすい住宅都市世田谷」が構成されていることが考えられます。

今後もより一層、経済や社会のグローバル化が進展していく中で、こうした「生活しやすい住宅都市世田谷」においても、都市間競争や企業の競争が激化していくことが想定されます。また、企業同士の境界線が曖昧となり、オープン化が進むことで、ネットワーク型企業が増加していくことも想定されます。多様化するビジネススタイルや、それに伴う人々のライフスタイルの変化に対応していくため、環境政策の側面からも、新しい形の環境ビジネスを支援していくことが求められています。

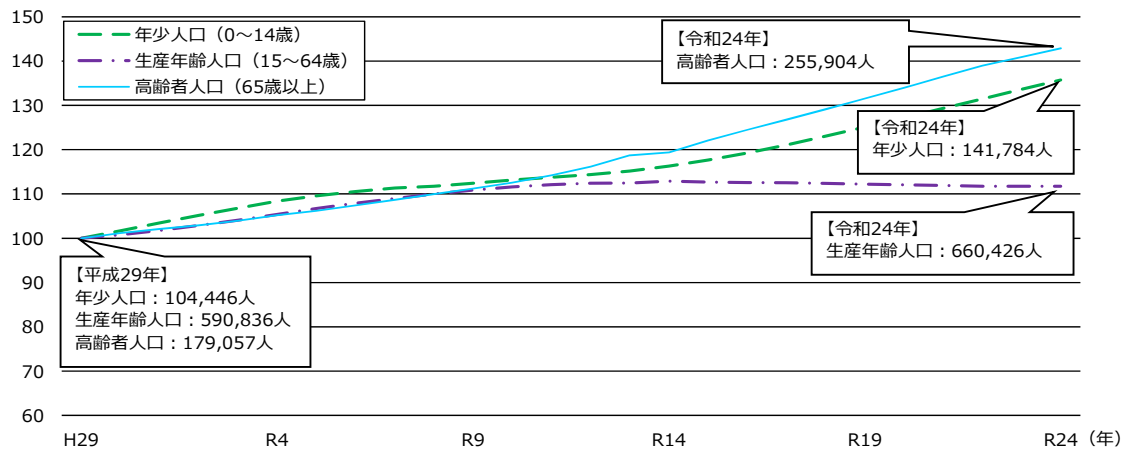


図：総人口の推移（実績と推計）（注）

出典：世田谷区将来人口の推計及び住民基本台帳を基に作成

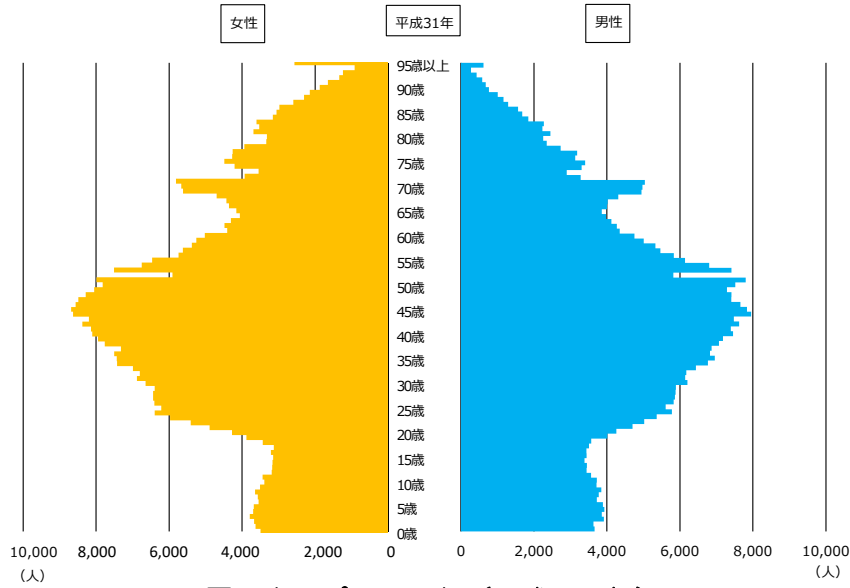
注：2013年（平成25年）～2019年（令和元年）は12月1日現在の実績値

(H29年を100として)



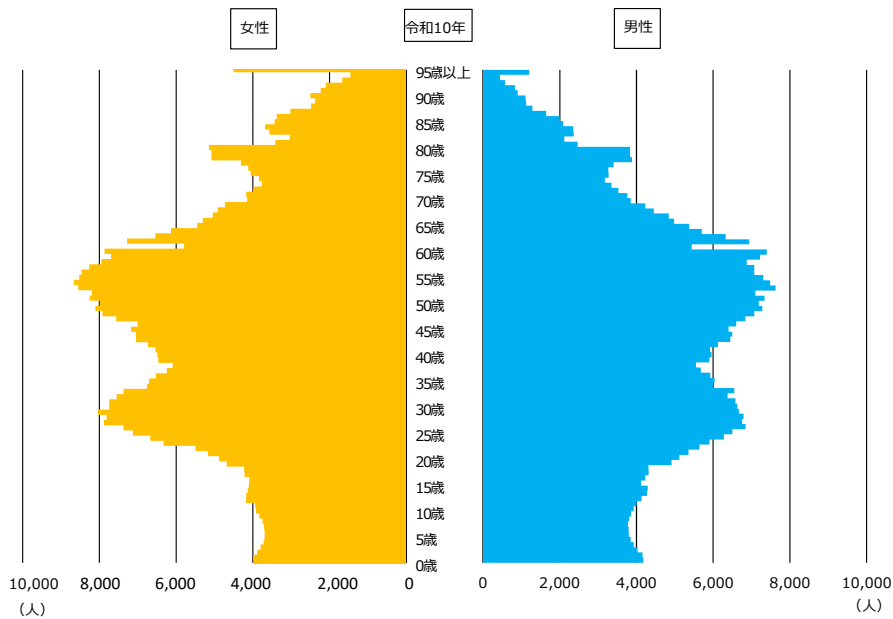
図：2017年（平成29年）を100とした年齢階層別人口の推移

出典：世田谷区将来人口の推計を基に作成



図：人口ピラミッド（平成31年）

出典：世田谷住民基本台帳を基に作成



図：人口ピラミッド（令和10年）

出典：世田谷区将来人口の推計を基に作成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2-2 : みどり

(1) 現状

■「みどり」の定義と機能について

この計画で対象とする「みどり」は、「世田谷区みどりの基本計画」に基づき、樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地、農地その他これらに類するもの及び地下水または湧水*が一体となって構成された環境と、人との関わりによる文化や歴史的なみどりの要素を含めて捉えます。



図：計画における「みどり」 出典：「世田谷区みどりの基本計画」

「みどり」は、ヒートアイランド現象*の緩和等の生活環境の改善、水循環による水環境の保全、生きものの生息・生育環境、防災・減災、風景づくり等、様々な機能を有しています。私たち人間や生きものの生存や暮らしを支えるとともに、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める、街づくりに欠かせない重要な社会基盤（グリーンインフラ）となっています。

世田谷区は多摩川の浸食により形成された国分寺崖線をはさみ、武蔵野台地と多摩川低地に分かれており、崖線沿いの樹林地や点在する社寺林*、屋敷林*、西部地域に多い農地などにより、一般にみどりの多いまちというイメージが定着しています。中でも、国分寺崖線の斜面地一帯にはみどりが多く、湧水も豊富で、国分寺崖線沿いなどに約100箇所確認されるとともに、広い地域に宙水*と呼ばれる地下水が存在し、重要な水源となっています。こうした貴重な自然が残されていることから、国分寺崖線は、「世田谷のみどりの生命線」とも言われています。また、区内には多摩川水系、呑川水系、目黒川水系の野川、仙川などの中小河川が流れ、東京23区内では貴重な自然の渓谷である等々力渓谷があるなど、水の豊かな環境を有しています。

明治期までの世田谷の風景は、武蔵野台地に広がる畑や点在する雑木林、中小河川と用水、寺社の境内地の樹林や農家と屋敷林といった農村の特徴を備えていました。その後、宅地化の進行に伴い、都市近郊農村から住宅都市へと変貌する中で、比較的ゆったりとした敷地の宅地があり、住宅地の中に農地が残るといった、世田谷区の特徴的なまちの景観が形成されてきました。

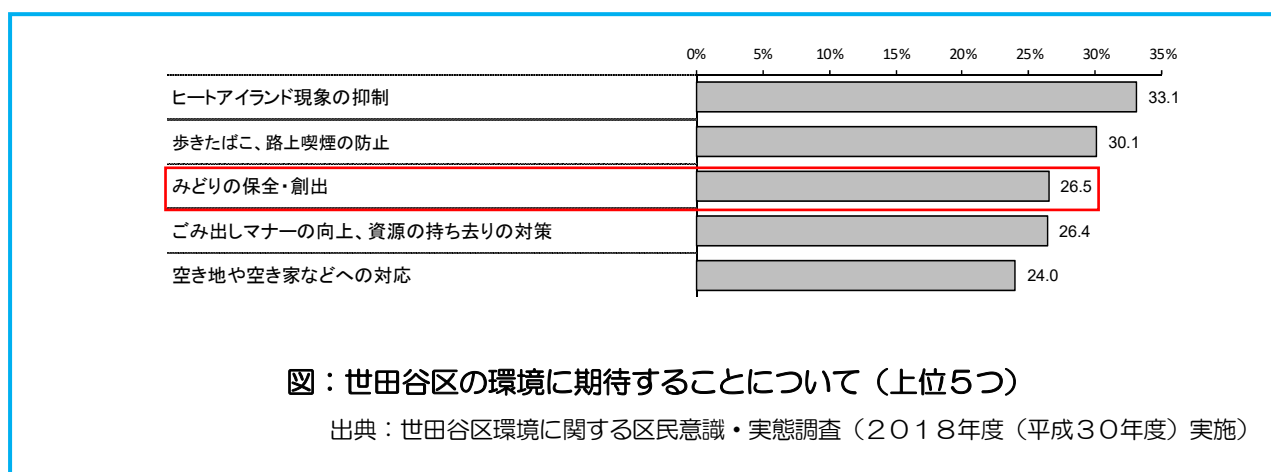
都市化が進み人口が増加することに合わせ、自然の緑が減少してきた代わりに、街の中に公園の整備が進められました。特に砧公園や祖師谷公園、駒沢公園などの規模の大きな公園には、まとまったみどりが残されているほか、住宅地の中の公園にも大きな樹木が育ち、まちに潤いを与えています。また、区民による庭や道路沿いの緑化が、緑豊かな住宅地の形成に寄与しています。

みどりは、多様な生きものが生息する空間としても、重要な役割を果たしています。2016年度（平成28年度）の区内のみどり率は25.18%で、2011年度（平成23年度）からの5年間で0.58%増加していますが、目標値である33%とは7.82%の開きがあります。増加した理由としては、樹木の生長、植栽等や公園の新設等における緑地の整備による樹木面積の増加、緑化地域制度やみどりの計画書制度などに基づく緑化指導等の効果が表れつつあると考えられます。

また、区では、区民団体、農業関連団体、学校と連携し、世田谷産農産物「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくる「せたがやカレープロジェクト」などを通して、農地の保全や地産地消、生物多様性*の保全に向けた取組みも推進しています（詳しくは111ページ参照）。

こうした区の実践と連動して、「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（2018年度（平成30年度）実施）の結果を見ると、区の環境に期待することについて、「みどりの保全・創出（26.5%）」が全体の3番目となっており、みどりに対する区民の関心は高くなっています。

前期計画で設定した環境指標を見ると、樹林地の保全など目標値の達成が難しいものもありますが、概ね順調に推移しており、今後も引き続き取組みを進めていくことが求められています。



◆環境指標（前期計画）

項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
樹林地の保全	312,568㎡	315,968㎡	296,970.89㎡
公園整備面積 (新設、拡張)	153.04ha	156.25ha	174.56ha
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	21,735m
水辺の再生（注）	72箇所	74箇所	73箇所

注：雨水浸透能力の確保・増進や水循環回復を様々な方策で進めること。

◇環境指標とは

施策の進捗状況を客観的に判断するため、方針ごとに設定した指標で、区の実践の実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表します。

(2) 課題

区内の公園緑地面積は増加している一方で、宅地化により、自然の緑や農地は減少しています。世田谷区のみどりの6割は民有地のみどりであり、相続に伴う宅地の細分化や開発事業等のために減少していることから、あらゆる場所で工夫を凝らし、保全・創出に向けた取組みをさらに進めていかなければいけません。

東京23区の中でも広い面積を有する世田谷区では、多摩川・国分寺崖線、住宅地、市街地とそれぞれの地域の特性を活かしたみどりをさらに増やしていく必要があります。

農地については、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が求められており、生産緑地*の追加指定や特定生産緑地指定を推進するなど、農業・農地の維持保全に取り組んでいくことが必要です。

また、今後も区民自らが、身近なみどりに関する活動を通じてみどりと親しむ機会を設けると同時に、地域で力を合わせてみどりを保全・創出し、大きく育てていくという気運を高めていくことが必要です。そのため、区民・事業者への緑化に関する実践例や補助制度の紹介をはじめ、イベントなどの開催による情報提供を継続して行っていかなければなりません。

さらに、区民・事業者と連携・協働し、日常生活の中で身近に感じられるみどりを増やすとともに、生物生息空間を保全・回復することで、生きものが移動できるみどり豊かな場所をつなげていくことも必要です。

区有施設については、みどりの拠点となる公園緑地などをはじめとしたみどりが今後も充実していくよう、継続して公園緑地の整備や公共施設の緑化を進めていくことが求められています。

また、街づくりの際には、グリーンインフラの観点から雨水の浸透を図り、水循環の回復に努めるとともに、親水空間の確保や地域の実情に即したみどりを守り育てる取組みを継続して推進していく必要があります。



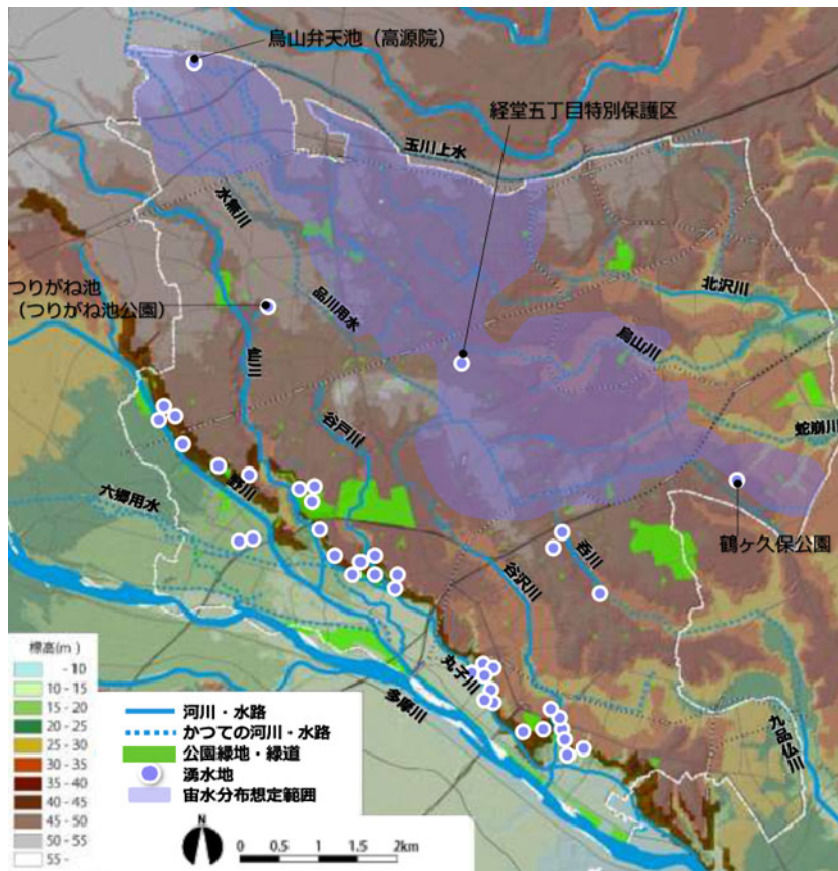
図：自然面・みどり面・緑被分布図

出典：世田谷の土地利用2016



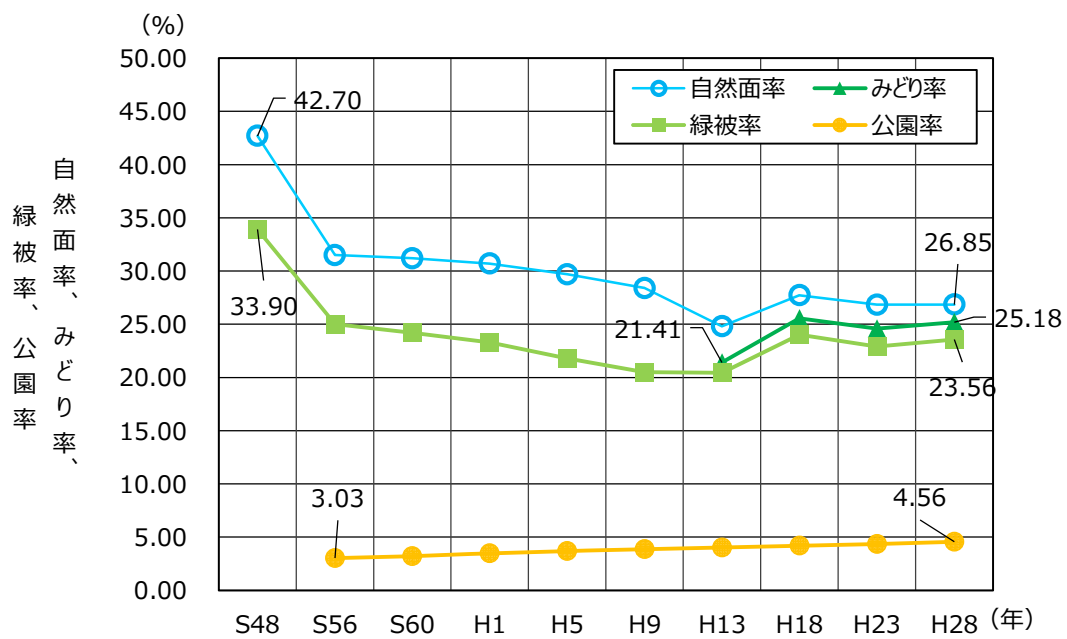
図：エリア区分

出典：世田谷区みどりの基本計画



図：主な河川・水路（開渠・暗渠）・湧水

出典：世田谷区みどりの基本計画



図：自然面、みどり率、緑被率、公園率の推移

出典：世田谷の土地利用2016

2-3 : エネルギー

(1) 現状

東日本大震災とその後の原子力発電所の事故により、エネルギー利用のあり方やライフスタイルへの意識が大きく変わってきました。こうした中で、将来の世代に負担をかけないよう環境と共生し、調和したまちづくりが求められています。

私たちの暮らしにエネルギーは欠かすことのできないものですが、温室効果ガスを削減し、環境負荷を抑えた社会を構築するためには、「省エネ」と同時に再生可能エネルギーを創出する「創エネ」、創出されたエネルギーを蓄える「蓄エネ」を進めることが重要となっています。

再生可能エネルギーについては、2012年（平成24年）にスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心に普及が進んでいます。さらに、国が2018年（平成30年）7月に閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」では再生可能エネルギーの主力電源化に言及し、今後も取組みを進めていくこととしています。

近年では、世界のグローバル企業においてRE100等に代表されるような、事業運営に使用する電力を太陽光や風力等の再生可能エネルギー100%で調達することを目標に掲げる取組みが注目されており、日本国内においても企業や国の機関等がRE100の宣言等を行っています。

2018年（平成30年）に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」では、「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷」をめざし、省エネ・創エネについての施策に取り組むこととしています。区域全体の二酸化炭素*排出量やエネルギー消費量について、2030年度（令和12年度）に向けた新たな目標を設定し、二酸化炭素排出量を2013年度（平成25年度）比で27.3%削減、エネルギー消費量を2013年度（平成25年度）比で25.1%削減することをめざしています。

2016年度（平成28年度）のエネルギー消費量は2013年度（平成25年度）比で8.9%削減となっており、人口や世帯数の増加にも関わらず減少傾向にあり、省エネに関する各種取組みが一定程度の効果を収めつつあると考えられます。

エネルギー消費量について、2015年（平成27年）に策定した環境基本計画では、2010年度（平成22年度）比で15%削減を目標としていましたが、2016年度（平成28年度）には18.3%削減しており、目標を達成しています。

区は、これまで公共施設への太陽光発電設備等の導入や屋根貸しによる太陽光発電の促進など、エネルギーの地産地消を推進するとともに、他自治体等との連携を進め、地方でつくられた再生可能エネルギーを区民や公共施設へ供給するなど、再生可能エネルギーの利用拡大に積極的に取り組んできました。

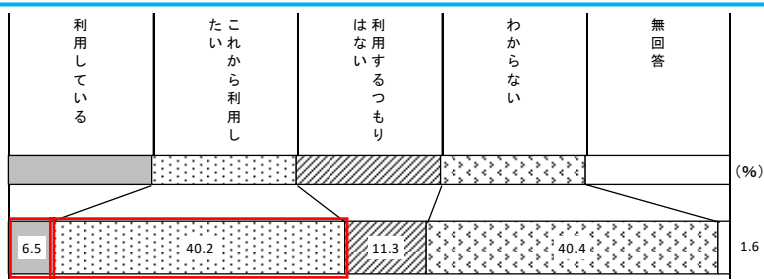
また、省エネルギー対策として、「省エネポイントアクション」や環境啓発イベントの実施、学校における環境学習など、環境負荷を抑えたライフスタイルを確立するための取組みを推進し、区民の省エネルギー行動を促すと同時に、機器の高効率化や建物の断熱性向上など、住まいの省エネルギー化につながる設備面の対策を進めています。創エネルギーについては、自然エネルギーの学習会等を開催するなど、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの活用を促しています。

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（2018年度（平成30年度）実施）の結果を見ると、再生可能エネルギーの利用について「利用している」と回答した区民の割合は、前回2013年度（平成25年度）調査の3.4%から6.5%に増加していますが、前期計画で掲げている目標の25%の達成に向けては相当の差があります。しかし、「これから利用したい」との回答につ

いては、40.2%と前回2013年度（平成25年度）の8.7%から大幅に増加しており、区民の再生可能エネルギー利用への関心の高さや、今後の再生可能エネルギー利用への切り替えの可能性が伺えます。

また、環境配慮行動をしている区民の割合（回答者のうち、設問において一つ以上「いつもやっている」「時々やっている」と回答した区民の割合）について、省エネ行動、ごみ削減・リサイクル行動等の環境配慮行動をしている区民の割合は99.9%となっており、目標の100%をほぼ達成しています。

前期計画で設定した環境指標を見ると、目標値の達成が難しいものもありますが、概ね順調に推移しています。しかし、パリ協定などを踏まえると、今後も引き続き取組みを推進していくことが求められています。



図：再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用

出典：世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（2018年度（平成30年度）実施）

◆環境指標（前期計画）

項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
太陽光発電設備 ^(注1) の普及	5,300件	8,300件	7,204件
公共施設の太陽光発電導入数	31箇所	46箇所	51箇所
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500人	2,500人	1,675人
次世代自動車の普及率 ^(注2)	6%	20%	15%
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ25校程度	区立小中学校5校
家庭用燃料電池*の導入件数	約2,000件	約5,000件	5,809件
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合 ^(注3)	18.5%	25%	22.1%
区役所全体のエネルギーの削減(2009年度(平成21年度)比)	6%削減	13%以上削減	6.9%削減
LED*等高効率照明改修施設(区施設)	34施設	95施設	126施設
ESCO事業*件数(区施設)	1件	4件	5件
街路灯LED化	800灯	12,300灯	13,391灯

注1：2018年度（平成30年度）末現在の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

注3：広義にはZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

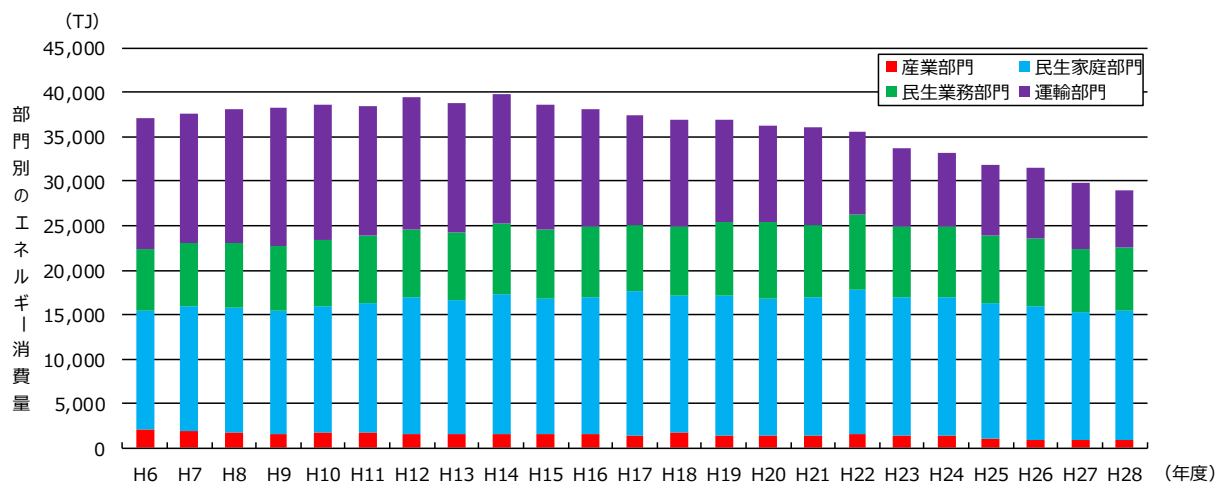
（2）課題

世田谷区のエネルギー消費量は、人口や世帯数が増加する中でも、2002年（平成14年）頃をピークに減少傾向にあります。2002年度（平成14年度）比の部門別減少割合は、民生家庭部門が6.5%、民生業務部門が11.8%、運輸部門が55.1%となっており、減少分でも多くを占めるのが運輸部門です。そのため、家庭部門や業務部門に対する取組みとして、「省エネポイントアクション」や「COOL CHOICE*」等を推進し、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの普及に努めていかなければなりません。

また、家庭や事業所において一層の省エネルギー対策を進めるとともに、世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金、省エネ住宅の供給の促進に向けた区民が対象となるセミナーの開催、国や東京都の建築物に関する省エネ基準等の制度の周知に努め、住宅における省エネルギー化を促していくことが求められています。

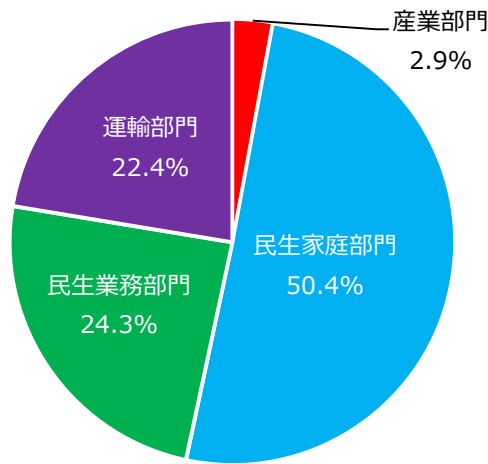
再生可能エネルギーのより一層の普及に向けては、民間事業者と連携した啓発活動をはじめ、国や東京都と連携した再生可能エネルギー設備の導入支援策を充実させていくことが課題となっています。

さらに、再生可能エネルギーを利用した電力の購入の啓発や、子どもから大人までの幅広い世代に対する環境教育を進めるとともに、他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用拡大を図っていく必要があります。



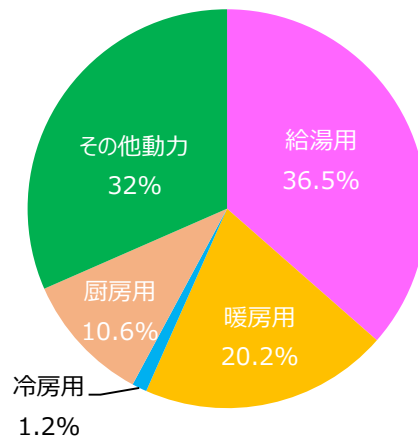
図：世田谷区の部門別のエネルギー消費量の推移

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト



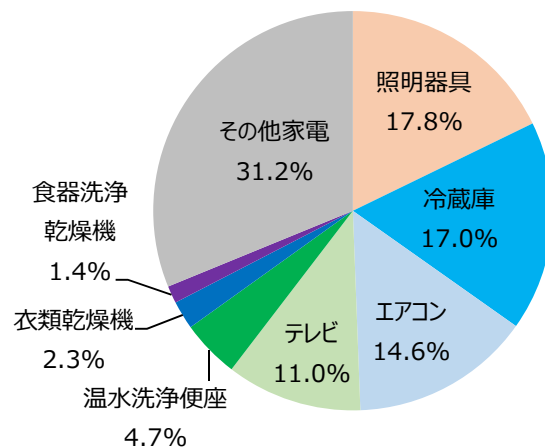
図：世田谷区の部門別エネルギー消費量の割合（2016年度（平成28年度））

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト



図：東京都における家庭部門のエネルギー消費量の用途別割合（2016年度（平成28年度））

出典：家庭の省エネハンドブック



図：東京都における家庭部門の電気使用量の機器別割合（2016年度（平成28年度））

出典：家庭の省エネハンドブック

2-4 : 地球温暖化

(1) 現状

人間活動により、特に産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料が大量に使用され、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになりました。その結果、地球が過度に温暖化することとなり、近年になるほど温暖化は加速しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）第5次評価報告書によると、今世紀末には世界の地上の平均気温が現在（1986年（昭和61年）～2005年（平成17年））と比較して最大4.8℃上昇すると予測されています。これに伴い、今世紀末までにほとんどの陸域で極端な高温がより頻繁になることが確実に見込まれています。また、極端な大雨がより頻繁となる可能性が非常に高いとされています。

2015年（平成27年）12月に採択された「パリ協定」では、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられ、世界全体での今世紀後半に向けた脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点となりました。これを受け、国は2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、新たな削減目標を掲げています。また、「パリ協定」では気候変動への適応も求められていることから、国は「気候変動適応法」を2018年（平成30年）12月より施行するとともに、「気候変動適応計画」を同年11月に閣議決定しています。

2016年度（平成28年度）の世田谷区における二酸化炭素排出量は2013年度（平成25年度）比で13.3%削減となっており、人口や世帯数の増加にも関わらず減少傾向にあり、省エネに関する各種取組みが一定程度の効果を収めつつあると考えられます。

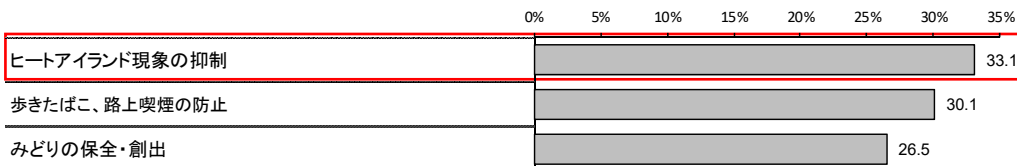
しかし、地球温暖化は私たちの暮らしにもすでに深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇による熱中症リスクの増大、台風の勢力の増大、局地的な集中豪雨の発生とそれに伴う都市型水害の増加、さらには、動植物の生態系への影響などが生じています。2019年（令和元年）10月に日本列島を襲った台風第19号は各地に甚大な被害をもたらし、区内でも多摩川沿いでは大規模な浸水被害が生じました。

また、ヒートアイランド現象の影響も加わり、真夏日・猛暑日の日数が増えています。真夏日や熱帯夜の日数の増加は、熱中症や睡眠障害の増加、感染症の流行域拡大等との関連も指摘されています。また、時間100mmを超える豪雨が発生するなど、豪雨による被害も生じています。

そうした気候変動の影響に対し、区では豪雨対策として雨水タンク及び雨水浸透施設設置に関する助成制度の実施、ヒートアイランド対策として熱中症予防のための「お休み処」を開設しています。また、農地や樹林地をはじめ、区内の豊かなみどりの保全と創出に努めることで、結果として熱を溜めない街づくりに取り組んでいます。

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（2018年度（平成30年度）実施）の結果を見ると、区の環境に期待することについて、「ヒートアイランド現象の抑制」が33.1%と最も多く、区民の関心の高さが伺えます。

前期計画で設定した環境指標を見ると、「流域対策による雨水流出抑制量」の大幅増が図られるなど、目標値の達成に向けて順調に推移していますが、今後も引き続き取組みを進めていくことが求められています。



図：世田谷区の環境に期待することについて（上位3つ）

出典：世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（2018年度（平成30年度）実施）

◆環境指標（前期計画）

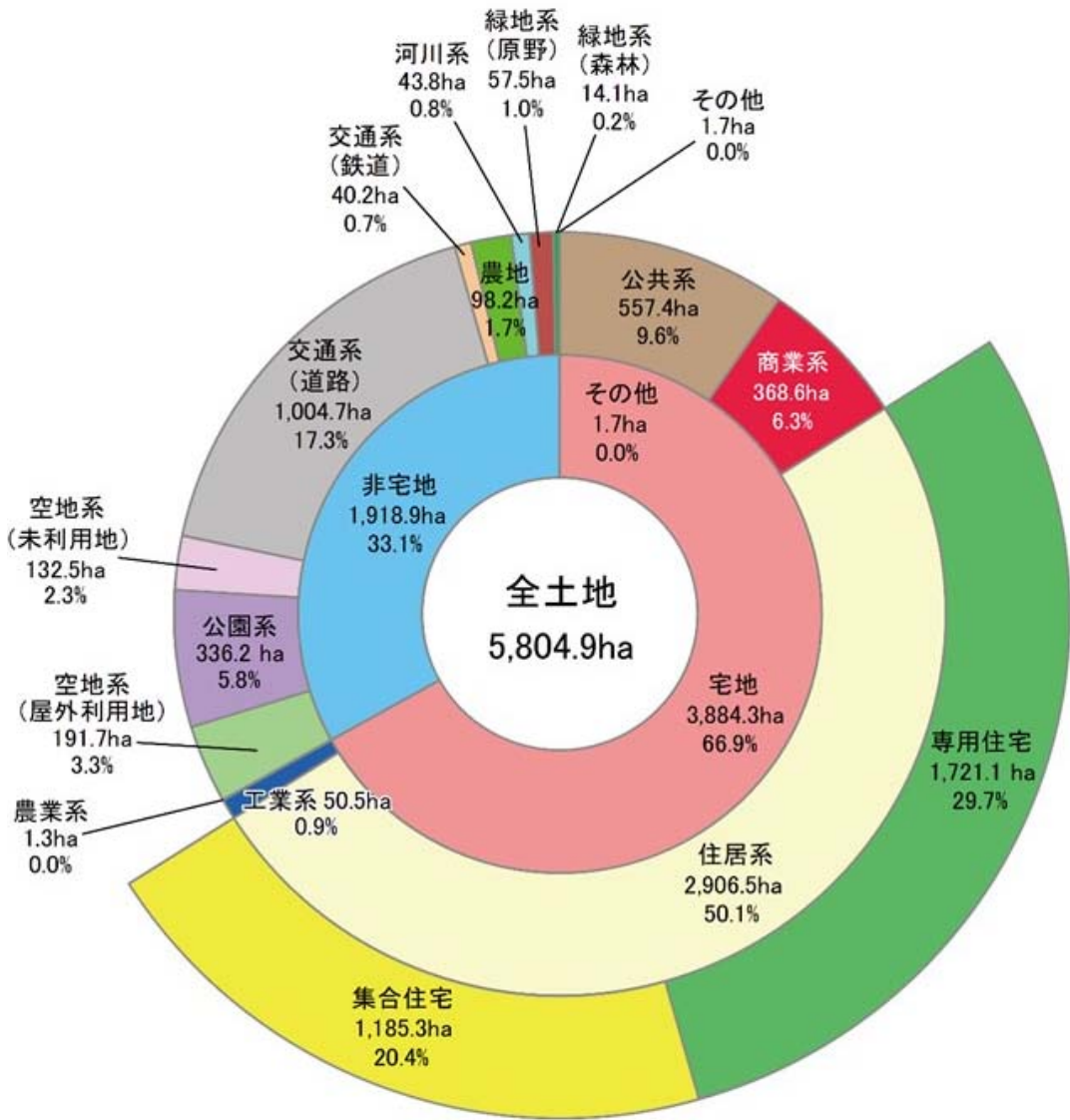
項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
流域対策による雨水流出抑制量	298,000m ³	394,000m ³ (2017年度まで)	428,972m ³
エコ舗装（遮熱性舗装）*	47,238m ²	53,500m ²	57,829m ²

（2）課題

温暖化の抑制に向けて、温室効果ガス排出量を大幅かつ継続的に削減していくために、家庭や事業所における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用促進に加え、まちづくりの中で省エネルギーの取組み、交通網の整備等を進め、地域全体で環境負荷の低減を図っていく必要があります。

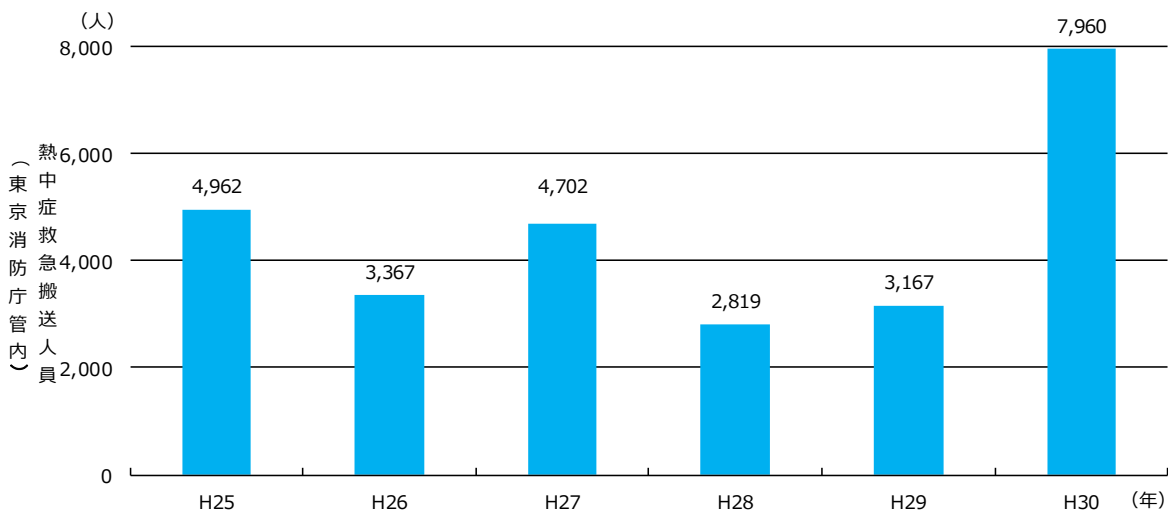
また、気候変動への適応策として、都市に熱を溜めない、だれもが快適に過ごすことができる安全安心なまちづくりを進めていかなければいけません。そのため、熱中症・ヒートアイランド対策に資する「せたがや涼風マップ」等の配布や「お休み処」の周知、遮熱性舗装の整備、打ち水の実施、微細ミストの設置、緑地や農地の保全、緑化の推進などについて、総合的な視点から進めていく必要があります。

さらに、雨水タンク及び雨水浸透施設の設置に関する助成の実施とともに、グリーンインフラの観点から、雨水流出抑制や地下水涵養等に引き続き取り組むことで、自然の恵みの側面からも豪雨対策を進めていくことも必要です。



図：世田谷区における土地利用の構成

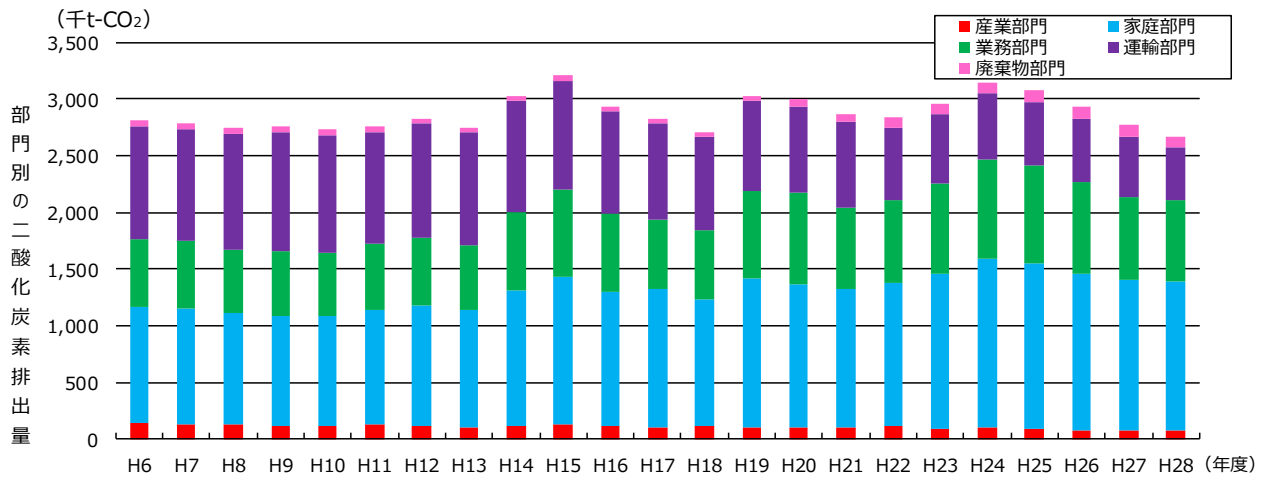
出典：世田谷の土地利用2016



図：東京消防庁管内における熱中症救急搬送人員の推移

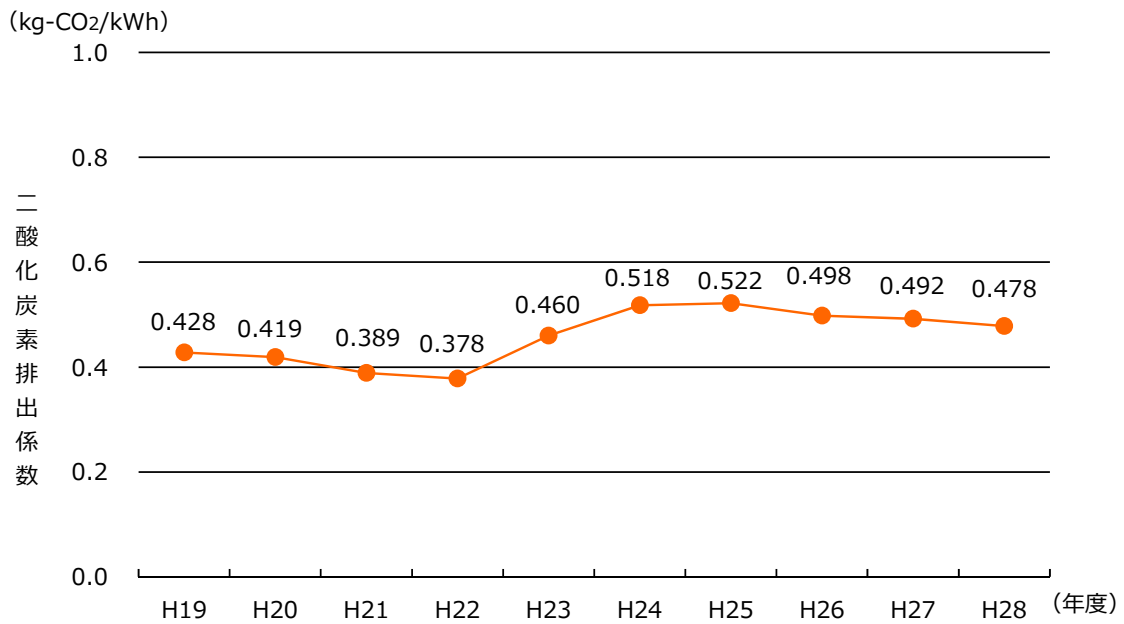
出典：東京消防庁

注：各年6月～9月



図：世田谷区の部門別の二酸化炭素排出量の推移

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト

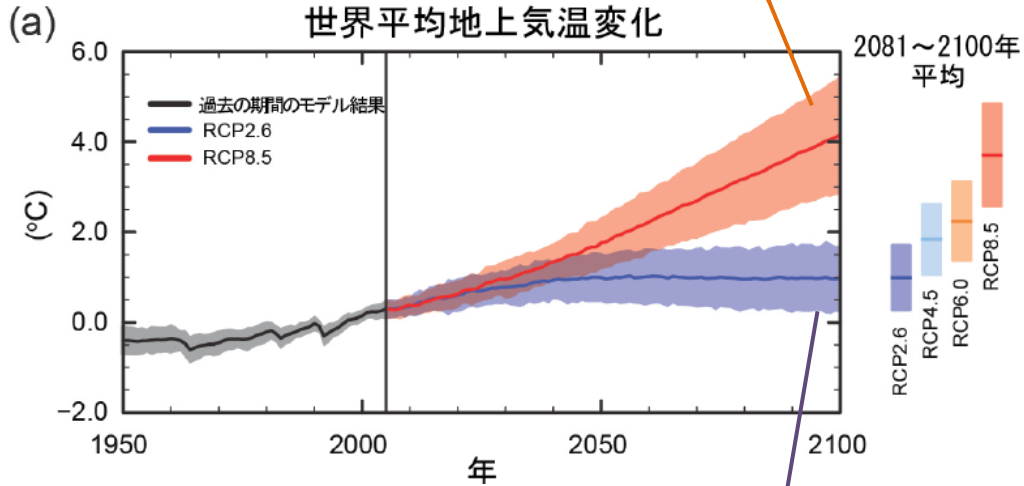


図：二酸化炭素排出係数^(注)の推移

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト

注：電気事業者が電気1 kWhの電気を作り出す際に排出される二酸化炭素の排出量。

最も温暖化が進んだ場合（CO₂等の排出を抑えないため、気温上昇が大きい）

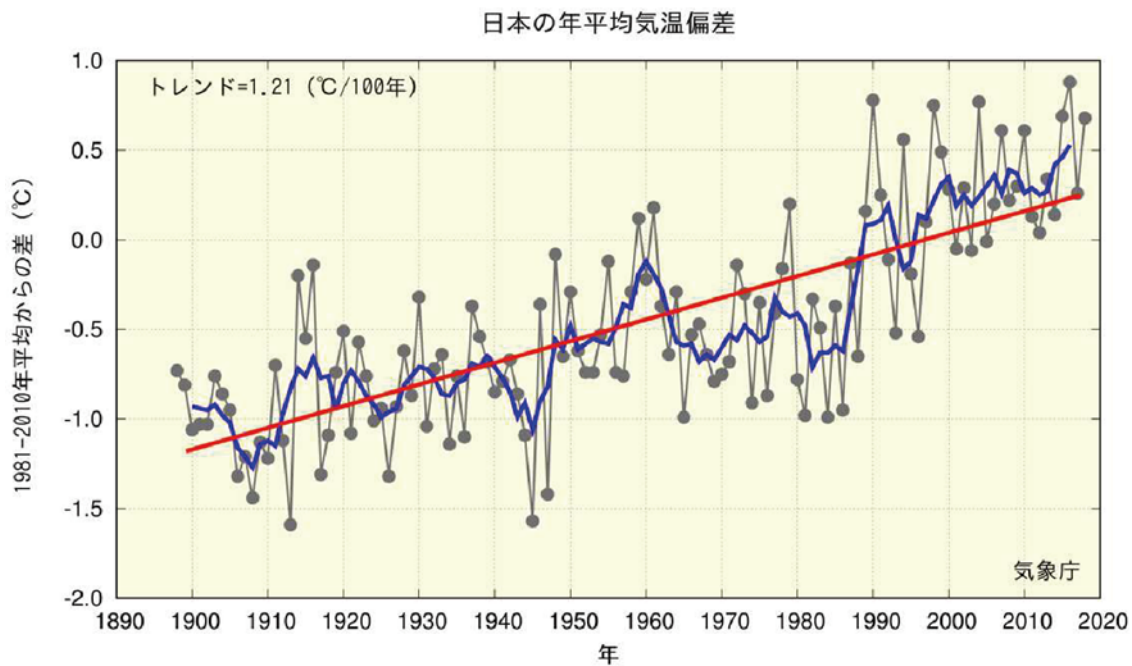


最も温暖化を抑えた場合（CO₂等の排出を抑えるため、気温上昇が少ない）

図：1950年から2100年までの気温変化（観測と予測）

出典：IPCC 第5次評価報告書 WG1 Figure SPM.7(a)を基に、環境省資料を参照して説明を加筆

注：陰影は不確実性の幅を示す。



【 凡 例 】

- ：国内15地点での年平均気温の年々差（平年値との差）を平均したもの
- ：その年と前後2年を含めた5年間について年々差との平均をとった5年移動平均
- ：年々差の長期的傾向を直線として表示したもの

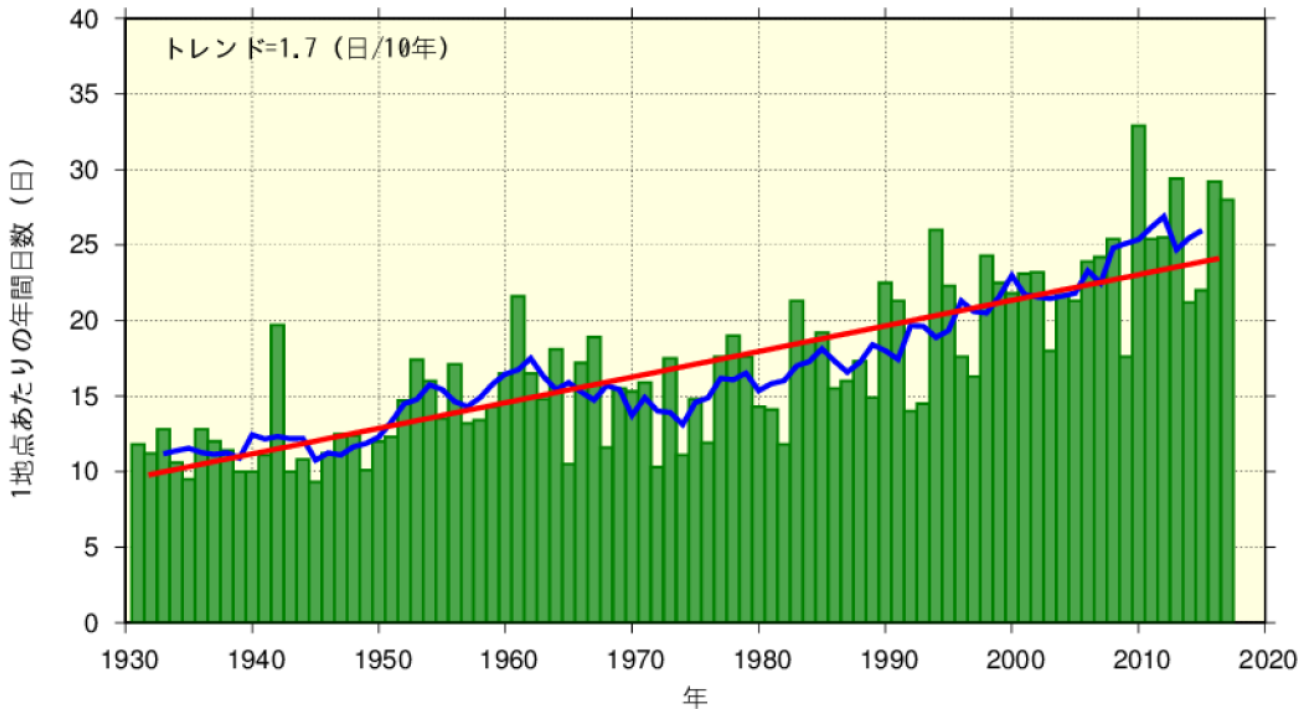
注1. 基準値（0.0°C）は、1981～2010年の30年間の平均値

注2. 国内15地点→網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、多度津、宮崎、名瀬、石垣島

図：日本の平均気温の変化の状況（年平均気温偏差の経年変化）

出典：気候変動監視レポート2018

[13地点平均] 日最低気温25℃以上の年間日数（熱帯夜）



【 凡 例 】

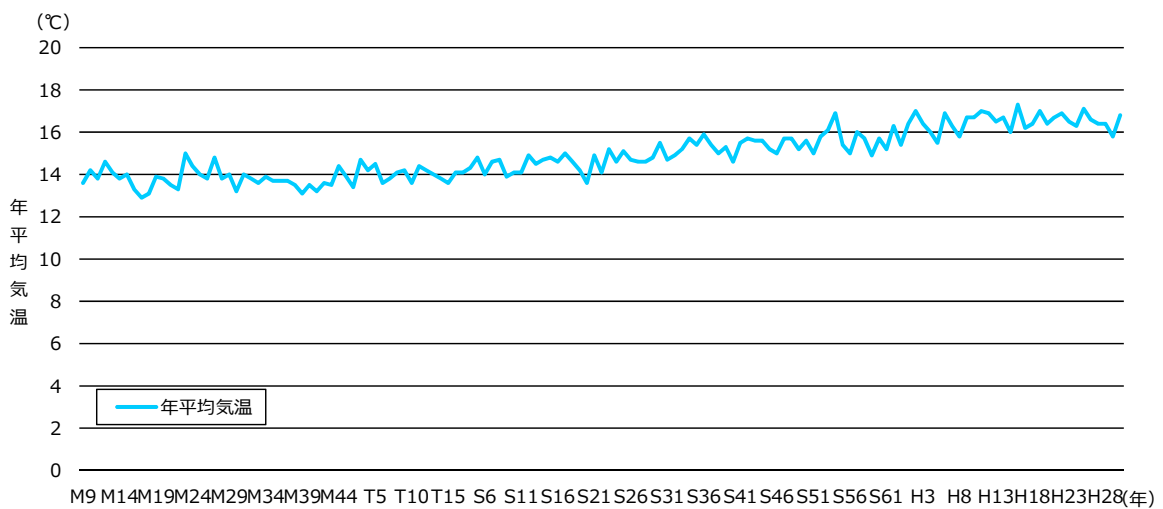
- : 年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値（1地点あたりの年間日数）
- : その年と前後2年を含めた5年間について平年差との平均をとった5年移動平均
- : 平年差の長期的傾向を直線として表示したもの

注1：国内13地点→網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、銚子、境、浜田、彦根、多度津、名瀬、石垣島

注2：宮崎、飯田は移転による影響を除去することが困難であるため除外して検討

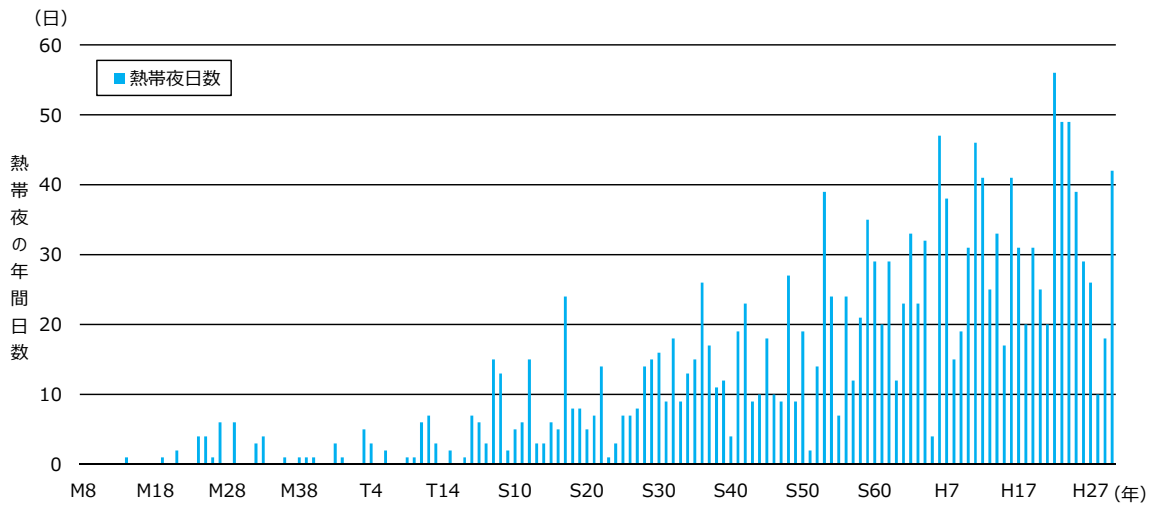
図：日本の熱帯夜の年間日数の経年変化（日最低気温25℃以上の年間日数）

出典：気候変動監視レポート2018



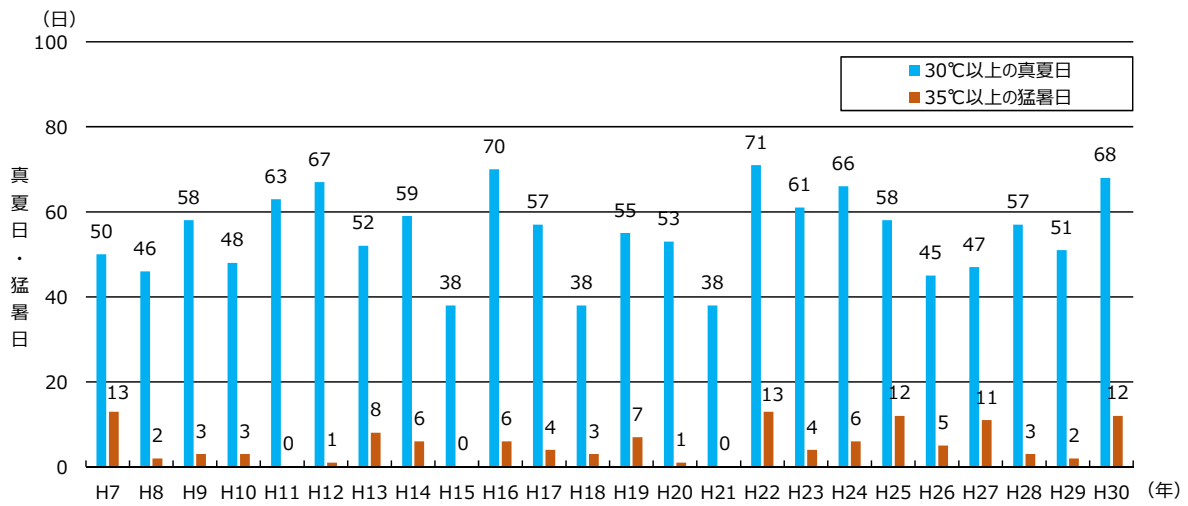
図：東京都の年平均気温の推移

出典：気象庁気象データを基に作成



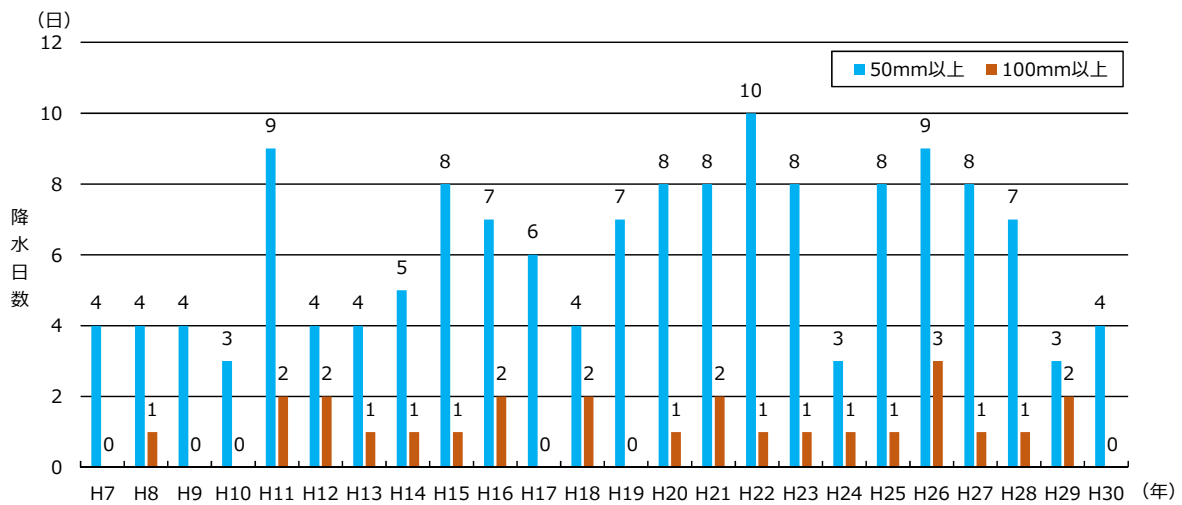
図：東京都の熱帯夜の年間日数の推移

出典：気象庁気象データを基に作成



図：東京都の30℃以上の真夏日・35℃以上の猛暑日の推移

出典：気象庁気象データを基に作成



図：東京都の50mm以上・100mm以上の降水日数の推移

出典：気象庁気象データを基に作成

2-5 : 都市環境

(1) 現状

世田谷区が農村から東京近郊の住宅地へと様相を変えていくのは、大正から昭和初期にかけてであり、鉄道開通を契機に住宅地が形成され始め、関東大震災後に人口が急激に増え、市街化が進みました。昭和初期には区画整理が始まり、終戦後は区内の軍事施設の跡地が住宅団地などへ転換しました。その後、高度経済成長期や、東京オリンピックを契機に道路やインフラといった都市基盤の整備が一挙に進みました。

このように市街化が進む中でも、特に区の西部を中心に農地が守られてきました。区画整理された住宅地には比較的大きな敷地の宅地が形成されるなど、住宅都市世田谷の特徴ある風景がつけられてきました。一方で、基盤整備が行われずに市街化が進んだ地域では狭い道路が多く、木造建築物が密集する地域もあり、防災面を強化するための街づくりを進める必要があります。

世田谷区の土地利用は、総面積（5,804.9ha）のうち、建物の敷地として利用されている「宅地」が区全体面積の66.9%、「非宅地」が33.1%を占めています。宅地の利用用途としては住居系が最も多く、宅地の74.8%、区全体面積の50.1%を占めており、住宅都市としての特徴を色濃くしています（世田谷の土地利用2016より）。

近年は新たな市街地形成は落ち着きを見せる中、都市機能の更新と併せた街づくりを進めています。二子玉川駅周辺では、市街地再開発事業と併せて交通広場を含む道路や公園が整備され、区内外から多くの来街者が訪れるようになりました。小田急線沿線では、連続立体交差事業による開かずの踏み切り問題の解消とともに、駅周辺を中心とした街づくりを進めてきました。下北沢駅を中心に一部地下化された箇所では、上部空間の新たな街の魅力創出に向けた検討・整備を行っています。現在は小田急線に続いて行われている京王線連続立体交差事業や東京外かく環状道路・東名ジャンクションの整備に伴い、地域特性に応じた周辺の街づくりが進められているところです。

宅地の細分化の進行に対しては、敷地の最低規模の制限区域を拡大し、対策を強化しています。一方、宅地化による農地の減少は継続して課題です。

また、大規模な低未利用地が高度利用のマンション等に土地利用転換が行われる場合や、建築基準法の改正や建築技術の向上等でこれまで不可能だった規模・形状等による建築計画が行われる場合など、住環境の変化に対して周辺住民と事業者の間でトラブルとなるケースがあります。新たな建築行為や機能更新がより環境に配慮したものとなるよう、各種条例・制度を活用しながら、機を逸することなく様々な角度で誘導していくことが必要です。

前期計画で設定した環境指標を見ると、目標値の達成に向けて順調に推移していますが、今後も引き続き取組みを進めていくことが求められています。

◆環境指標（前期計画）

項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
地域風景資産の選定 ・風景づくり活動の支援	86箇所	選定箇所増	新規選定箇所なし (活動支援、地域風景資産課題整理)
駐輪場整備件数	111箇所	116箇所	138箇所
コミュニティサイクル* ポート数	4箇所	7箇所	7箇所
コミュニティバスの数	9路線	10路線	10路線
都市の骨格となる道路 ネットワークの整備延長 (幹線道路及び地区幹 線道路の完成区間の延 長)(整備率:完成延長/ 計画延長122.7km)	58.6km (48%)	—	59.2km (48.5%)
開かずの踏切解消 (京王線沿線まちづく りの推進)	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併せ た側道の実施設計施工 等	京王線連続立体交差事 業に伴い区が実施する 側道の整備110m

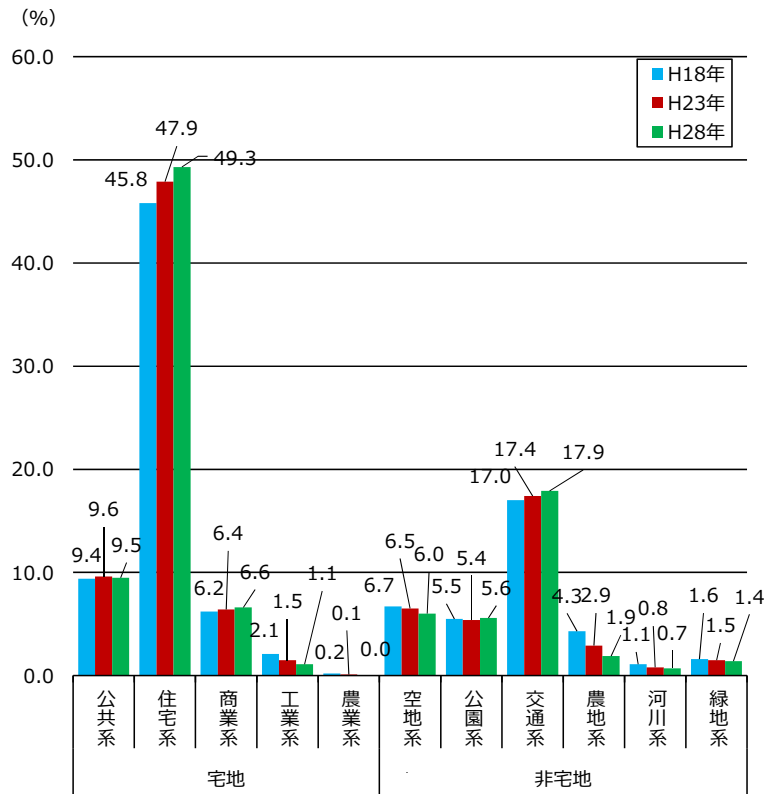
(2) 課題

世田谷区では、道路率や平均幅員が区部全体の平均を下回っており、区民の日常生活を支える道路ネットワークを計画的に整備していく必要があります。また一部の地域では細街路が残り、老朽木造家屋が密集し、建替えが進まない状況があり、防災面の向上が求められています。

宅地の細分化、建物棟数密度の上昇、宅地化の進行などに伴う農地の減少が続いており、良好な住宅都市とするため、みどりと安らぎのある住みやすいまちづくり、世田谷らしい風景の保全に努め地域特性を活かした魅力あるまちづくりが必要です。

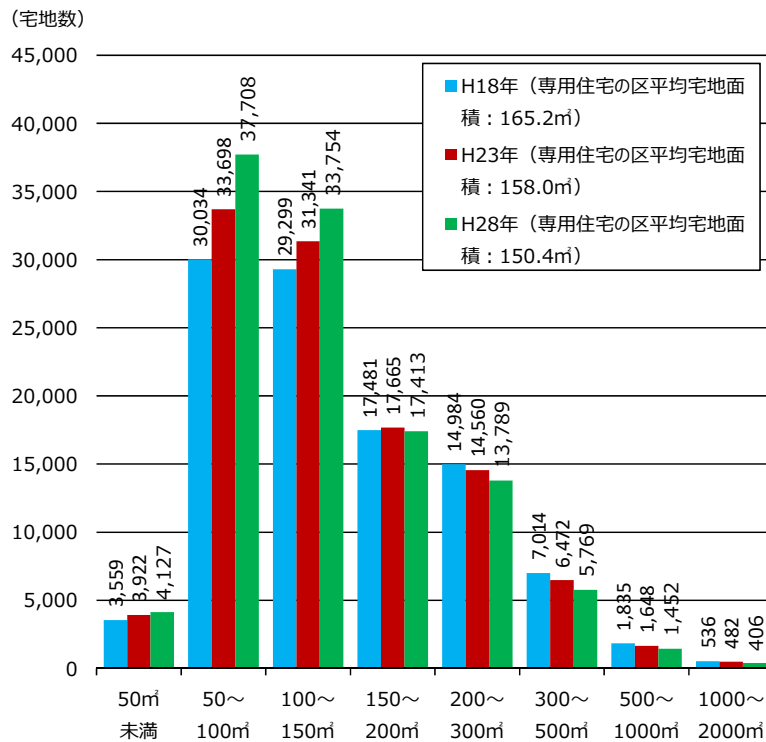
連続立体交差事業や東京外かく環状道路整備など、都市機能の更新を機に街づくりを進めることで、街の課題の改善を図るとともに、環境に配慮した施設整備を促進し、地域特性に応じた良好な都市環境の創出に努めていくことが必要です。

また、建設行為の際には、住環境の整備に関する条例による壁面後退や環境空地等の誘導、みどりの計画書・緑化地域制度によるみどりの創出や既存樹木の保全、環境配慮制度に基づく太陽光・太陽熱等のエネルギーの有効利用など、開発によって直接的な影響を受ける地域の環境に対する配慮を開発事業者等に引き続き要請していくことが必要です。



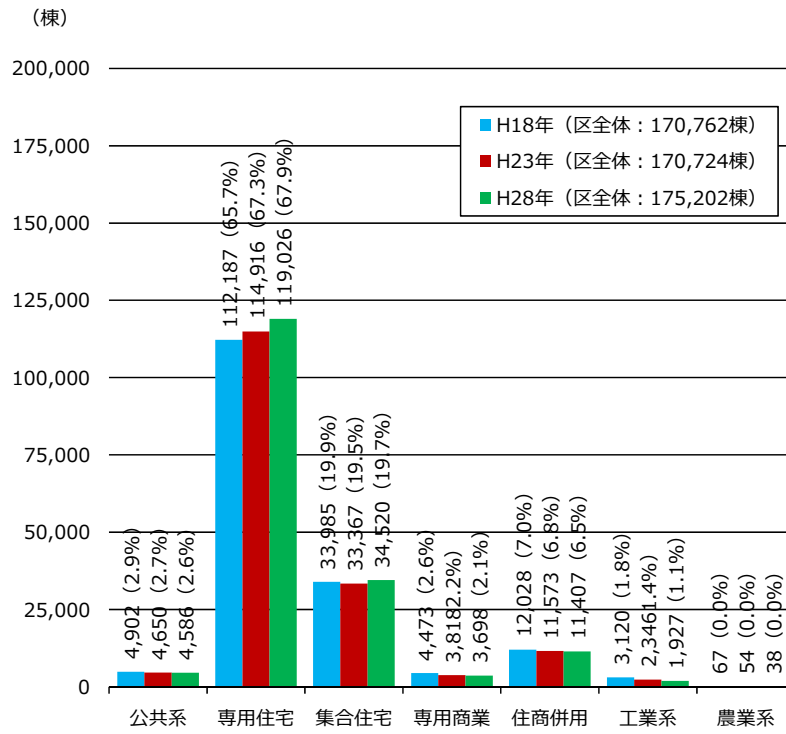
図：土地利用構成の推移

出典：世田谷の土地利用2016



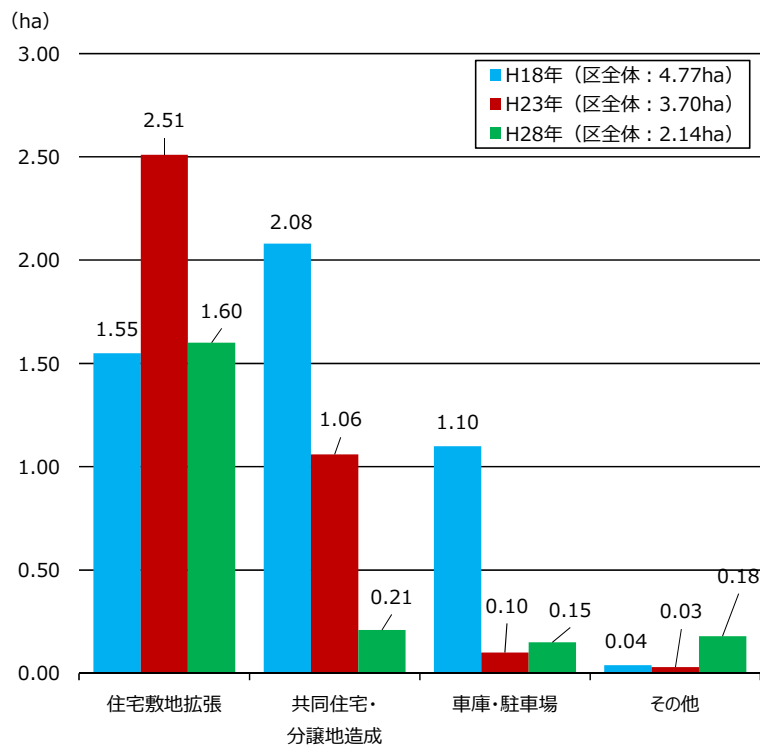
図：宅地規模別宅地数（専用住宅）

出典：世田谷の土地利用2016



図：建物棟数の推移

出典：世田谷の土地利用2016



図：農地の転用目的

出典：世田谷の土地利用2016

2-6 : 生活環境

(1) 現状

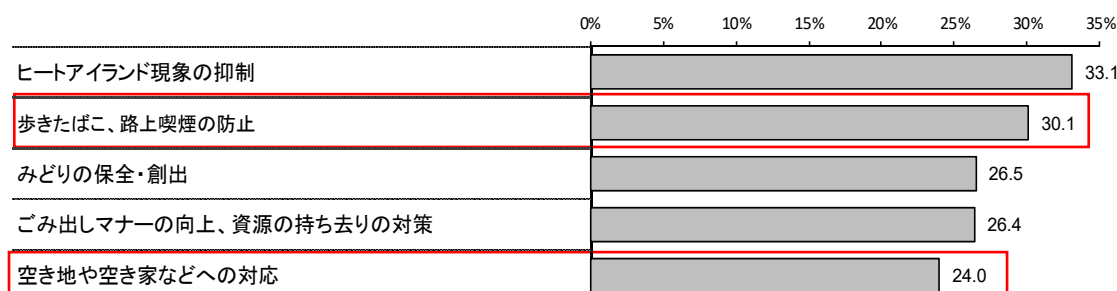
公害は、従来対策の重点が置かれてきた「典型7公害」(騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染)のほかに、アスベスト*、ダイオキシン類*など、新たな公害が認識されるようになってきました。区内における二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、河川BOD*の環境基準の達成状況について、2018年度(平成30年度)末現在で100%の達成率となっており、良好な大気及び水質の環境が保たれた状態となっています。

路上などの公共の場所への空き缶や吸い殻のポイ捨てや、路上での喫煙、落書きも、快適で暮らしやすい生活環境の確保における重要な問題です。環境美化について、区は2018年度(平成30年度)4月にたばこルールの内容を盛り込んだ「世田谷区環境美化等に関する条例」を制定し、同年10月より区内全域の道路・公園での喫煙を禁止するとともに、歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーンを実施して啓発活動に努めています。さらに、管理が不全な住居等への対応など、快適で暮らしやすい生活環境の確保に向けた各種対策に努めています。

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」(2018年度(平成30年度)実施)の結果を見ると、喫煙対策をはじめ、空き家などへの対応、きれいな空気や水・土壌の確保など、区民の生活環境に対する関心は高いことから、引き続き地域の生活に密接に関係する環境の保全に努めていくことが求められています。

また、「街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加」では、「これからやりたい」が47.3%と高くなっています。

前期計画で設定した環境指標を見ると、監視・測定している環境基準等の目標を達成していますが、今後も引き続き取り組みを進めていくことが求められています。



図：世田谷区の環境に期待することについて(上位5つ)

出典：世田谷区環境に関する区民意識・実態調査(2018年度(平成30年度)実施)

◆環境指標（前期計画）

項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川BODの環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数	50回	70回	202回

（2）課題

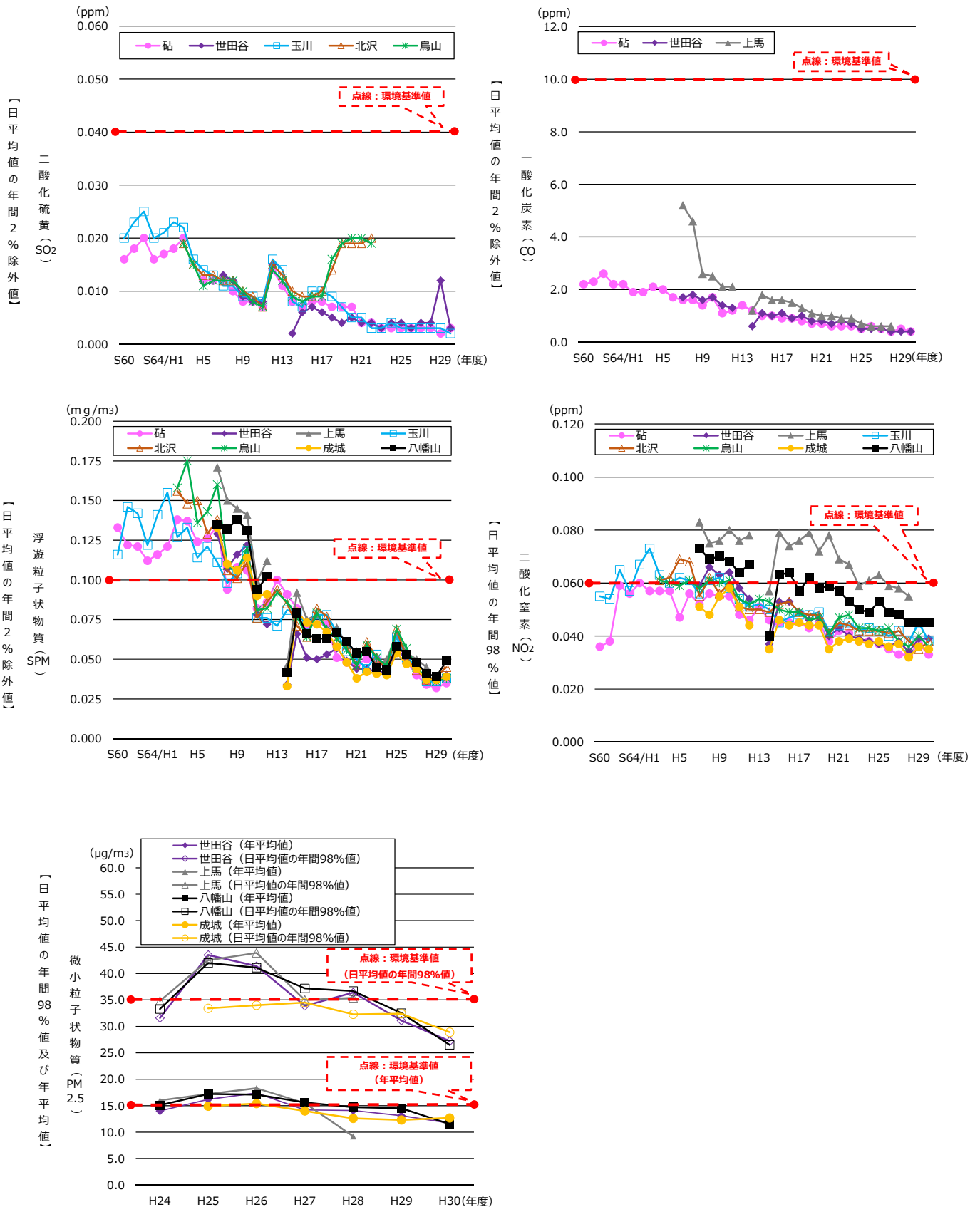
大気、水質は改善傾向にありますが、監視・測定を継続するとともに、今後も改善に向けた一層の取組みが必要です。また、健康被害を引き起こすダイオキシン類などの化学物質やアスベストなどの新たな公害への対応とともに、事業所等への公害の防止に向けた指導などを行っていかねばなりません。

さらに、海洋におけるマイクロプラスチック*汚染を防ぐため、使い捨てプラスチックの抑制、散乱ごみの回収の強化を図る必要が高まっています。

ポイ捨て防止の普及啓発、まちの清掃や緑化活動など、環境美化活動においては、区だけでなく町会、自治会、商店街、学校や大学、企業、地域ボランティア等の協力を得て、地域の美化・緑化活動をはじめ、ごみゼロデー・環境美化啓発キャンペーンの継続的な実施により、きれいなまちづくりに努めていかなければいけません。

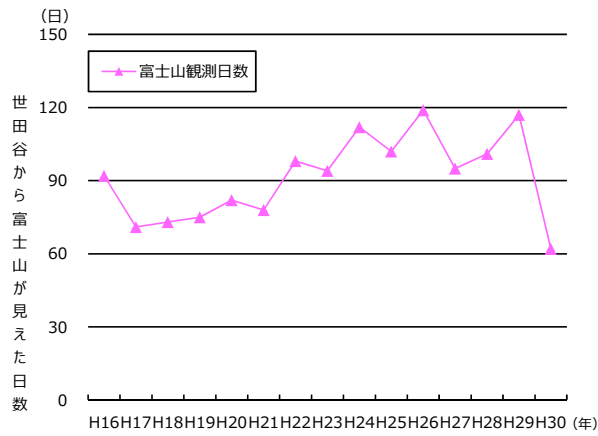
また、地域での環境美化活動への参加のきっかけとなる、誰でもボランティアとして気軽に参加できる活動紹介に関する情報発信や、クリーン作戦ボランティアの募集などを行う仕組みづくりに努めていくことが求められています。

管理不全な状態の空家については、「世田谷区空家等対策計画」に基づく情報収集、発生抑制、適切な管理・流通の促進等に取り組むことで、地域における生活環境の保全と向上に努めていく必要があります。



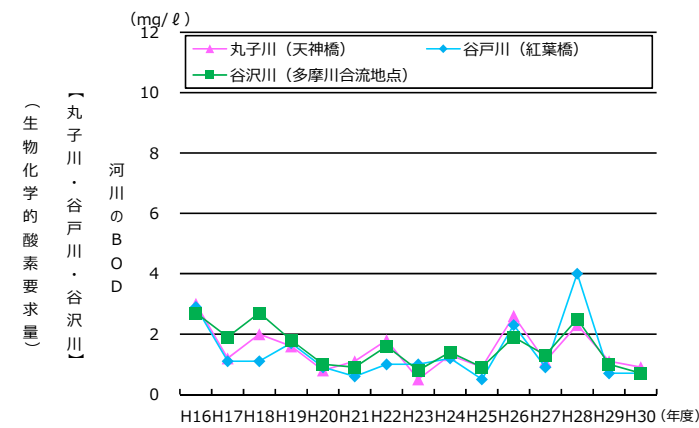
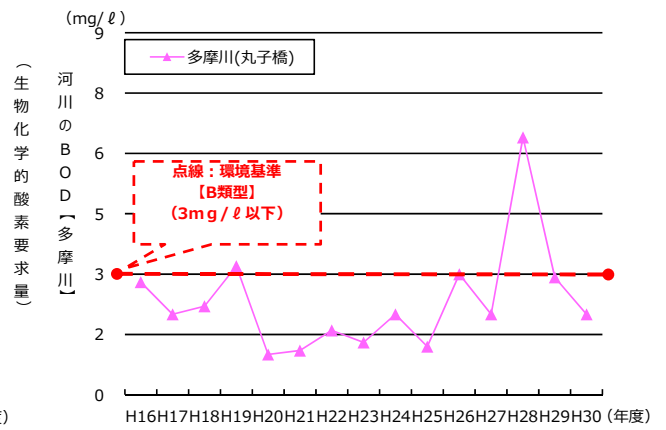
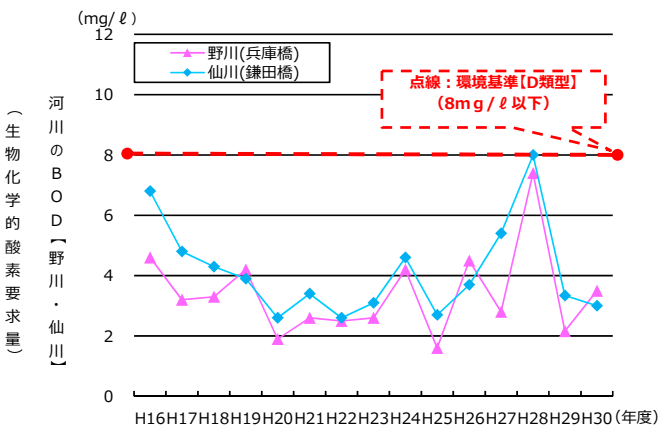
図：大気汚染物質の経年変化

出典：せたがやの環境 令和元年度



図：富士山の見えた日数

出典：せたがやの環境 令和元年度



図：河川のBODの経年変化

出典：せたがやの環境 令和元年度

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

2-7 : ごみ減量・資源循環

(1) 現状

ごみ問題については、ごみを「適正に処理する」、さらには「リサイクルする」というだけではなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、ごみは資源・エネルギーの一つとして認識されるようになりました。また、「持続可能な社会」の実現のため、ごみの減量や資源の有効活用に取り組むことはますます重要となっています。

こうした背景のもと、国による循環型社会形成の取組みが進められる中で、自治体における資源分別を前提としたごみ処理の取組みが定着してきました。

世田谷区では、2000年度（平成12年度）に清掃事業が東京都から23区へ移管されたことにより、以前より区が担ってきたリサイクル事業と併せて、ごみ収集についても区が行うこととなりました。

2015年（平成27年）には、新たな「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生や排出の抑制をより一層進めることで、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会の実現」をめざした取組みを進めています。区内の人口や世帯数は増加していますが、ごみの収集量と区民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、区民・事業者のごみの排出抑制や資源の有効利用をはじめとする各種取組みが浸透してきていると考えられます。また、「大学・事業者と連携したごみ減量プロジェクト」では、区民・事業者・NPO・大学などの各主体が持つ情報を集約し、ごみ減量に向けた啓発を実施し、清掃・リサイクル関連施設であるエコプラザ用賀・リサイクル千歳台で普及啓発に関する取組みを実施しています。

一方、まだ食べられるのに廃棄される食品や食材の削減など、食品ロス対策をはじめとしたごみの発生抑制行動をより一層促していくことも求められています。

(2) 課題

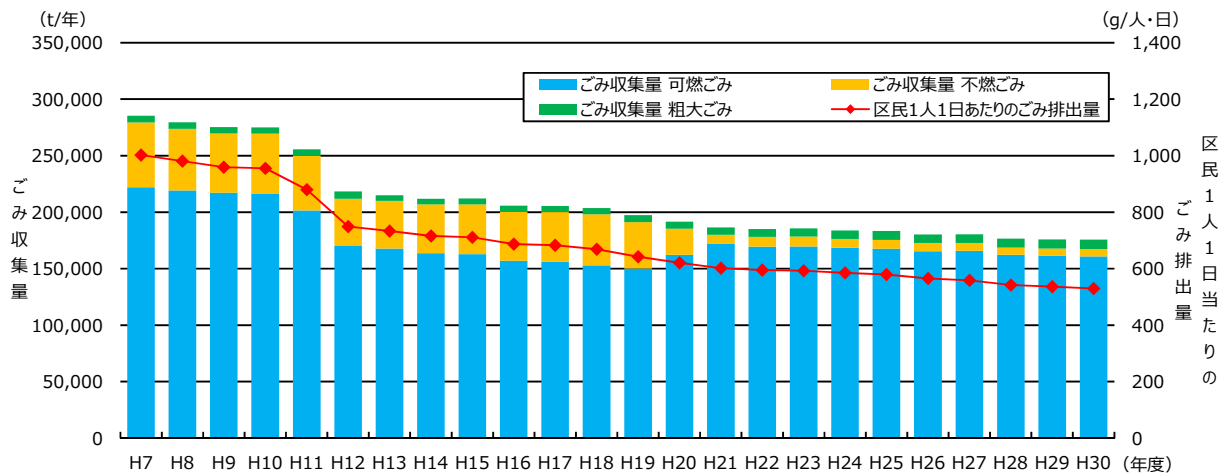
東京都の最終処分場の容量には限界があるため、各種イベント等におけるフードドライブ*などの啓発活動の実施をはじめ、食品ロス、レジ袋や容器包装などのプラスチックごみの削減に関する教育等を充実させ、区民・事業者に対して不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動を促進し、ごみの発生・排出抑制をさらに進めていかなければいけません。

また、資源の有効活用を進めるため、SNS等のソーシャルメディアを活用した啓発活動を実施することで、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化可能物の分別の徹底とリサイクルに向けた取組みを促していくことが求められています。

前期計画で設定したごみの排出量に関する環境指標を見ると、目標達成していますが、今後も引き続き取組みを推進していくことが求められています。

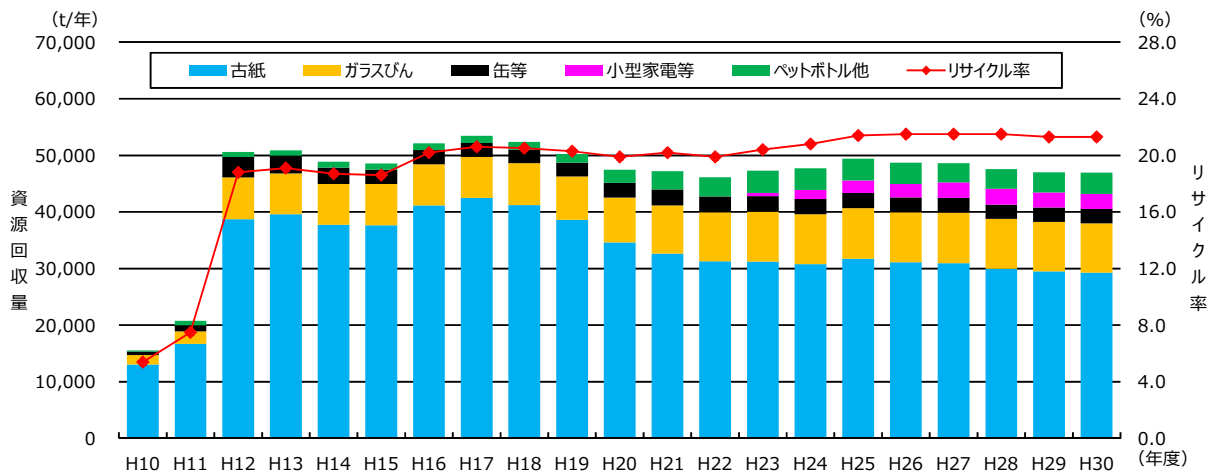
◆環境指標（前期計画）

項目	策定当時 実績 2014年度 (平成26年度)	前期計画における 目標値2019年度 (令和元年度)	実績 2018年度末 (平成30年度)
区民1人1日当たりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	530g/人・日



図：ごみ収集量の推移

出典：世田谷区清掃・リサイクル事業概要2019



図：資源回収量の推移

出典：世田谷区清掃・リサイクル事業概要2019

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2-8 : 世田谷区の環境の現状と課題のまとめ

以上のような検討を踏まえ、今回の環境基本計画の見直しに当たっても、前期計画で定めた「世田谷区のめざす環境像」「環境像の指標」及び「5つの基本目標」は維持踏襲し、その具体化を引き続き図ることが適切である、と判断しました。しかし、新しい計画に沿って区民や区の実施を進めていく上では、第2章での評価を踏まえ以下の囲みにあるような視点を重視し、実効ある施策などを行っていくことが重要です。

これらの視点は、第4章における具体的な計画内容に反映しています。その他、区内の地域の特性を活かし、各地区の自然環境や都市施設、建築物の違いなどを踏まえた効果的な取組みの実施についても配慮が必要です。

【後期計画の実施に当たっての重視すべき視点】

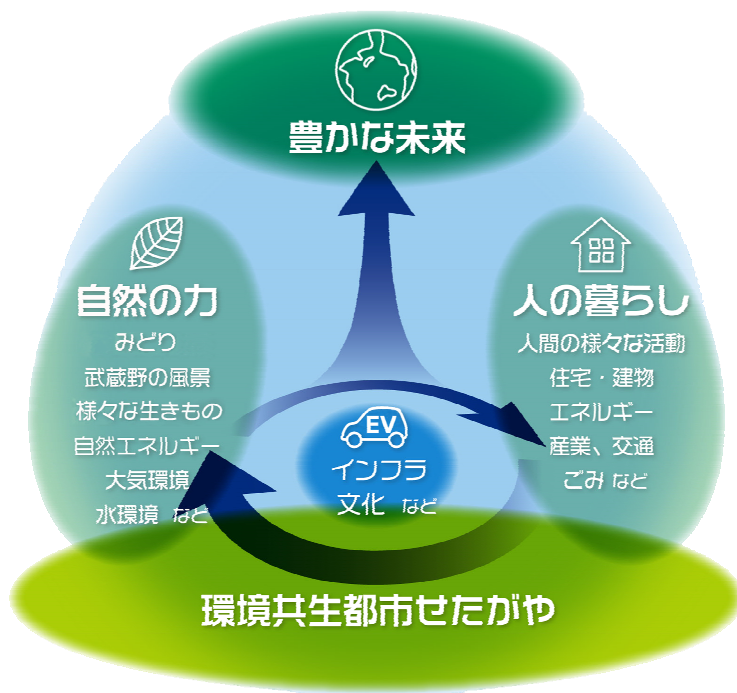
- ◆SDGs（持続可能な開発目標）の考え方の活用
- ◆都市農地の維持保全など、みどりを守り育てる取組みの推進
- ◆脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ◆再生可能エネルギーの一層の普及促進
- ◆地域間連携による環境施策の展開
- ◆次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- ◆海洋プラスチックごみ問題への対応
- ◆住宅の省エネルギー化の促進
- ◆豪雨対策など、グリーンインフラの視点を踏まえた取組みの推進
- ◆ヒートアイランド対策など、気候変動への適応策の推進

第3章 世田谷区のめざす環境像

3-1 : 世田谷区のめざす環境像

自然の力を活かし、また人の暮らしを自然と調和したものにしていくインフラや文化を介在させながら、自然の力と人の暮らしが相互に支え合い、豊かな未来へとつながっていく社会をめざします。

**自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる
～環境共生都市せたがや～**



図：世田谷区のめざす環境像

みどりに恵まれた世田谷区は、都内でも最も多くの人暮らし住宅都市として発展してきました。世田谷区民意識調査において、「世田谷区は住みやすいところだと思いますか」という設問に「住みやすい」と回答された方は、2008年度（平成20年度）以降8割を超えています。しかし、宅地化の進展により身近な自然は失われつつあり、地球規模で進行する温暖化も深刻さを増すなど、私たちの生活を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。

今日の世田谷区の環境をつくり出したのは、他の誰でもなく、ここ世田谷に暮らし私たち自身です。そして、この環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくことは、今に生きる私たちの責務です。そのためには、みどりの保全・創出、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ないライフスタイルの実現、ごみの発生抑制など、多くの課題に取り組まなければなりません。

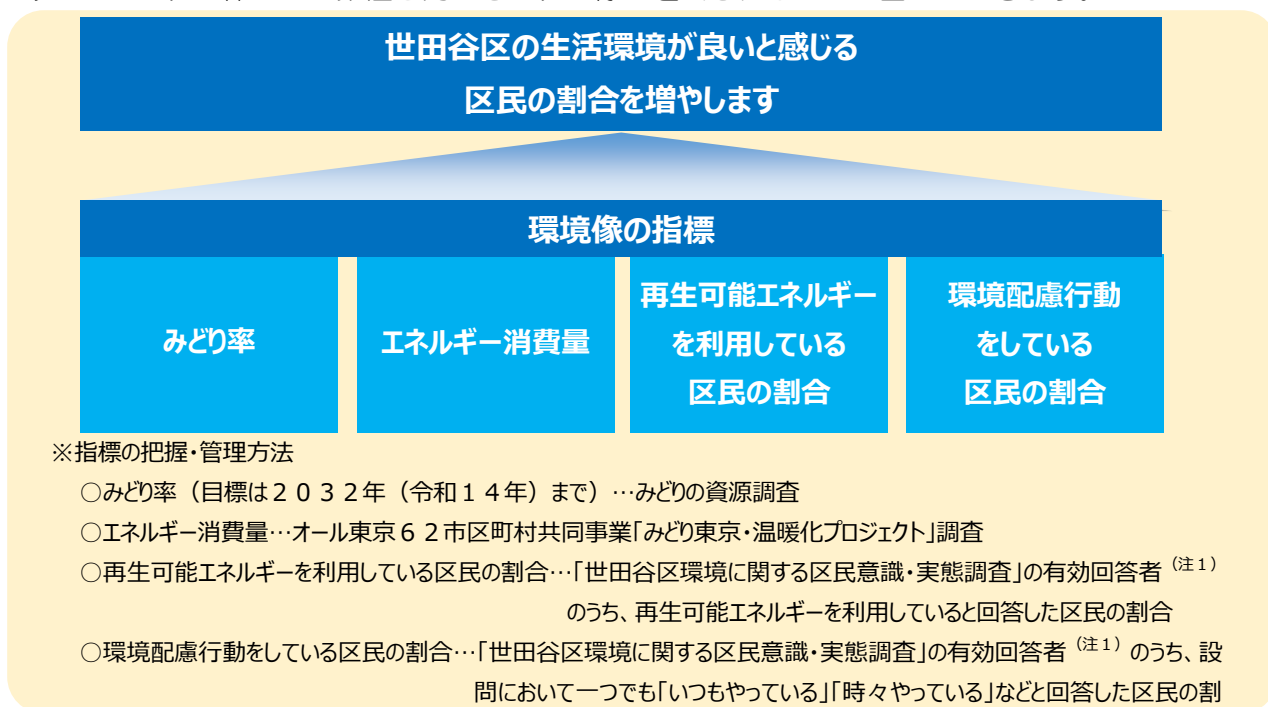
いずれの取組みも、区民一人ひとり、事業者、行政が自らの課題としてとらえ、それぞれの役割分担の中で積極的に行動し、互いに連携し協働しあって進めなければなりません。

この環境基本計画では、『みどりははじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像』を描いています。

そこで、世田谷区のめざす環境像を「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」とします。

- 第1章
- 第2章
- 第3章**
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

この世田谷区のめざす環境像の実現度合いを反映する指標として、今回の計画では、前期の計画を引き継ぎ、「みどり率」「エネルギー消費量」「再生可能エネルギーを利用している区民の割合」「環境配慮行動をしている区民の割合」を用いることとします。これらの指標について、令和6年度あるいはその先の年度について目標となる数値を定めました。区民、事業者、そして区の様々な取組みによって、全体として数値を向上させ、目標が達成されるように図っていきます。



	2015年（平成27年）	2024年（令和6年）
みどり率	25.18% （2016年 平成28年）	29% ^(注2) （2027年 令和9年）
エネルギー消費量 ^(注3)	（2013年度 平成25年度）比 6.2%削減 （2015年度 平成27年度）	（2013年度 平成25年度）比 17.5%削減 （2024年度 令和6年度）
再生可能エネルギーを利用している区民の割合	6.5% （2018年度 平成30年度）	25% （2024年度 令和6年度）
環境配慮行動をしている区民の割合	99.9% （2018年度 平成30年度）	100% （2024年度 令和6年度）

注1：2018年度（平成30年度）に実施した「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」での有効回収率は55.8%。

注2：みどり率の目標は、「世田谷区みどりの基本計画（2018年（平成30年）～2027年（令和9年）」に定める、2027年（令和9年）の目標値29%に近付けていくこととしています。

注3：エネルギー消費量については、前期計画で掲げた目標を達成したため、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における目標値としています。

図：環境像の指標

3-2 : めざす環境像の実現のための取組み

環境問題は、社会経済活動と密接に関係していることから、世田谷区のめざす環境像の実現のためには、「環境・経済・社会」を統合的にとらえて取り組んでいくことが重要であり、様々な関係者とのパートナーシップの構築が不可欠です。

今後の取組みの強化の鍵となるのは、SDGsの考え方の活用であり、世田谷区のめざす環境像の実現に向けた5つの基本目標ごとにSDGsのゴールやターゲットを関連付け、区民、事業者、区それぞれの行動や施策が様々な分野に関連していることを明確にして取り組んでいきます。

「環境・経済・社会」の統合的な向上を基本的な考え方とするSDGsを取り入れ、SDGsを様々な関係者の「共通言語」とすることで、環境分野としての個々の取組みに限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、分野横断的な取組みを促進し、社会の中にある多岐にわたる諸課題の同時解決につなげていきます。特に、「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方や実践を通して、これまで培ってきたパートナーシップをより強化し、区民、事業者との協働によるリーディングプロジェクトを推進します。これまでに例のない災害や、急速に進む経済や社会状況の変化にも対応できるよう地域の力を高めていくことで、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現をめざします。

世田谷区のめざす環境像の実現により、環境をより良いものとし、豊かな未来へつなげるとともに、気候変動や生物多様性など、地球規模の課題の解決にも貢献していきます。

なお、環境分野による取組みが結果として複数の便益に資することにつながるものとして、以下のような例があります。

○住宅の断熱性能の向上によるエネルギー消費量の削減

⇒エネルギーの効率的な利用による温室効果ガス排出量の削減に資することはもちろん、快適に暮らせる住環境を提供することで、高齢者等の健康を守る（ヒートショックの防止など）ことになり、結果として福祉分野と連携した分野横断的な取組みによるマルチベネフィット*を生み出します。

【関連するSDGsの目標】



○みどりの持つ多面的機能

⇒各種生きものに対する快適な空間の提供、まちの良好な景観の形成、気温の上昇の抑制などの様々な効果を発揮すると同時に、雨水浸透などの豪雨対策、地震時における火災の延焼の遅延・防止等をはじめとする災害対策にも結果として貢献することとなります。（グリーンインフラ等）

【関連するSDGsの目標】



○食品ロスの削減

⇒食品ロスを含むごみの減量化は、生産・廃棄に係る資源・エネルギーの削減につながります。食品ロスの削減に向けた、防災備蓄食料の活用や賞味期限が間近の製品の福祉施設等への寄付は、資源の有効利用に資するとともに、資源の大切さを学ぶ教育につながります。世田谷区ではフードドライブを実施しており、家庭で余っている食品等を持ち寄り、集められた食品等は、社会福祉協議会を通じて、子ども食堂や区内の福祉施設等に寄付されます。また、ICT*等の技術を活用した商品の需要予測は、製造事業者等が適正な量を生産することで、廃棄や在庫の削減による経営上の利益を生み出します。

【関連するSDGsの目標】





- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

図：「環境・社会・経済」とSDGsの関係

出典：平成29年度版環境・循環型社会・生物多様性白書

【めざす環境像と各章のつながり】

SDGs (Sustainable Development Goals)

2030年(令和12年)に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」

SDGsへの貢献

第3章 世田谷区のめざす環境像 (P41~47)

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～

世田谷区の生活環境が良いと感じる区民の割合を増やします

環境像の指標

みどり率

エネルギー消費量

再生可能エネルギー
を利用している区民
の割合^(注)

環境配慮行動を
している区民の割合

区民、事業者、行政の行動による環境像の実現

第4章 計画の基本理念・目標及び取組み (P48~109)

5つの基本目標

基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

各主体の環境に配慮した取組み

区民・事業者の取組み

区の取組み

環境行動指針

協働

64の施策と67の環境・取組みの指標

注：「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」の有効回答者のうち、再生可能エネルギーを利用していると回答した区民の割合

17の目標

169のターゲット
(具体目標)



他分野からの恩恵

SDGsにつながる実践行動

区民、事業者、行政
の協働による
環境像の実現

区民、事業者、行政
の協働による取組み

第5章 区民・事業者との協働リーディングプロジェクト（P110～123）

区のめざす環境像の実現に向けて、区民、事業者、区などの主体が連携・協働して、ともに学び、ともに行動する取組みを「協働リーディングプロジェクト」として設定

基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

- せたがやカレープロジェクト
- ちょこっと空間づくりプロジェクト

基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- 全ての家をもっとエコに！

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- 省エネポイントアクション
- エコな消費行動

基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

- 雨水浸透・利用のすすめ

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- みんなのまちのグリーン大作戦

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第4章 計画の基本理念・目標及び取組み

4-1 : 区民・事業者・区に環境に配慮した行動の基本理念と役割

(1) 区民・事業者・区に環境に配慮した行動の基本理念

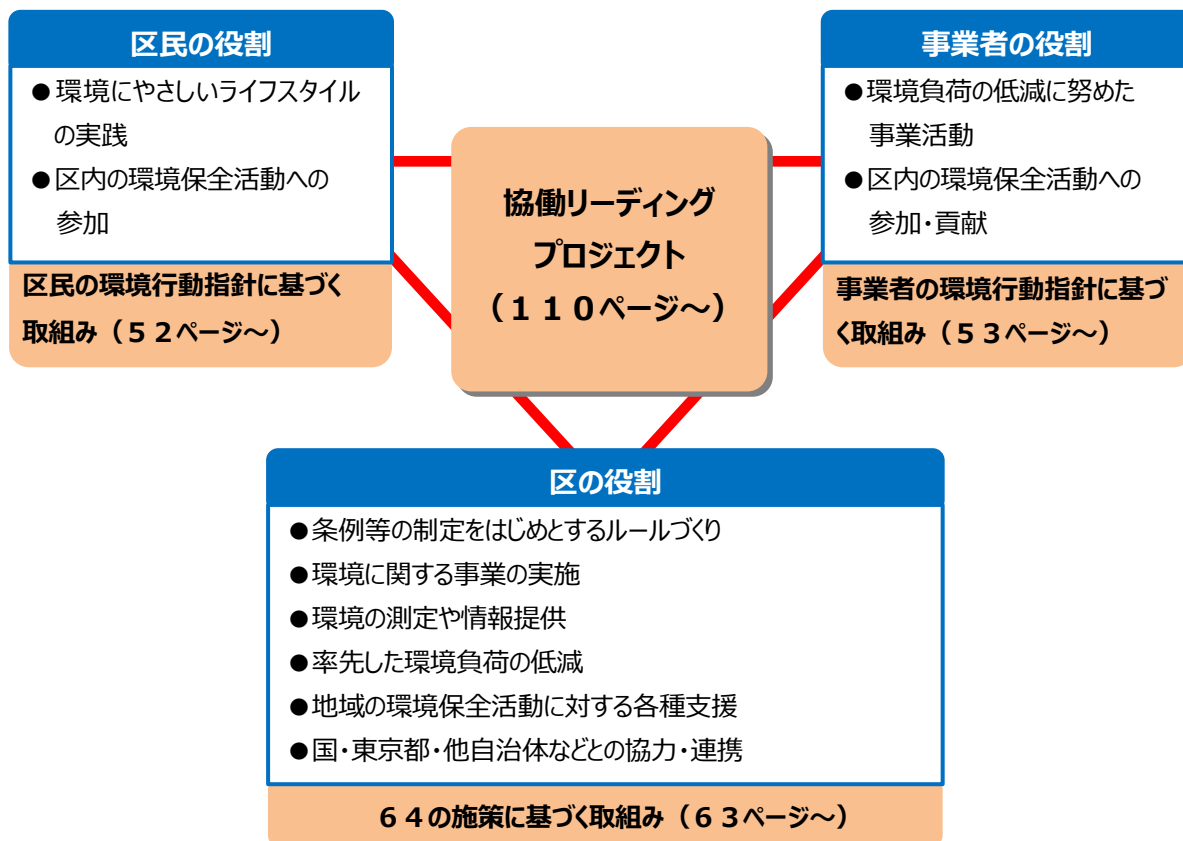
みどりに恵まれた世田谷区を維持し、より良いものとして次世代に継承していくためにも、5つの基本目標を達成し、めざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していかなければなりません。

そのためには、区民、事業者、区それぞれがまちづくりの主役であるという認識のもとに自らの役割を理解し、環境について学ぶことで意識を変えていくことが不可欠です。さらに、それぞれの役割に応じて、環境行動指針や施策を確実に実践していくことが求められます。最終的には、それぞれの取組みをパートナーシップによってつなぎ、互いに連携、協働して取り組んでいくことで世田谷区のめざす環境像を実現するとともに、地球市民としての責任を果たします。

(2) 区民・事業者・区の役割と協働

区民、事業者、区それぞれの役割に応じ、区民や事業者は「環境行動指針」、区は「64の施策」に基づいて取り組んでいくとともに、各主体の協働による取組みとして「区民・事業者との協働リーディングプロジェクト」を進めていきます。

5つの基本目標を達成するための各主体の役割・取組み



4-2：計画の基本目標

世田谷区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現するため、見直しに当たって重視すべき視点（詳しくは40ページ参照）を踏まえ、前期計画を踏襲し、以下の理由から5つの基本目標を設定して取り組んでいきます。

「自然の力」については、東京23区でも豊かな自然を有する世田谷区の特徴を活かしたみどりの保全、創出に加え、これまで区内をはじめ他自治体との連携により導入を進めてきた再生可能エネルギーのさらなる利用拡大、創出を進めていかなければなりません。

また、人口91万人を擁する世田谷区では、人々の暮らしが環境に及ぼす影響は大きく、より良い環境を保全、維持していくためには、省エネルギーやごみの発生抑制などにより、環境負荷の少ないライフスタイルへと転換していくことが不可欠となります。

さらに、環境の観点に加え、全ての社会経済活動の基盤としての観点からも安心して暮らせる地域社会づくりや快適で暮らしやすい生活環境の確保にも取り組んでいかなければいけません。

これらは相互に関連するものであり、世田谷区のめざす環境像を実現するためには5つの基本目標を総合的に達成していく必要があります。

基本目標 1【自然】

みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

基本目標 2【エネルギー】

脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

基本目標 3【ライフスタイル】

環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

基本目標 4【地域社会】




地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

基本目標 5【生活環境】

快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■ 施策の体系

区のめざす 環境像	環境の保全等に関する目標	方針	区民・事業者の 環境行動指針
自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる 環境共生都市せたがや	基本目標 1 【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	1-1 みどりの保全に取り組みます	生きものの保護、農地の保全と地産地消、みどりの保全と創出、風景づくりへの協力、水資源の有効活用など【52～53ページ】
		1-2 地域にあったみどりの創出を進めます	
		1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます	
	基本目標 2 【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	2-1 エネルギーの地産地消をめざします	エネルギーに関する情報の収集・知識の向上、太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギーの利用など【55ページ】
		2-2 全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます	
	基本目標 3 【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	3-1 エコな暮らしを促進します	「COOL CHOICE」によるライフスタイル・ビジネススタイル転換、環境性能の高い機器導入、ごみ発生抑制など【56～58ページ】
		3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます	
		3-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します	
	基本目標 4 【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	4-1 環境負荷の小さいまちをつくります	環境負荷の低い交通手段の利用、雨水の地下浸透、熱中症の予防等の気候変動への適応など【59～60ページ】
		4-2 環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります	
		4-3 地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます	
	基本目標 5 【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	5-1 きれいな空気、水等の環境を確保します	生活環境の向上に向けた意識の向上、ポイ捨て・路上喫煙防止のルールへの遵守、地域の環境美化など【61～62ページ】
		5-2 生活環境を守り、快適なまちをつくります	

区の施策	区民・事業者との協働 リーディングプロジェクト	関連する SDG sの目標	関連する SDG sのターゲット	
国分寺産線・農地等の保全など 【63～65ページ】 公園緑地の整備、風景づくりの推 進など【67～68ページ】 健全な水環境の回復、親水空間の 確保など【70ページ】	■ せたがやカレー プロジェクト ■ ちよこっと空間づ くりプロジェクト	  	■ 15. 1 ■ 15. 5 ⇒ 52ページ	第1章
再生可能エネルギーの地産地消の 推進、水素社会に向けた取組みな ど【72～73ページ】 交流自治体等との連携による再生 可能エネルギーの利用拡大など 【76ページ】	■ 全ての家をもつ とエコに！	  	■ 7. 2 ■ 9. 4 ⇒ 55ページ	第2章 第3章
環境教育推進、海洋プラスチック への対応など【79～81ページ】 環境に配慮した住宅リノベーションの 推進など【88～89ページ】 2Rの促進、食品ロス削減など 【92～93ページ】	■ 省エネポイントア クション ■ エコな消費行動	    	■ 4. 7 ■ 7. 3 ■ 12. 3 ■ 12. 5 ■ 12. 8 ⇒ 56ページ	第4章 第5章
大規模建築物等における環境配慮 の推進など【96～97ページ】 歩行者・自転車を主役とした交通の 促進など【99ページ】 グリーンインフラとしての施設整備など 【101～102ページ】	■ 雨水浸透・利用 のすすめ	  	■ 11. 2 ■ 13. 1 ■ 13. 3 ⇒ 59ページ	第6章
汚染物質の監視・調査、放射性物 質対策、農薬の適正使用の啓発と 実施など【105～106ページ】 「たばこルール」等による環境美化の 推進、空家等の適切な管理など 【107～108ページ】	■ みんなのまちの クリーン大作戦	    	■ 3. 9 ■ 11. 6 ■ 14. 1 ⇒ 61ページ	資料編

4-3 : 区民・事業者の取組み（区民・事業者の環境行動指針）

世田谷区環境基本計画に定める5つの基本目標を達成し、めざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していくため、区民・事業者は、まちづくりの主演として、区との協働によって地域における環境をより良い持続的なものとしていくことが必要です。

そのため、以下に定める環境に配慮した行動の指針（環境行動指針）に基づき、具体的な取組みを可能な限りそれぞれの立場で実践していくことが望まれます。区としても、取組みの輪を波及させていくために、環境行動指針の内容を広く周知していきます。

なお、区民・事業者の環境行動指針と区の施策との関係を示した一覧を資料編に掲載しています（詳しくは、178～185ページ参照）。

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<15. 1>

2020年（令和2年）までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

<15. 5>

自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年（令和2年）までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

世田谷区は国分寺崖線などを中心に豊かなみどりに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

2032年（令和14年）に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の達成に向け、区民・事業者においても区と協働の上、地域における質の高い豊かなみどりの創出のために積極的に取り組むことで、潤いのあるまちづくりに貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区民

- 地域の身近な自然環境に対する興味と関心を高めます。
- 自然観察会等に積極的に参加し、生きものの保護に努めます。
- 世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。
- 接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。
- 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- 公園等の維持管理に積極的に協力し、地域みんなが気持ちよく利用できるようにします。

【環境行動指針】

区 民	<ul style="list-style-type: none"> □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。 □建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。 □自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。 □雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> □自然観察会等に従業員が積極的に参加し、生きものの保護に努めます。 □世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。 □農業従事者は、農地の維持・保全に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。 □接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。 □敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。 □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。 □建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。 □事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。 □道路や駐車場などの舗装については、透水性を確保するよう努めます。 □雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。

コラム ご存知ですか？せたがやそだち

「せたがやそだち」は、世田谷区内でつくられた、野菜や果実、花を示すブランドです。区内には86.06ha（2018年（平成30年）11月20日現在）の生産緑地があり、小松菜やキャベツ等の野菜や果実、花が生産されています。これらはお近くの直売所やJAファーマーズマーケット等で販売しています。

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップとPRを図るため、区内で生産された野菜や果実、花等に表示するロゴマーク「せたがやそだち」を1999年（平成11年）12月に作成しました。直売所ののぼり旗や買い物袋、野菜を束ねるテープなどにロゴマークを表示していますので、新鮮で安全な世田谷産農産物の目印にしてください。



「せたがやそだち」の
ロゴマーク



「せたがやそだち」のぶどう



「せたがやそだち」の梨の収穫の様子

コラム 雨水利用

雨水の利用方法には、雨水タンクや雨水浸透施設の設置などがあります。

世田谷区では、グリーンインフラ施策の一つとしてこれら雨水タンクと雨水浸透施設の設置助成を実施しており、雨水を無駄なく活用することで、区内の良好な環境の保全に役立てています。

【雨水浸透施設について】

雨水浸透施設とは、たくさんの小さな穴が開いたコンクリート製、プラスチック製のますや管のことを言います。ますや管の周りを砕石で覆う構造になっており、水が通る隙間を人工的に作ることで、住宅の庭や駐車場の舗装によって地中へ浸透しづらい雨水をスムーズに地中へ浸透させる機能を果たしています。こうした雨水浸透施設を設置することで、大雨の際に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制でき、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にもつながります。

また、雨水を敷地内の地下に浸透させることで、地下水が豊かになり、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にもつながります。



雨水浸透ます



雨水浸透管

基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<7. 2>

2030年（令和12年）までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

<9. 4>

2030年（令和12年）までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組みを行う。

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を減らし、自然の力である太陽光、地中熱などを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、小規模分散型のエネルギーの活用が必要です。

そのため、国や東京都の各種補助制度等を活用して再生可能エネルギー設備を積極的に導入するとともに、自然の恵みを活かして創出されたエネルギーの利用に努めることで、住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします。

【環境行動指針】

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □自然が生み出すエネルギーは環境にやさしいことを理解し、太陽光発電や太陽熱利用設備等を設置し、再生可能エネルギーを生活に取り入れます。 □区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。 □エネルギーの生産や消費が環境に悪影響を与えることがあることから、無駄なエネルギー使用を控え、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、エネルギーを効率的に利用します。 □電力の購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力を利用するよう努めます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光発電や太陽熱利用設備等を事業所に設置し、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れます。 □事業所の電力を再生可能エネルギーで賄うなど、自立・分散型エネルギーシステム*の導入を積極的に検討します。 □SDGs（持続可能な開発目標）などを参考に、自社の事業の中で、省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる製品やサービスの開発、普及に努めます。 □従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深めます。 □電力の調達・購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力にするよう努めます。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<4. 7>

2030年（令和12年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

<7. 3>

2030年（令和12年）までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

<12. 3>

2030年（令和12年）までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

<12. 5>

2030年（令和12年）までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

<12. 8>

2030年（令和12年）までに、人々があらゆる場所において持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが求められます。

また、ごみの発生抑制と再使用の2Rの取組みを行い、さらに資源の有効活用を進め、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

【環境行動指針】

区民	<p><input type="checkbox"/>国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。</p> <p><input type="checkbox"/>みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。</p> <p><input type="checkbox"/>浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、入浴等の際には節水に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/>「グリーン購入法」に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めます。</p>
----	--

【環境行動指針】




<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の選択に努めます。 □車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブ*を心がけます。 □徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。 □ルールとマナーを守って自転車を利用します。 □カーシェアリング*を活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用します。 □自家用車買い替え時には、エコカー（ハイブリッド自動車*、電気自動車*、燃料電池自動車*等）の購入に努めます。 □住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。 □省エネ型の照明や給湯機への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池*の導入等、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努めます。 □生ごみの水切り等による減量化等を進め、ごみの発生抑制に努めます。 □マイバッグやマイ箸の利用等により、ごみの発生抑制に努めます。 □使い捨て製品を極力選ばない、詰め替え商品を購入する等により、ごみの発生抑制に努めます。 □買い物際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどを使用しないように努めます。 □生ごみをたい肥化するなど、発生したごみの減量・活用などに努めます。 □着なくなった衣料品は、必要としている人へ譲るか、リユースショップやフリーマーケットを活用するなど、服のまま再利用させます。また、地域で行っている古着古布回収に出すことで資源として循環させます。 □資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努め、循環型社会の形成に努めます。 □地域で行われる古紙（新聞、段ボール、雑誌類、雑紙）、缶、古着古布等の資源回収を支援します。 □公共施設や店舗でのペットボトル、発泡トレイ、紙パック、廃食用油等の資源回収に協力します。 □食材等は必要なものだけを購入し、食べ残しや賞味期限切れの前に消費します。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。 □みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。 □浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、節水に努めます。 □「グリーン購入法」に適合した商品の購入・販売に努めることで、環境に配慮した消費行動を促進します。 □原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めます。 □徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。 □従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

【環境行動指針】

事業者	<p>□「ISO14001*」や「エコアクション21*」等の環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。</p> <p>□省エネ型の照明への交換、古い空調機器や冷蔵設備の更新、蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器の設置や設備機器の効率的な運転に努めます。</p> <p>□一定規模以上の事業者は、法令に定めるところに従い、計画的に省エネや温室効果ガス削減に取り組めます。</p> <p>□建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。</p> <p>□ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。</p> <p>□商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を控えるように努めます。</p>
-----	--

コラム 主な環境負荷の少ない商品に関するマークについて

名称	マーク（例）	概要
エコマーク		<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプI環境ラベル制度で、幅広い商品（物品、サービス）を対象に商品の類型ごとの認定基準を設定、公表しています。</p> <p>（公財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
統一省エネラベル		<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p>
再生紙使用マーク		<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用し、ごみ減量化推進国民会議（現3R活動推進フォーラム）で定められたものです。</p>

出典：環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」

基本目標 4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくれます

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<11. 2>

2030年（令和12年）までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

<13. 1>

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

<13. 3>

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みとともに、温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

そのため、熱中症の予防のための「お休み処」や近年の異常気象に関する情報の収集等に努めることで、気候変動への意識を高めていくことが求められます。さらに、敷地内の緑地等の整備、雨水浸透ますの設置など、短時間豪雨等による浸水対策にも資する取組みを行うことで、グリーンインフラの観点を取り入れた街づくりに地域の一員として積極的に貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区民

- 国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。（再掲）
- 徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。（再掲）
- ルールとマナーを守って自転車を利用します。（再掲）
- 敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
- 住宅等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。
- 熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。
- 接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）
- 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【環境行動指針】

<p>区 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □自宅の花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。(再掲) □みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。(再掲) □住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。(再掲) □世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。(再掲)
<p>事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な開発事業等の際には、環境配慮制度に基づき、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全回復・創出、近隣の気象災害の軽減化への貢献等、環境への配慮に努めます。 □国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。(再掲) □徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。(再掲) □従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。(再掲) □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。(再掲) □オフィスビル等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。 □従業員の熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応できるよう努めます。 □接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。(再掲) □敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。(再掲) □事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。(再掲) □みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。(再掲) □建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。(再掲) □世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。(再掲) □農業従事者は、農地の維持に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。(再掲)

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■関連するSDGsの目標とターゲット



<3. 9>

2030年（令和12年）までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

<11. 6>

2030年（令和12年）までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

<14. 1>

2025年（令和7年）までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。

行政が発信する大気や水質等調査結果に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に向けた意識を高めるとともに、自らも地域の環境を良好な状態に保つ行動に取り組んでいくことが求められます。

また、区と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化の向上に向けた地域における清掃活動等に積極的に参加することで、快適で暮らしやすい生活環境の確保に貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区 民	<ul style="list-style-type: none"> □行政が発信する大気や水質等の調査結果に関する情報に関心を寄せ、生活環境の保全に向けた意識を高めます。 □車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを心がけます。（再掲） □洗剤は適正な量を使う、料理で使った油を紙などで拭き取りそのまま排水口に流さないなど、生活排水の処理に気をつけます。 □静かな環境を守るため、生活騒音（車のアイドリング、音楽鑑賞、楽器演奏、集会など）にも配慮します。 □日頃から近所の人々と地域の環境について、話し合いによるコミュニケーションを図ることで、美しいまちづくりに向けた意識を高めます。 □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
--------	---

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【環境行動指針】

区 民	<ul style="list-style-type: none">□学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。□吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙をしません。□近所のポイ捨てごみの清掃など、地域の清掃活動等に参加・協力し、ごみの捨てられにくい環境づくりを進めます。□空家等の適切な管理に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">□法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。□静かな環境を守るため、工事現場、事業場から発生する事業騒音（建設機械、解体工事、新築工事、工作機械など）にも配慮します。□地域の住民との話し合いの場を設け、円滑なコミュニケーションを図ることで、生活環境に関する苦情トラブルの防止や解決に努めます。□敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）□学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。□吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙の防止に向けた従業員に対する意識啓発に努めます。□事業所の敷地内及び敷地周辺の清掃を実施し、地域の環境の一層の美化に努めます。□きれいなまちをつくるため、地域の清掃活動等へ積極的に参加します。□ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。（再掲）

4-4 : 区の施策

区は、区民・事業者とともに、5つの基本目標を達成し、めざす環境像を実現していくための主体として、施策の着実な推進に取り組んでいきます。施策に取り組むに当たっては、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略）、一般廃棄物処理基本計画などの関連する他の計画との整合を図り、総合的な視点をもって進めます。

なお、各施策については、複数の側面に対して効果を発揮し、課題の解決に資するものもあるため、複数の基本目標に関係する施策については、再掲という形で記載することとします。

また、各施策の進捗状況を客観的に判断するため、区の実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表す、「環境・取組みの指標」を方針ごとに設定しています。

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは52ページ参照）



世田谷区は国分寺崖線などを中心にまとまった樹林地や湧水、河川などの豊かなみどりに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

2032年（令和14年）に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の取組みを中心に、量だけではなく、質の高い豊かなみどりの創出による潤いのあるまちをつくり、安全で快適な都市の環境を守る社会基盤（グリーンインフラ）として次の世代へ引き継いでいきます。

方針1-1 : みどりの保全に取り組めます

国分寺崖線、社寺林、農地、屋敷林等は、世田谷らしさを象徴するみどりです。国分寺崖線を中心としたまとまった樹林地や湧水、河川などの保全に取り組むとともに、区全域に点在している歴史的なみどりとしての社寺林や、環境保全のみどりとして農地を守り、活かし、次世代に向けて世田谷らしさを継承します。

また、多様なみどりの中に鳥や虫などの生きものの住むまちをめざします。

◆ 施策

① 国分寺崖線の保全

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりとなっています。

都市緑地法をはじめとする法制度や「東京都風致地区条例」「世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例」「国分寺崖線保全整備条例」の活用、散策マップ、情報誌、ホームページ、自然観察会等の様々な普及啓発や、区民との協働による保全運動の展開、みどりを守り育てる基金による緑地の確保等により、国分寺崖線の保全を進めます。

学校、企業等の事業者、地域のボランティア団体等と連携し、崖線に生息・生育する動植物等

の生きものを守り育てる活動を拡大するとともに、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。

②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

世田谷区は、国分寺崖線や多摩川などのみどりの軸となる拠点があり、こうした環境には様々な生きものが存在しています。これらのみどりの拠点を活かし、生物多様性の維持と生態系の保持を図ります。

諸制度の活用などによりみどりの軸を保全し、みどりの拠点となる公園緑地において生物多様性に配慮した整備・管理を進め、生物多様性の向上を図ります。みどりの軸とみどりの拠点を、「ひとつぼみどり」運動などにより街なかのみどりでつなげることで、生きものネットワークを形成します。

さらに、協働リーディングプロジェクトの②『ちょこっと空間づくりプロジェクト』を推進するため、区は生きものモニター制度の実施や、緑化ガイドを活用した生きものにやさしい植栽の普及を通じて、区民との協働を進めます（詳しくは112ページ参照）。

③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全

世田谷のみどりの特徴は、社寺林や屋敷林と古くからの住宅庭園などの民有地に残る身近なみどりが、区全域に点在し、地域の歴史を伝えていることです。

法制度や条例の活用、大規模開発に対する緑地保全方針の策定などにより、社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりを保全します。

さらに、保存樹木の指定、樹木の移植のほか、地域で行うみどりの保全と管理に対する支援に努めることで、地域の歴史を今に伝える貴重なまちの財産として身近なみどりを守り、育てます。地域のみどりを地域で守るため、区と活動団体との協働により、落ち葉ひろいりレーなどを進め、みどりの恵みや落ち葉への理解を地域で共有していく取組みを広げていきます。

④都市農地の保全

世田谷の農地は、農産物の地産地消をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、食育の場、災害時の防災空間や世田谷らしい風景の継承など、多面的な機能を有しています。しかしながら、農を取り巻く状況は、都市化の影響や地価上昇による土地所有コストの増大、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより厳しい状況にあり、区内の農地面積は徐々に減少しています。

こうした状況のもと、農業が世田谷になくしてはならない産業として存続していくために、農と住が調和した魅力ある世田谷農業の実践に向けて、「世田谷区農業振興計画」に基づく施策を展開します。区民に都市農業の必要性への理解を進めるため、区民農園や体験農園、世田谷区農地保全方針に基づき区が農地を取得して整備した農業公園などにおいて、区民が農業体験できる多様な場づくりを進めます。

また、学校給食やマルシェ、飲食店等での世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡大を支援し、「せたがやそだち」を周知することで、区内農業への理解促進を図ります。協働リーディングプロジェクトの①『せたがやカレープロジェクト』において、区民団体、農業関連団体、学校と連携して、「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを行い、区民との協働の中で参加者の生物多様性への関心を高めるとともに、農地や農業の理解促進を図ります（詳しくは111ページ参照）。

さらに、農の風景の保全として豊かな農のある風景を将来に引き継いでいくため、東京都の「農の風景育成地区」に指定されている喜多見四・五丁目地区では、農業振興や農地保全とともに、

樹木の保全、風景の継承、農を活かしたまちづくり等の取組みを進めていきます。

◆主な取組み

項目	担当部
既存樹木の保全支援	みどり33推進担当部
区民参加による身近な生きもの調査	みどり33推進担当部
社寺林・屋敷林などの樹木地・樹木の管理支援	みどり33推進担当部
認定・認証農業者支援	経済産業部
都市農地保全に関する啓発イベントの実施	経済産業部
体験型農園事業の拡充	経済産業部

◆環境・取組みの指標※

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
保存樹木指定本数	1,867本	1,905本（2021年度）
農地面積 ^{（注1）}	85.89ha	80.69ha ^{（注2）}
農業公園の認知率	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注2）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積	86.08ha	79.75ha ^{（注2）}

注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

※環境・取組みの指標とは

施策の進捗状況を客観的に判断するため、方針ごとに設定した指標で、区の取組みの実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表します。

なお、各項目については、基本的に累計の値になりますが、一部単年度実績として記載しているものがあります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

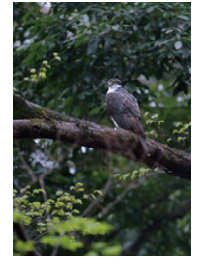
コラム 希少な生きもの

世田谷区は、自然が豊かで、多くのみどりに恵まれていることから、希少な動植物が多数生息しています。希少種としてはアオバズク、オオタカなど、絶滅が危惧されているものをはじめ、カワセミなど、清流に生息する鳥類が確認されています。

また、東京都で準絶滅危惧種に指定されるタマムシなどの希少な生きものが生息しています。



アオバズク



オオタカ

コラム 落ち葉ひろいリレーと落ち葉の再生

落ち葉については、世田谷区内の玉川台二丁目五郎様の森緑地、成城三丁目緑地をはじめ、公園や市民緑地において落ち葉から腐葉土をつくり緑地に戻すほか、花づくりなどの肥料やカブトムシの飼育に役立てています。また、きたみふれあい広場では、落ち葉を集めて落ち葉プールをつくり、子どもたちが落ち葉の感触を楽しみながら遊べる工夫をしています。

春には花や新緑でみんなの目を楽しませ、夏には優しい木陰に涼しい風を吹かせ、秋には紅葉で街を彩ってくれた落葉広葉樹。全ての樹木は二酸化炭素を吸収し酸素を生み出す「命のみなもと」です。

「ごみ（落ち葉）の発生源」ととらえてしまう意識を「みどりの恵みに感謝する」意識へ導くために、恵み物をひろうという意味を込め「落ち葉ひろいリレー」として、活動団体が主体となって、地域で行われている落ち葉ひろいをリレー形式で広げていく活動をしています。2018年度（平成30年度）には43回実施し1,256名の方が参加しています。落ち葉ひろい活動に参加してもらおう実体験を通して、地域のみどりをみんなで大切にしていこうという気持ちの醸成を図っています。



落ち葉ひろいリレーの様子

コラム 生産緑地

生産緑地地区は、農地等の持つ緑地機能に着目して計画的な保全を図り、市街化区域を計画的に整備していくために必要となる公共施設等の用地をあらかじめ確保して、良好な都市環境の形成に資するものです。生産緑地地区内については、生産緑地法により建築物の建築等は原則として制限されています。また、所有者等の意向により生産緑地地区を解除することはできません。ただし、要件によっては、区長に対して買取りを申し出ることができます。

区では、2017年（平成29年）の生産緑地法の一部改正に伴い、いち早く条例を制定し、生産緑地地区の面積要件を500㎡以上から300㎡以上に引き下げ、同時に一団性要件も緩和するなど、農地の保全に努めています。

このような状況の中で、農地の持つ多面的機能を発揮させ、世田谷の農業を振興することを通じて、区内の「農」と「住」が調和した潤いのあるまちづくりに貢献しています。また、生産緑地法に基づく特定生産緑地制度や、都市農地の貸借の円滑化制度を活用し、引き続き農地の保全を図っていきます。



区内の生産緑地

方針 1-2 : 地域にあったみどりの創出を進めます

世田谷区は23区の中で広い面積を有していることから、多摩川・国分寺崖線、住宅地、市街地とそれぞれの地域の特性（詳しくは17ページ「図：エリア区分」参照）を活かしたみどりをさらに増やしていく取組みを進めます。核となる公園緑地を整備するとともに、既存の公園緑地が持つ、みどりの空間などのストックを再生し、活かしていくことも重要です。

また、道路、学校、公共施設の緑化を率先して行い、民間の緑化を誘導します。

さらに、雨水浸透などの水循環を回復しながら、地域の中で、それぞれの取組みを連携させ、一体的なみどりの創出を進めます。

◆ 施策

① 地域にあったみどりの創出

地域のみどり増加の気運を高め、また模範となるよう、公共施設の緑化を推進します。

また、緑化地域制度や条例によるみどりの届出制度、緑化助成制度等を活用し、民有地のみどりの資源維持と創出に努めます。

② 地域住民との協働による公園緑地の整備・維持管理

公園緑地について、区民一人当たり6㎡を確保することをめざすとともに、地域の特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地となるよう整備を進めます。

具体的には、公園緑地の新設、拡張の際には、災害発生時の避難場所としての機能も備えた整備に努めます。また、生物多様性に配慮し、在来種*を用いた緑の植栽と育成、草丈や時期に配慮した草刈方法の工夫、落ち葉溜め造成、ピオトープ*造成などについて、各主体と協働して実施し、身近にみどりとふれあえる質の高いみどりのネットワークを創出します。さらに、公園等の規模や種類に応じて計画から管理、運営までの過程における区民参加を進めます。

③ みどり豊かで住みやすいまちの形成

地区計画制度の活用などにより、地区の特性に応じたみどり豊かな住宅地整備を進めます。また、地区街づくり計画などの活用により、雨水浸透ます・雨水浸透管など雨水流出抑制施設の設置を誘導します。

④ 風景づくりの推進

魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めるとともに、区民に対する意識啓発に向けたイベント等を開催します。

一定規模以上の建設行為等に対し、景観法及び風景づくり条例に基づく届出や協議、風景づくりのガイドライン等のPRにより、魅力的な風景づくりを誘導します。

幹線道路等において、無電柱化の推進による都市景観の向上を図るとともに、街路樹等が豊かに生育するよう適切な維持管理を行うことで、魅力的な風景づくりに努めます。

⑤ 緑化の促進に向けた意識啓発

家庭や事業所等における地域単位での緑化を促すため、緑化講習会の開催や、みどりと花いっぱい活動をはじめ、区有施設等における緑化の実践例や各種補助制度等の紹介に取り組むことで、

区民や、事業者の意識啓発に努めます。また、「ひとつぼみどり」運動におけるシンボルツリー*の植栽をはじめ、生垣や植栽帯の造成、屋上や壁面、駐車場の緑化を促進するとともに、みどりに関するイベントや講習会の実施、みどりのフィールドミュージアムの整備、建築物における良好な緑化の顕彰等により、みどりの保全と創出に向けた気運を一層高めていきます。

◆主な取組み

項目	担当部
公共施設のみどり面積アップ	みどり33推進担当部
新たな公園緑地整備	みどり33推進担当部
生物多様性に配慮した公園の維持管理	みどり33推進担当部
地区街づくりの推進	各総合支所・都市整備政策部
風景づくり条例に基づく建設行為等の届出制度による誘導	都市整備政策部
緑化の普及啓発事業の推進	みどり33推進担当部
屋上・壁面緑化助成	みどり33推進担当部
生垣緑化助成	みどり33推進担当部
植栽帯造成助成	みどり33推進担当部
シンボルツリー植栽助成	みどり33推進担当部
事業用駐車場等緑化助成	みどり33推進担当部
駅と周辺商店街の緑化促進	みどり33推進担当部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
公共施設における緑のカーテン実施施設数	（学校）42校 （その他）64箇所	（学校） 希望校を中心に実施 （その他）64箇所
市民緑地面積	16,878.6㎡	18,078.6㎡ （2021年度）
公園整備面積（新設、拡張）	174.56ha	179.24ha（2021年度）
緑道再生	795m	1,726m （2017～2021年度）
新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積 （4年間の累計）	3,020㎡	43,550㎡ （2018～2021年度）
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数	688本	1,030本（2021年度）
緑化助成件数	1,459件	1,668件（2021年度）

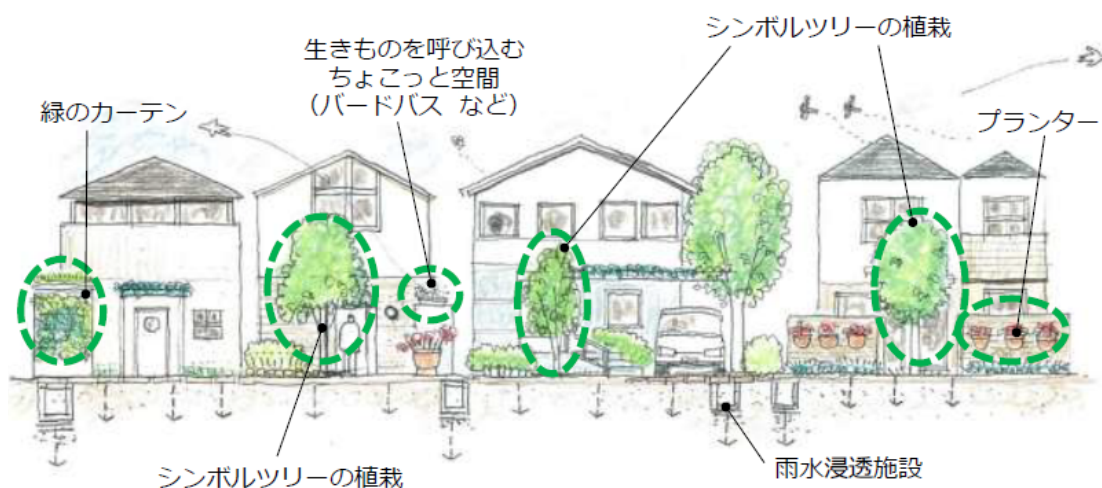
コラム ひとつぼみどり

世田谷区では、通りに面した部分などに、1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどり（ひとつぼみどり）づくりを促進する中で、各家庭や商店街などで生きものを呼び込むための工夫を行う「ちょこっと空間」づくりプロジェクトの実施やシンボルツリーなどの植栽などを行い、みどりの街づくりを推進しています。

たとえば、世田谷区内の戸建て住宅12万戸^(注)において、敷地の角地などに1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどりを創出すると、全体で約39.6haとなります。小さなみどりでも、みんなで取り組むことで、大きなみどりを生み出すことができます。また、小さなみどりでも、木陰をつくり、街の風景を豊かにすることができます。さらに、生きものを呼び込むことのできる空間となるほか、みどりとの新たな関わり方や様々な楽しみ方も生まれます。

このようにみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の涵養、地球温暖化の影響を軽減していくことにもつながるとともに、生垣緑化による震災時のブロック塀の倒壊被害軽減、耐火性のある樹種の植栽による延焼防止など、防災の面からも有効に機能します。

注：（出典）世田谷区土地利用現況調査（2016年度（平成28年度））



図：ひとつぼみどりのイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 1－3：地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

世田谷区は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を基軸とした湧水に恵まれ、区民に親しまれてきました。しかし、近年、市街化の進行に伴い雨水浸透面が減少したことにより、地下水・湧水の水量の減少が見られます。

また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、道路や建物の雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

そこで、グリーンインフラの観点から、地域の水循環を回復し、湧水等の水量の確保や水辺の再生を進めます。

◆ 施策

① 健全な水循環の回復と水環境の改善

道路や駐車場など、区有地のなかで、舗装の必要な箇所については透水性舗装を拡大します。また、雨水浸透ます、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置促進、広域の上流域の自治体と連携した流域対策などにより、豪雨による河川の氾濫や、街なかにおける道路等の冠水対策にも資する水循環の回復を進めます。

環境配慮制度の中では、民間事業者の開発に際して、雨水浸透の確保に努めるよう働きかけを行います。また、下水道事業者である東京都と連携し、河川の水質の改善を進めます。

さらに、協働リーディングプロジェクトの⑥『雨水浸透・利用のすすめ』を支援するため、区としては区民・事業者の雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留への取組みを促進するとともに、区民・事業者との協働を進めます（詳しくは120～121ページ参照）。

② 水辺と緑の一体的な整備による親水空間の確保

河川や湧水などの地域の水資源を活かし、地域に親しまれる空間を整備するため、区民が身近に水とふれあい、水辺の生きものの生息・生育に配慮した生物多様性を支える河川やビオトープの整備・管理を進めます。

③ 災害に備えた水環境の整備

民有地の震災対策用井戸のポンプ設置や修理費用の助成など、継続的な維持管理を支援することにより、災害に備えた水環境の整備（生活用水の確保）を図ります。

◆ 主な取組み

項目	担当部
雨水浸透施設設置の普及推進	土木部
雨水タンク助成	土木部
雨水の活用促進	土木部
湧水保全重点地区内の助成・指導	土木部、みどり33推進担当部
湧水保全重点地区の拡大検討	みどり33推進担当部、土木部
水辺空間の再生	みどり33推進担当部、土木部
民有地の震災対策井戸の維持管理支援	各総合支所、危機管理室

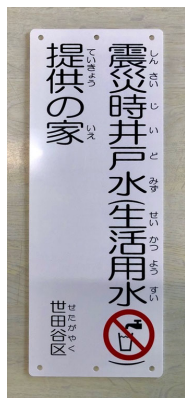
◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
雨水タンク助成件数	531件	711件

コラム 震災対策用井戸

世田谷区では、震災発生時における生活水の確保のため、区民の皆さんが所有している井戸を震災対策用井戸（区内1,373カ所／平成30年度（2018年度）時点）として指定し、看板を表示するとともに、ポンプ設置や修理費用の助成など、継続的な維持管理の支援を行っています。

また、公園整備に当たっては、災害用マンホールトイレと井戸、太陽光発電灯、避難しやすい出入口などを設置し、防災機能を高める取組みを進めています。



「震災時井戸水提供の家」の看板



マンホールトイレ用井戸

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標 2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

■ 関連するSDGsの目標（関連するターゲットは55ページ参照）



地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を減らし、自然の力である太陽光、地中熱*などを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要です。

そのため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及に向けて、国や東京都と連携した支援策を充実させるとともに、技術動向を注視し、設置コストと省エネ効果の検証なども重ねながら、公共施設等における再生可能エネルギーの積極的な導入を進め、住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします。

区民の再生可能エネルギーへの関心は着実に高まっています。区はこうした施策を通じて、さらなる意識向上を図り、「再生可能エネルギーを利用している区民の割合」25%の達成をめざします。

方針 2-1：エネルギーの地産地消をめざします

東日本大震災と原子力発電所事故によるエネルギーを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区は「自然エネルギーをたくみに使うまち」を掲げ、区民・事業者とともに再生可能エネルギーの地産地消の取組みを進めてきました。その効果もあり、区民の再生可能エネルギーへの理解は進んでいます。

しかし、エネルギー利用全体に占める再生可能エネルギーの割合はまだまだ少ないことから、引き続き住宅都市としての特性を踏まえ、様々な手法でエネルギーの地産地消を拡大します。

また、2018年（平成30年）7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、2030年（令和12年）のエネルギーミックス*水準における電源構成比率を22～24%とすること等が盛り込まれ、「脱炭素化」を見据えた今後の方向性が示されています。また、2017年（平成29年）12月に策定された「水素基本戦略」では、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置付け、家庭用燃料電池や燃料電池自動車など「水素社会」の実現に向けた取組みが示され、環境性能が高く分散型電源である「水素・燃料電池」の技術が注目されています。

◆ 施策

① 再生可能エネルギーの活用による地産地消の推進

区民、事業者による再生可能エネルギーの普及に向け、民間事業者と連携した普及活動を進めるとともに、太陽熱利用システム、太陽熱温水器などの再生可能エネルギー設備や、太陽光発電システムを活用して行う蓄電池の導入促進を図り、エネルギーの地産地消を一層推進します。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間満了を迎える電力を含め、区内で創出される再生可能エネルギーを利用した電力を、区民、事業者等と連携しながら区内で消費するための仕組みの検討と支援に努めます。

②再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発

再生可能エネルギーの積極的な活用とエネルギーの効率的な利用について、環境学習・環境教育等の機会を通じ、区民・事業者への啓発に取り組みます。また、太陽光発電システムや太陽熱利用システム、蓄電池などに関する国・東京都・区の補助制度が積極的に活用されるよう、情報提供します。

③再生可能エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成

エネルギーの地産地消に向け、区内で活動する団体や産業団体、大学等との連携と取組みを強化するため「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」などで、再生可能エネルギーに関する情報の共有化とネットワークの形成を図ります。

④大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の促進

大規模建築物の建設や開発に当たっては、「環境配慮制度」に基づき建物の規模により太陽光発電設備や太陽熱利用システムの設置、高効率エネルギー設備の導入、省エネ対策等を事業者に対して要請することで、再生可能エネルギーの活用とエネルギーの有効利用を促進します。

⑤公共施設における再生可能エネルギー設備の導入

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めます。

また、地中熱やマイクロ水力等の未利用エネルギー*についても、技術動向を把握し、設置コストと省エネ効果との検証などを行いながら、公共施設での活用について研究します。さらに、地産の再生可能エネルギーを利用する設備を整備することなどを通じ、災害発生時の避難所となる防災拠点としての機能の向上に取り組みます。

現在、整備が進められている本庁舎では、屋上に最大限の緑化を施しながら、できる限りのスペースに太陽光発電設備を設置し、エネルギーの低減を図る計画としており、他の公共施設への再生可能エネルギーの利用拡大についても検討していきます。

⑥世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用

神奈川県三浦市の区有地に2014年（平成26年）3月に開設した「世田谷区みうら太陽光発電所」において区自らが太陽光発電を行い、売電で得られる収益を活用した区民参加型の省エネポイントアクション事業を実施し、区民、事業者と協働した環境負荷の低減を図ります。

⑦水素社会に向けた取組み

水素は、使用時に二酸化炭素を排出せず、製造時にも太陽光発電など再生可能エネルギーと組み合わせることができれば二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化の防止に貢献します。

水素エネルギーの利用拡大と認知度の向上のため、燃料電池自動車等を活用した普及啓発や、移動式水素ステーションの運営を行うとともに、他自治体との水素エネルギーに関する情報の共有化を図ります。

◆主な取組み

項目	担当部
住宅における再生可能エネルギー導入の促進	環境政策部、都市整備政策部
環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実	環境政策部
公共施設における再生可能エネルギー活用拡大	施設営繕担当部、環境政策部
世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用	環境政策部
水素エネルギーの普及啓発	環境政策部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
太陽光発電設備 ^{（注1）} の普及	7,204件	8,955件
環境配慮制度に基づく評価算定書の 星の数 ^{（注2）} 【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
公共施設の太陽光発電導入数	51件	60件（2019年度予定）

注1：2018年度（平成30年度）末現在の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

コラム 固定価格買取制度（FIT制度）

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことです。電力会社が買い取る費用の一部について、電気を利用する人々から賦課金という形で集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より再生可能エネルギーの普及が進むとされています。

対象となる再生可能エネルギーは、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス*」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始める方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

しかし、住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が10年間と定められていることから、2009年（平成21年）11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方は、2019年（令和元年）11月以降、10年間の買取期間を順次満了していくこととなり、これが2019年問題とされています。買取期間が終了した電力については、法律に基づく電力会社の買取義務はなくなりますが、蓄電池や電気自動車等と組み合わせた自家消費または小売電気事業者と相対・自由契約で余剰電力を売電することが可能です。

コラム 水素ってなに？

水素は、水などの多様な一次エネルギーから様々な方法で製造することができ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを利用して水素をつくることで、二酸化炭素を排出せず、脱炭素社会の実現に向けて大きな役割を果たします。具体的には、水素と酸素を燃料電池で反応させると電気と水が発生します。その電気は家庭で使用したり、モーターを回して動く燃料電池自動車、燃料電池バス等に用いられるなどしています。

近年の地球温暖化対策に向けた石炭・石油等の化石燃料を使ったエネルギー源の問題が深刻化する中で、水素は次世代のエネルギーとして国際的にも注目を集めています。パリ協定を契機に、国際的に温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが求められる中、世界各国で水素利用に向けた様々な取組みが進められています。

日本では、2017年（平成29年）12月、世界で初めての「水素基本戦略」を策定し、2050年（令和32年）を視野に水素社会の実現をめざすべく、方向性やビジョンを定めた行動計画を取りまとめました。国内資源が乏しく、エネルギーの大部分を海外に依存する日本にとって、国内での製造が可能な水素はエネルギー安全保障に役立つとともに温暖化対策の切り札になりうると期待されています。

世田谷区では2017年（平成29年）4月、公用車に燃料電池自動車を導入するとともに、同年12月には、世田谷清掃工場敷地内に「移動式水素ステーション」を開設するなど、区内での水素エネルギーの活用を進めています。



移動式水素ステーションと燃料電池自動車

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 2-2 : 全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます

再生可能エネルギーの活用については、太陽光や太陽熱だけでなく木質バイオマスや小水力など、地域の特性を踏まえ全国各地で様々な取組みが進められています。

住宅都市である世田谷区では、区内での再生可能エネルギーの創出には限りがあるため、こうした再生可能エネルギーの資源を豊富に備えている自治体との連携と交流を進めることにより、区内で再生可能エネルギーの活用に向けた機運を高めていきます。

また、電力小売全面自由化*を受け、区民や区内の事業者の小売電気事業者を通じた再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

◆ 施策

① 交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大

群馬県川場村をはじめとする交流自治体等が取り組む木質バイオマス、小水力発電等の再生可能エネルギーを活用した電力事業に対し、区と区民の参加・協力のあり方や方策を検証・検討し、自治体間連携による再生可能エネルギーの活用拡大に取り組めます。

② 交流自治体等とのネットワークの形成と情報発信

世田谷区の取組みについて、交流自治体等への情報発信を行うとともに、「自治体間ネットワーク会議」の開催等により、再生可能エネルギーの活用事例の情報交換と共有を促進する機会を設けることで、再生可能エネルギーの活用の促進に向けた機運を高めます。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

脱炭素社会の実現に向け、国際イニシアチブであるRE100の取組みに賛同し、再生可能エネルギーの導入拡大を検討します。区民や区内事業者等と連携して、エネルギーを使用する需要側から積極的に再生可能エネルギーを選択する取組みや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間満了に伴う電力の区内での活用を進めることにより、再生可能エネルギーの需要拡大と創出につなげていきます。また、区は、区内最大級の事業者であり、かつ、電力消費者であることから、率先して区施設への再生可能エネルギーによる電力の利用拡大に取り組めます。

◆ 主な取組み

項目	担当部
交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大	環境政策部
自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の開催	環境政策部
公共施設等への再生可能エネルギー電力の導入	環境政策部

◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
自然エネルギーの学習会等への参加者数	1,675人	5,000人
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用推進	3自治体	5自治体
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率 ^{（注）}	11.1%	20.0% （2022年度）

注：区全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの比率。

コラム RE100をめざす取組み

RE100（アールイー100）とは、事業運営に使用する電力を太陽光や風力等の再生可能エネルギーによって100%調達することを目標に掲げる企業が参加する国際的なイニシアチブのことで、「Renewable Energy 100%」の頭文字をとっています。

日本国内においても各企業がRE100へ参加しています。国では、環境省が行政機関として世界で初めてアンバサダーとして参画し、脱炭素社会の実現に向けた率先行動の一環として、庁舎・施設の電力消費における再生可能エネルギーの利用比率の向上のため、具体的な方法を検討・実行していく予定です。

世田谷区としても、世田谷区新実施計画（後期）に掲げる、再生可能エネルギーの利用促進・区民や事業者等の環境配慮行動による環境共生都市づくりの推進として区役所本庁舎への再生可能エネルギー100%電力を2019年度（令和元年度）から導入しています。あわせて、区民や区内の事業者の方々へ情報発信し、連携・協力しながら、区内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っていきます。



世田谷区役所 本庁舎



再生可能エネルギー100%電力導入の周知ポスター

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 自治体間連携を進めています

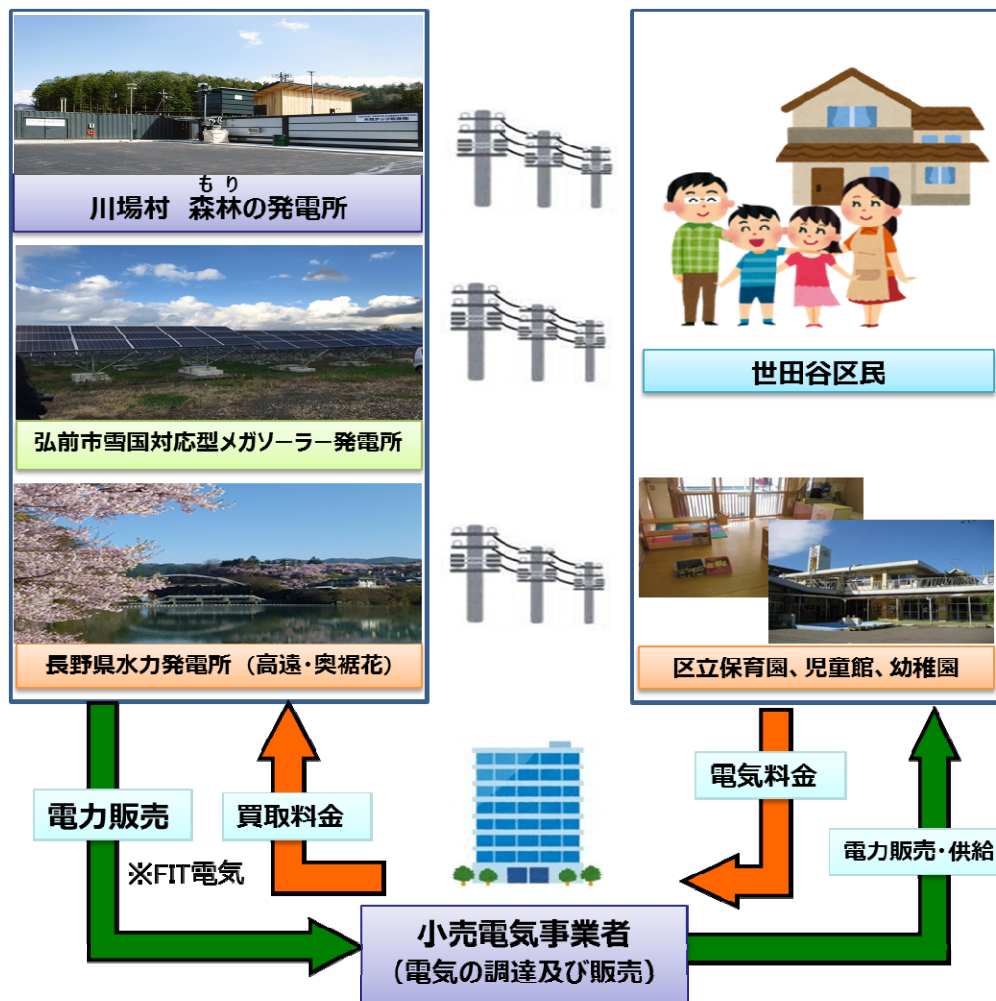
東京23区最大の人口91万人を擁する住宅都市の世田谷区では、再生可能エネルギーの創出方法が主に太陽光発電のため、エネルギーの「地産」が難しいという課題がありました。

一方で、全国の自治体の中には、太陽光をはじめ、水力、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの資源を豊富に備えているところもあることから、世田谷区では、2016年（平成28年）の電力小売全面自由化を受け、これらの自治体で作られたエネルギーを区内で活用する「自治体間連携」の取組みを積極的に進めています。

また、こうした自治体間連携を進めることで再生可能エネルギーの活用促進の気運を高めていきます。

世田谷区が取り組む再生可能エネルギーによる自治体間連携

群馬県川場村における 木質バイオマス発電	区民40世帯へ供給。購入者等を対象とした現地学習会開催 (2017年度（平成29年度）、2019年度（令和元年度）)
青森県弘前市における 太陽光発電	区民60世帯へ供給。購入者等を対象とした現地学習会開催 (2018年度（平成30年度）)
長野県における水力発電	区内の保育園40園、児童館6館、幼稚園8園へ供給 (2019年度（令和元年度）時点)



図：自治体間連携の仕組み

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは56ページ参照）



世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが求められます。

また、ごみの発生抑制と再使用の2Rの取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

方針3-1：エコな暮らしを促進します

温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、日々の暮らしや事業活動の中で、エネルギーを使う家電製品や自動車等の利用を工夫するなどの行動について、それぞれの区民や事業者が取り組むことが重要です。

また、2014年（平成26年）から導入が開始されたスマートメーターは、エネルギーの使用状況を見える化し、最適な利用をサポートする効果があります。

区民や事業者に期待される環境行動を効果的に行えるよう、区としては少ないエネルギーを効率よく利用する方法や環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、環境に負荷をかけないエコな暮らしを促進します。

◆施策

①環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの普及

環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」に関する取組みを推進し、区内における浸透を図ります。省エネ効果の高い電気製品への買い替えやLED照明への切り替え、宅配便の再配達を減らす宅配ボックスの利用、事業所でのクールビズやウォームビズの推進、アイドリングストップをはじめとするエコドライブなど、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発に努めることで、区民・事業所等へ環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ、活動の輪を広げていきます。

住宅や建物に関しても、区内事業者や産業団体等との協働によるセミナー等の実施により、ZEHなど高断熱・省エネ住宅のメリットを区民に分かりやすく発信し、環境に配慮した住宅の普及を進めていきます。

また、使用するエネルギーの総量を削減する取組みとして、協働リーディングプロジェクトの④『省エネポイントアクション』事業（詳しくは116～117ページ参照）をはじめ、環境に関するイベントなどの啓発活動を通じ、区民・事業者による省エネルギーに資する環境配慮行動を広く展開し、環境面や経済面でのPRに努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

②スマートメーターの活用による省エネルギー行動の促進

2014年度（平成26年度）から導入が開始されたスマートメーターの活用によって、省エネルギーに役立つ行動を強化することを通じ、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」を図ります。

主に、電力会社等の取組みについての情報収集や、他自治体の実証実験の成果を参考に、スマートメーターを活用することによって可能となる省エネルギーの取組みの研究を行い、区民への情報提供を進めます。

③歩行者・自転車を主役とした交通の促進

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保を図るとともに、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

また、自転車利用の促進のため、コミュニティサイクルネットワークの拡充、民間シェアサイクル事業者との連携、駐輪場の整備を図り、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行環境の整備を進めます。民間事業者による駐輪場整備も進むよう、条例の附置義務に基づく指導、民営駐輪場の整備助成制度の周知、鉄道事業者や商店街による駐輪場設置への働きかけ等も行っています。

④環境負荷の低い交通手段の普及促進

電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車は、二酸化炭素や大気汚染物質の排出が少なく、環境に負荷をかけない移動手段であるとともに、災害発生時に非常用電源として活用できます。

区は区内最大級の事業者として、電気自動車の導入及び燃料電池自動車の普及啓発を進めます。また、庁有車に電気自動車を導入する場合には、災害発生時の非常用電源として活用します。さらに、カーシェアリング、超小型モビリティ*、電動バイク*など、用途や交通環境に併せた利用方法による環境負荷の低い交通手段の普及を促進します。

⑤環境教育の推進

児童・生徒が地球環境に配慮した行動を効果的にできるように、様々な環境教育を実施していきます。引き続き、学習活動や学校生活という身近なところで自主的・主体的に実践し、家庭や地域に還元できる態度を育成するために実施する「せたがや学校エコライフ活動」を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえ、自然・環境教育に係る学習を実施します。

また、太陽光発電など環境にやさしい設備の区立小・中学校への導入を図るとともに、そうした設備の活用や、ごみ問題、自然環境の保全などをテーマとした各学校での環境教育を推進します。

さらに、子どもたちが楽しみながら環境エネルギーについて学ぶ機会として「環境エネルギー・ラボ」を開催するほか、環境ポスターコンクールを実施し、小学生の環境に配慮した暮らし方への理解と関心を高めます。

⑥事業所における環境配慮の促進

事業所に対し省エネセミナーなどの情報提供等を通じて、事業所における環境に配慮した行動を促します。また、区の環境配慮制度や、その他の環境に配慮した取組みを実施する事業者を奨励する仕組みなどにより、事業者の優れた取組みやその効果について積極的に情報発信し、優れ

たものは顕彰し、世田谷区内での普及に努めます。ごみ減量、省資源やリサイクル等に取り組み、環境負荷を少なくしている小売事業者を応援する仕組みづくりに取り組みます。また、区内中小企業がISOやエコアクション21などの環境認証を取得することへの支援に努めます。

⑦海洋プラスチックごみ問題への対応

近年、世界的な話題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、国は有料レジ袋の義務化方針や、プラスチック・スマートキャンペーンなどの取組みを進めています。区では、こうした国や東京都の施策を踏まえ、「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」により、「区民・事業者への啓発」「プラスチックごみの海洋流出の防止」「プラスチックごみの発生抑制」の取組みを進めていくことなどを通じて、区としての役割を担っていきます（詳しくは87ページ コラム参照）。

また、生分解性プラスチックなど、環境にやさしい製品の開発状況にも注視し、区自ら積極的な利用に努めるとともに、環境に配慮した製品の情報発信により、利用の拡大を図っていきます。

さらに、協働リーディングプロジェクトの⑦『みんなのまちのクリーン大作戦』として、区民・事業者・団体と協力し、使い捨てプラスチックなどの散乱ごみの清掃活動を進めます（詳しくは122～123ページ参照）。

◆主な取組み

項目	担当部
区民・事業者とともに取り組む省エネポイント事業の推進	環境政策部
環境に関するイベントやシンポジウムの実施	環境政策部
エコなライフスタイルについての情報発信	環境政策部
コミュニティサイクルネットワークの拡充	道路・交通政策部、土木部
次世代自動車の区内利用の推進	環境政策部
学校エコライフ活動の推進	教育委員会事務局

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年 度）の目標値
区内の二酸化炭素排出量 ^(注1) 【単年度実績】	2,671千 t-CO ₂ （2016年度）	2,537千 t-CO ₂
省エネポイントアクションの参加世帯数・ 結果報告世帯数【単年度実績】	参加登録 1,077世帯・団体 報告 860世帯・団体 【内訳】 ・2ヵ月コース 参加登録 399世帯・団体 報告	参加登録 1,500世帯・団体 報告 1,350世帯・団体

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

	336世帯・団体 ・3ヵ月コース 参加登録 678世帯・団体 報告 524世帯・団体	
省エネポイントアクション3ヵ月コース 参加1世帯当たりのエネルギー消費量 ^(注1) 【単年度実績】	13.63GJ/世帯	11.78GJ/世帯
エネルギーセミナー・総合相談の 実施回数・参加人数【単年度実績】	4回 292人	6回 480人
環境イベント等の参加人数【単年度実績】	3,120人	3,700人
SNS等を含む区から発信する 環境情報の更新回数【単年度実績】	15回	30回
自転車通行空間 ^(注2) 整備延長距離	19.6km	72.5km
次世代自動車の普及率 ^(注3)	15%	25%
学校エコライフ活動実施校数 【単年度実績】	区立小・中学校全校	区立小・中学校全校

注1：「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度（令和12年度）の目標値を基に算出。

注2：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）。

注3：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

コラム 国・東京都の補助制度

1. 国（2019年（平成31年）4月現在）

国では、環境に配慮した取組みに向け、以下の補助制度等を行っています。

項目	対象者	補助率・上限金額
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	補助対象：非営利法人 間接補助対象：既存戸建住宅を改修する者、既存集合住宅を改修する者	①既存戸建住宅への高性能建材導入：1/3（上限：120万円/戸） ②既存集合住宅への高性能建材導入：1/3（上限：15万円/戸） 【家庭用蓄電池】 ・設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3） ・工事費：定額（上限：5万円/台）を別途補助 【家庭用蓄熱設備等】 設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/台）を別途補助
クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	補助対象：地方公共団体、法人・個人事業主等、個人等	・補助対象車種：燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車*、クリーンディーゼル自動車 ・補助割合：車種・グレードごとに定額

2. 東京都（2019年（令和元年）8月現在）

東京都では、環境に配慮した取組みに向け、以下の補助制度等を行っています。

項目	対象者	補助率・上限金額
蓄電池システム	戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者	・補助率：機器費の1/6 ・上限：4万円/kWh(24万円/戸)
家庭用燃料電池（エネファーム）	戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者	・補助率：機器費の1/5 ・上限：10万円/台(戸建)、15万円/台(集合)
太陽熱利用システム	戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者	・補助率：機器・工事費の1/3 ・上限：6万円/m ² （24万円/戸(戸建) 15万円/戸(集合)）
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）*	戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者	・補助率：機器費の1/8 ・上限：5万円/台
高断熱窓	戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、リース事業者等	・補助率：材料費・工事費の1/6 ・上限：50万円/戸

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 省エネポイントアクション及びモニタリング

区内のエネルギー消費量は、人口増加にも関わらず2002年（平成14年）頃をピークに減少傾向にありますが、温室効果ガスの排出量の約5割を家庭部門が占めており、家庭で使用するエネルギーの総量を削減することが、地球温暖化対策を進める上で急務となっています。

電気・ガス使用量の前年からの削減率に応じて区内共通商品券と交換できる省エネポイントアクションは、区民・事業者の皆さんに、日常生活の中で継続的に省エネルギー活動に取り組んでいただくため、みうら太陽光発電所の収益を活用して、2015年度（平成27年度）からスタートしました。参加者数は増加傾向で、2018年度（平成30年度）は、1,077世帯・事業所が参加しました。

2018年度（平成30年度）から、8・10・12月の電気・ガス使用量を報告する3ヵ月コースを新設しました。従来の参加者が任意に決めた2ヵ月間、省エネに取り組む2ヵ月コースと併せて、参加者全体の電気・ガス削減率や二酸化炭素削減量の変化を継続的にモニタリングし、省エネルギーの進捗状況及び効果を把握する基礎資料としていきます。

平成30年度 参加登録期間 平成30年6月1日～10月31日 先着順で受付中！

「省エネポイントアクション」の参加者を募集しています

電気・ガス使用量を削減して区内共通商品券をGETしよう！

※この事業は、「みうら太陽光発電所」の収益を活用しています。

区では、区民の皆さまの省エネの取組みを支援するため、平成27年度に開始した「省エネポイントアクション」を今年度も実施します。省エネを進める各コースに参加登録して結果をお知らせいただくことで、「省エネポイント」を獲得できます。省エネポイントは、1ポイント＝1円相当の区内共通商品券と交換いただけます。（500ポイント単位）

※区内共通商品券の購入については、平成26年3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を対価としています。

世田谷区

省エネポイントアクションリーフレット

コラム 環境エネルギー・ラボ

「環境エネルギー・ラボ」は、未来を担う子どもたちに、環境やエネルギーについて楽しく、正しく学ぶ機会を提供し、環境への意識を高めることを目的として、世田谷区と、大学やNPO等で構成される環境エネルギー・ラボ実行委員会との共催により、2017年（平成29年）から開催しています。

2018年（平成30年）7月に三軒茶屋で開催した「環境エネルギー・ラボ2018 in せたがや」では、大学・NPO・企業・自治体等の協力のもとに、子ども向け環境エネルギーのワークショップや教育関係者の交流、新しい環境技術の紹介などを行いました。2日間で約3,120名の来場者を得て、子どもたちの環境意識の醸成や、環境にやさしい行動を促進する機会となっています。



環境エネルギー・ラボ公式ロゴマーク



環境エネルギー・ラボの開催当日の会場の様子

コラム 川場移動教室での自然や環境に関する取組みについて

区立小学校5年生の川場移動教室では、「川場の里山入門プログラム」を実施しており、日本の森林・里山の現状や役割についてスタッフからの説明を受けつつ、実際に現地に赴くことで自分の目を通して、“森林を守ることは環境を守ることにつながる”と学んでいます。

また、「川場里山プログラム」の一つとして、日本の林業や間伐材の利用方法について学び、“間伐材を使った箸作り”を体験することで自らが自然保護に貢献していると実感できるよう取組みを行っています。



「川場の里山入門プログラム」の様子



「川場里山プログラム」における箸作り体験の様子

コラム 「健康村里山自然学校」の取組みについて

区民の「第二のふるさとづくり」をめざし、1981年（昭和56年）に群馬県川場村と「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を締結し、区民健康村づくりを進めてきました。1992年（平成4年）から、川場村の環境を区民・村民の共通の財産とし、守り・育てていく活動として開始しました。多くの区民・村民が協働で築き上げてきた自然を守り、里山の魅力を楽しみながら学ぶ事業として活動を行っています。



「健康村里山自然学校」における取組みの様子



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム エコショップ制度

エコショップ制度は、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店等を自治体が認定することにより、小売店等の活動を広く住民に周知し、利用の推奨を図っていく制度であり、いくつかの自治体で導入されています。

多くの自治体では「簡易包装やレジ袋削減の推進」「資源回収の推進」「ごみの減量」といった実施項目を掲げ、一定以上の項目を満たしている小売店等をエコショップとして認定し、認定証やステッカーの交付、自治体ホームページへの掲載等により、住民へのPRを行っています。

各自治体では、この制度の導入により、環境に配慮したライフスタイルの確立を図るとともに、3Rをより一層推進することで資源循環型社会の実現をめざしています。



港区エコショップステッカー

コラム 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは、その性質を利用することで、あらゆる身近なものに使用され、私たちの生活に欠かせないものになっています。一方で、不適正な処理のため、世界全体で年間約800万トンのプラスチックごみが陸から海へ流出していると推計され、このままでは2050年（令和32年）までに、魚の重量を上回るプラスチックが海洋に流出すると予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

2019年（令和元年）6月のG20大阪サミットでは、2050年（令和32年）までにプラスチックによる新たな海洋汚染をゼロにすることを盛り込んだ首脳宣言が採択され、我が国でも2020年（令和2年）7月からのレジ袋有料化を義務づける方針が示されるなど、プラスチックごみの削減等に向けた社会的な動きが加速しています。

また、プラスチック廃棄物の輸出を規制する「バーゼル条約」が国際会議で決まったことなどからも、海洋プラスチックごみ問題は地方自治体にとっても喫緊の課題となっています。

区では、海洋プラスチックごみ問題への抜本的な取り組み策として「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を立ち上げ、対策を進めています（詳しくは87ページ コラム参照）。



ウミガメに巻きついたプラスチック

出典：UN World Ocean Day



マイクロプラスチック

写真出典：公益社団法人 日本環境教育フォーラム

海に流れ出たプラスチックごみは細かく砕かれてマイクロプラスチックになり、生態系に影響を与えることが心配されています。

コラム 世田谷プラスチック・スマートプロジェクト

区では、新たにプラスチック・スマートプロジェクトを立ち上げ、今後、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、「区民・事業者への啓発」「プラスチックごみの海洋流出の防止」「プラスチックごみの発生抑制」の3つの方針を掲げ、抜本的な取組みを進めていきます。

「区民・事業者への啓発」として、海洋プラスチックごみ問題のチラシ等による区民・事業者への周知、子ども向け環境学習イベントにおける環境教育の実施、ごみの収集カレンダーへの海洋プラスチックごみ問題に関する掲載を行ってまいります。2019年（平成31年）2月には、環境シンポジウム「プラスチックごみ問題から持続可能な社会を考える」を開催しました。

「プラスチックごみの海洋流出の防止」として、地元の小学生や区民ボランティア等による多摩川の河川敷における清掃活動を実施する「多摩川クリーン作戦」を行います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、世田谷区を訪れる方々を「きれいなまち」でお迎えするため、区民、事業者、大学、商店街等に対して呼びかけを行い、各主体が積極的に一斉清掃活動を行う取組みを実施してまいります。さらに、区民、団体等による日常的な環境美化活動に対しても、使用物品の貸与などを行ってまいります。

「プラスチックごみの発生抑制」として、区内の事業所で発生する食品ロスや使い捨てプラスチック等の抑制のため、排出削減に取り組む小売店や飲食店を「せたがやエコフレンドリーショップ」として支援してまいります。また、区民の自宅等で使用されていないエコバッグを有効活用したエコバッグシェアを実施します。さらに、区の率先行動として、区主催のイベントや会議、区施設内の食堂や売店等における使い捨てプラスチック製品・容器包装の使用を可能な限り削減することなどに努めてまいります。

まちや川のプラスチックごみを減らして海の環境を守ろう!

今、海のプラスチックごみが大きな環境問題になっています。まちや川原にポイ捨てされたごみは、雨や風で流されて、川から海に運ばれてしまいます。世田谷区には海はありませんが、海のプラスチックごみを減らすために、一人ひとりがエコ活動に取り組んでいきましょう。

海に流れ出したプラスチックごみは、細かく砕かれてマイクロプラスチックになり生態系に影響を与えることが心配されています。

問合せ先：世田谷区環境政策部環境計画課
電話：03-5432-2214 FAX：03-5432-3062

やってみよう! マイECOアクション

海洋プラスチックごみをなくすために

まちのプラスチックごみを減らし、海洋プラスチックごみをなくすためには、一人ひとりができる小さな取組みが大切です。以下を参考に自分のできるECOアクションに取り組みましょう。

- 1. 買い物にはエコバッグを持参しよう!
- 2. 無理にリサイクルボックスに詰め込むのはやめよう!
- 3. まちの清掃活動に参加しよう!
- 4. 水分補給にはマイボトルを活用しよう!
- 5. 詰め替え商品を使ってプラスチックごみの量を減らそう!
- 6. 使い捨てプラスチック(ストロー、スプーンなど)をもらわないようにしましょう!
- 7. カラス避けネットを正しく使用しよう!
- 8. 容器包装の少ない商品を選ぼう!
- 9. ポリ袋やプラ容器はもらわずに自分で用意しよう!
- 10. 壊れても捨てずに修理して繰り返し使おう!
- 11. リユースショップを活用しよう!
- 12. 私たちの無意識が海洋プラスチックごみ問題につながっていることを知ろう!

Plastics Smart

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世田谷区は、関係者が推進している「プラスチック・スマート」フォーラムに参加しています。海のプラスチックごみ削減の取組みは、国連が推進する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に寄与します。

海洋プラスチックごみ問題の啓発ちらし

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

方針 3-2 : 住まい・建物の省エネルギー化を進めます

温室効果ガスの削減には、エコな暮らしを実践するとともに、建物の断熱性能向上、省エネルギー機器等の設置などにより、住まいや建物の環境性能を高めていくことも重要です。

近年では、創エネルギー機器や蓄電池を備え、エネルギー利用の最適制御を行う「スマートハウス」が供給されるようになってきました。今後新たに建設される住宅・建物に対しては、制御の最適化を含めた一層の省エネルギー対策が求められています。

住宅都市である世田谷区において温室効果ガスを大幅に削減するため、新築だけでなく、既存の戸建て住宅・集合住宅における環境に配慮したリノベーション、事業所の省エネルギー化などにより、住宅・建物全体としての省エネルギー化を進めます。

◆ 施策

① 環境に配慮した住宅リノベーションの推進

省エネルギー性能を高める住宅改修や高効率で環境性能の高い機器等の設置、また、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等に関する情報提供等に努めます。具体的には、「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」の活用に向け、区民に対しては、ホームページでの周知や各まちづくりセンター等へチラシの配架を行い、事業者に対しては、技術講習会などを通じて制度を周知するなど、継続して取り組むことで、環境に配慮した住宅リノベーションを進めていきます。

また、高断熱窓への取替え等の一定の省エネ改修工事等を実施した区民に対する所得税額の特別控除制度についての情報発信に努めます。

さらに、集合住宅における「マンション環境性能表示」等による環境性能の向上とともに、マンション管理組合などを対象とした省エネセミナー等を開催することで、住まいの環境負荷の低減に向けた意識啓発に努めます。

協働リーディングプロジェクトの③『全ての家をもっとエコに！』を実行するために、区としては、国や東京都の住宅改修等の補助金制度の周知及び「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」などを通じて、区民の省エネ住宅への意識を醸成します。区民は住居などの断熱や省エネ機器導入による省エネ住宅をめざします（詳しくは113～115ページ参照）。

② 住まい・建物における省エネルギー機器の利用促進

住まい・建物におけるLED等をはじめとする省エネ型の照明や家電への買い替え、空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換等とともに、家庭用燃料電池の普及を促していきます。

また、HEMS*（住宅エネルギー管理システム）、BEMS*（ビルエネルギー管理システム）、MEMS*（マンションエネルギー管理システム）等について、国や東京都の補助金や導入事例等に関する情報提供を推進し、エネルギー供給や需要状況の「見える化」によるエネルギー利用の最適化を促進することで、戸建住宅、ビル、マンションにおける建物全体の省エネルギー化に取り組めます。

③事業所の省エネルギー化の促進

中小企業者を対象とした再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入に係る融資あっせん、東京都が実施する省エネ診断や省エネルギー研修会・出張相談会等に関する情報提供などによって、事業所における一層の省エネルギー化を促します。

また、区の環境マネジメントシステムにおける、優良な取り組み等を積極的に公開し、事業者の省エネルギー行動を促進します。

④環境技術の発信

区内の大学や産業団体と連携して、暮らしや事業活動に活かせる新たな環境技術を発掘し、実用化に向けて取り組むとともに、「環境エネルギー・ラボ」（詳しくは84ページコラム参照）をはじめとする環境イベント等により広く区民、事業者等へ発信します。

⑤大規模建築物等における省エネルギーの推進

大規模建築物の建設においては、環境配慮制度に基づき、断熱性能の強化や省エネルギー設備等の導入を事業者へ要請し、省エネルギー化を進めていきます（詳しくは96ページ方針4-1①参照）。

また、事業者と連携し、再開発など街づくりの取り組みを契機とした地域冷暖房、建物間熱融通等の導入を促進します。

⑥公共施設の一層の省エネルギー化

「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修に合わせ、施設の特性に応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施し、エネルギー消費量の削減を強化します。

また、設備の更新に合わせた公共施設の照明の高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

現在、整備計画が進められている本庁舎では、高効率空調機やLED照明等の導入による徹底的な省エネルギーを進めるとともに、エネルギー状況を見える化するためBEMSを導入する計画としています。これにより、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）*で最上位のSランクをめざすとともに、ZEB Orientedを取得し、環境負荷の少ない持続可能な庁舎をめざしていきます。

◆主な取り組み

項目	担当部
民間主導の新しい再生可能エネルギー活用施策の立案・実施・発信	環境政策部
環境配慮型住宅リノベーション推進事業	環境政策部
家庭用燃料電池の普及促進	環境政策部
事業所の省エネルギー化促進	環境政策部
環境配慮制度	環境政策部

◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合（注1）【単年度実績】	22.1%	30%
環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の助成件数	617件	1,517件
家庭用燃料電池の導入件数	5,809件	10,539件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数（注2）（再掲）【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
区役所全体のエネルギーの削減（平成21年度比）【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減（2021年度）
区の庁舎における二酸化炭素排出量（単位面積当たり）	76.6kg/m ² （2016年度）	41.1kg/m ² （注3）（2027年度新庁舎完成）

注1：広義にはZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注3：実施設計時の予測値。

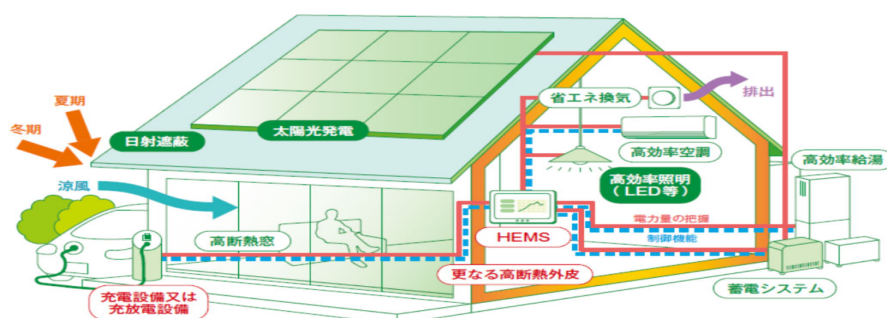
コラム ZEH

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量の収支がゼロ、または概ねゼロとなる住宅のことです。

国は、2018年（平成30年）に閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」において、「2020年（令和2年）までに新築注文戸建住宅の半数以上で、2030年（令和12年）までに新築住宅の平均でZEHの実現をめざす。」という目標を掲げています。

住宅都市である世田谷区では、二酸化炭素排出量の約5割（2016年度（平成28年度））が、家庭でのエネルギー消費に伴うものとなっており、地球温暖化対策として、各家庭の省エネ・創エネの取組みが重要です。

区は、住宅メーカーや資源エネルギー庁、世田谷区住宅相談連絡協議会等の協力を得て、ZEHについて紹介するセミナーや住宅の省エネ化改修相談会の開催、国及び東京都の補助制度の紹介などを行い、省エネ住宅の普及促進に取り組んでいます。



図：ZEHのイメージ

資料提供：資源エネルギー庁

コラム 地域冷暖房

地域冷暖房は、一定の地域内にある建物群に向けて、熱供給設備（地域冷暖房プラント）から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を地域導管を通じて供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステムです。地域冷暖房の導入により、省エネルギー性に加えて、環境保全や利便性、安全性の向上など、様々なメリットが期待されています。

- 熱源設備の集約化・大容量化により、優れた省エネルギー性・環境性を実現します。
- 再生可能エネルギー熱や都市排熱の有効活用が可能です。
- 高度な運転技術による省エネルギーと安定供給を実現します。
- 非常時においても、熱エネルギーや電気を一定期間供給できるシステム構築が可能です。



図：地域冷暖房のイメージ

出典：一般社団法人熱供給事業協会

なお、世田谷区内においては、用賀四丁目の一部の地域が都市計画決定されています。

用賀四丁目地区供給区域

名称	面積	備考
用賀四丁目地区熱供給区域	約4.8ha	世田谷区用賀四丁目地内

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 3-3 : ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）行動を一層促進することが必要です。

そのため、区民1人1日当たりのごみの排出量を482gにすることを目標に区民・事業者主体の2Rの取組みを促進し、ごみになるものそのものを減らします。それでも発生してしまうごみについては分別を徹底し、適正なリサイクルにより、資源を有効活用していきます。

◆ 施策

① 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再生利用「リサイクル」）のうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するため、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。また、小売店等における環境的な取組みを支援することなどにより、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても、削減をめざします（協働リーディングプロジェクトの⑤『エコな消費行動』（詳しくは118～119ページ）参照）。

さらに、「世田谷区2R推進会議」での普及啓発活動をはじめ、資源再利用活動の取組みへの支援などを通じて、区民との協働を進めます（詳しくは95ページコラム参照）。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、収集日や分別方法を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布や、登録者に収集日をメールで知らせる「資源・ごみ収集日お知らせメール」を配信するなど、ごみの分別に関する情報を発信し、分別と排出のルールを徹底することで、リサイクル可能な資源を有効活用します。

また、区民・事業者に対する資源やごみの分別徹底を呼びかけるとともに、効率的かつ安定的な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制を継続していきます。

可燃ごみとして出されるプラスチックについては、現状のサーマルリサイクル（清掃工場で焼却して発電）を当面は継続しながら、より環境負荷の少ない手法について外部の知見も加えて調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

③ 区民主体で行う資源回収への支援と情報発信の実施

区民が主体となって行う資源回収（集団回収）への支援を実施するとともに、地域で行う古着古布回収の情報を広く発信し、行政によらない資源のリサイクルを促進します。

④ 食品ロスの削減

各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ*」や、「3010運動*」に関する啓発活動に努めることで、食品ロスの削減に努めます。

⑤緑化廃棄物の有効活用

世田谷みどり33の施策等による緑化の推進に伴い、剪定枝等の廃棄物も増加が見込まれています。これらの剪定枝を資源として有効活用するため、他市町村の再生資源化施設に運搬できるよう他自治体と事前協議のうえ、資源化ルートを整え造園業者等事業者の運搬先を清掃工場から再生資源化施設へと誘導し、剪定枝の資源化を促進します。

◆主な取組み

項目	担当部
ごみの分け方・出し方のきめ細やかな情報提供の実施	清掃・リサイクル部
生ごみの発生・排出抑制の促進	清掃・リサイクル部
生ごみの水切り行動の促進	清掃・リサイクル部
粗大ごみ・不燃ごみの資源化	清掃・リサイクル部
資源・ごみ収集日お知らせメールの配信	清掃・リサイクル部
食品ロスの削減に向けた取組み	清掃・リサイクル部
緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用	清掃・リサイクル部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
区民1人1日当たりのごみ排出量 【単年度実績】	530g/人・日	482g/人・日
事業系リサイクルシステム ^{（注）} 参加事業者数 【単年度実績】	882件	1,000件

注：世田谷区リサイクル協同組合が、区と協力し、区内の事業所の事業活動から排出される資源（新聞・雑誌・ダンボール・オフィス古紙・びん・かん）を直接回収する事業で、区内全域で実施されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 食品ロス、もったいない643万t

まだ食べられるにも関わらず、廃棄されている食品ロスの量は、日本国内で約643万t（2016年（平成28年））と推計されています。世田谷区で排出される可燃ごみ、不燃ごみ（約17万t）の約38年分と同じ量のまだ食べられる食品が毎年廃棄されています。区内の食品ロスの量は、毎年約5千tと推計しています。これは、日本人93,000人が1年間に消費するお米の量に相当します。

食品、特に農作物や畜産物は栽培や飼育が行われているため、食品ロスが発生するとそこで消費したエネルギーや水も無駄になってしまいます。例えば、ブラジルで栽培されたトウモロコシー本を育てるために約87Lの水が使われています。食料の多くを海外に依存する私たち日本人が食品ロスを発生させると、海外の貴重な水や資源を浪費したことにもなってしまいます。

食品ロスを減らすためには、まず本当にその食材が必要か、消費・賞味期限までに使いきれぬか考えてお買い物をするのが重要です。また、外食時も飲食店などで自分が食べられる量を注文して美味しく食べきることも食品ロスを減らす大切な行動です。

食品ロスは「もったいない」の象徴ですが、私たちのちょっとした考えや行動を変えることで確実に減らすことができます。今日から食品ロスを削減する行動に取り組んでみませんか。

未使用食品をお預かりし、区内の子ども食堂等で活用するフードドライブを区内8箇所（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の各総合支所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、梅丘分庁舎）で実施していますので、贈答品などでどうしても食品が余ってしまった場合はご活用ください。

世田谷区では、食品ロスの削減や容器包装の少ない商品の購入方法を学ぶ「エコなお買い物体験」（詳しくは118ページ参照）を小学校の授業やイベントで実施しています。



フードドライブの様子

コラム 世田谷区2R 推進会議

区民や大学、事業者等が2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）に重点を置き、ごみ減量に無関心な世代をターゲットにした、従来型的手法にこだわらない柔軟な発想で事業を展開する「世田谷区2R推進会議（2R推進会議）」を運営しています。2R推進会議では、ごみの減量による効果（環境情報）を区民に分かりやすく伝える方法の検討や、会議に参加する小売事業者と連携して小学生が実際に店舗でごみの排出量が少ない環境に優しい商品選びなどを体験する「エコなお買い物体験」（詳しくは118ページ参照）を開催し子どもやその保護者への普及啓発に力を入れています。

2R推進会議を中心に行政以外の団体等が主体的にごみ減量に取り組める環境を整え、さらに区民一人ひとりがごみをなるべく出さない生活を送れるよう2Rに関する情報を発信していきます。

コラム 資源再利用活動（集団回収）

町会や自治会、マンション管理組合などが主体となり、資源再利用活動団体として資源回収を実施しています。集団回収は、住民による自主的な資源回収のため、資源物の品質がよく市場価値も高くなります。また、住民同士が協力関係を構築することが前提の活動であるため、地域コミュニティが活性化します。

行政による分別回収と集団回収を資源回収の両輪として、資源の有効活用を推進し、ごみの減量を実現していきます。



資源再利用活動（集団回収）の様子

コラム 事業系リサイクルシステム

事業活動に伴って排出される廃棄物は、事業者による自己処理が原則ですが、分別や減量が徹底されていないのが現状です。そこで世田谷リサイクル協同組合と区が協力して、区内の事業所と一緒に取り組む、事業系リサイクルシステムを構築し、効率的な資源の回収を行っています。一般的な廃棄物処理料金よりも回収価格を安価に設定しているため、事業者も経済性を確保した上で、ごみの減量化を図り、環境に配慮した企業活動を行うことで、さらなる社会貢献につながっています。

基本目標 4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは59ページ参照）



地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと、温暖化に伴う気候変動に適應する取組みが必要です。

そのため、ヒートアイランド現象による暑さ対策や、短時間強雨等の異常気象による道路冠水対策など、グリーンインフラの観点による街づくりが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安心・安全な地域社会づくりを進めます。

方針 4-1：環境負荷の小さいまちをつくります

環境負荷の小さいまちづくりを進めるため、大規模な開発事業等における自然エネルギーの利用や緑化などを推進するとともに、建築行為や道路整備における環境への取組みを推進し、風通しがよくゆとりのある都市空間を形成します。

また、公共施設の省エネルギー化と環境マネジメントシステムの推進について、現在整備が進められている本庁舎において率先して取り組んでいくとともに、他の公共施設へも取組みを広げていきます。

◆施策

①大規模建築物等における環境配慮の推進

大規模な開発事業等に際し、環境配慮制度を通じて、開発事業者等に対し、太陽光、太陽熱、地中熱等の「自然エネルギーの有効利用」、高効率給湯器、LED照明等、高効率で環境性能の高い機器の採用、断熱性能の向上、自然換気システムの採用等の「省エネルギー対策」、気候に適した在来種の採用、落葉樹と常緑樹のバランスや遮熱や通風に配慮した植栽計画によるみどりの質の向上、敷地内にある既存樹木の保存等の「みどりの保全・創出」、建物の耐震性能の向上、防火水槽や防災用倉庫、マンホールトイレ、防災井戸等の設置、非常用の発電機・蓄電池の確保等の「災害対策」を要請し、環境配慮の取組みを誘導していきます。

また、住環境の整備に関する条例により、一定規模以上の建築計画には環境空地の設置や雨水流出の抑制を誘導します。建築物の新たな高さ規制により、市街地環境の向上に資する建築物に対しては、指定値を超える高さの上限を設定し、住環境の保全と向上をめざす「規制」と「誘導」を組み合わせた取組みを進めていきます。

②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成

建設行為等に際して区民・事業者によりゆとりある土地利用や周辺の街並みと調和した建物の外観、色彩の選択を要請します。また、住環境の整備に関する条例により壁面後退や環境空地の設置を誘導するとともに、区内の9割超を占める住居系及び工業系用途地域に敷地の最低限度の制限を導入し、敷地の細分化、建築物の建て詰まりを抑制します。都市計画道路や主要生活道路の整備

の際には、地区の状況に応じて地区計画制度等の導入も検討し、緑化・通風・採光等の環境維持空間の確保を推進し、歩きやすく、ゆとりのある快適な都市空間を形成します。これらの様々な建築や都市空間の更新の機会を通じて、「みどりと安らぎがあり、住みたくなるまち」の実現をめざします。

③風景づくりの推進【方針1－2④再掲】

魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めるとともに、区民に対する意識啓発に向けたイベント等を開催します。

一定規模以上の建設行為等に対し、景観法及び風景づくり条例に基づく届出や協議、風景づくりのガイドライン等のPRにより、魅力的な風景づくりを誘導します。

幹線道路等において、無電柱化の推進による都市景観の向上を図るとともに、街路樹等が豊かに生育するよう適切な維持管理を行うことで、魅力的な風景づくりに努めます。

④公共施設の一層の省エネルギー化【方針3－2⑥再掲】

「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修に合わせ、施設の特성에応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施し、エネルギー消費量の削減を強化します。

また、設備の更新に合わせた公共施設の照明の高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

現在、整備計画が進められている本庁舎では、高効率空調機やLED照明等の導入による徹底的な省エネルギーを進めるとともに、エネルギー状況を見える化するためBEMSを導入する計画としています。これにより、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）で最上位のSランクをめざすとともに、ZEB Orientedを取得し、環境負荷の少ない持続可能な庁舎をめざしていきます。

⑤区役所の環境マネジメントシステムの推進

区長のトップマネジメントのもと、全ての職員・職場が取り組む区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」に基づき、PDCAサイクルにより、率先して省資源、グリーン購入等環境配慮活動を進めていきます。さらに区は一事業者として、環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」を推進し、環境負荷の少ない行政運営に努めていきます。

また、区の公共施設全体のエネルギー消費量の削減のため、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

取り組み結果についてはホームページで公表し、区民の省エネへの取り組みを促進します。

◆主な取り組み

項目	担当部
環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実	環境政策部
建設行為等の届出に伴う事前調整	都市整備政策部 各総合支所
風景づくり条例に基づく建設行為等の届出制度による誘導（再掲）	都市整備政策部

公共施設の省エネルギー化の推進	施設営繕担当部
区役所全体のエネルギーの削減	環境政策部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^{（注1）} （再掲）【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
LED 等高効率照明改修施設	126施設	166施設（2021年度）
街路灯 LED 化	13,391灯	25,350灯
ESCO 事業導入済施設件数	5件	6件（2021年度）
区の新庁舎における二酸化炭素排出量 （単位面積当たり）（再掲）	76.6kg/m ² （2016年度）	41.1kg/m ² ^{（注2）} （2027年度新庁舎完成）
区役所全体のエネルギーの削減 （平成21年度比）（再掲）【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減 （2021年度）
区民対象の省エネ診断*実施の働きかけ件数 【単年度実績】	349件	490件

注1：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注2：実施設計時の予測値。

コラム 環境配慮制度

我が国では、これまでの公害対策や自然環境の保全とともに、温暖化防止などの地球環境問題が大きな課題となり、1993年（平成5年）11月に環境基本法が制定されました。世田谷区は、こうした地球規模の問題から身近な地域の環境問題に対応するため、環境基本条例を制定し、区民・事業者及び区の協働により「環境と共生する都市世田谷」の実現をめざしています。

環境配慮制度では、開発事業者等の方々に対し、詳細な取組み項目を例示して、環境への配慮を要請し、協議終了後に「環境計画書」、「説明会開催状況報告書」の提出を求め、その内容を『環境配慮幹事会』などで検討したうえで『世田谷区環境審議会』に報告します。

また、2016年（平成28年）7月より配慮内容を評価する仕組みを取り入れ、ホームページで公表するとともに、高い評価が得られた計画については表彰を行っています。



環境配慮制度のステッカー

方針 4-2 : 環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります

世田谷区内では温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の約2割を運輸部門が占め、渋滞による低速走行が二酸化炭素の排出量を増大させるとともに、大気環境を悪化させる原因の一つとなっています。

そのため、徒歩や自転車で快適に移動できるまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実や環境負荷の低い次世代自動車の利用促進を進めます。

また、区内の自動車交通を円滑化し、二酸化炭素の排出削減につながる道路整備に取り組むなど、環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります。

◆ 施策

① 歩行者・自転車を主役とした交通の促進【方針 3-1 ⑥再掲】

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保を図るとともに、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

また、自転車利用の促進のため、コミュニティサイクルネットワークの拡充、民間シェアサイクル事業者との連携、駐輪場の整備を図り、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行環境の整備を進めます。民間事業者による駐輪場整備も進むよう、条例の附置義務に基づく指導、民営駐輪場の整備助成制度の周知、鉄道事業者や商店街による駐輪場設置への働きかけ等も行っていきます。

② 環境の向上に資する道路整備

都市計画道路等の整備促進による道路ネットワークの構築や道路と鉄道の連続立体交差化による開かずの踏切の解消に取り組み、交通渋滞や踏切事故をなくすとともに、二酸化炭素の排出量の削減に貢献します。

また、区内のみならず首都圏広域の渋滞緩和や、円滑な交通ネットワークの整備に大きく寄与する、東京外かく環状道路について、国や東京都等に対し、引き続き早期整備を働きかけていきます。区内の狭あい道路の解消に向けては、助成金や奨励金制度を活用し、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の拡幅整備を進めていきます。

さらに、建替えを伴わない敷地に対しても拡幅整備に関する啓発活動を実施し、建替え等に伴う拡幅箇所隣接した沿道建築物等の所有者に対する道路拡幅整備への協力の呼びかけ等による連続的な整備を促進します。

◆ 主な取組み

項目	担当部
コミュニティサイクルネットワークの拡充（再掲）	道路・交通政策部、土木部
都市の骨格となる道路ネットワークの整備	道路・交通政策部
交差点改良の推進	土木部

◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
自転車通行空間 ^{（注）} 整備延長距離（再掲）	19.6km	72.5km
地区幹線道路完成総延長（東京都施工分含む）（整備率：完成延長／計画延長91.5km）	33.0km（36.1%）	35.8km（39.1%）
開かずの踏切解消 （京王線沿線まちづくりの推進）	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備110m	開かずの踏切解消 （2022年度）

注：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）。

方針 4-3 : 地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます

地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えることから、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、2019年（令和元年）に発生した台風に見られる記録的な暴風雨、猛暑による熱中症など、気候変動によってすでに表れている影響や将来への影響について、被害を防ぐための「適応策」を検討し、安心安全な地域の社会づくりに向けて取り組みます。特に、自然環境が持つ公益的な機能を高めていこうとするグリーンインフラの取り組みにおいては、温室効果ガスの吸収源等として気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動への適応策としても、既存インフラ整備と相互に補完するよう活用して基盤整備を図り、防災・減災対策を複合的に進めていきます。

◆ 施策

① グリーンインフラとしての施設整備

公共施設の設計・整備や緑地等の保全に当たっては、グリーンインフラの観点から豪雨等の防災・減災対策やヒートアイランド対策に資するよう取り組みます。

② 防災・減災対策の強化

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整して、河川や下水道など従来型のインフラの整備を一層推進するとともに、「世田谷区洪水ハザードマップ」の周知に努めます。公共施設をはじめ、助成制度を活用した雨水貯留浸透施設等の区民、事業者の設置の促進、区道における透水性舗装*の整備など、グリーンインフラの観点から、流域全体としての排水性能を高めます。また、協働リーディングプロジェクトの⑥『雨水浸透・利用のすすめ』を支援するため、区としては、雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留に取り組むとともに、区民・事業者との協働を進めます（詳しくは120～121ページ参照）。

さらに、暴風による電柱の倒壊、電線類の被災に伴う停電対策として、無電柱化を進めます。

③ ヒートアイランド対策の推進

日射によるアスファルト舗装の路面温度の上昇と蓄熱を低減するため、都市計画道路、主要生活道路及び駅周辺の商店街等の生活拠点などにおける遮熱性舗装の整備を、今後も継続して進めます。

また、ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、建物の屋上・壁面などの緑化の推進を図ります。

④ 熱中症対策の推進

熱中症の予防方法を広く周知するとともに、民生委員等の協力を得た上で、高齢者への啓発を強化します。また、室内での熱中症の危険についての注意喚起を行うなど、熱中症の予防に向けた啓発に取り組みます。

また、公共施設等における「お休み処」に関するパンフレットや、「せたがや涼風マップ」の配布により、区民に対する周知活動に努めることで、外出時の休憩スペース等の確保と周知による熱中症の予防に取り組みます。

さらに、区内における木陰の創出、ベンチの頭上・バス停への屋根の設置等を進めるとともに、街なかにおけるドライミストの普及促進や、打ち水等の実施に取り組みます。

⑤感染症予防の普及啓発

気候変動により蚊等の発生のリスクが懸念され、蚊等を媒介とする感染症の予防のため、区民への普及啓発に努めます。

⑥都市農地の保全【方針1-1④再掲】

世田谷の農地は、農産物の地産地消をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、食育の場、災害時の防災空間や世田谷らしい風景の継承など、多面的な機能を有しています。しかしながら、農を取り巻く状況は、都市化の影響や地価上昇による土地所有コストの増大、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより厳しい状況にあり、区内の農地面積は徐々に減少しています。

こうした状況のもと、農業が世田谷になくしてはならない産業として存続していくために、農と住が調和した魅力ある世田谷農業の実践に向けて、「世田谷区農業振興計画」に基づく施策を展開します。区民に都市農業の必要性への理解を進めるため、区民農園や体験農園、世田谷区農地保全方針に基づき区が農地を取得して整備した農業公園などにおいて、区民が農業体験できる多様な場づくりを進めます。

また、学校給食やマルシェ、飲食店等での世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡大を支援し、「せたがやそだち」を周知することで、区内農業への理解促進を図ります。協働リーディングプロジェクトの①『せたがやカレープロジェクト』において、区民団体、農業関連団体、学校と連携して、「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを行い、区民との協働の中で参加者の生物多様性への関心を高めるとともに、農地や農業の理解促進を図ります（詳しくは111ページ参照）。

さらに、農の風景の保全として豊かな農のある風景を将来に引き継いでいくため、東京都の「農の風景育成地区」に指定されている喜多見四・五丁目地区では、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全、風景の継承、農を活かしたまちづくり等の取組みを進めていきます。

◆主な取組み

項目	担当部
豪雨対策の推進	土木部
工口舗装の整備	土木部
熱中症予防「お休み処」の設置	世田谷保健所
熱中症予防「涼風マップ」の作成・配布	世田谷保健所
都市農地保全に関する啓発イベントの実施（再掲）	経済産業部
体験型農園事業の拡充（再掲）	経済産業部

◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
流域対策による雨水流出抑制量	428,972m ³	571,000m ³
雨水タンク助成件数（再掲）	531件	711件
エコ舗装（遮熱性舗装）	57,829m ²	74,000m ²
農地面積 ^{（注1）} （再掲）	85.89ha	80.69ha ^{（注2）}
農業公園の認知率（再掲）	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数（再掲）	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注2）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数） （再掲）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数（再掲）【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数（再掲）【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積（再掲）	86.08ha	79.75ha ^{（注2）}

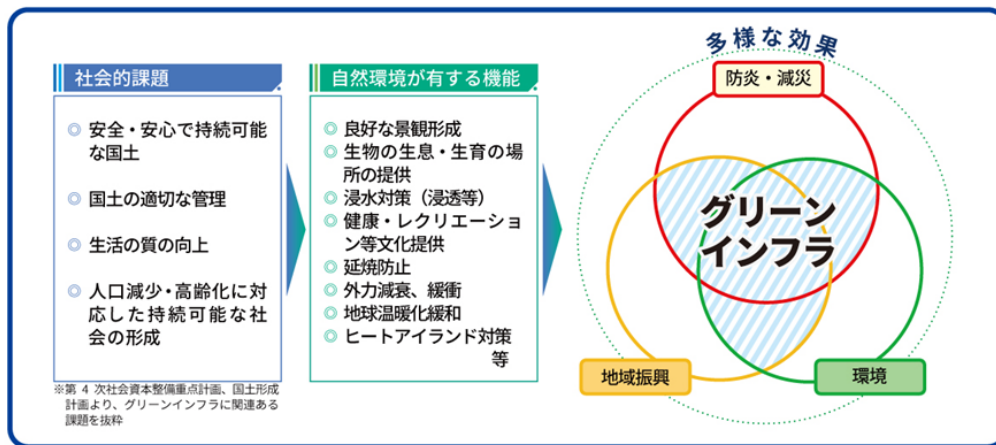
注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

コラム グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」と定義されています。
【国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」より抜粋】



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

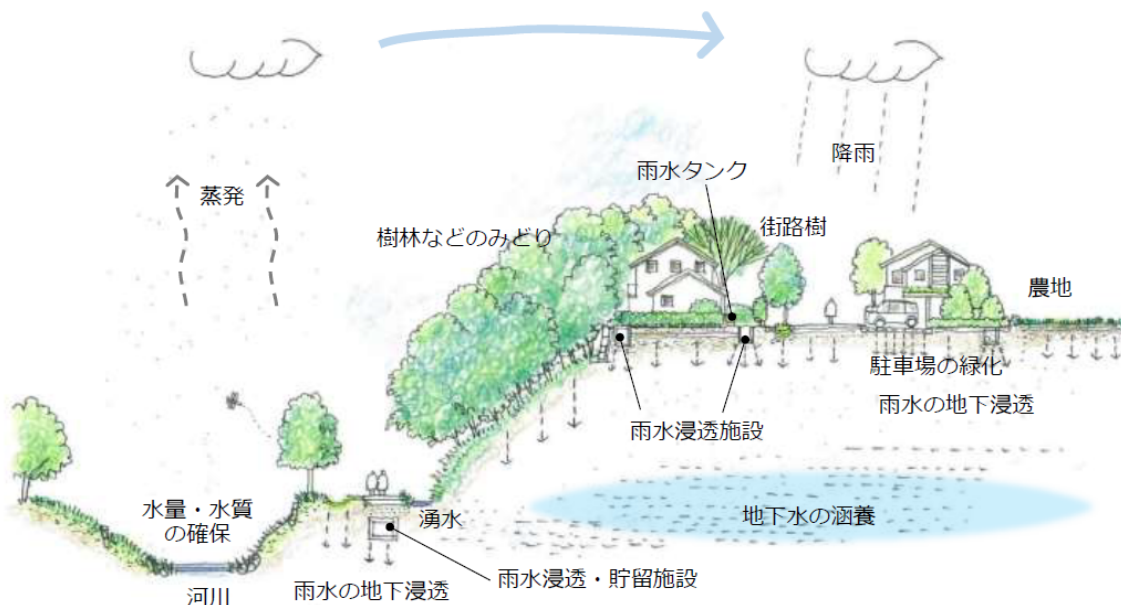
○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図：グリーンインフラのイメージ

出典：国土交通省ホームページの図を基に作成

コラム グリーンインフラ（続き）

■グリーンインフラの観点による水循環のイメージ



図：グリーンインフラの観点による水循環のイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

●この計画におけるグリーンインフラに関する主な取組み

イメージ図に関連する取組み	
樹林などのみどり	世田谷らしさを象徴する国分寺崖線、社寺林、屋敷林などをはじめとする、みどりの保全を進めます（63～64ページ①、③参照）。
農地	農地が有する多面的な機能を発揮させていくための取組みを進めます（64ページ④、102ページ⑥、111ページ参照）。
駐車場の緑化	みどりなどの自然面を活用した駐車場の緑化により、輻射熱の緩和や雨水の透水性の向上に努めます（67ページ⑤、121ページ参照）。
河川・湧水	河川や湧水などの地域の水資源を活かした空間の整備・管理を進めます（70ページ②、106ページ⑤、120～121ページ参照）。
雨水浸透施設（雨水浸透・貯留施設）	道路や駐車場などの透水性舗装を拡大するとともに、雨水浸透ます、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置を進めます（67ページ⑥、70ページ①、101ページ②、120～121ページ参照）。
降雨	豪雨による被害への防災・減災対策の強化を、グリーンインフラの観点から進めます（101ページ②、120～121ページ参照）。
その他の取組み	
ひとつぼみどり運動	ひとつぼみどりを促進し、みどりの保全と創出に向けた気運を高めます（67ページ⑤、69ページコラム参照）。
公共施設の整備	公共施設の設計・整備や緑地等の保全に当たっては、グリーンインフラの観点から取り組みます（101ページ①参照）。
ヒートアイランド	ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、建物の緑化に取り組みます（101ページ③、120～121ページ参照）。
熱中症	木陰の創出等の熱中症対策を進めます（101ページ④参照）。

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは61ページ参照）



良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。

大気や河川等の水質など、広域的な環境の改善と保全に向けた調査・監視等の継続実施、騒音の防止等の各種公害対策に取り組みます。

地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、空家等に関する各種対策を推進することで、区民の健康で、快適な生活環境を確保します。

方針5-1：きれいな空気、水等の環境を確保します

大気汚染物質の常時測定や自動車騒音・振動の調査を行うとともに、東京都が進める交通需要マネジメント推進等の自動車公害対策に協力するなど、必要な対策を講じていきます。

また、より一層の水質向上を図るため、水質等の調査を継続しつつ、河川の水源となる湧水等の保全に向けた取組みを進めます。

さらに、ダイオキシン類や放射性物質など環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある物質について、その影響等に関する情報の収集、調査及び区民への情報提供を進めます。

近年では、事業所や解体工事等による騒音や振動のほか、一般家庭における生活騒音のトラブルが増加しています。そのため、事業所への公害防止指導や区民への普及啓発などを通じて、周辺の生活環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めます。

◆ 施策

① 大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査

大気汚染の状況を把握するため、区内4箇所の大気汚染測定室で二酸化窒素（NO₂）や二酸化硫黄（SO₂）*、一酸化炭素（CO）*、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント*、ダイオキシン類などの汚染物質の監視・測定を行うとともに自動車騒音・振動の調査を実施し、基礎データの収集と、広報紙やホームページを活用した区民への情報提供を行います。

また、光化学スモッグ*、微小粒子状物質（PM_{2.5}）*などの大気中の濃度が基準の数値を超えた場合は、東京都をはじめとする関係機関等と連携し、区民に注意喚起の呼びかけをするなど健康被害の防止に取り組みます。

② 水質等の調査の実施

区内における河川の水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁に関わる水質等の監視調査を行い、基礎データの収集と、広報紙やホームページを活用した区民への情報提供を行います。

また、河川等の水質異常事故が発生した場合には、東京都をはじめとする関係機関等と連携して調査を行い、原因の特定、被害の拡大防止を図る事故対策を実施します。

⑤事業所等の公害防止指導

法や条例等で規定する事業所の認可や届出受理の際には、事業活動に伴い発生する騒音、振動、またはアスベストの飛散などの公害防止指導を行い、豪雨による浸水等災害時を想定した流出・飛散等の対策を講ずることを併せて指導します。

また、建物の新築・解体や一般家庭で発生する騒音等については、相談に対応し、各事業者や区民一人ひとりが環境に配慮した行動をとるよう促していきます。

④放射性物質対策

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、空間放射線量の定点測定や食品の放射性物質検査を実施しています。区内で高線量の放射線量が測定された場合やその恐れがある場合は、区民の安全・安心を確保する観点から、状況の把握に努めるとともに除染を行うなど、適切な対応を図っていきます。

⑥湧水等の保全

大規模開発の事業者に対して雨水浸透への配慮を要請し、湧水の保全及び地下水の涵養を図り、河川の水源を確保します。

⑥農薬の適正使用の啓発

学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、農薬（除草剤を含む）の飛散により、住民等に健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理や、散布せざるを得ない場合でも飛散防止に努めるよう、区民・事業者への周知啓発を行います。

また、国内外の情報収集に努めるとともに、公共施設において農薬を散布せざるを得ない場合には、事前に近隣住民等へ周知しつつ、環境負荷や安全性に十分配慮したものを使用します。

◆主な取組み

項目	担当部
大気汚染の測定等	環境政策部
河川水質等調査の実施	環境政策部
事業所に対する公害防止指導	環境政策部
空間放射線量の測定等	環境政策部
雨水浸透施設設置の普及推進	土木部
雨水タンク助成	土木部
雨水の活用促進	土木部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
二酸化窒素の環境基準の達成率	100%	100%（注）
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%（注）
河川BODの環境基準の達成率	100%	100%（注）
雨水タンク助成件数（再掲）	531件	711件

注：二酸化窒素の環境基準の達成率、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率、河川BODの環境基準の達成率については、現状の環境水準を維持する目標。

方針5-2：生活環境を守り、快適なまちをつくります

住宅都市である世田谷区は、人口増加が続く中で、住宅の細分化や、一層の住宅密集が進むなど、住宅地での生活環境の確保が課題となっています。

たばこの吸い殻や空き缶、レジ袋などのごみのポイ捨てや喫煙による迷惑行為については、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上に向けた取組みが求められています。

一方、区内では、住宅が増加し、老朽化した建物や管理不全な状態の空家などによる、近隣の生活環境への対応が求められています。さらに、カラスによるごみの散乱や人が襲われる被害やハクビシンによる臭い等の被害など、鳥獣への対策も必要となっています。

また、子どもの声の近隣問題については、良好な地域コミュニティの中で、周辺的生活環境との調和を図りながら、子どもの健全な発達・育成に配慮していきます。

◆ 施策

①「世田谷区たばこルール」や「地域環境美化清掃活動」等による環境美化の徹底

「身近なまちづくり推進協議会」による地域の美化や、緑化活動をはじめ、ごみゼロデー（5月30日）前後での環境美化啓発キャンペーン等の実施や、定期的な清掃活動によって区民・事業者の行動を促すとともに、落書き防止等の環境美化活動を支援します。

また、使い捨てプラスチックなどの散乱ごみ防止につながる協働リーディングプロジェクト⑦の『みんなのまちのクリーン大作戦』を支援するため、気軽にボランティアとして参加できる仕組みづくりや、清掃用具・ごみ袋の提供、集めたごみ（分別された）の収集運搬などに取り組み、区民・事業者等との協働を進めます（詳しくは122～123ページ参照）。

「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づくたばこルールの路上・公園での喫煙禁止の徹底を図るため、たばこマナーの向上に向けた環境美化指導員による巡回指導や、路面標示・電柱・ガードレール看板等を活用したPR、また、区民、事業者と連携したキャンペーン活動によるたばこルールの周知及び喫煙マナーの向上に取り組みます。喫煙場所整備に向けた補助等を推進し、誰もが快適に過ごせる環境を創出します。また、ポイ捨てされた吸い殻の数のモニタリングや路上喫煙率調査により進捗管理を行います。

②「世田谷区空家等対策計画」に基づく空家等の適切な管理等の推進

「世田谷区空家等対策計画」に基づき、情報収集、発生抑制、適切な管理・流通、利活用、管理不全な空家等の対策を進めることで、良好な生活環境の確保に努めます。

例えば、空家の発生抑制の取組みと、空家の適切な管理・流通が行えるような所有者等への情報提供や、「世田谷区空き家等地域貢献活用事業」を実施し、所有者と利用団体へのマッチングによって空家等を利活用するなどの必要な支援を行います。

③住居等の適正な管理

マンション管理組合同士のネットワーク化に対する支援の他、国や東京都の施策動向を踏まえ、マンションの適正な管理・運営を図ります。

④有害鳥獣対策の推進

繁殖期におけるカラスの威嚇・攻撃から区民の安全を確保するため、巢の撤去や落下したヒナの捕獲などのカラス対策に取り組みます。

また、東京都や周辺自治体と関連情報を共有し、ハクビシンやアライグマ等の区内への侵入経路や被害状況に関する情報収集を継続するとともに、「箱わな」の設置による捕獲や啓発活動を中心とした防除対策などにより、人的被害の拡大を防ぎます。

⑤特定外来生物への対応

人間活動の発展に伴い人や物資の移動が活発化し、人がペットとして外来種生物を国内に持ち込む場合と、物資に付着するなどにより国内に外来生物を持ち込むことが増加しています。

平成29年（2017年）に南米原産のヒアリが国内で初めて確認され、以降各地の主要港湾でヒアリが確認されています。

世田谷区内でヒアリ、セアカゴケグモなどが確認された場合は、環境省及び東京都と連携し、発見された固体は全て駆除するとともに、定着を阻止するための対策を実施していきます。

◆主な取組み

項目	担当部
喫煙による迷惑行為・ポイ捨て防止の普及啓発活動の推進	環境政策部
環境美化活動の支援	環境政策部
空家等対策の推進	各総合支所・環境政策部・都市整備政策部・防災街づくり担当部
カラスの巣撤去緊急事業の実施	環境政策部
ハクビシン防除事業の推進	環境政策部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数 【単年度実績】	202回	220回
区内のたばこマナーに関する満足度	37.60%	65%
路上喫煙率【単年度実績】	0.30%	0.10%
指定喫煙場所の数	25箇所	55箇所

コラム 外来種・侵略的外来種・特定外来生物

外来種とは、本来その地域に生息していなかった生きものが、人間の活動によって、他の地域から持ち込まれた生きもののことです。この外来種の中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを侵略的外来種といいます。我が国では、2005年（平成17年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、侵略的外来種の中から特定の種を特定外来生物に指定し、「その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うこと」が定められています。

世田谷区内の特定外来生物については、アライグマ、ガビチョウ、オオキンケイギクなどが生息・生育しています。



アライグマ



ガビチョウ



オオキンケイギク

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 区民・事業者との協働リーディングプロジェクト

世田谷区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現のためには、区民、事業者、区の個々の取組みだけでなく、それぞれが連携、協働して取り組んでいくことが重要です。

そのため、区民、事業者、区の協働による取組みを基本目標ごとに「区民・事業者との協働リーディングプロジェクト」として設定します。

リーディングプロジェクトの設定に当たっては、区民、事業者が参加でき、区との協働により推進できる取組みを選定しています。参加しやすい取組みをリーディングプロジェクトとすることで、区民、事業者の行動を促進するとともに、パートナーシップの強化を図ります。また、短期的に効果が期待できる取組みであり、将来的には地域全体での取組みへと波及させていきます。

リーディングプロジェクトによって各基本目標の施策を区が先導することで、区民、事業者の意識を高め、施策全体を推進していく機運を高める効果も期待されます。

リーディングプロジェクトは、基本目標ごとに設定しますが、他の基本目標にも関連するものです。実施に当たっては、SDGsの考え方を活用し、区民、事業者、区等の多様な主体が連携、協働するとともに、分野横断的な取組みを促すことで、世田谷区のめざす環境像の実現へつなげていきます。

基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

- ①せたがやカレープロジェクト（基本目標4とも関連）
- ②ちょこっと空間づくりプロジェクト

基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- ③全ての家をもっとエコに！

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- ④省エネポイントアクション
- ⑤エコな消費行動

基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

- ⑥雨水浸透・利用のすすめ（基本目標1とも関連）

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- ⑦みんなのまちのクリーン大作戦

基本目標 1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

① せたがやカレープロジェクト（「生きものつながる世田谷プラン」より）

（基本目標 4とも関連）

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。住宅都市にある生産緑地、宅地化農地等は、農産物を供給するだけでなく、まちの環境を整え、食育体験の場となるほか、災害時に避難場所としても活用できる大切な財産です。

区民団体、農業関連団体、学校と連携して、世田谷産農産物「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上や、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を促していきます。



農作物の収穫体験
（平成29年度実施）



収穫した農産物を使った料理づくり
（平成30年度実施）

＊農産物の収穫体験＊

収穫体験を通じて農地とふれあい、地産地消や都市農地の大切さを理解していきます。

＊収穫した農産物を使った料理づくり＊

カレーをはじめとする調理を通じて、生物多様性の恵みを味わいます。

【区民】

区が実施するイベントに積極的に参加し、区内産の農作物の購入等によって日常の食事などをはじめ、暮らしに取り入れていくことで、生物多様性への関心、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を深めていきます。

【事業者・団体】

区が実施するイベントに積極的に協力し、区内産の農作物の店頭での販売等を実施し、商品などとして事業活動に取り入れていくことで、生物多様性への関心、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を深めると同時に、区と協働のうえ、区民の意識を高めていくための啓発に努めていきます。

【区】

農業公園に関連する区民団体、農業関連団体、学校との連携を進めます。また、「せたがやそだち」などの区内農産物を使った、カレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心向上や、農地の大切さとその保全への理解を深めていきます。

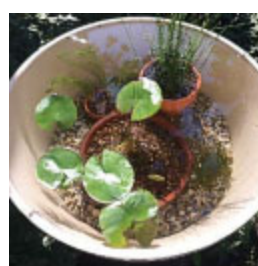
②ちよこつと空間づくりプロジェクト（「生きものつながる世田谷プラン」より）

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷区内のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要となります。区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を進めることで、生きものの生息・生育空間を増やします。

自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。モニターを募集して、各家庭や商店街で生きものを呼ぶ工夫を行い、ちよこつとした生物生息空間を広げていきます。その際、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても普及に努めていきます。



バードバス



水草を浮かべた水鉢

＊バードバス＊

植木鉢の受け皿などに水を張ると、鳥の水浴びや水遊びの場となります。

＊水鉢＊

水草を浮かべた水鉢は、トンボが産卵する場になります。また、ボウフラ対策のためにメダカを放します。

【区民】

自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどの生きものが立ち寄る場をつくり、「ちよこつと」した空間の創出に努めます。また、「みどりと花いっぱい協定」における植栽種の工夫や「植栽ガイドブック」を活用した建物の緑化に取り組みます。

【事業者・団体】

マンションやビルの外構、屋上、商店街において、「植栽ガイドブック」を活用した生きものが好む植栽、在来種を活用した植栽などに取り組みます。また、「みどりと花いっぱい協定」における植栽種の工夫に努めます。

【区】

庭やベランダに生きものを呼び込む工夫を学び実践し、観察記録などを報告して、広く共有する「生きものモニター制度」を推進します。また、「植栽ガイドブック」を改訂し、区民や事業者などに生物多様性に配慮した緑化を普及啓発します。

基本目標 2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

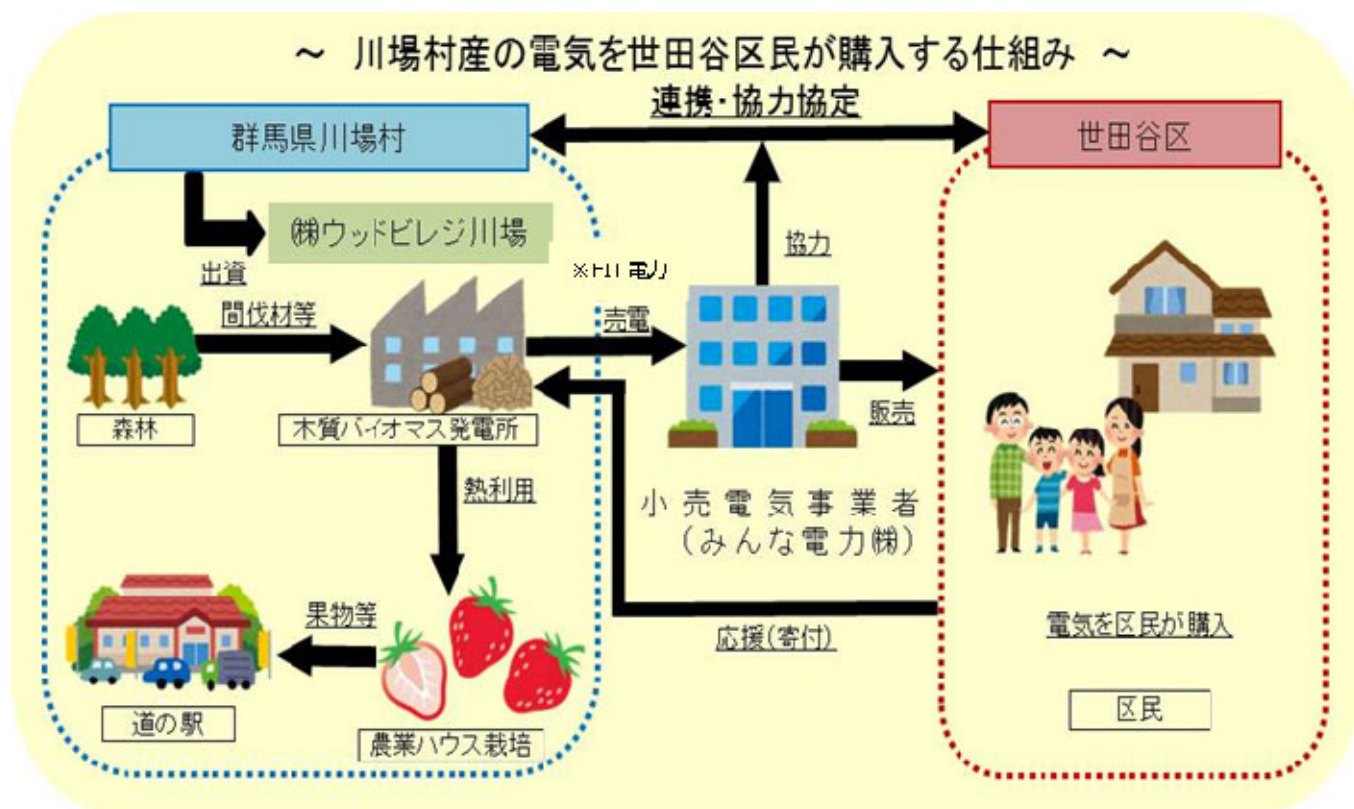
③ 全ての家をもっとエコに！

脱炭素社会を実現するためには、住居等の断熱や省エネ機器の導入等による「省エネ」を徹底することが大前提であり、それでも削減できない部分については、再生可能エネルギーでエネルギーを生み出す「創エネ」、蓄電池等にエネルギーを蓄える「蓄エネ」を組み合わせることによって、エネルギーを賢く使っていくことが重要です。

世田谷区では、家庭部門と業務その他部門からの二酸化炭素排出量が多いため、家庭や事業所での再生可能エネルギーの導入を進めています。

再生可能エネルギーの導入事例の一つとして、群馬県川場村の木質バイオマス発電所で発電された電力や青森県弘前市の雪国対応型太陽光発電施設で発電された電力を区民が購入する仕組みを構築し、他自治体との連携による再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。

また、世田谷区では、地域特性を考慮した住宅への再生可能エネルギー設備の導入を進めています。



図：川場村産の電気を世田谷区民が購入する仕組み

※世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の概要（平成31年4月現在）※

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■区内にある自分が所有する住宅に居住している世田谷区民 ■区内にある賃貸住宅を所有している世田谷区民 ■区内にある分譲マンション管理組合
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ア 外壁等の断熱改修 イ 窓の断熱改修（二重窓、二重サッシ） ウ 窓の断熱改修（複層ガラス） エ 屋根の断熱改修（高反射率塗装） オ 太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器 カ 節水トイレ キ 高断熱浴槽 ク 分譲マンション共用部改修（LED 照明器具） ケ 分譲マンション共用部改修（段差解消、手すり） コ 高効率給湯器 ※アからキのいずれかに併せて行う場合 サ 住宅の外壁改修 ※アからキのいずれかに併せて行う場合
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅リノベーション工事を単独で行うとき →工事経費の10%まで（上限20万円） ■区の耐震改修工事の助成と併せて行うとき →工事経費の20%まで（上限40万円）

※中小企業融資あっせん制度の概要（令和元年10月現在）※

対象者	■世田谷区内で事業を営む中小企業者
限度額	■2,000万円
利率	■2.2%（利用者負担率0.3%、区負担率1.9%）
返済期限	■7年以内（据置12ヵ月以内を含む）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の省エネルギー機器等を購入、設置すること ・太陽光発電設備 ・太陽熱利用システム ・蓄電池 ・エコカー（EV車、ハイブリッド車、LPG車、CNG車、FCV車等）

【区民】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」を活用し、窓の断熱改修など住宅の省エネルギー化をはじめ、東京都の補助金制度も活用した「太陽熱利用システム」と「地中熱ヒートポンプ」の導入に努めます。

【事業者・団体】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」を活用した住宅の省エネルギー化に資するリフォームを提案するとともに、「中小企業融資あっせん制度」や東京都の補助金制度を活用した「太陽熱利用システム」と「地中熱ヒートポンプ」の社屋等への導入に努めます。

【区】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」や国・東京都の補助金等を活用して、環境に配慮した住宅に改修または改築しやすくするために、区民や事業者に対して積極的に情報提供を行います。

それとともに、住宅メーカー等との協働によるセミナー・相談会や環境イベントの開催等を通じて、省エネルギー住宅の普及に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

④省エネポイントアクション

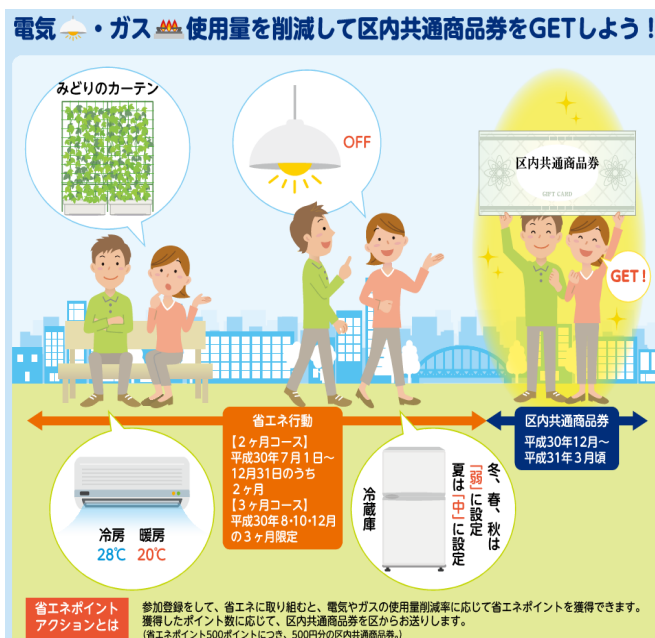
世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約5割が家庭から排出されており、日常生活における環境に配慮したライフスタイルの実践を促すことで、家庭からの温室効果ガスを削減することが必要です。

イベントやセミナー、相談会の実施等を通じて省エネ行動による環境面・経済面の効果のPRを行っていくほか、省エネポイントアクション事業等により、家庭での温室効果ガス削減の取り組みを支援していきます。

省エネポイントアクション

家庭など、区民の省エネ行動を推進するため、電気・ガスの使用量削減などの取り組み内容や省エネの成果に応じて区内共通商品券と交換できるポイントを提供しています。

区内共通商品券の購入については、2014年（平成26年）3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を財源としています。



省エネポイントアクションリーフレット

省エネポイントアクションの参加登録者（家庭向けコース）は、同事業を開始した2015年度（平成27年度）の936世帯から、2018年度（平成30年度）は1,077世帯と増加しており、参加者の間に省エネ行動が順調に浸透していることが伺えます。

また、2016年度（平成28年度）・2017年度（平成29年度）の2年連続参加者は、全参加者の約65%を占めており、継続的に省エネ行動を実践していただいていることが伺えます。

今後は、より多くの区民・事業者の参加を促す工夫や、参加者が省エネ行動を継続するうえで励みになるような仕組みづくり、参加者が行った効率のよい省エネ方法を公表し、広めていくなどの方策を検討することにより、これまで以上に省エネの促進と、温室効果ガスの削減を進めていきます。

【区民】

省エネポイントアクションへの参加や「うちエコ診断」の受診により、家庭の省エネルギーの取組みを進めることで、環境に配慮したライフスタイルを確立し、家庭から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

【事業者・団体】

省エネポイントアクションへの参加や東京都の省エネルギー診断の受診により、事業所の省エネルギーの取組みを進めることで、事業所を挙げての環境配慮行動を定着させ、事業所から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

【区】

省エネポイントアクションや「うちエコ診断」等への積極的な参加を促すとともに、住宅等の省エネルギー化のための補助金のPRを行うことで、環境配慮行動の実践を支援し、家庭や事業所から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

また、省エネポイントアクションによる電気やガスの使用量の削減率や、二酸化炭素削減量の変化を継続的にモニタリングし、広く公表し、省エネルギーの進捗状況や効果を検証していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

⑤エコな消費行動

世田谷区は、区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動への転換、発生抑制に努めたうえで、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱うといった「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざしています。

区民と事業者から排出される廃棄物は、法律により明確に区分されています。しかし、区民、事業者いずれもが、排出者としての責任を負うことに変わりはなく、再資源化や減量に取り組む必要があるという点において区別はありません。そこで世田谷区では、区民と事業者それぞれの役割を明確にし、その役割を果たすことにより、「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざし、取り組んでいきます。

＊エコなお買い物体験＊

ごみを減らすには、不要なものを買わない、「リデュース」が重要です。お買い物をする時にその商品が本当に必要か考えることがごみ減量の第一歩になります。また、商品を購入する場合にも、商品ごとに容器包装やパッケージに違いがあり、どの商品を買うと比較的ごみが少ないかを考えながらお買い物することも大切です。

そのことを子どものうちから学ぶため、小学生を対象とした「エコなお買い物体験」を小学校の授業で実施しています。お買い物体験は店舗で行い、班ごとに決められたカテゴリー（惣菜、乾麺、お菓子など）から商品の一つを選んで実際に購入します。選ぶ際には、「こっこのほうが個別に包装されているからごみが多い」や「エコマークが付いているから環境に優しい」といった様々な視点から意見が出ていました。お買い物後には、教室でのワークショップと発表を通して、各班で選んだ商品とその理由の情報共有を行います。

また、親子で参加できるイベント「子どもエコマーケット」も開催しています。「子どもエコマーケット」では、イベント会場に仮想スーパーを作って親子で楽しくエコなお買い物を体験し、学校の「エコなお買い物体験」同様ワークショップを行い、他の参加者と一緒にごみの発生の少ないお買い物方法を学びます。

このように、今後も子どもとその保護者を対象とした2Rの啓発事業を重点的に実施し、参加者には「2R推進事業参加証」を交付するなど、参加に対するインセンティブを付与できるよう工夫して進めていきます。



エコなお買い物体験の様子

※せたがやエコフレンドリーショップ推進事業※

国内で発生する食品ロスの量は643万t（2016年度（平成28年度））でそのうち352万tが事業者から排出されています。また、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ問題や処分に係る焼却による環境問題などワンウェイプラスチック製品に対する規制の動きが強まっています。そこで、区内の事業所で発生する食品ロスやワンウェイプラスチックを抑制するため、食品ロス削減やワンウェイプラスチック削減に取り組む小売店や飲食店を「せたがやエコフレンドリーショップ」として支援する事業を新たに実施します。

【区民】

不用な「もの」は買わないようにし、購入する商品についても容器包装が少ない商品を選ぶなど、ごみを減らす「リデュース」を意識した暮らしを心がけ、エコなお買い物の実践に努めます。また、外食時やお買い物時には、「せたがやエコフレンドリーショップ」の利用を増やします。

【事業者・団体】

再利用や包装の削減、分別リサイクルなど、ごみを作らない工夫を自ら進めるとともに、区と協働して、区民、特に子どもや若い世代に向けたごみの減量に関する普及啓発を行います。小売店や飲食店は、区の進める「せたがやエコフレンドリーショップ」への参加に努め、2Rを進めます。

【区】

ごみの減量を進めるために役立つ行動を区民に分かりやすく示すとともに、分別方法や民間事業者による資源回収の取組み等を積極的に周知していきます。特に、ごみのことを、捨てる時ではなく商品を買う時に考えることを学ぶ「エコなお買い物体験」を小学校の授業で実施し、同様の内容を一般の親子も体験できるイベント「子どもエコマーケット」に関しても多くの方に参加いただけるよう工夫します。「せたがやエコフレンドリーショップ」の利用を促進するため、「資源・ごみの収集カレンダー」などの広報媒体を活用して、店舗情報等を広く区民に周知します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくれます

⑥雨水浸透・利用のすすめ

(基本目標 1とも関連)

地球温暖化による影響を考慮すると、世田谷区においても「適応策」の取組みが求められますが、土地利用の多くが住居系であり、地下水の涵養機能を有する森林や農地などは少ないことから、大雨時の水循環の確保が必要です。

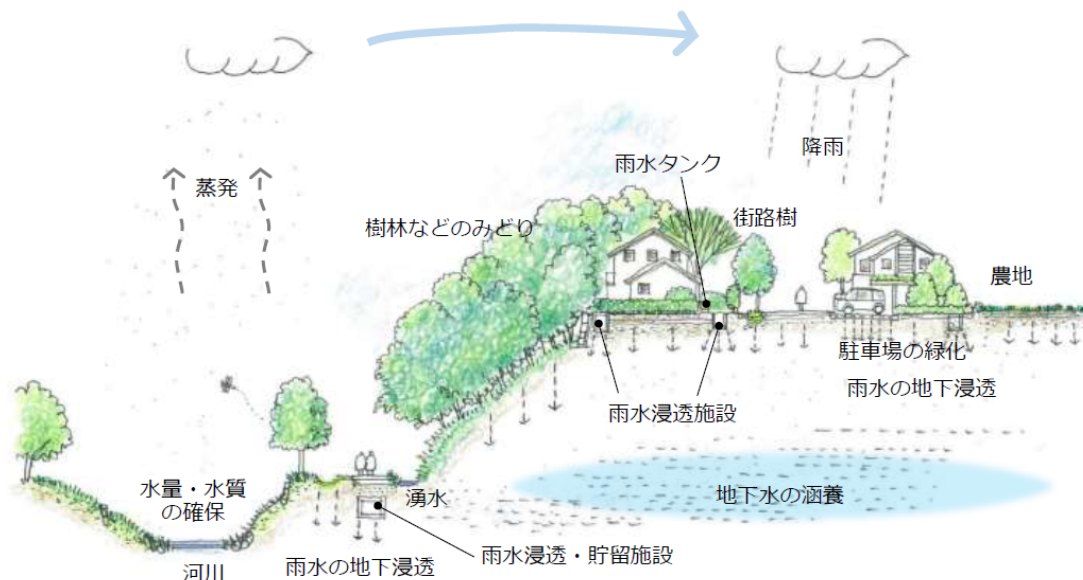
また、人口や世帯数は今後も増加傾向が継続することが予測されているため、快適な生活環境を維持するための取組みが必要です。

そのため、世田谷区の地域特性を考慮し、「適応策」として「豪雨対策行動計画」に基づき、グリーンインフラの取組みや雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留を進めます。また、樹木や樹林地が持つ土砂崩れなどの災害を緩和する機能を活用していきます。

さらに、「適応策」の実践を契機として、地域の特徴を活かしつつ、より良い地域と社会の創出・形成につなげていきます。

＊グリーンインフラの観点からの街づくり＊

区では、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大、上流域の自治体と連携した流域対策、みどりを活用した熱を溜めない街づくりなど、グリーンインフラの観点からも適応策を進めています。



図：グリーンインフラの観点による水循環のイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

【区民】

世田谷区の助成金制度の利用などにより、雨水タンク・雨水浸透施設の設置に努めるとともに、敷地内や屋上などの緑化に努めます。

【事業者・団体】

世田谷区が定める要綱などを踏まえて、雨水タンク・雨水浸透施設の設置に努めるとともに、敷地内や屋上などの緑化に努めます。

【区】

透水性舗装の拡大や、公共施設の新設、改修時に雨水貯留浸透施設を設置します。また、住宅や事業所への助成金制度の活用などによる雨水浸透施設及び雨水タンクの設置を促進します。



雨水タンク

雨水タンクとは、屋根に降った雨水を溜めて、必要な時に利用することができるタンクのことです。雨水タンクを設置することにより、大雨時に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制できるため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にもつながります。



雨水浸透ます（上）、雨水浸透管（下）

雨水浸透施設とは、たくさんの小さな穴が開いたコンクリート製またはプラスチック製のますや管のことです。雨水タンクと同様に道路の冠水や河川の氾濫の抑制になるとともに、地下水が豊かになることで、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にもつながります。



緑化された駐車場（希望丘複合施設 駐車場）

みどりなどの自然面を活用した駐車場の緑化は、輻射熱の緩和に役立つとともに、雨水の透水性向上の効果もあります。

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

⑦みんなのまちのクリーン大作戦

世田谷区内の各地域では、まちの環境美化活動として町会・自治会、商店街、公立・私立学校、大学、事業者、区などの様々な団体が連携・協働しながらポイ捨て防止の啓発活動やまちの清掃活動を行っています。また、個人のボランティアによる地域のごみ拾いや、各家庭でも家の前の道路清掃などに取り組んでいます。

こうした環境美化活動が、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適で安全なまちづくりを進めていきます。

【海洋プラスチックごみ問題】

近年、プラスチックごみの海洋流出が国内外で大きな環境問題として注目されています。日本国内からプラスチックが海洋へ流出する原因は、次のことが考えられます。

- 1 プラスチックごみのポイ捨てや不法投棄による散乱
- 2 大雨や洪水等の自然災害
- 3 生活排水によりマイクロプラスチックが流出



多摩川河川敷での漂着ごみの
調査・回収活動の様子

誰もが輝ける持続可能な社会づくり・未来づくりに向けSDGs、ESDに取り組む区立明正小学校での活動。

海洋プラスチックごみ問題に向き合う児童が、台風通過後の多摩川河川敷において、漂着ごみの調査及び回収活動を実施しました。



世田谷区内の側溝

大雨が降ると、川から海に流れ出る恐れがあります。

＊環境美化活動の参加のきっかけづくり、情報発信＊

地域での環境美化活動への参加のきっかけとなる、誰でもボランティアとして気軽に参加できる活動紹介に関する情報発信や、クリーン作戦ボランティアの募集などを行う仕組みを検討していきます。

区では、1998年（平成10年）にポイ捨て防止条例を制定し、キャンペーン活動など地域の皆さんや事業者の方々とともに啓発活動や美化活動に粘り強く取り組み、区民意識調査の「地域における日常生活での困りごと」において、「空き缶・たばこ等のポイ捨て」の割合が、条例制定時の13.5%から、2017年度（平成29年度）調査では約8%となり、徐々に改善が図られてきました。

2018年（平成30年）に実施した環境に関する区民意識・実態調査では、「街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加」では、これからやりたい」が47.3%と高くなっています。

【区民】

まちの環境美化活動に積極的に参加することにより、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適なまちづくりを進めていきます。

【事業者・団体】

まちの環境美化活動に積極的に参加することにより、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適なまちづくりを進めていきます。

【区】

まちでの環境美化活動に関する情報発信や、誰もが気軽に参加できる仕組みを検討し、区民・事業者等との協定を含めた協働による、快適なまちづくりに取り組んでいきます。また、区民、団体の自主的なごみ拾い活動に対し、清掃活動を示す共通のベスト、清掃用具やごみ袋の提供、集めたごみ（分別されたもの）の収集運搬などによる支援を進めていきます。



多摩川クリーン作戦の様子

毎年5月、玉川公園管理事務所の呼びかけで集まった区民の皆さんが多摩川河川敷のごみ拾い活動を行っています。



経堂地区の環境美化清掃活動の様子

区内各地区では町会・自治会、事業者、学生ボランティア、区のまちづくりセンターなどが協力して、駅周辺や道路のごみ拾いや環境美化キャンペーンなどを行っています。



千歳船橋商店街振興組合による クリーンプロジェクトの様子

各地域の商店街では、まちの一斉清掃活動を行っています。

第6章 計画の推進体制及び進行管理

6-1 : 計画の推進体制

(1) 区民・事業者・区の連携・協働

本計画を着実に推進し、実効性を確保していくため、区は、ルールづくりや事業の実施にとどまらず、区民・事業者への環境情報等の提供や、地域での取組みに対する積極的な支援に努めます。

また、関連する区内の産業団体、大学、NPO等をはじめとする各団体間の交流のため、ネットワークづくりに取り組み、連携・協働に向けた気運を高めることで、区内における環境保全活動の輪を波及させていきます。

区は、環境の状況や区民等の取組みの成果をモニタリングします。

(2) 環境審議会

学識経験者をはじめとする有識者や、区民、事業者で構成する「世田谷区環境審議会」において、計画に基づく各種施策の状況等を報告し、意見や提案を将来の施策に反映させていきます。

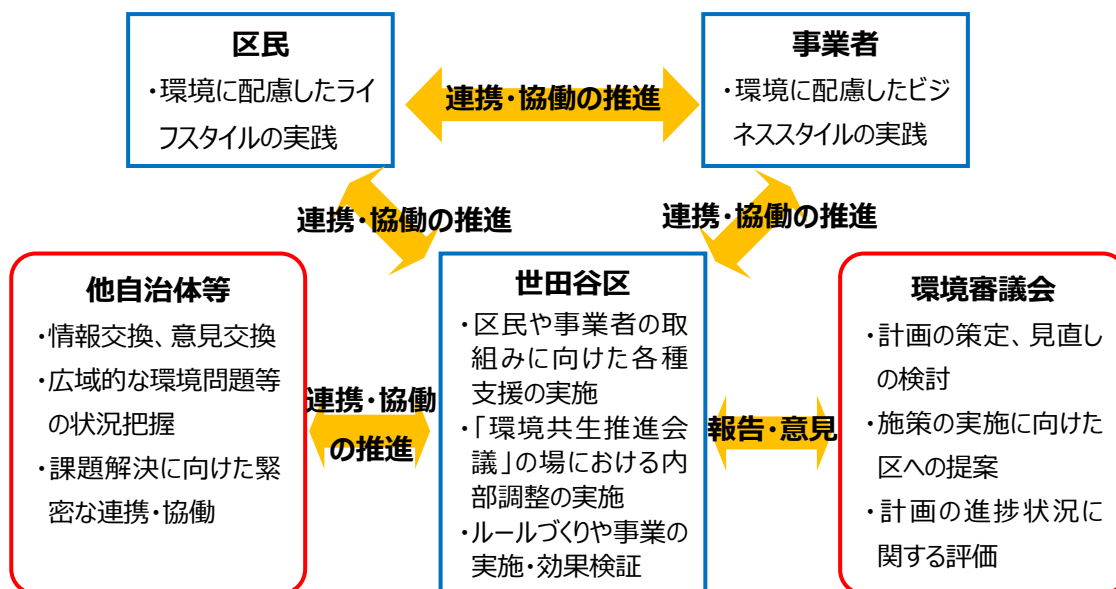
(3) 庁内の推進体制

区長、副区長等をはじめ、区の全部長で構成する「環境共生推進会議」の場において、区の内部で調整を図りながら、施策やそれに基づく各種事業について、必要に応じて区の実施計画を作成し、これに反映していきます。また、関係各部が協力し、庁内連携を強めながら、マッチングにより、効率的で効果的な取組みの推進に努めます。

(4) 他自治体等との連携

再生可能エネルギーの普及拡大に向けた自治体相互の情報交換と意見交換を行う「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」を引き続き開催し、エネルギーを通じた自治体間の連携を推進します。

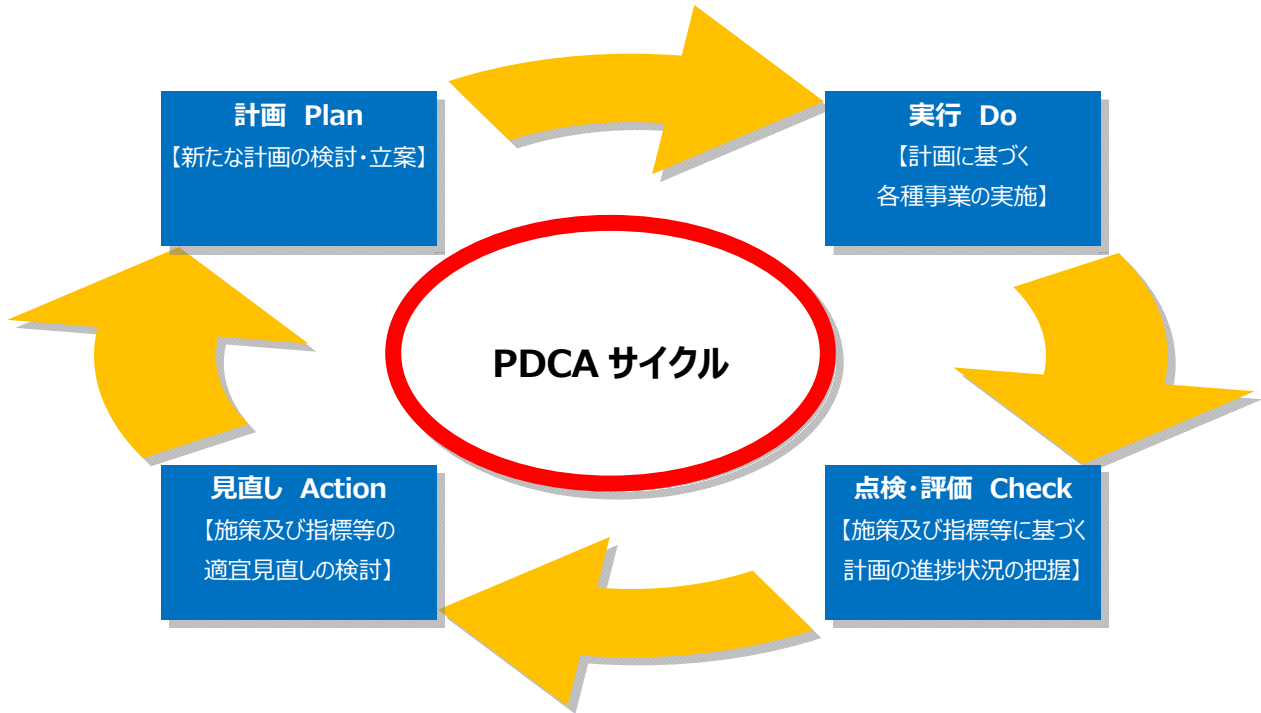
また、大気汚染などの、地域が複雑に絡み合う広域的な環境問題の状況把握や課題解決のため、近隣自治体、国、東京都等の各関係機関との連携・協力を強化します。



図：計画の推進体制

6-2 : 計画の進行管理

区民、事業者、区は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」の「PDCA サイクル」に基づき、世田谷区がめざす環境像の実現に向けた5つの基本目標について、定期的に進捗状況に関する点検・評価を実施し、計画内容の変更や、新たな施策の提案等により、計画の継続的な改善を図ります。



図：PDCAサイクル

(1) 区民・事業者による取組みの進捗管理

区民・事業者による取組みの進捗管理においては、区民・事業者が自主的に取組み状況を点検し、今後の取組みに反映していくことが重要です。

区はリーディングプロジェクトをはじめ、みどりの資源調査や環境に関する区民意識・実態調査の定期的な実施等により環境目標の達成状況を自ら把握していくとともに、広く発信し、波及させていきます。また、環境像の指標でもある区全体のエネルギー使用量や各環境指標の達成状況について公表することで、区民・事業者の取組みを促進していきます。

(2) 区による計画の周知・取組みの進捗管理

① 周知

区は計画を策定し、概要版の活用により広く周知し、区民・事業者の環境行動指針の実践を推進するとともに、区民・事業者等の取組みを積極的に支援していきます。

② 進捗管理

計画の進捗管理においては、区が実施する施策の効果が見える化し、評価を行うことが重要です。本計画では、基本目標の方針ごとに環境・取組みの指標を設定していますが、これ以外にも定期的にポイ捨てされた吸い殻の数、路上喫煙率調査、省エネポイントアクションのモニタリング、大気汚染の監視、河川に関する調査、地下水汚染対策調査、放射線量調査を実施することで施策の効果を適切に把握し、課題を分析することで評価を行います。

評価結果については、予算の執行状況等とあわせて環境審議会の場において報告するとともに、必要に応じて次年度以降の事業の見直しを行っていきます。

なお、計画の進捗状況については、環境審議会での意見を踏まえたうえで、ホームページ等を通じ、結果を広く公表します。

③ 計画の見直し

計画の見直しを実施する際には、各指標の数値の状況をはじめ、区民の意見を得るとともに、国や東京都の環境施策の動向や社会的環境の変化を踏まえて行います。

【環境・取組みの指標一覧】（後期計画）

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
保存樹木指定本数	1,867本	1,905本（2021年度）
農地面積 ^{（注1）}	85.89ha	80.69ha ^{（注2）}
農業公園の認知率	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注2）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積	86.08ha	79.75ha ^{（注2）}
公共施設における緑のカーテン実施施設数	（学校）42校 （その他）64箇所	（学校） 希望校を中心に実施 （その他）64箇所
市民緑地面積	16,878.6㎡	18,078.6㎡ （2021年度）
公園整備面積（新設、拡張）	174.56ha	179.24ha（2021年度）
緑道再生	795m	1,726m （2017～2021年度）
新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積（4年間の累計）	3,020㎡	43,550㎡ （2018～2021年度）
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数	688本	1,030本（2021年度）
緑化助成件数	1,459件	1,668件（2021年度）
雨水タンク助成件数	531件	711件

注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
太陽光発電設備 ^{（注1）} の普及	7,204件	8,955件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^{（注2）} 【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
公共施設の太陽光発電導入数	51件	60件（2019年度予定）
自然エネルギーの学習会等への参加者数	1,675人	5,000人
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用推進	3自治体	5自治体
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率 ^{（注3）}	11.1%	20.0% （2022年度）

注1：2018年度（平成30年度）末現在の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注3：区全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの比率。

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
区内の二酸化炭素排出量 ^{（注1）} 【単年度実績】	2,671千 t-CO ₂ （2016年度）	2,537千 t-CO ₂
省エネポイントアクションの参加世帯数・結果報告世帯数【単年度実績】	参加登録 1,077世帯・団体 報告 860世帯・団体 【内訳】 ・2ヵ月コース 参加登録 399世帯・団体 報告 336世帯・団体 ・3ヵ月コース 参加登録 678世帯・団体 報告 524世帯・団体	参加登録 1,500世帯・団体 報告 1,350世帯・団体
省エネポイントアクション3ヵ月コース参加1世帯当たりのエネルギー消費量 ^{（注1）} 【単年度実績】	13.63GJ/世帯	11.78GJ/世帯
エネルギーセミナー・総合相談の実施回数・参加人数【単年度実績】	4回 292人	6回 480人

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

環境イベント等の参加人数【単年度実績】	3,120人	3,700人
SNS等を含む区から発信する環境情報の更新回数【単年度実績】	15回	30回
自転車通行空間 ^(注2) 整備延長距離	19.6km	72.5km
次世代自動車の普及率 ^(注3)	15%	25%
学校エコライフ活動実施校数【単年度実績】	区立小・中学校全校	区立小・中学校全校
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合 ^(注4) 【単年度実績】	22.1%	30%
環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の助成件数	617件	1,517件
家庭用燃料電池の導入件数	5,809件	10,539件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注5) (再掲)【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
区役所全体のエネルギーの削減(平成21年度比)【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減(2021年度)
区の新庁舎における二酸化炭素排出量(単位面積当たり)	76.6kg/m ² (2016年度)	41.1kg/m ² ^(注6) (2027年度新庁舎完成)
区民1人1日当たりのごみ排出量【単年度実績】	530g/人・日	482g/人・日
事業系リサイクルシステム ^(注7) 参加事業者数【単年度実績】	882件	1,000件

注1：「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度(令和12年度)の目標値を基に算出。

注2：自転車専用通行帯や自転車走行帯(ブルーゾーン)。

注3：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

注4：広義にはZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

注5：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個(適合水準配慮)から最大3個(優良な配慮)により評価している。

注6：実施設計時の予測値。

注7：世田谷区リサイクル協同組合が、区と協力し、区内の事業所の事業活動から排出される資源(新聞・雑誌・ダンボール・オフィス古紙・びん・かん)を直接回収する事業で、区内全域で実施されている。

基本目標4【地域環境】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

項目	現状(2018年度(平成30年度)末)	2024年度(令和6年度)の目標値
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注1) (再掲)【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
LED等高効率照明改修施設	126施設	166施設(2021年度)
街路灯LED化	13,391灯	25,350灯
ESCO事業導入済施設件数	5件	6件(2021年度)
区の新庁舎における二酸化炭素排出量(単位面積当たり)(再掲)	76.6kg/m ² (2016年度)	41.1kg/m ² ^(注2) (2027年度新庁舎完成)

区役所全体のエネルギーの削減 (平成21年度比)(再掲)【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減 (2021年度)
区民対象の省エネ診断実施の働きかけ件数 【単年度実績】	349件	490件
自転車通行空間 ^(注3) 整備延長距離(再掲)	19.6km	72.5km
地区幹線道路完成総延長(東京都施工分含む) (整備率:完成延長/計画延長91.5km)	33.0km(36.1%)	35.8km(39.1%)
開かずの踏切解消 (京王線沿線まちづくりの推進)	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備110m	開かずの踏切解消 (2022年度)
流域対策による雨水流出抑制量	428,972m ³	571,000m ³
雨水タンク助成件数(再掲)	531件	711件
エコ舗装(遮熱性舗装)	57,829m ²	74,000m ²
農地面積 ^(注4) (再掲)	85.89ha	80.69ha ^(注5)
農業公園の認知率(再掲)	15.30%	33%(2021年度)
農家戸数・農業従事者数(再掲)	318戸・708人	305戸・680人 ^(注5)
認定農業者・認証農業者 ^(注6) 数(経営体数) (再掲)	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数(再掲)【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数(再掲)【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積(再掲)	86.08ha	79.75ha ^(注5)

注1:環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個(適合水準配慮)から最大3個(優良な配慮)により評価している。

注2:実施設計時の予測値。

注3:自転車専用通行帯や自転車走行帯(ブルーゾーン)。

注4:農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注5:農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注6:自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

項目	現状(2018年度 (平成30年度)末)	2024年度(令和6年度) の目標値
二酸化窒素の環境基準の達成率	100%	100% ^(注)
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100% ^(注)
河川BODの環境基準の達成率	100%	100% ^(注)
雨水タンク助成件数(再掲)	531件	711件
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数【単年度実績】	202回	220回
区内のたばこマナーに関する満足度	37.60%	65%
路上喫煙率【単年度実績】	0.30%	0.10%
指定喫煙場所の数	25箇所	55箇所

注:二酸化窒素の環境基準の達成率、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率、河川BODの環境基準の達成率については、現状の環境水準を維持する目標。

【計画の進行管理に関する環境のモニタリングについて】

計画の進行管理について、以下の7点において定期的なモニタリングを実施する。

1. ポイ捨てされた吸い殻の数の推移モニタリング

- 調査目的：「みんなのまちのクリーン大作戦」を展開するとともに、ポイ捨てされた吸い殻の数の推移をモニタリングすることにより、取組みの効果を検証し、PDCAサイクルにより、次の活動につなげていく。
- 調査箇所：世田谷区内14箇所
- 調査内容：駅から概ね半径200m以内に落ちている吸い殻の本数を環境美化指導員が計測する。
- 実施回数：年4回

2. 路上喫煙率調査

- 調査目的：「世田谷区たばこルール」を2018年（平成30年）10月からスタートさせたが、その効果を検証するとともに、今後の周知啓発活動等に活かすため。
- 調査箇所：世田谷区内14箇所
- 調査方法：調査地点を通過する全ての人数と喫煙者を定点で計測する。
- 調査時間帯：①7時～8時②12時～13時③19時～20時
- 実施回数：年4回

3. 省エネポイントアクションのモニタリング

省エネポイントアクション参加者全体の電気・ガスの使用量の削減率を継続的に把握していく。

※同一の参加者が毎年度省エネポイントアクションに参加するとは限らず、参加者一人ひとりの使用量をモニタリングし、継続的に把握することは難しいため、参加者全体のデータを使用する。

※削減率を把握することにより、参加者一世帯・事業所当たりの平均エネルギー使用量や削減量の経年変化を調べることができ、これらのデータは、区内の家庭や事業所の省エネの進み具合を把握する基礎資料となる。

4. 大気汚染の監視

砧、玉川、北沢、烏山総合支所の4箇所の大気汚染常時測定室で、二酸化硫黄などの汚染物質を常時測定・監視していく。

5. 河川に関する調査

(1) 河川水質定期調査

年5回、6河川、16地点で水質調査を実施していく。

(2) 水生生物調査

世田谷区内の5河川6地点で魚類、底生動物、付着藻類の調査を実施していく。

6. 地下水汚染対策調査

世田谷区内3地点の井戸水で汚染調査を毎年実施していく。

7. 放射線量調査

2011年（平成23年）から世田谷区内1箇所（若林公園）で継続し、空間放射線量調査を実施していく。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

資料1 世田谷区環境基本条例

世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日

条例第35号

改正 平成7年11月15日条例第62号

平成11年12月10日条例第52号

平成12年10月2日条例第94号

平成15年6月24日条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する施策の推進
（第7条—第10条）

第3章 開発事業等に係る環境への配慮
（第11条—第15条）

第4章 環境の保全等に関する施策等（第
16条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかななければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進 (世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項につい

てあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発

事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等 (施策の評価)

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料2 「世田谷区環境基本計画」策定の経緯

(1) 環境審議会等における検討

①環境審議会委員名簿

役職等	氏名	所属
会長	◎小林 光	東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授
副会長	◎阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
学識 経験者	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境マネジメント学科 教授
	◎鈴木 規安	一般財団法人 省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー
	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク 代表理事
	松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
	◎山口 温	関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授
団体 推薦	飯島 祥夫	世田谷区商店街振興組合 理事
	田中 敏文	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
	田中 真規子	いであ株式会社 執行役員
	宮崎 春代 ※1	世田谷区町会総連合会 副会長
	西崎 守 ※2	世田谷区町会総連合会 副会長
公募 区民	青柳 一規 ※3	公募区民委員
	鈴木 健文 ※3	公募区民委員
	鈴木 基之 ※3	公募区民委員
	岩屋 玉江 ※4	公募区民委員
	佐野 陽一 ※4	公募区民委員
	矢野 順子 ※4	公募区民委員

◎：環境基本計画検討部会委員

※1：任期は令和元年7月4日まで。

※2：任期は令和元年7月5日から。

※3：任期は平成30年12月31日まで。

※4：任期は平成31年1月1日から。

②検討の経過

時 期		会議名称・議題等
平成30年	8月	環境に関する区民意識・実態調査実施
	11月15日	第4回環境審議会 「環境基本計画の中間見直しのあり方について」諮問
	12月 6日	第1回環境基本計画検討部会 前期計画の進捗評価・課題把握、計画骨子たたき台検討
平成31年	1月24日	第1回環境審議会 前期計画の進捗評価・課題把握、計画骨子たたき台検討
	2月12日	第2回環境基本計画検討部会 計画（素案たたき台）の検討
	3月14日	第3回環境基本計画検討部会 計画（素案たたき台）の検討
	4月25日	第2回環境審議会 計画（素案たたき台）の検討
令和元年	6月 2日	シンポジウム・ワークショップ開催
	6月25日	第4回環境基本計画検討部会 計画（素案）検討
	7月25日	第3回環境審議会 計画（素案）検討
	9月15日	計画（素案）のパブリックコメント実施（～10月7日）
	9月20日	計画（素案）に関する区民説明会開催
	10月24日	第5回環境基本計画検討部会 計画（案）検討
	12月 2日	第4回環境審議会 計画（案）の検討
	12月11日	「環境基本計画の中間見直しのあり方について」 区長へ答申

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 環境基本計画の見直しに関するシンポジウム・ワークショップにおける検討

1) 概要

日時	2019年（令和元年）6月2日 午後1時30分～午後5時
場所	世田谷文化生活情報センター セミナールーム キャロットタワー5階
参加者数	34名

2) プログラム

①開会挨拶 世田谷区長 保坂 展人

②環境基本計画改定の概要説明

③第1部 基調講演・パネルディスカッション

■基調講演：「環境をよくする地域の力 なぜ協働リーディングプロジェクトを考えるのか？」

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

■パネルディスカッション：テーマ「環境のために私たちにできること」

《コーディネーター》

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

《パネリスト》

東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 阿部 伸太 氏

（一般財団法人）省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー 鈴木 規安 氏

関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授 山口 温 氏

④第2部 ワークショップ

■テーマ「区民・事業者・区の連携した取組みについて」

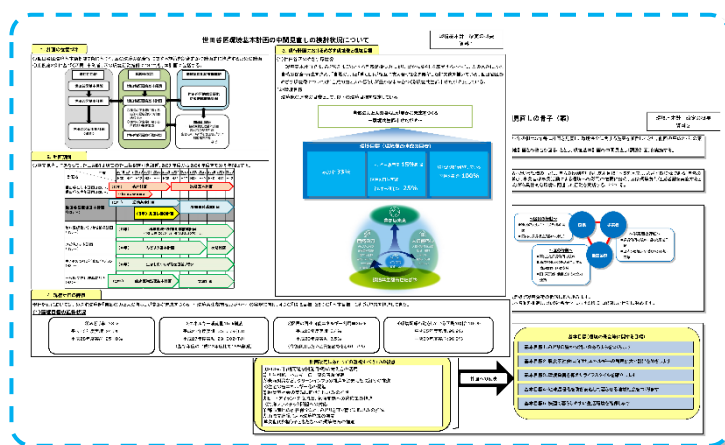
3) 内容

●環境基本計画改定の概要説明

世田谷区 環境政策部 環境計画課長 安藤 良徳

世田谷区環境基本計画の中間見直しの検討状況として、計画の位置付け、計画期間、現行計画のめざす環境像と環境目標、現行計画の評価について紹介しました。

さらに、中間見直しの骨子として、見直しの主旨、環境に配慮した取組みの方向性、区民、事業者、区の環境に配慮した行動の基本理念、改定に当たっての視点、区民・事業者・区の取組みの体系図についても紹介しました。



図：環境基本計画改定の概要

●基調講演：「環境をよくする地域の力 なぜ協働リーディングプロジェクトを考えるのか？」

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

長年、環境と経済や地球環境問題等について、環境行政の立場から取り組まれ、現在、世田谷区環境審議会の会長を務められている小林会長をお招きし、基調講演を行いました。

お話では、世田谷区環境基本計画の役割をはじめ、計画がなぜ必要なのか、計画で掲げられた取組みへの多様な主体の参加と協力が効果を高めること、さらに環境に関する協働の取組みについての事例等をお話いただきました。



基調講演の様子

●パネルディスカッション：テーマ「環境のために私たちにできること」

①みどりの先進事例紹介

東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 阿部 伸太 氏

都市におけるみどりを活用したまちづくりに関する取組みについて、他区における事例等を参考にしながらお話いただきました。

②事業者と連携した省エネの取組みに関する事例紹介

(一般財団法人)省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー 鈴木 規安 氏

(一般財団法人)省エネルギーセンターが実施する無料省エネ診断に関する取組みを参考に、事業者と連携した各種省エネ対策などについてお話いただきました。

③環境のために私たちができることの事例紹介

関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授 山口 温 氏

近年、全国的に問題となっている空き家に関する内容を中心に、高齢者と若者の同居による空き家の発生抑制に資する取組みをはじめ、大学と地域の連携による協働の取組みについてお話いただきました。



パネルディスカッションの様子

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

●ワークショップ：テーマ「区民・事業者・区の連携した取組みについて」

区民・事業者・区の連携した取組みについて、「みどり」「エネルギー・地球温暖化」「ごみ減量・環境美化」のテーマごとに、世田谷区的环境をより一層良くしていくため、それぞれが日頃から心がけて実施できることに関するアイデアを募りました。



ワークショップの様子

主なご意見

①【みどりについて】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画の中での緑地の確保と緑化計画づくりが必要 ●屋敷林の管理をイベント化 ●落葉掃きリレーの普及 ●落葉の資源化、落葉を土の上に残す、落葉（道路等で）を集めると得をする ●剪定枝や切られた木をごみ(焼却)にしない ●小田急線沿線の農地の生産品を下北沢のマーケットで売る ●農地のあとつぎ、マッチング | <ul style="list-style-type: none"> ●カレプロジェクトにみんなが参加しやすい形（学校で参加）、子どもたちが農作物に触れる機会 ●街角緑化、商店街緑化→1坪でも、1㎡でも ●グリーンインフラ等の自然の力で地球温暖化防止、職員の意識・知識の徹底 ●河川沿い、緑道での雨水の流下を考慮した緑化（豪雨対策） ●アスファルト等、駐車場緑化を働きかける仕組みづくり（助成制度含む） |
|--|--|

②【エネルギー・地球温暖化について】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●世田谷区を自転車優先地域としてインフラを整備（乗り捨て自転車などの導入） ●三軒茶屋再開発に冷暖房の共同化を ●太陽光（自宅）設備に防災設備としての認定と助成（支援） ●学校に太陽光発電等を設置 ●再生可能エネルギーの連携自治体の特産品をアピールする（川場村のリンゴなど） ●蓄電池設置の補助等の支援 ●自家消費電力の見える化のための計測手段・アプリの提供と診断サービス | <ul style="list-style-type: none"> ●リノベーション中古住宅のモデルハウス ●大家さん向けの環境セミナー→優良事例の紹介（光熱費削減） ●省エネポイントアクション優秀者表彰、川場ふるさと村1泊招待（木材チップ発電所見学）など ●企業×大学×区×NPO が一体となった環境教育（一般、子ども） ●地域の環境教育に大学生や区民が講師となる仕組みづくり |
|--|---|

③【ごみ減量・環境美化について】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●落葉・植木剪定枝の資源化、グリーンインフラに資するものとする ●緑化推進と生ごみコンポスト化の連携 ●身近な場所に古布・油などの回収場所をつくる ●ごみ処理費用（家庭の可燃ごみ）の有料化 ●事業系ごみ処理費用を実態に即した値段にして、事業系ごみの減量を図る ●ごみは燃やさず、世田谷清掃工場の跡地は環境センターにする | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別収集の徹底 ●環境教育の充実、ごみ処理場問題・プラスチックごみ問題の周知（子どもたちにも） ●マイボトル持参によるペットボトル削減 ●マイバッグ持参によるレジ袋削減 ●プラスチック類を造らない運動を広げて国や企業に訴える ●容器リサイクル法の改正を更に訴える ●ごみ拾いキャンペーンの定例実施。特に河川や池周辺 |
|--|---|

(3) パブリックコメントにおける区民等からの意見聴取

●意見募集期間・意見数等

意見募集期間	2019年（令和元年）9月15日～10月7日
意見提出人数	60人（はがき52人、ホームページ5人、FAX2人、封書1人）
意見件数	100件

●意見の内訳

項目	件数
計画全般に関する意見	6件
基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	19件
基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	6件
基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	32件
基本目標4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	14件
基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	9件
その他の意見・要望	14件
合計	100件

●パブリックコメントによる主な修正点

番号	パブリックコメント意見	ページ	計画修正内容
1	除草剤のリスク等の周知に関する意見	62 106	環境行動指針及び区の施策に農薬の適正使用について追記
2	落ち葉に関する意見	66	区の施策及びコラムに落ち葉ひろいリレー等について追記
3	太陽光発電システム等の補助に関する意見	72	区の施策に蓄電池の導入促進について追記
4	レジ袋有料化など、使い捨てプラスチックに関する意見	81	区の施策及びコラムに世田谷プラスチック・スマートプロジェクト等について追記
5	電柱の地中化に関する意見	101	区の施策に無電柱化の推進について追記
6	道路の透水性舗装に関する意見	101	区の施策に透水性舗装の整備について追記

資料3 世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）

世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）は、平成30年8月に実施した「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」を要約したもので、広くその内容を知っていただくために作成しました。

この調査では、「区民の皆さんの環境に配慮した行動について」などの項目についてお聞きしました。調査については、世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料として活用して参ります。

また、調査結果の詳細「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」は、世田谷区の区政情報センター、同コーナー、区立図書館、区のホームページなどでご覧いただけます。

（平成30年8月実施）

【調査項目】

- 1 区民の皆さんの環境に配慮した行動について
- 2 皆さんのエネルギー使用について
- 3 世田谷区が取り組んでいる環境施策について
- 4 世田谷区の環境に期待することについて
- 5 世田谷区からの案内や情報について
- 6 世田谷区の環境についての意見、要望

調査の概要

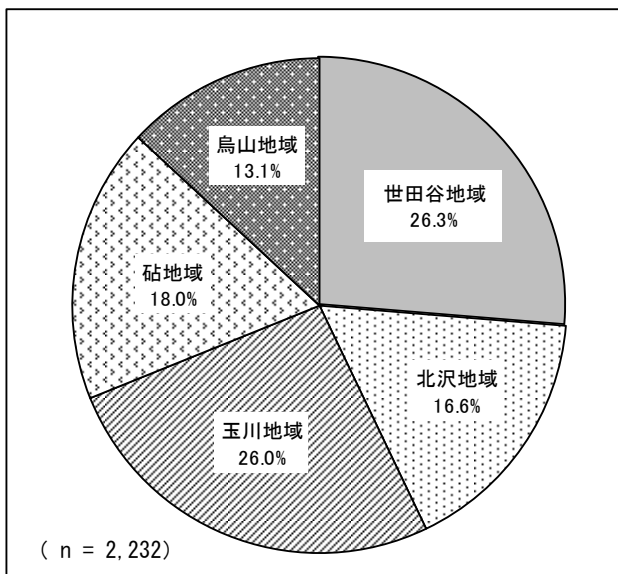
対象者	満18歳以上の世田谷区内在住者
対象数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年8月13日 ～8月27日
有効回収数	2,232人
有効回収率	55.8%

グラフの見方

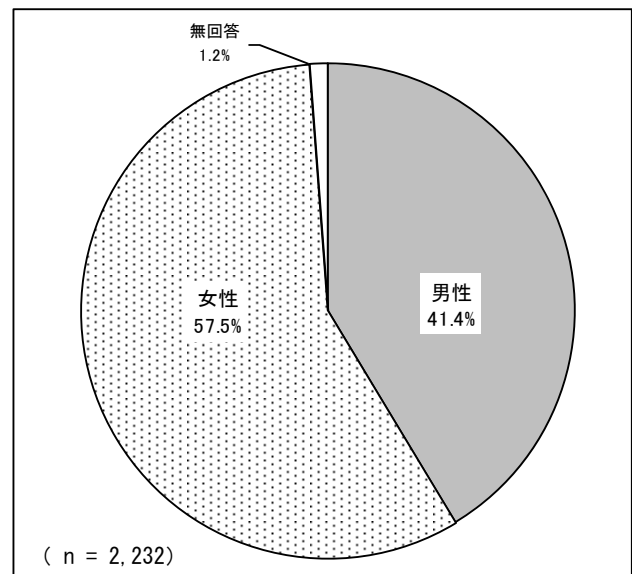
- 1 （複数回答）、（5つまで）と記述されたものの以外は、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。
- 2 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならないものがあります。
- 3 複数回答の設問については、合計が100.0を超えることがあります。
- 4 グラフ中のnは、各設問の回答者数を表します。

①回答者の属性

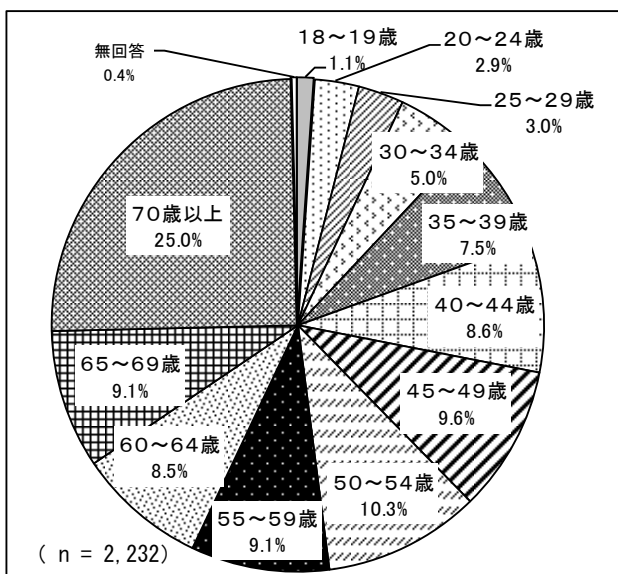
(1) 居住地域



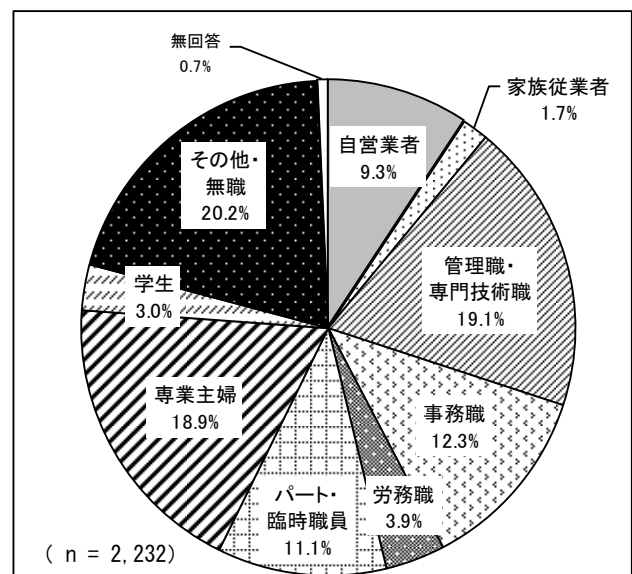
(2) 性別



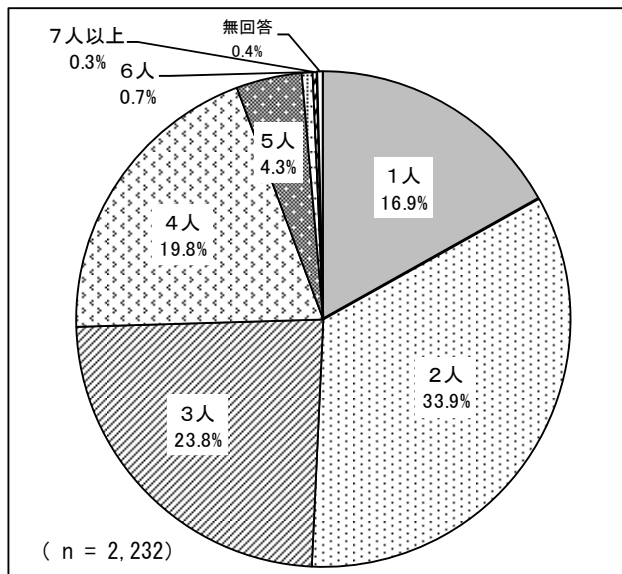
(3) 年齢



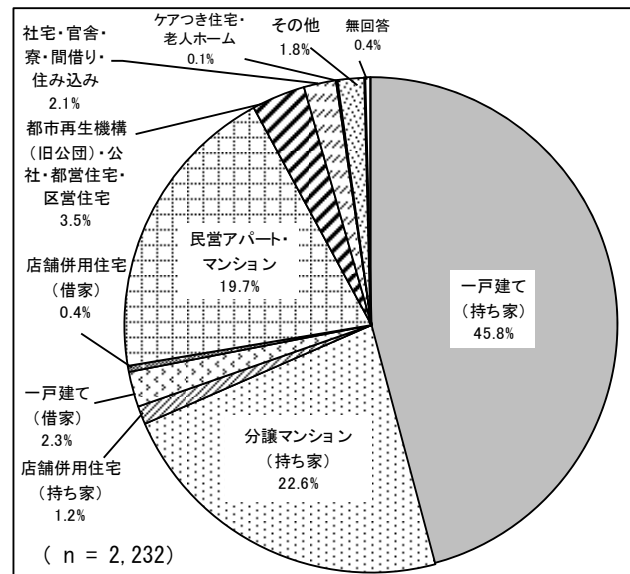
(4) 職業



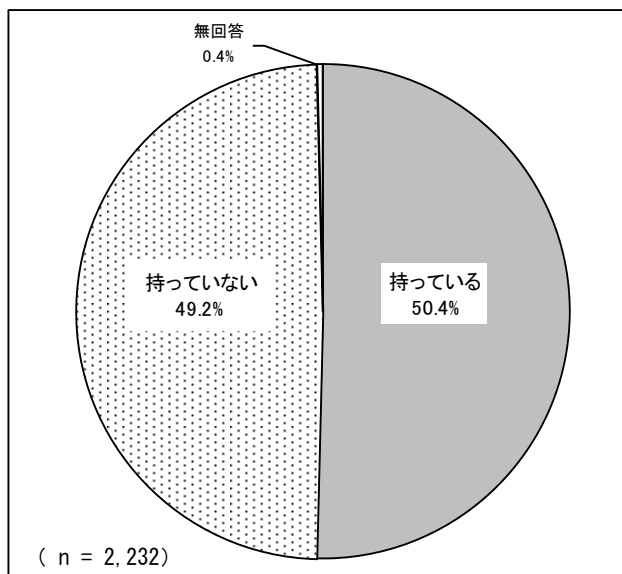
(5) 世帯人数



(6) 住居形態



(7) 世帯内の自家用車の有無



② 区民の皆さんの環境に配慮した行動について

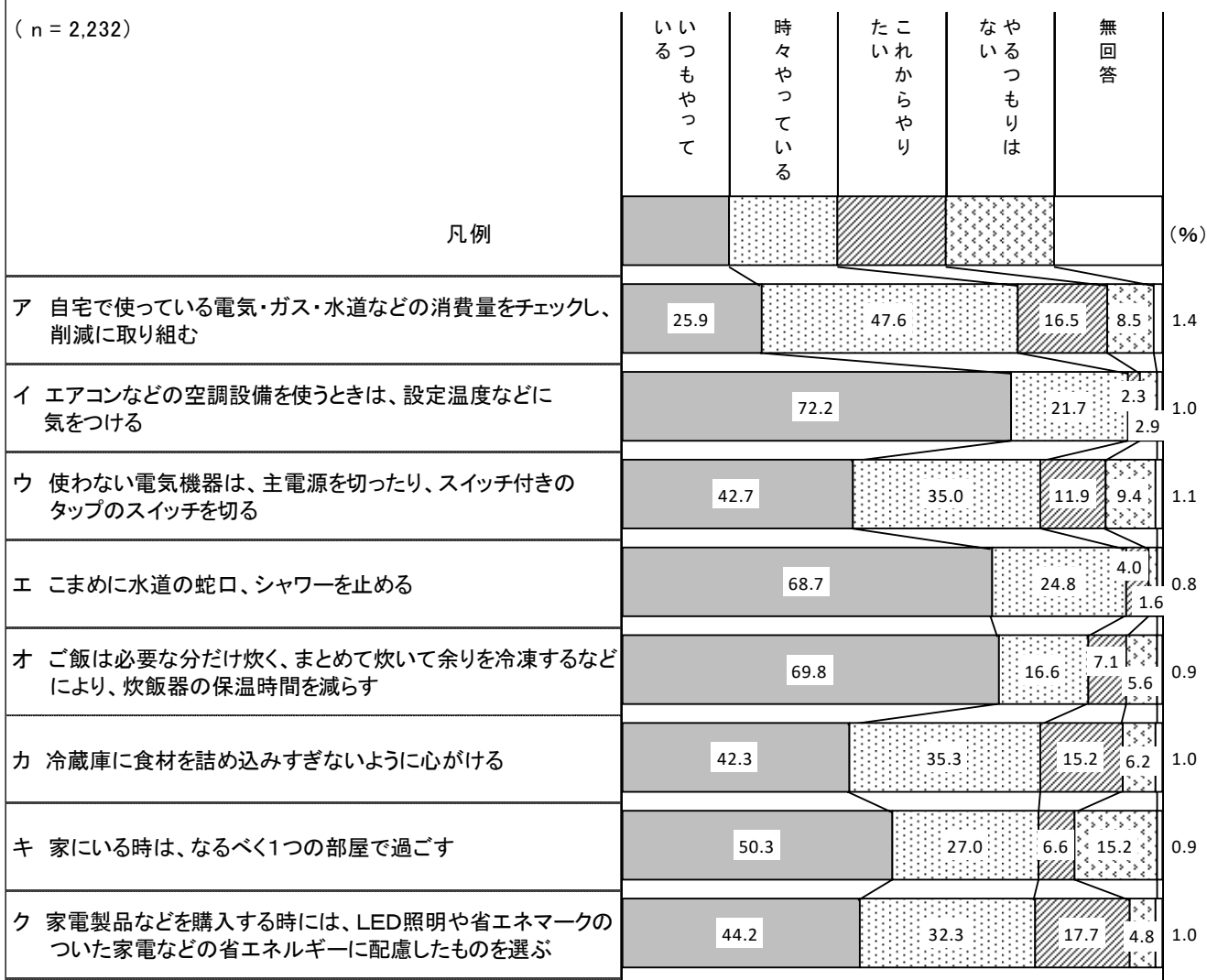
(1) 省エネルギー行動について

8項目の省エネルギー行動について、「いつもやっている」は、『イ エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける』において72.2%と最も高くなっています。

次いで『エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める』(68.7%)、『オ ご飯は必要な分だけ炊く、まとめて炊いて余りを冷凍するなどにより、炊飯器の保温時間を減らす』(69.8%)、『キ 家にいる時はなるべく1つの部屋で過ごす』(50.3%)の3項目で5割以上となっています。

『ア 自宅で使っている電気・ガス・水道などの消費量をチェックし、削減に取り組む』において、「いつもやっている」と「時々やっている」の合計は平成25年度の調査では73.7%、今回の調査では73.5%とほぼ横ばいでしたが、「これからやりたい」は平成25年度の調査では4.1%、今回の調査では16.5%と増加しています。

(n = 2,232)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

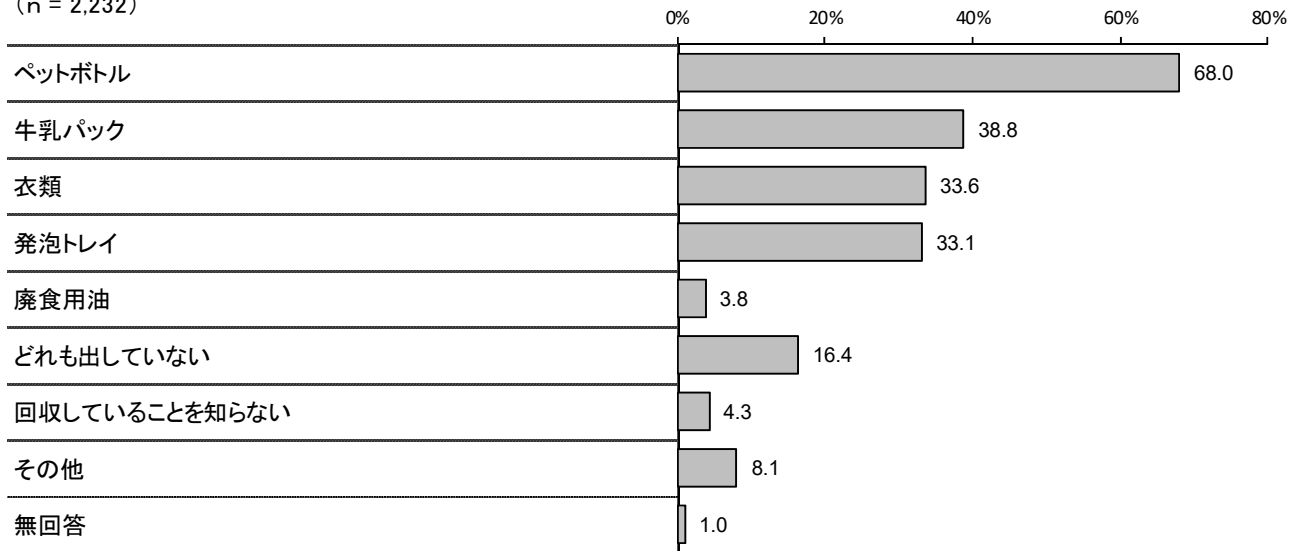
(2) 資源回収に出している資源（複数回答）

資源回収に出している資源は、「ペットボトル」が 68.0%と最も高く、次いで「牛乳パック」（38.8%）、衣類（33.6%）、発砲トレイ（33.1%）となっています。

「回収していることを知らない」は 4.3%、「どれも出していない」が 16.4%となっています。

「衣類」については平成 25 年度の調査では 24.1%でしたが、今回の調査では 33.6%となり、増加しています。

(n = 2,232)

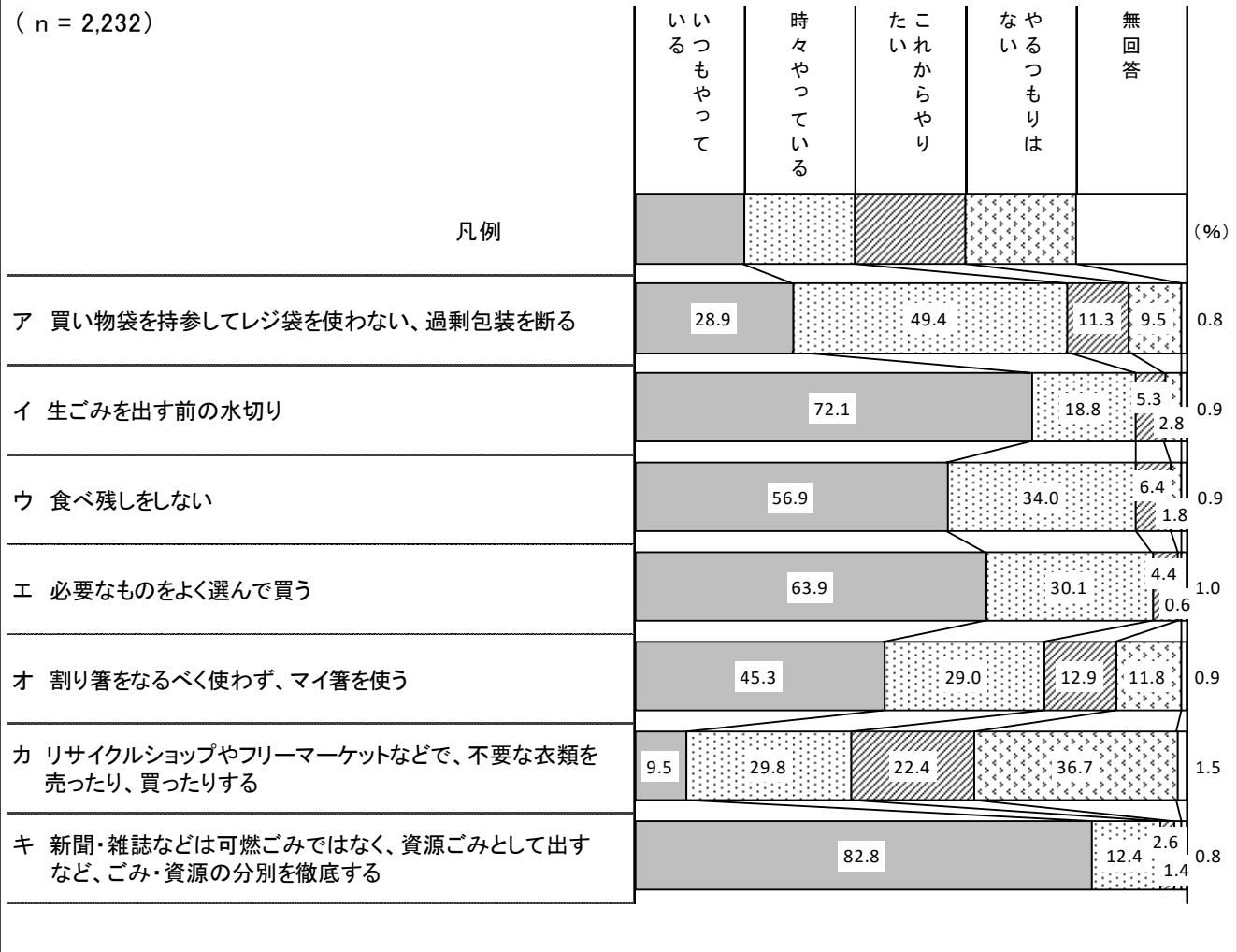


(3) ごみの削減・リサイクルの行動について

7項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつもやっている」は、『キ 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源ごみとして出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において82.8%と最も高くなっています。

次いで『イ 生ごみを出す前の水切り』(72.1%)、『エ 必要なものをよく選んで買う』(63.9%)、『ウ 食べ残しをしない』(56.9%)の3項目で5割以上となっています。

(n = 2,232)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

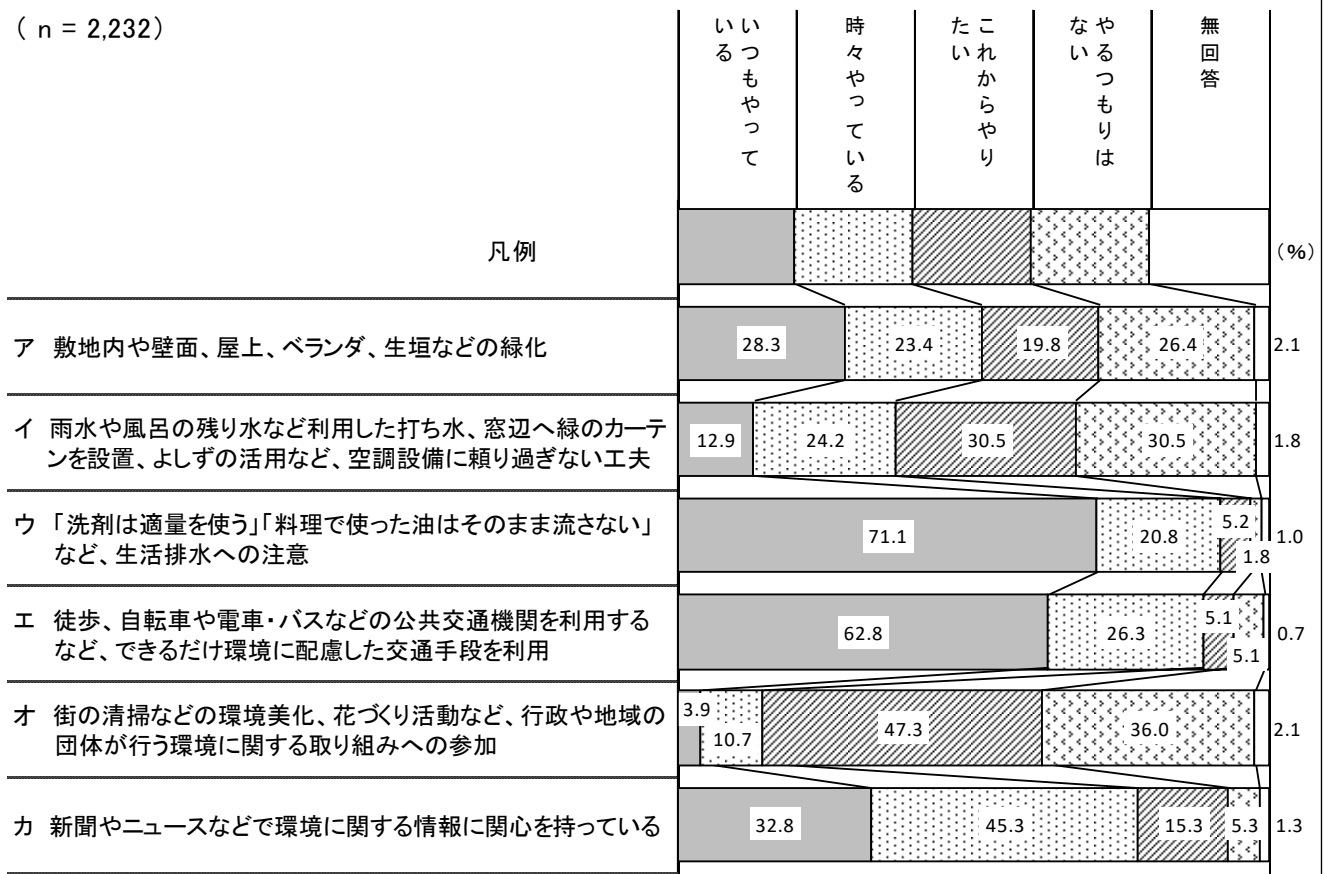
(4) 環境に対するその他の取り組みについて

6項目の環境に対する取り組みについて、「いつもやっている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意』において71.1%と最も高くなっています。

次いで『エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用』(62.8%)の項目が5割以上となっています。

「これからやりたい」取り組みとして、『オ 街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加』が、47.3%と最も高くなっています。

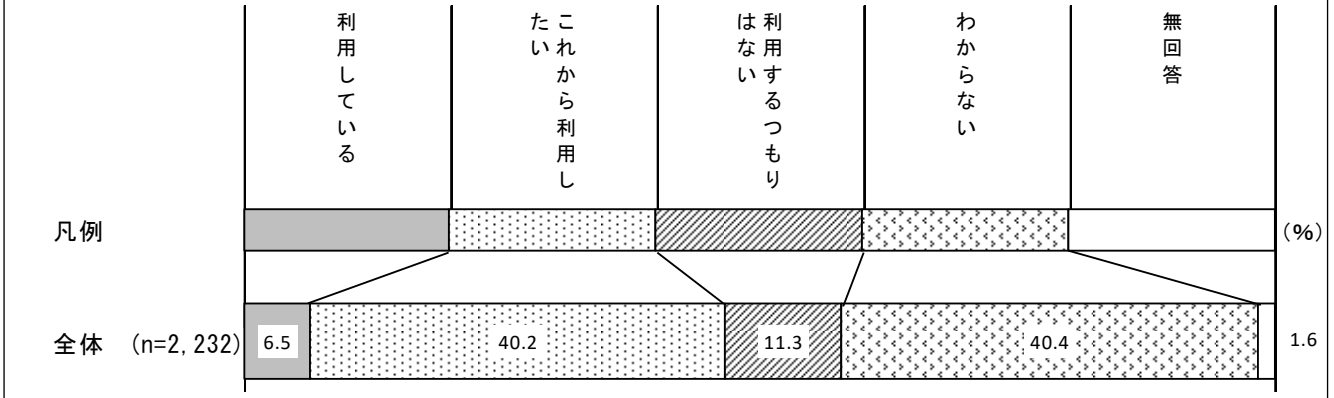
(n = 2,232)



(5) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用

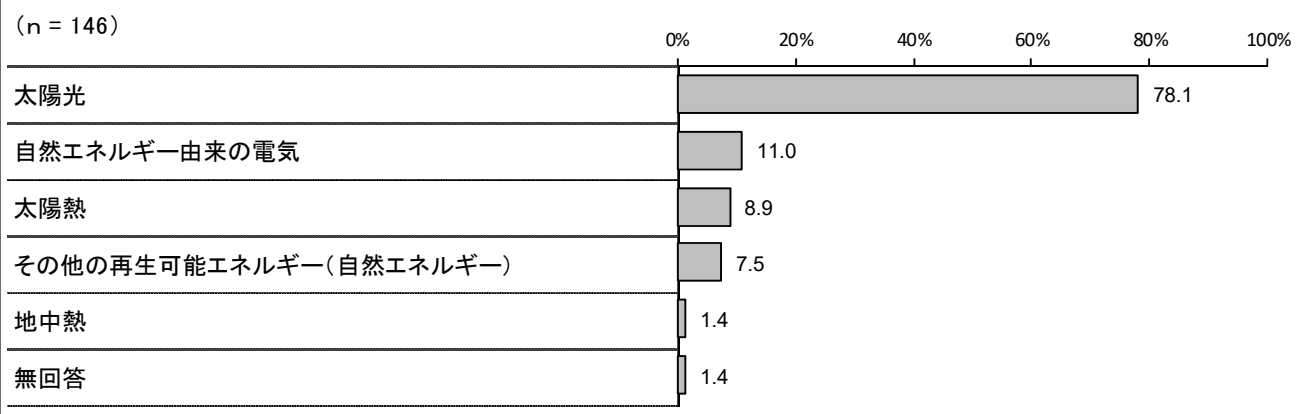
平成 25 年度の調査では、再生可能エネルギーの生活への取り入れを「やっている」は 3.4%、「これからやりたい」が 8.7%でした。

今回の調査では、再生可能エネルギー（自然エネルギー）を「利用している」は 6.5%、「これから利用したい」が 40.2%となっています。



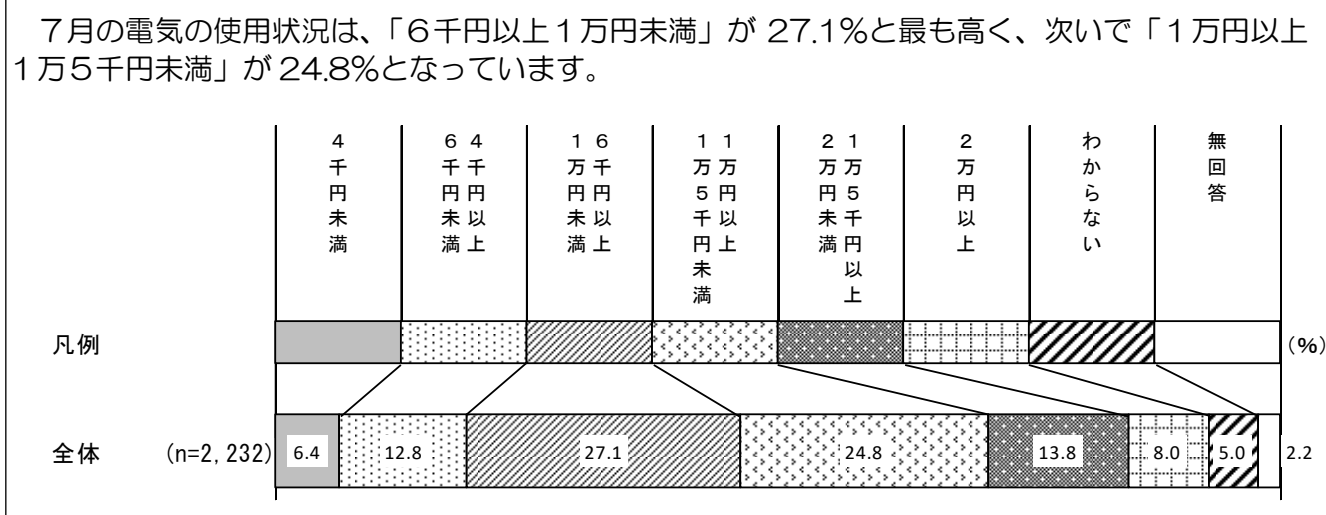
(6) 利用している再生可能エネルギー（自然エネルギー）の種類（複数回答）

(5) で再生可能エネルギー（自然エネルギー）を「利用している」と回答した方が、利用している再生可能エネルギー（自然エネルギー）の種類は、「太陽光」が 78.1%と最も高く、次いで、「自然エネルギー由来の電気」(11.0%)、「太陽熱」(8.9%)となっています。

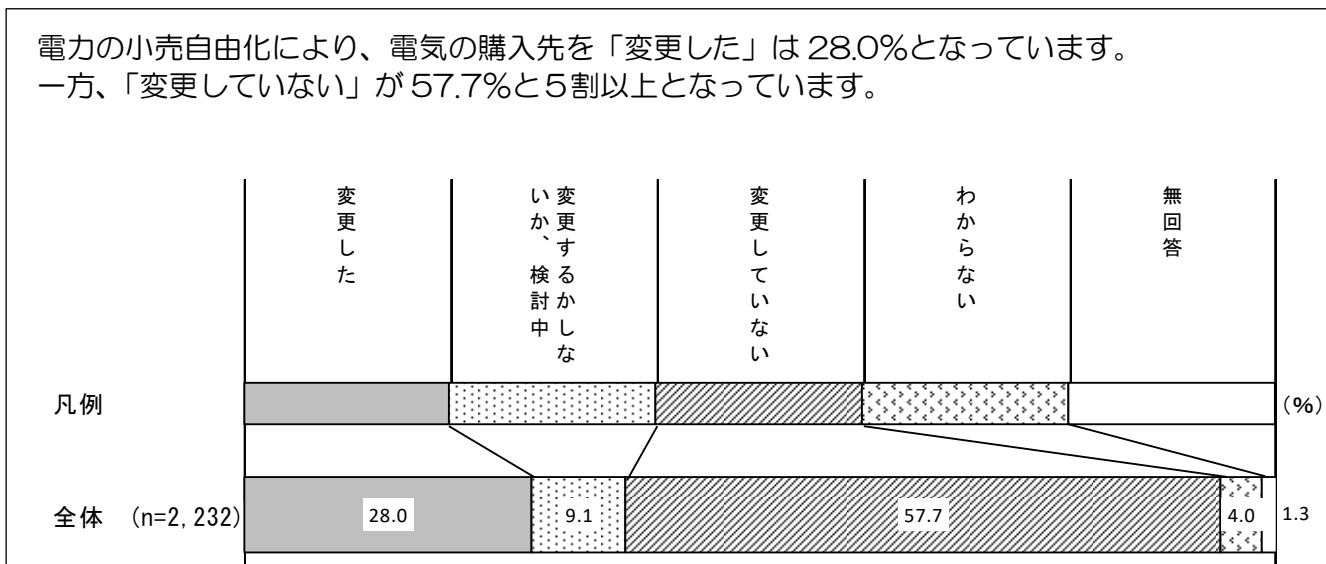


③ 皆さんのエネルギー使用について

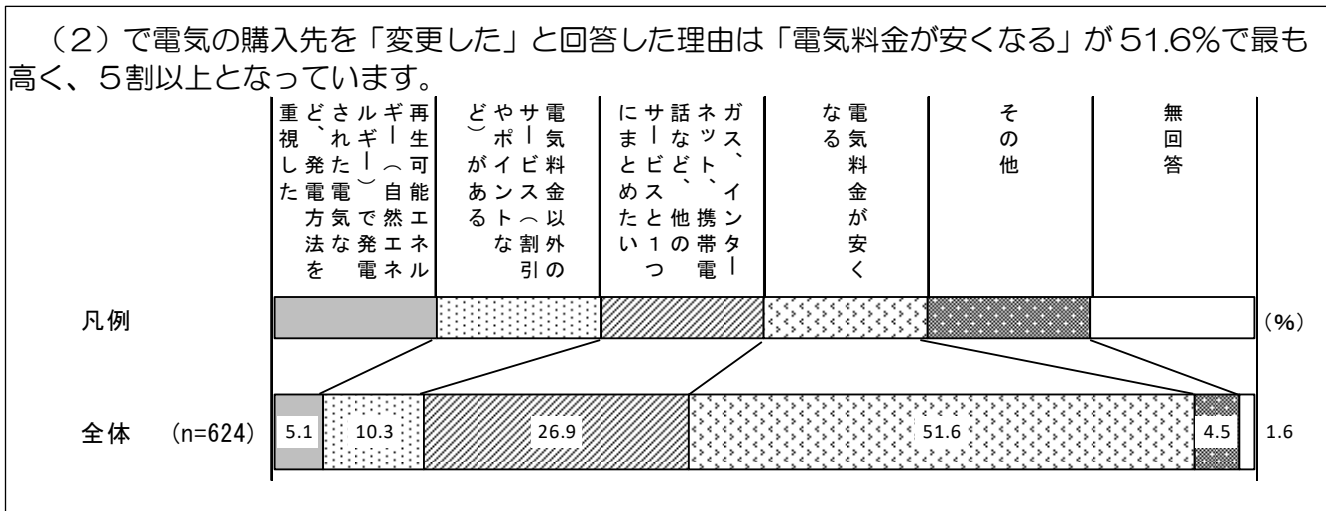
(1) 7月の電気の使用状況



(2) 電気の購入先の変更

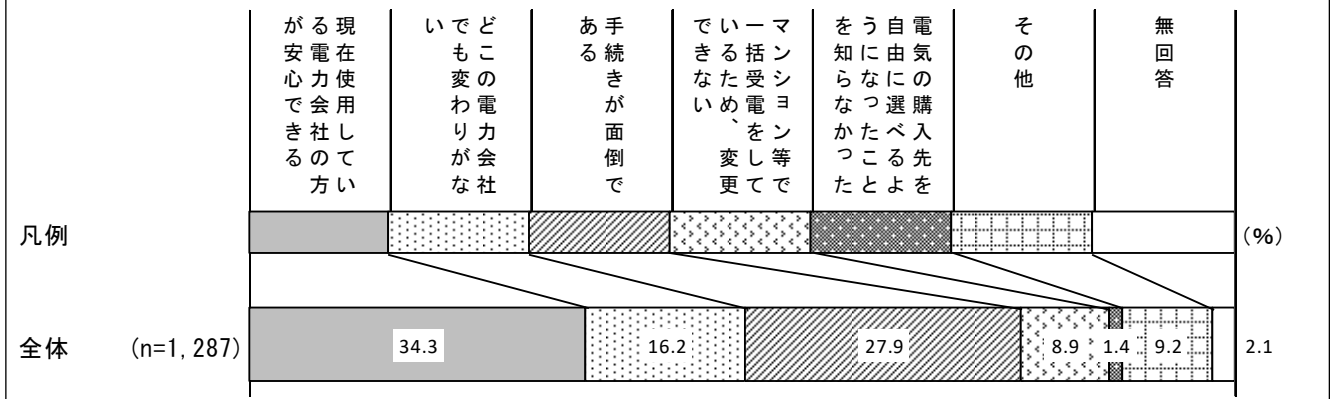


(3) 電気の購入先を変更した理由



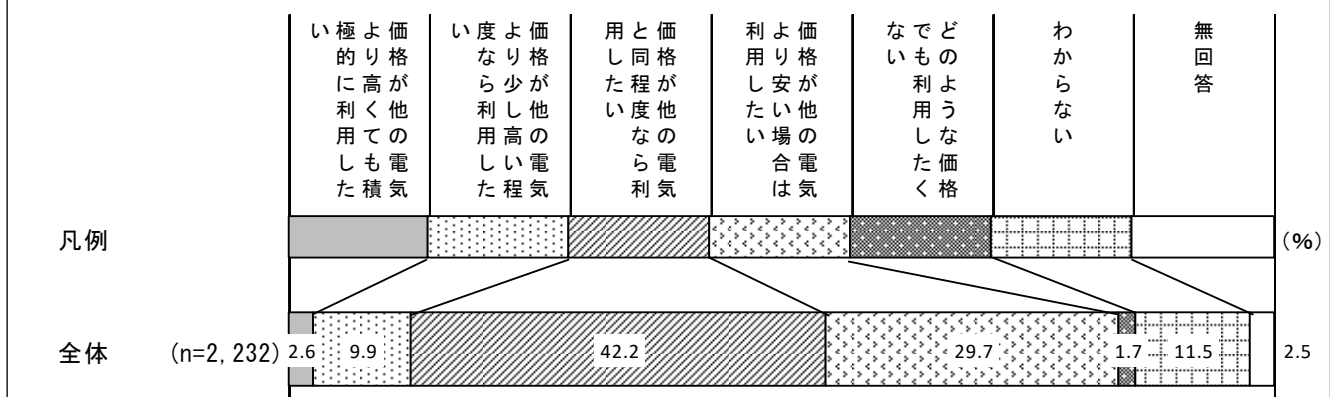
(4) 電気の購入先を変更していない理由

(2) で電気の購入先を「変更していない」と回答した理由は、「現在使用している電力会社の方が安心できる」が34.3%で最も高くなっています。



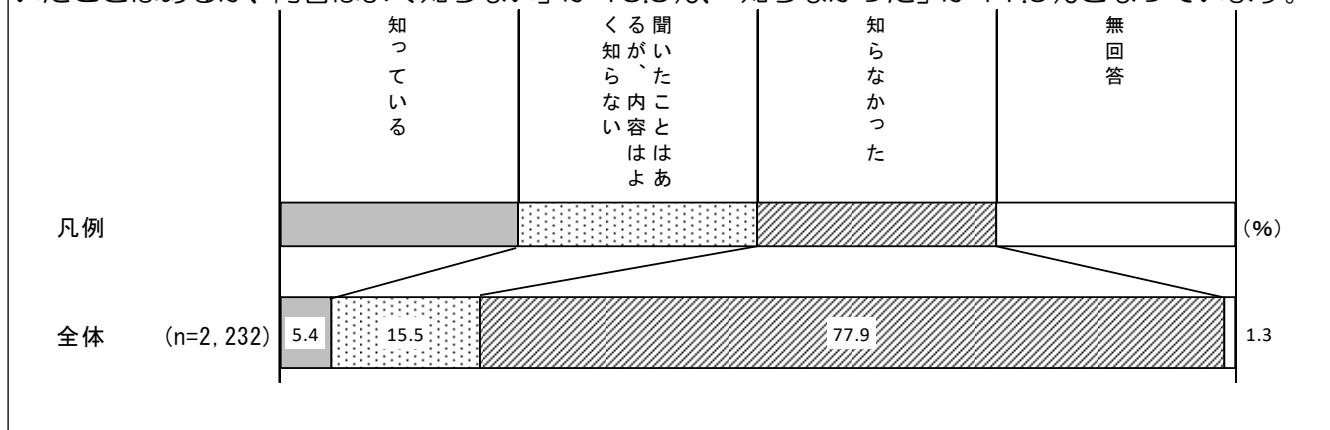
(5) 再生可能エネルギーでつくられた電気を選ぶ価格条件

再生可能エネルギーでつくられた電気を選ぶ価格条件は、「価格が他の電気と同程度なら利用したい」が42.2%で最も高く、「価格が他の電気より少し高い程度なら利用したい」(9.9%)、「価格が他の電気より高くても積極的に利用したい」(2.6%)とあわせると、全体の54.7%が価格が他の電気と同程度以上でも再生可能エネルギーを利用したいと回答しています。



(6) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）を活用した自治体間連携の認知度

再生可能エネルギー（自然エネルギー）を活用した自治体間連携を「知っている」は5.4%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が15.5%、「知らなかった」が77.9%となっています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

④ 世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が取り組んでいる 19 の環境施策について、「区はよく取り組んでいると思う」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」を合わせた《取り組んでいる》の割合は、『(17) ごみの分別回収』が 67.5% で最も高く、5 割以上となっている。次いで、『(6) 公共施設の緑化や公園などの整備』(49.1%)、『(4) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援』(34.5%) となっている。

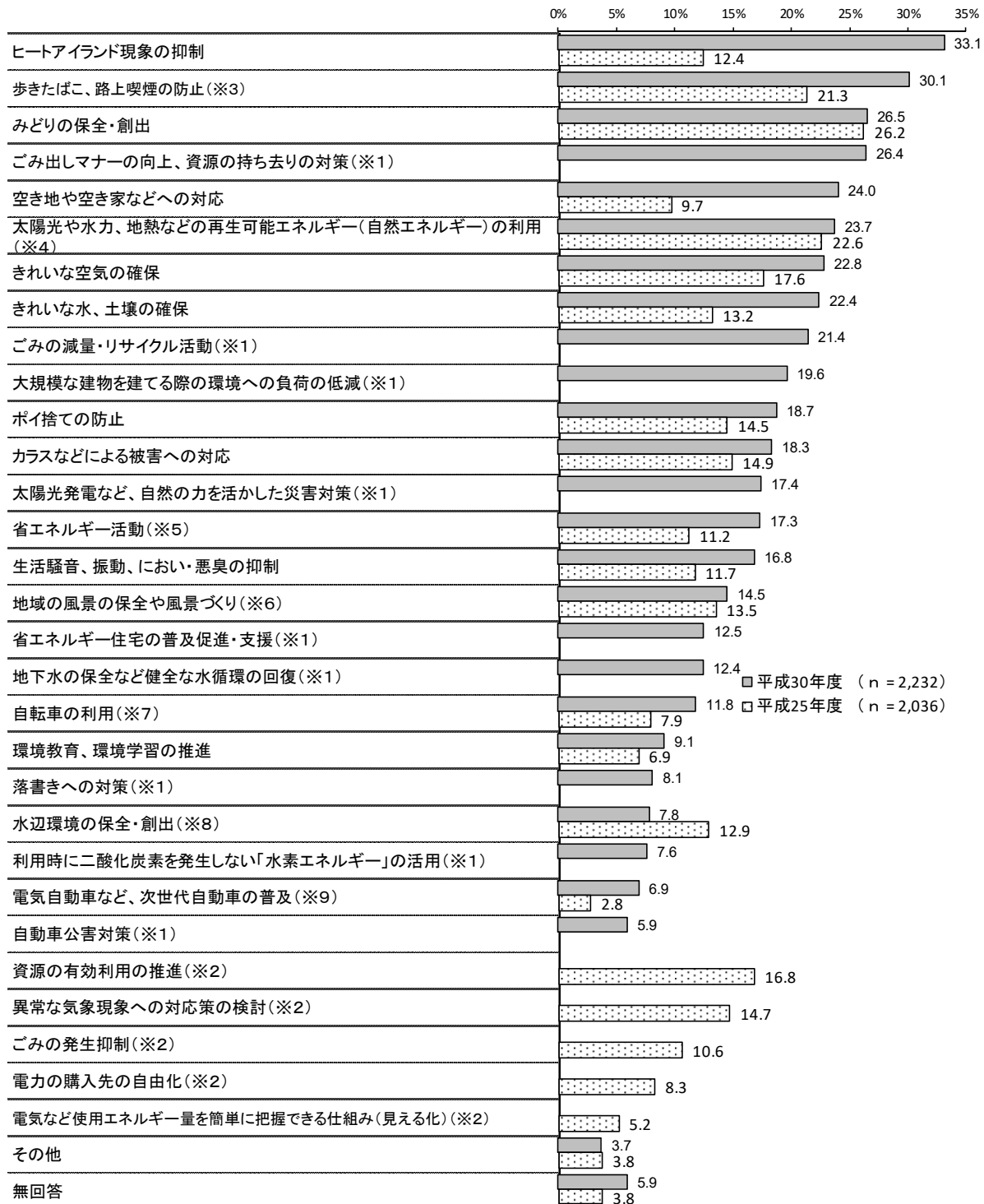
(n = 2,232)

凡例	区ではよく取り組んでいると思う						どちらかと言えば、取り組んでいると思う		普通		どちらかと言えば、取り組んでいないと思う		不十分だと思われる		わからない		無回答	
	3.3	12.5	28.6	4.7	7.8	39.7	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2
(1) 省エネルギーに関する周知活動や支援	3.3	12.5	28.6	4.7	7.8	39.7	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2
(2) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2	10.8	23.7	30.4	5.0	5.2	21.8
(3) ごみ減量行動の啓発や支援	10.8	23.7	30.4	5.0	5.2	21.8	8.0	17.7	27.1	5.2	5.7	32.3	16.7	32.4	25.9	4.3	4.7	13.0
(4) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援	8.0	17.7	27.1	5.2	5.7	32.3	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7
(5) 樹林地などの貴重な自然環境の保全	16.7	32.4	25.9	4.3	4.7	13.0	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	6.5	19.4	27.2	6.2	6.2	30.7
(6) 公共施設の緑化や公園などの整備	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	6.5	19.4	27.2	6.2	6.2	30.7
(7) 河川・水辺の保全	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	4.8	12.6	25.8	5.8	6.7	40.7	4.8	12.6	25.8	5.8	6.7	40.7
(8) 雨水浸透ますや雨水タンクの設置、生垣造成やシンボルツリー植栽など緑化への啓発や支援	2.0	8.6	24.6	10.1	10.4	40.6	2.0	8.6	24.6	10.1	10.4	40.6	3.6	12.6	31.9	9.0	11.2	27.5
(9) 区民・事業者と連携した、地域の風景の保全や風景づくり	3.6	12.6	31.9	9.0	11.2	27.5	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7
(10) 大規模な建物を建てる際、環境への負荷の低減を建築主へ要請	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0
(11) 遮熱性舗装など、ヒートアイランド現象の抑制	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7
(12) 公共交通機関や自転車利用の促進に関する啓発や支援	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7
(13) たばこの吸い殻などのポイ捨て防止の啓発	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0
(14) 歩きたばこや路上喫煙防止の啓発	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7
(15) 学校における環境教育の実施	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7
(16) 環境に関するイベントの開催	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7
(17) ごみの分別回収	38.3	29.2	23.7	1.3	1.8	3.0	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8
(18) 区の施設での太陽光パネル、再生可能エネルギー（自然エネルギー）活用など省エネの取組み	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7
(19) たばこルールなど、地域の環境に関するルールづくり	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7

⑤ 世田谷区の環境に期待することについて

区の環境に関する施策について、充実させていく必要があるもの5つを選んでもらった。「ヒートアイランド現象の抑制」が33.1%と最も高く、次いで「歩きたばこ、路上喫煙の防止」(30.1%)、「みどりの保全・創出」(26.5%)、「ごみ出しマナーの向上、資源の持ち去りの対策」(26.4%)となっています。

※平成25年度調査では選択は3つまでとなっています。



※1 平成30年度のみある選択肢

※3 平成25年度は「歩きたばこの防止」

※5 平成25年度は「省エネルギーの促進」

※7 平成25年度は「自転車の利用促進」

※9 平成25年度は「電気自動車などの普及」

※2 平成25年度のみある選択肢

※4 平成25年度は「自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用推進」

※6 平成25年度は「快適な都市空間、風景の創出」

※8 平成25年度は「河川の水質改善など良好な水循環と水辺環境の保全・創出」

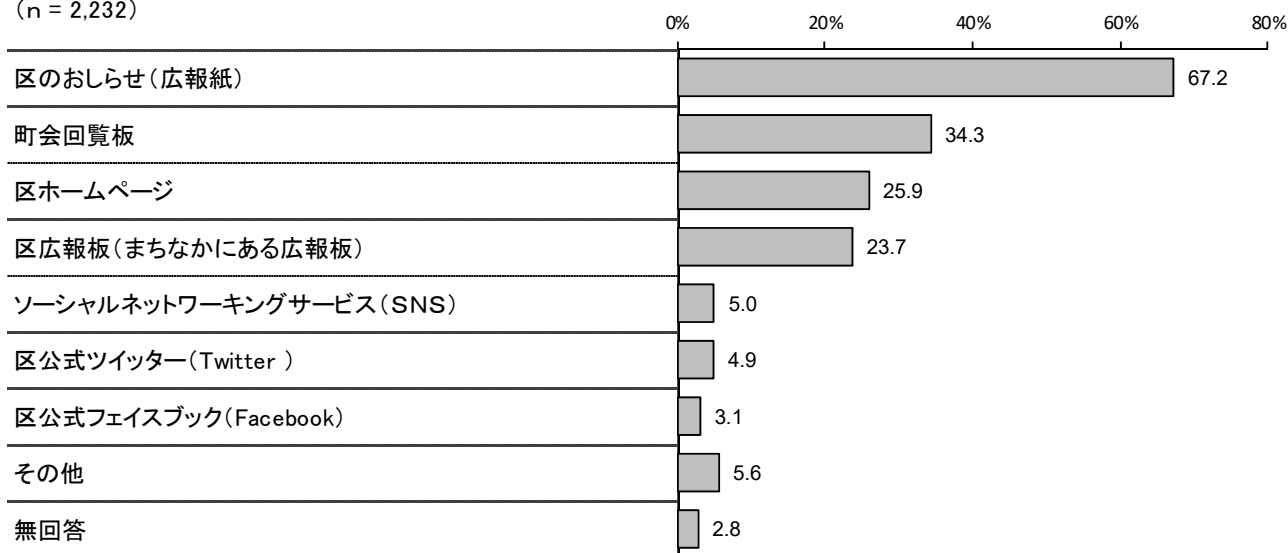
⑥ 世田谷区からの案内や情報について

(1) 世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体（複数回答）

世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体は、「区のおしらせ(広報紙)」が67.2%と最も高く、次いで、「町会回覧板」(34.3%)、「区ホームページ」(25.9%)、「区広報板(まちなかにある広報板)」(23.7%)となっています。

年代別にみると、10歳代～30歳代ではソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や区公式ツイッター(Twitter)が高くなっています。

(n = 2,232)



		n	区のおしらせ (広報紙)	町会回覧板	区ホームページ	区広報板(まちなか にある広報板)	ソーシャルネット (SNS)	区公式ツイッター (Twitter)	区公式フェイスブック (Facebook)	その他	無回答
全 体		2,232	67.2	34.3	25.9	23.7	5.0	4.9	3.1	5.6	2.8
年 齢 別	10歳代	25	44.0	16.0	36.0	28.0	16.0	32.0	8.0	4.0	4.0
	20歳代	130	44.6	18.5	25.4	23.1	17.7	16.2	5.4	3.1	5.4
	30歳代	279	39.8	16.1	36.6	27.2	12.2	10.8	9.0	9.3	2.5
	40歳代	405	59.5	24.4	38.3	22.2	5.7	7.7	3.5	6.4	2.5
	50歳代	433	69.5	31.6	33.5	18.7	3.5	3.7	2.8	5.3	2.5
	60歳代	392	77.6	41.6	19.9	24.2	2.0	0.5	2.0	4.8	1.3
	70歳以上	559	83.9	52.2	9.7	26.8	0.5	0.2	0.2	4.3	3.6

資料4 「世田谷区環境基本計画」現行計画の評価と課題

環境基本計画では、世田谷区のめざす環境像について「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる環境共生都市せたがや」としており、環境像の達成の目安として、環境目標を設けている。また、環境像の実現に向けて5つの基本目標を設定し、施策を推進している。

1 「世田谷区環境基本計画」環境目標の評価と課題

(1) みどり率 33%

区内におけるみどり率について、平成23年度は24.6%、平成28年度は25.18%と増加傾向にあるが、目標値である33%とは7.82%の開きがある。

	平成23年度	平成28年度	目標 (2032年)
みどり率	24.6%	25.18%	33%

(2) エネルギー消費量 15%削減

人口や世帯数の増加にも関わらず、エネルギー消費量は2002（平成14）年度から2015（平成27）年度までに約25%減少している。基準年度である平成22年度からみた場合、約16%の削減となっており、目標の15%削減を達成している。

	平成22年度 (基準年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標 (2024年)
エネルギー消費量 [単位：TJ]	31,879	31,879	31,432	29,902 ※平成22年度16%削減	15%削減

出典：「特別区の温室効果ガス排出量」（オール東京62市区町村共同事業）

※最新の実績は平成27年度

(3) 区民の再生可能エネルギー利用率 25%

再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用について、区民意識・実態調査の中で「利用している」と回答した割合は、前回平成25年度の3.4%から6.5%に増加しているが、目標の25%には相当の差がある。一方、「これから利用したい」は40.2%と、前回平成25年度の8.7%から大幅に増加しており、区民の再生可能エネルギー利用への関心の高さや、今後の再生可能エネルギー利用への切り替えの可能性が伺える。

	利用している	これから 利用したい	合計値
平成25年度 区民意識・実態調査	3.4%	8.7%	12.1%
平成30年度 区民意識・実態調査	6.5%	40.2%	46.7%

(4) 環境配慮行動をしている区民の割合 100%

省エネ行動、ごみ削減・リサイクル行動などの環境配慮行動をしている区民の割合は、高い数値を示しており、99.9%が該当する（区民意識・実態調査の回答者（回答率 55.8%）のうち、設問において、一つでも「いつもやっている」「時々やっている」などにチェックした区民の割合）。

この値は平成 25 年度に実施した区民意識・実態調査においても 99.9%と同程度であったが、平成 30 年度の調査においては以下のような傾向がみられた。

～区民意識・実態調査の結果、環境配慮行動で前回調査より向上しているもの～

・環境に関するその他の取組みについて

→「敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化」については、前回の調査結果と比べて「やっている」と回答している人の割合が 46.2%から 51.7%に増えた。区民の緑化への関心・意欲は高まっており、みどりの増加や温暖化対策の一層の推進が期待できる。

・資源回収に出している資源

→「衣類」については、資源回収に出している人の割合が 24.1%から 33.6%に増えた。区民の資源の再利用への関心・意欲は高まっており、環境負荷を抑えたライフスタイルの確立が進んでいると考えられる。

～区民意識・実態調査の結果、環境配慮行動で前回調査より低下しているもの～

→「雨水や風呂の残り水などを利用した打ち水、窓辺への緑のカーテンを設置、よしずの活用など、空調設備に頼りすぎない工夫」については、前回の調査結果と比べて「やっている」と回答している人の割合が 42.8%から 37.1%に減った。猛暑の影響により区民の空調設備の利用が増加したと考えられる。

【参考】平成 30 年度に実施した「環境に関する区民意識・実態調査」の概要

調査目的 : 世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料として活用するため

調査期間 : 平成 30 年 8 月 13 日～8 月 27 日

調査対象 : 満 18 歳以上の区民 男女個人 4,000 名（無作為抽出）

調査方法 : 郵送により調査用紙を送付・回収

有効回収数 : 2,232（有効回収率 : 55.8%）

2. 基本目標の評価と方向性

基本目標 1：みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

1 みどりの状況と課題

区内におけるみどり率は、平成 28 年度は 25.18%で平成 23 年度の 24.6%より上昇している。樹木の生長、植栽等や公園の新設等における緑地の整備による樹木面積の増加、緑化地域制度やみどりの計画書制度などに基づく緑化指導等の効果が現れつつあると考えられる。

一方、農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要になっている。

- 樹木が生長することで、樹冠面積が拡大し、樹木面積が増えたと考えられる。
- 植栽等で整備された樹木、公園の新設等における緑地の整備などにより、樹木面積が増加したと考えられる。
- 緑化地域制度やみどりの計画書制度など、緑化指導の効果が現れつつあると考えられる。
- 農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要になっている。

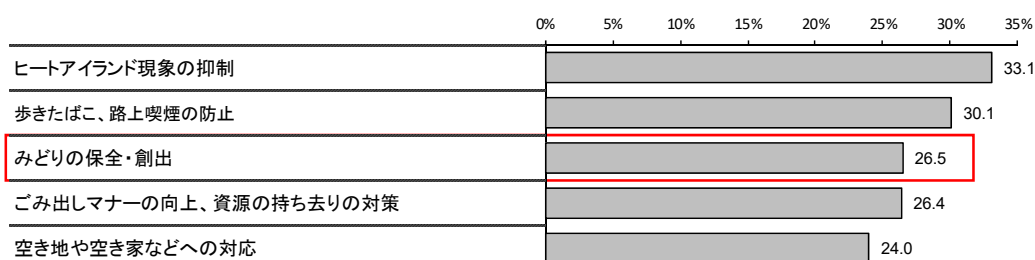
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
樹林地の保全	312,568 m ²	315,968 m ²	312,948 m ²
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	155.52ha
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 箇所	選定箇所増	実績なし (地域風景資産の課題を整理中)
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	21,380m
水辺の再生	72 か所	74 か所	73 か所

3 区民意識・実態調査

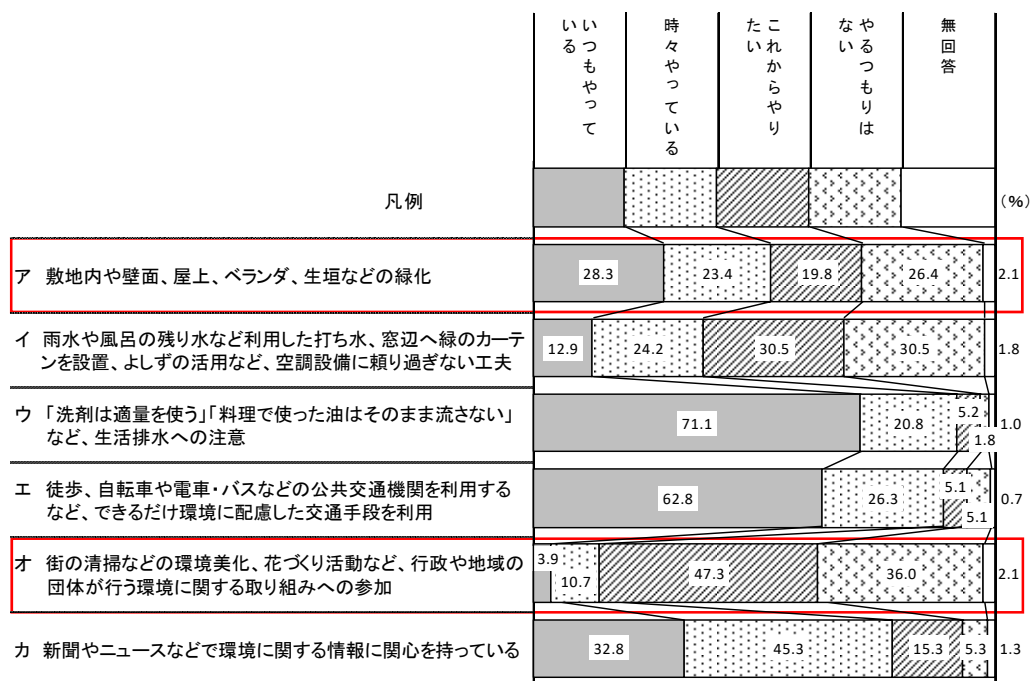
「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成 30 年度実施）より、住民のみどりに対する関心は継続して高い。

図 1 世田谷区の環境に期待することについて（上位 5 つ）



- 区の環境に期待することについて、「みどりの保全・創出（26.5%）」が全体の 3 番目となっている。
- 他区の区民意識調査等においても世田谷区と同様、住民のみどりに対する関心は高い。

図2 環境に対するその他の取組みについて



- ・「街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取組みへの参加」では、「これからやりたい」が47.3%と高くなっている。
- ・環境に対するその他の取組みについて、「敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化」では、一戸建て（持ち家）における取組みが最も多い（いつもやっている：38.8%）。

4 今後の施策の方向性

上記より、区民・事業者等と連携・協働し、地域の実情に即した取組みを推進していく必要がある。

(1) 情報提供の継続（家庭や事業所等を含む地域単位での取組みの推進）

→ 区有施設等の実践例や具体的な効果及び補助制度等の紹介、各種イベントの開催など

(2) 生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

→ 「生きものつながる世田谷プラン」の着実な推進（動植物観察会の開催による意識啓発、モニタリング、ガイドブック等の作成、人材育成、企業・NPO等の活動支援など）

→ 希少種の保護と外来生物対策

(3) 地域住民との協働による生物多様性に配慮した公園緑地の整備・維持管理

→ 在来種を用いた植栽と育成、剪定方法の工夫、落ち葉溜め造成、ビオトープ造成など

(4) グリーンインフラの視点を踏まえた水循環の回復と親水空間の確保

→ 雨水浸透施設の整備、透水性舗装拡大、ビオトープ造成など

(5) 農地を守るまちづくりの推進

→ 生産緑地制度の運用・指導、生産緑地の追加指定・再指定の推進、農地の創出支援、区独自の農地保全制度の検討など

基本目標 2：自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

1 再生可能エネルギーの利用状況と課題

区は、公共施設への太陽光発電設備等の導入や公共施設の屋根貸しによる太陽光発電の促進など、エネルギーの地産地消の推進、再生可能エネルギー導入に取り組む他自治体等との連携による地方でつくられた再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めてきた。

環境目標である区民の再生可能エネルギーの利用率については、前回平成 25 年度の 3.4% から 6.5% に増加しているが、目標の 25% には相当の差がある。一方、これから利用したい割合は 40.2% と平成 25 年度 8.7% から大幅に増加しており、区民の関心の高さや、切り替えの可能性が伺える。

- 平成 30 年 3 月末時点の区内における再生可能エネルギー設備の導入件数は、東京 23 区の中で最も高い（太陽光発電 6,855 件、バイオマス発電 2 件、計 6,857 件）。
- 川場村の木質バイオマス発電による電気を区民 40 世帯へ供給するとともに、購入者等を対象とした現地学習会の実施（平成 29 年度）。
- 長野県の水力発電による電気を区立保育園 42 園、児童館 3 施設へ供給（平成 30 年度時点）。
- 弘前市の太陽光発電による電気を区民 60 世帯へ供給するとともに、購入者等を対象とした現地学習会の実施（平成 30 年度）。
- 区施設における太陽光発電設備の設置（平成 29 年度末時点で累計 46 箇所）、太陽光発電のための公共施設屋根貸し事業（6 箇所）、みうら太陽光発電事業の実施。

2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
太陽光発電設備の普及	5,300 件	8,300 件	6,855 件
公共施設の太陽光発電導入数	31 か所	46 か所	46 か所
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500 人	2,500 人	1,393 人

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

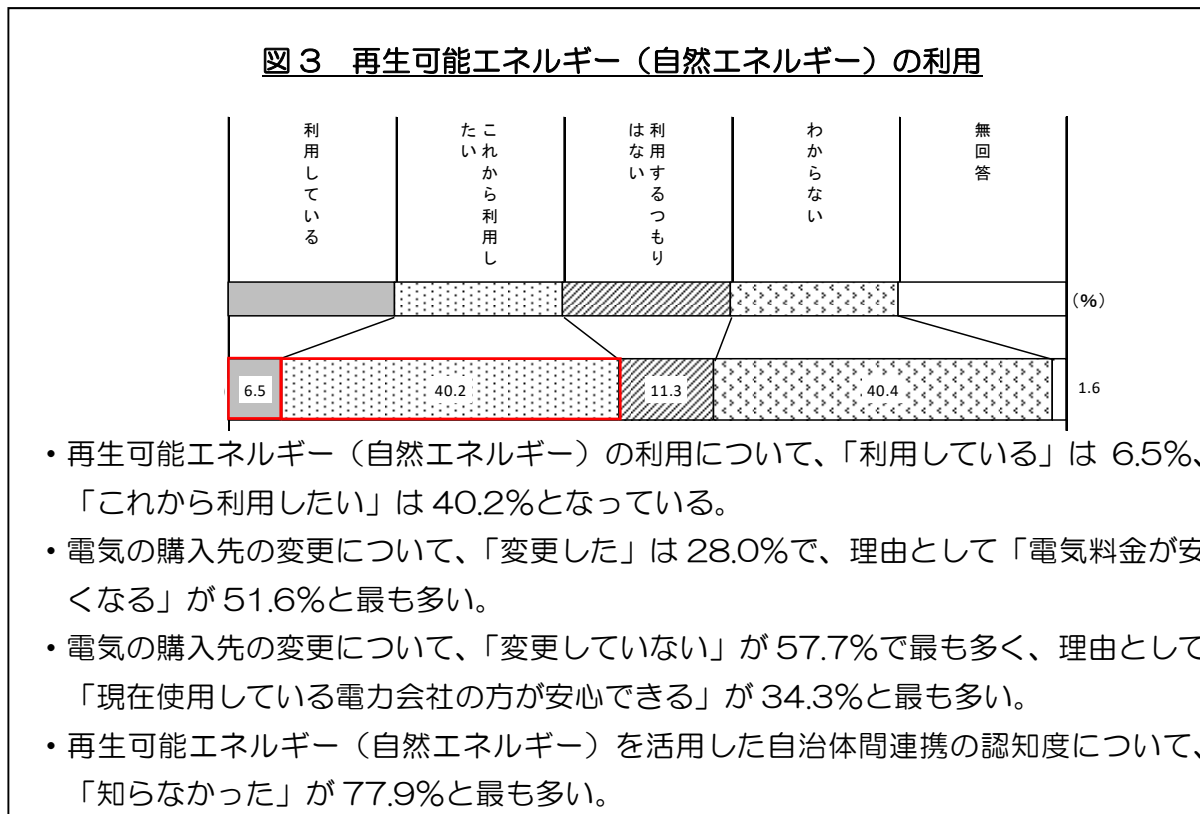
第 5 章

第 6 章

資料編

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成 30 年度実施）より、再生可能エネルギーの利用に対する前向きな意見が一定程度見受けられる。



4 今後の施策の方向性

上記より、自然の恵みを活かした再生可能エネルギーの活用や設備の導入などを引き続き推進していくとともに、区民に対する普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。

- (1)再生可能エネルギーの地産地消の推進
 - 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた民間事業者と連携した啓発活動の推進、国や都と連携した再生可能エネルギー設備の導入支援策の充実についての検討など
- (2)再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発
 - 再生可能エネルギーを利用した電力購入の啓発（再生可能エネルギーの活用に関する事例紹介等）、世田谷区みうら太陽光発電所等の見学会、川場村や弘前市の発電施設の見学会など
- (3)公共施設における再生可能エネルギー設備の導入
 - 再生可能エネルギーの導入推進による環境負荷の低減、自治体版 RE100 の推進に向けた取組みの検討など
- (4)交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大
 - 「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」の継続開催、他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用拡大など

基本目標 3：環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

1 環境負荷を抑えるための取組みの状況と課題

区は、「省エネポイントアクション」（電気・ガス使用削減の促進プログラム）や環境イベントの実施、学校における環境学習など、環境負荷を抑えたライフスタイルを確立するための取組みを推進してきた。

エネルギー消費量は減少傾向にあるが、エネルギーの減少分のほとんどが運輸部門によるものである。エネルギー消費量のうち、家庭部門が 48%、業務部門が 23%を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー消費量の一層の削減が必要である。

- 区の人口や世帯数（平成 30 年 11 月 1 時点 人口総数：908,625 人、総世帯数：479,811 世帯）は増加しているが、エネルギー消費量は減少傾向であることから、省エネに関する各種取組み等が一定程度の効果を収めつつあると考えられる。
- 歩行者・自転車を中心とした交通の促進や環境負荷の低い交通手段の普及促進のため、駐輪場整備（平成 29 年度末時点累計 133 件）、コミュニティサイクルポートの整備（平成 29 年度末時点累計 5 箇所）などの取組みを実施。
- 学校エコライフ活動の推進による区立小中学校における環境に配慮した取組みの推進。
- ホームページによる事業者の環境配慮行動の促進、省エネ診断等の制度の周知を実施。

2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
次世代自動車の普及率※1	6%	20%	令和元年度 調査予定
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	区立小中学校 6 校
駐輪場整備件数	111 箇所	116 箇所	133 箇所
コミュニティサイクルポート数	4 箇所	7 箇所	5 箇所
コミュニティバスの数	9 路線	10 路線	10 路線
家庭用燃料電池の導入件数	約 2,000 件	約 5,000 件	4,839 件
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合※2	18.5%	25%	18.6% (2016 年度末現在)

※1：ハイブリッド、プラグインハイブリッド、電気自動車の合計により算出。

次回算出時には燃料電池自動車も含める予定。

（出典：関東運輸局及び自動車検査登録情報協会の統計資料）

※2：（長期優良住宅認定申請等件数＋低炭素建築物認定申請件数）／区への建築確認申請合計件数により算出。新築住宅における ZEH の割合は、区内実績が不明のため含んでいない。

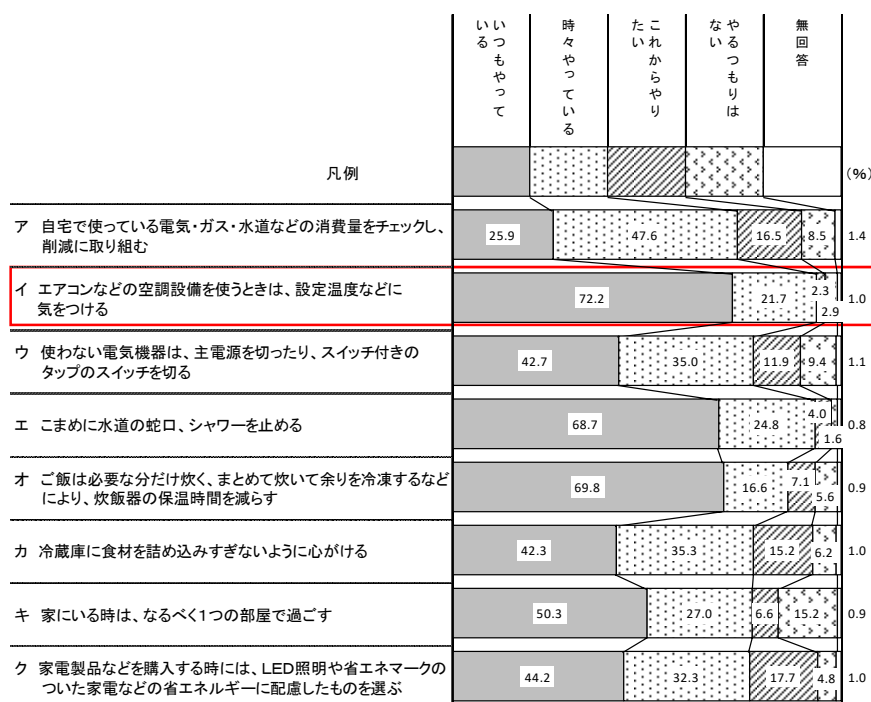
【参考】全国の ZEH のシェア率は 15.3%で、新築戸建注文住宅 28 万戸のうち、4.3 万戸。

（平成 29 年度実績、資源エネルギー庁調べ）

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成30年度実施）より、区民一人ひとりの意識や各家庭での取組みは高い水準にあることが分かる。

図4 省エネルギー行動について



- ・「環境配慮行動をしている区民の割合 100%」について、今回の調査結果でも、99.9%となっている（区民意識調査の設問において、1つでも「いつもやっている」、「時々やっている」等にチェックした割合）。
- ・省エネルギー行動について、「いつもやっている」との回答では、「エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける」が72.2%と最も多い。
- ・区の環境に期待することについて、「電気自動車など、次世代自動車の普及（6.9%）」は前回調査時（2.8%）よりも増加しているものの、他の項目に比べて低くなっている。

4 今後の施策の方向性

上記より、区民・事業者に対する意識啓発の手法や内容の工夫とともに、省エネ・創エネ設備等のハード面における取組みを引き続き推進していく必要がある。

- (1) 情報提供のあり方の再考（家庭や事業所での省エネの推進）
 - 「COOL CHOICE」等の推進によるライフスタイル・ビジネススタイルの啓発、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発、「省エネポイントアクション」等への参加の促進など
- (2) ハード面における取組みの強化（ソフト面における取組みから次のステップへの移行）
 - 低公害車の行政の率先した導入、区民や事業者に向けた国や東京都の設備設置補助制度等の周知、事業所における設備機器の更新・運用改善など
- (3) 省エネ住宅について
 - 住宅における建築物の省エネ化の推進（「世田谷区環境配慮住宅リノベーション推進 事業補助金」の活用等）、省エネ住宅の供給促進（区民を対象とした省エネ住宅に関するセミナーの開催等）、国や都の建築物に関する省エネ基準等の制度の周知など

基本目標 4：地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

1 区の実践とまちの状況と課題

公共施設の高効率照明改修や街路灯のLED化、ESCO事業の導入などの省エネ化の推進、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、エコ舗装の導入などヒートアイランド対策に取り組んできた。また、大規模な開発事業等に際し、太陽光発電などの導入や省エネルギー化、緑の質の向上などを要請し、環境配慮を推進してきた。

気候変動による短時間集中豪雨や洪水、ヒートアイランド現象などが頻発しており、適応策を一層推進する必要がある。

- 環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」により、区施設における環境配慮の取り組みを推進している。(区施設全体のエネルギー使用量の削減：平成 29 年度は 21 年度比で 12%の削減目標に対して、6.7%の削減にとどまった。)
- 各施設等における省エネ行動や設備の運用改善の定着、施設改修に合わせた ESCO 事業の実施(平成 30 年度現在…累計 5 施設)、設備更新時の LED 化(平成 29 年度末実績…累計 114 施設)など、各種取り組みを継続して実施している。
- 熱中症予防のための区内における「お休み処」の開設数は 260 箇所(平成 30 年度実績)となっている。
- 雨水タンク及び雨水浸透施設設置に関する補助制度。(平成 29 年度末実績…雨水タンク：累計 503 件、雨水浸透ます：累計 12,988 基、雨水浸透管：累計 3,006m)

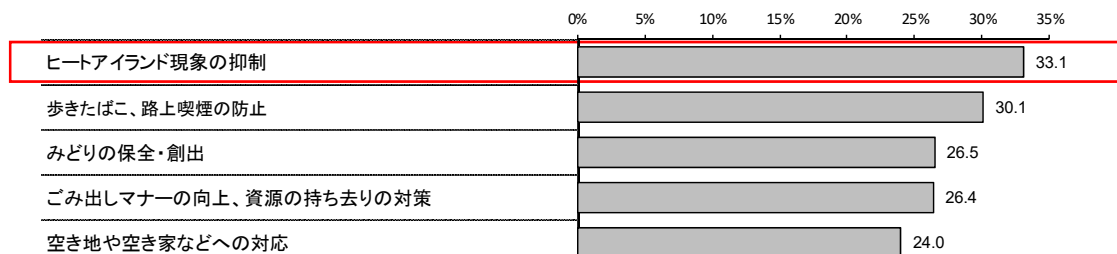
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
区役所全体のエネルギーの削減(2009 年度比)	6%削減	13%以上削減	6.7%削減
LED 等高効率照明改修施設(区施設)	34 施設	95 施設	114 施設
ESCO 事業件数(区施設)	1 件	4 件	4 件
街路灯 LED 化	800 基	12,300 基	10,667 基
都市の骨格となる道路ネットワークの整備延長(幹線道路及び地区幹線道路の完成区間の延長)(整備率：完成延長/計画延長 122.7km)	58.6 km (48%)	—	59.0 km (48.3%)
開かずの踏切解消(京王線沿線まちづくりの推進)	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併せた側道の実施設計、施工等	用地取得の進捗に併せた側道の実施設計、施工等
流域対策による雨水流出抑制量	298,000 m ³	2017 年まで 394,000 m ³	408,847 m ³
エコ舗装(遮熱性舗装) ※区道のみ。国道・都道での区内における実績はなし。	47,238 m ²	53,500 m ²	51,000 m ²

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成30年度実施）より、区民が最も関心のあるものは、「ヒートアイランド現象の抑制」となっている。

図5 世田谷区の環境に期待することについて（上位5つ）



- 区の環境に期待することについて、「ヒートアイランド現象の抑制（33.1%）」は前回調査時（12.4%）よりも増加し、最も多い。• 区が取り組んでいる環境施策について、「区はよく取り組んでいると思う」との回答では、「遮熱性舗装など、ヒートアイランド現象の抑制（2.0%）」、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援（2.7%）」は他の項目に比べて少なくなっている。
- 環境に対するその他の取組みについて、「いつもやっている」との回答では、「徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用（62.8%）」が全体の項目の中で2番目に多い。
- 他の区においても世田谷区と同様、ヒートアイランド現象に対する関心は高い。

4 今後の施策の方向性

上記より、区の率先した行動を引き続き推進していくとともに、区民の関心の高い「ヒートアイランド現象の抑制」や気候変動に適応したまちづくりを進めていく必要がある。

- (1)大規模建築物等に対する環境配慮の推進
→環境配慮制度により、太陽光・太陽熱等のエネルギーの有効利用、省エネルギー化、緑の質の向上、既存樹木の保全など緑に関する配慮等を開発事業者等に要請など
- (2)公共施設における省エネルギー化の推進
→「世田谷区本庁舎等整備基本構想」に基づく取組みの推進、区役所全体のエネルギー消費量の削減強化、環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の着実な推進など
- (3)歩行者・自転車を主役とした交通の促進
→自転車利用環境の充実など
- (4)熱中症・ヒートアイランド対策の推進
→「せたがや涼風マップ」等による熱中症予防「お休み処」の周知、遮熱性舗装の整備、打ち水実施、微細ミスト設置、緑地や農地の保全、緑化推進など
- (5)グリーンインフラの視点を踏まえた豪雨対策の推進
→グリーンインフラの視点も踏まえた雨水タンク及び雨水浸透施設設置補助、「世田谷区洪水ハザードマップ」の周知など

基本目標 5：快適で暮らしやすい生活環境を確保します

1 生活環境の状況と課題

区は、たばこルールによる地域の環境美化や管理不全な住居等への対応など、快適で暮らしやすい生活環境の確保に努めてきた。また、人口や世帯数が増加する中、ごみ収集量と区民 1 人あたりのごみ排出量は減少傾向にある。

たばこルールの周知徹底と同時に、喫煙場所の整備が必要である。家庭ごみに含まれる食品ロス（食べられるのに廃棄される食品・食材）の削減など、ごみの発生抑制行動を促進する必要がある。

- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川 BOD の環境基準については、平成 29 年度末現在の区内の達成率は 100%となっている。
- 区内の空家等について、平成 28～29 年度に実施した空家等実態調査の結果、空家等は 966 棟あり、区内全域に分布している。
- 区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量については、536g（平成 29 年度）となり、令和元年度の目標値である 532g まで間近となっている。

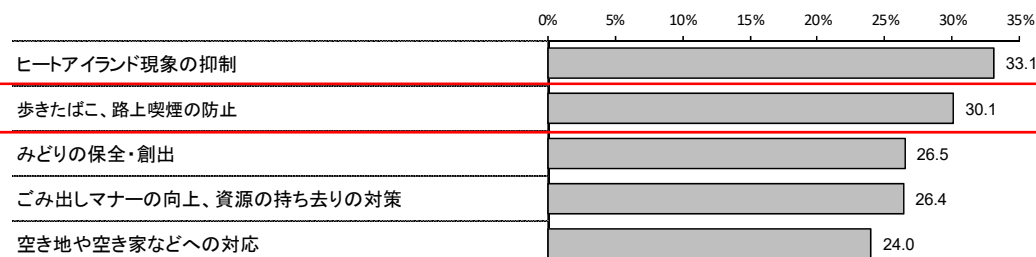
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川 BOD の環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数	50 回	70 回	239 回
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	536g/人・日
資源回収量（参考）	48,714 トン	—	47,005 トン

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成 30 年度実施）より、喫煙対策やごみ・資源、空き家などへの対応など、区民の生活環境に対する関心は高いことが分かる。

図6 世田谷区の環境に期待することについて（上位5つ）



- 区の環境に期待することについて、「歩きたばこ、路上喫煙の防止（30.1%）」、「空き地や空き家などへの対応（24.0%）」、「きれいな空気の確保（22.8%）」、「きれいな水・土壌の確保（22.4%）」といった項目の割合が高くなっている。
- 区の環境に期待することについて、「空き地や空き家などへの対応（前回 9.7%：今回 24.0%）」、「歩きたばこ、路上喫煙の防止（前回 21.3%：今回 30.1%）」と大幅に増加している。
- 環境に対するその他の取組みについて、「いつもやっている」との回答では、『「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意（71.1%）』が最も多い。
- ごみの削減やリサイクルに関する行動について、「いつもやっている」との回答では、「新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、資源・ごみの分別を徹底する（82.8%）」が最も多く、次いで「生ごみを出す前の水切り（72.1%）」、「必要なものをよく選んで買う（63.9%）」、「食べ残しをしない（56.9%）」となっている。
- 資源回収に出している資源は、「ペットボトル（68.0%）」が最も多い。

4 今後の施策の方向性

上記より、大気汚染の測定や河川水質調査等の実施など、きれいな空気、水等を確保するための取組みの継続、「世田谷区たばこルール」等による環境美化の一層の推進、空家等の適切な管理等の取組みにより、快適で暮らしやすい生活環境を確保していく。

(1) きれいな空気、水等の環境の確保

→大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査、水質等の調査の実施、事業所等の公害防止指導など

(2) 「世田谷区たばこルール」や「地域環境美化清掃活動」等による環境美化の推進

→「身近なまちづくり推進協議会」による地域の美化・緑化活動（花壇整備、地域清掃等）、ごみゼロデー・環境美化啓発キャンペーンの継続実施など

(3) 空家等の適切な管理の検討

→「世田谷区空家等対策計画」に基づく発生抑制・情報収集・利活用など

(4) 不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進（基本目標 3 へ反映）

→ 各種イベント等におけるフードドライブなどの啓発活動の実施や食品ロス、レジ袋や容器包装などのプラスチックごみ削減に関する教育の充実など

(5) 分別の徹底とリサイクルの推進（基本目標 3 へ反映）

→ごみの分け方・出し方のきめ細やかな情報提供、SNS 等のソーシャルメディアを活用したごみの分別に関する周知活動の実施など

「世田谷区環境基本計画」環境指標一覧（再掲）

基本目標 1：みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
樹林地の保全	312,568 m ²	315,968 m ²	312,948 m ²
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	155.52ha
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 箇所	選定箇所増	実績なし (地域風景資産の課題を整理中)
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	21,380m
水辺の再生	72 か所	74 か所	73 か所

基本目標 2：自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
太陽光発電設備の普及	5,300 件	8,300 件	6,855 件 (2018 年 3 月時点)
公共施設の太陽光発電導入数	31 か所	46 か所	46 か所
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500 人	2,500 人	1,393 人

基本目標 3：環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
次世代自動車の普及率 ^{※1}	6%	20%	令和元年度 調査予定
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	区立小中学校 6 校
駐輪場整備件数	111 か所	116 か所	133 か所
コミュニティサイクルポート数	4 か所	7 か所	5 か所
コミュニティバスの数	9	10	10
家庭用燃料電池の導入件数	約 2,000 件	約 5,000 件	4,839 件
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合 ^{※2}	18.5%	25%	18.6%(2016 年度末現在)

※1：ハイブリッド、プラグインハイブリッド、電気自動車の合計により算出。次回算出時には燃料電池自動車も含める予定。（出典：関東運輸局及び自動車検査登録情報協会の統計資料）

※2：（長期優良住宅認定申請等件数＋低炭素建築物認定申請件数）／区への建築確認申請合計件数により算出。新築住宅における ZEH の割合は、区内実績が不明のため含んでいない。

【参考】全国の ZEH のシェア率は 15.3% で、新築戸建注文住宅 28 万戸のうち、4.3 万戸。（平成 29 年度実績、資源エネルギー庁調べ）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編

基本目標 4：地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
区役所全体のエネルギーの削減 (2009 年度比)	6%削減	13%以上削減	6.7%削減
LED 等高効率照明改修 施設 (区施設)	34 施設	95 施設	114 施設
ESCO 事業件数 (区施設)	1 件	4 件	4 件
街路灯 LED 化	800 基	12,300 基	10,667 基
都市の骨格となる道路 ネットワークの整備延 長 (幹線道路及び地区幹 線道路の完成区間の延 長) (整備率: 完成延長 / 計画延長 122.7km)	58.6KM (48%)	—	59.0KM (48.3%)
開かずの踏切解消 (京王線沿線まちづく りの推進)	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併 せた側道の実施設計、 施工等	用地取得の進捗に併 せた側道の実施設計、 施工等
流域対策による雨水流 出抑制量	298,000 m ³	2017 年まで 394,000 m ³	408,847 m ³
エコ舗装 (遮熱性舗装) ※区道のみ。国道・都道 での区内における実績 はなし。	47,238 m ²	53,500 m ²	51,000 m ²

基本目標 5：快適で暮らしやすい生活環境を確保します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画に おける目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川 BOD の環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャン ペーン回数	50 回	70 回	239 回
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	536g/人・日
資源回収量 (参考)	48,714 トン	—	47,005 トン

3. 重視すべき主要な取組み

視点1 自然の力を活かした“住まい・まち”の地球温暖化対策

●みどりとみずを保全し人の暮らしと調和した地域をつくる	
主旨（計画より抜粋）	みどりの質を高め、みどりとみずのネットワークを形成することにより、みどり豊かなまちをつくとともに、地球温暖化による影響に対応した地域をつくります。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●建築等に伴う「みどりの計画書」、「緑化地域制度」に基づく緑化指導・誘導の推進 2015年度届出実績：1,048件 2016年度届出実績：979件 2017年度届出実績：999件 ●保存樹木 2015年度指定：10本 2016年度指定：51本 2017年度指定：22本 累計 1,885本 ●公園緑地の整備開園 公園整備（新設、拡張）：累計 24,830㎡（155.52ha） ●緑道整備（改修）：1,075m（累計：約 21,380m） ●公園用地取得面積：1.17ha（累計 15.02ha） ●都市農地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・区民農園の整備：21 農園 990 区画 ・ふれあい農園：54 園開園 ●水辺の再生事業：累計 73 か所
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●区民自らが、身近なみどりの活動を通じてみどりに親しみ、さらに地域の力を合わせて、みどりを保全・創出し、みどりを大きく育てていくという気運を高めることが課題である。 ●みどりの拠点となる公園緑地や学校などのみどりが充実するよう、引き続き、公園緑地の整備や公共施設の緑化に努める必要がある。 ●生産緑地面積は減少を続けており、農地を維持するための方策を検討する必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●区民のみどりに親しむ機会を、さらに増やしていく。また、みどりを大切にし、大きく育てる心の醸成を図る必要がある。 ●区民・事業者等と連携・協働し、地域の実情に即した取組みを推進していく必要がある。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

●地域資源に着目した自然エネルギーの活用拡大	
主旨（計画より抜粋）	太陽光、太陽熱など様々な地域資源に目を向け、区民参加で自然エネルギー活用の拡大を図ります。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設への太陽光発電設備の導入 2015年度：2施設 2016年度：7施設 2017年度：5施設 累計46施設（561,100kWh） ●公共施設屋根貸し事業 累計6箇所（160,827kWh） ●みうら太陽光発電所の運営（年間508,123kWh） ●長野県の水力発電による電気を区立保育園、児童館へ供給 （保育園42園、児童館3館 計1,056,737kWh ※平成30年5～10月実績） ●川場村の木質バイオマス発電による電気を区民へ供給 （40世帯、年間189,634kWh） ●弘前市と協定を締結し、太陽光発電による電気を区民へ供給 （60世帯、124,327kWh ※平成30年8月の供給開始から平成31年1月末までの実績） ●世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金による補助金の交付（太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器の設置、外壁や窓の断熱改修、分譲マンション共用部LED照明設置など） 2015年度：補助金交付件数117件 補助金交付額13,944千円 2016年度：補助金交付件数127件 補助金交付額15,445千円 2017年度：補助金交付件数154件 補助金交付額15,355千円 累計443件 ●中小企業向け省エネルギー対策資金融資あっせん（利子補給） 2016年度：融資件数3件（太陽光発電設備、エコカー） 2017年度：融資件数1件（太陽光発電設備） ●普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「環境エネルギー・ラボ2018inせたがや」の開催 ・区民向けZEHセミナーの開催 ・区ホームページでの取組みの紹介
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●区民の再生可能エネルギー利用率については、平成25年度の区民意識・実態調査では3.4%、平成30年度の調査では6.5%に増加しているが、目標である25%には相当の差がある。一方、これから利用したい割合は40.2%と平成25年度8.7%から大幅に増加しており、区民の関心の高さや、切り替えの可能性が伺える。
検討にあたっての視点等	●自然の恵みを活かした再生可能エネルギーの活用や設備の導入などを引き続き推進していくとともに、区民に対する普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。

●環境負荷が小さく、長く住みつなげる住まいづくり	
主旨（計画より抜粋）	住宅都市世田谷の特性を踏まえ、戸建て住宅、集合住宅を問わず、住宅そのものに係るエネルギー環境の向上をめざします。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●区民向けセミナー「ゼロ・エネルギー・ハウスを知って快適な暮らしを考えよう！」の開催（参加者 37 名） ●世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金による補助金の交付（太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器の設置、外壁や窓の断熱改修、分譲マンション共用部LED照明設置など） <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：補助金交付件数 117 件 補助金交付額 13,944 千円 2016 年度：補助金交付件数 127 件 補助金交付額 15,445 千円 2017 年度：補助金交付件数 154 件 補助金交付額 15,355 千円 累計 443 件 ●環境配慮制度を通じて開発事業者等における太陽光パネルの導入を推進 <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：16 件（525kW） 2016 年度：22 件（407.5kW） 2017 年度：14 件（177.4kW） ●公共施設における ESCO 事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：1 施設 2016 年度：1 施設 2017 年度：1 施設 実施中計 4 施設、導入済 5 施設 ●公共施設の高効率照明化（LED 等） <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：22 施設 2016 年度：18 施設 2017 年度：13 施設 累計 114 施設
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●区内のエネルギー消費量は減少傾向にあるが、エネルギーの減少分のほとんどが運輸部門によるものである。エネルギー消費量のうち、家庭部門が 48%、業務部門が 28%を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー消費量の一層の削減が必要である。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●国の住宅の省エネ性能の目標見直しや東京都の建築物環境計画書制度の対象拡大などの動向を見据えながら、住宅や大規模建築物の環境負荷の低減に向けた取組みを一層推進していく。 ●公共施設の省エネルギー化など、区の優先した行動を引き続き推進していく。

●自然エネルギーの防災への活用	
主旨（計画より抜粋）	災害への備えを複数の手法で確保する観点から、自然エネルギーを活用する発電蓄電設備について検討・設置します。
主な取組みの内容・実績	<p>区民に対する蓄電設備の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民向けセミナー「ゼロ・エネルギー・ハウスを知って快適な暮らしを考えよう！」において、発電蓄電設備が災害への備えになることを周知した。（参加者 37 名） ●エネルギーセミナー・総合相談の実施 2015 年度：セミナー 2 回・総合相談 3 回 2016 年度：総合相談 2 回 2017 年度：セミナー 3 回・総合相談 3 回 ●東京都の補助事業（蓄電池等の設置費用補助）等の周知
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策の観点からも引き続き再生可能エネルギー機器の導入に向けた普及啓発を実施していく必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーセミナーや相談の機会を活用し、太陽光発電設備等のメリットや東京都の蓄電池・太陽熱利用機器等の補助制度などについて一層周知していく必要がある。

視点2 環境負荷の小さい“暮らし”（ライフスタイル）や移動の実現

●小さなエネルギーを賢く使う暮らし	
主旨（計画より抜粋）	こまめな節電、エアコンや冷蔵庫の適切な温度設定など、区民生活における省エネルギーの取組みを区民の運動として展開します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「省エネポイントアクション」の実施 2015年度：(1)「住まい」コース 申込 936 世帯 結果報告 700 世帯 2016年度：(1)「住まい」コース 申込 933 世帯 結果報告 769 世帯 (2)「事業所」コース 申込 25 事業所 結果報告 15 事業所 2017年度：(1)「住まい」コース 申込 1,023 世帯 結果報告 831 世帯 (2)「事業所」コース 申込 23 事業所 結果報告 13 事業所 ●平成30年3月に改定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の概要版リーフレット（区民の省エネルギーの取組みを掲載）の配付 ●子ども環境イベント「環境にやさしい暮らし方を考えよう！」の実施（2017年度） ●環境エネルギー・ラボ（子ども向け環境イベント）の実施（2018年度） ●学校エコライフ活動による児童・生徒への環境教育の実施
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●省エネポイントアクション参加者全体の電気・ガス使用量削減率を継続的にモニタリングすることにより、区内の家庭や事業所の省エネの進み具合を把握していく必要がある。
検討にあたっての視点等	●「COOL CHOICE」等の推進によるライフスタイル・ビジネススタイルの啓発、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発、「省エネポイントアクション」等への参加の促進などに取り組み、家庭や事業所の省エネ対策に努めていくとともに、省エネ・創エネ設備等のハード面における取組みを引き続き推進していく必要がある。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

●シェアで生み出す地域の環境	
主旨（計画より抜粋）	ウォームシェア、クールシェア、カーシェアリング、空家活用など、地域の資源を共用することで環境負荷の小さい地域を実現します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポート数 2016年度：1か所、約170台 累計5か所、約1,200台 ●サイクルマップの配布：10,000部／年 ●熱中症予防「お休み処」の設置、熱中症予防「涼風マップ」の作成・配布
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●コミュニティサイクルポート設置に適した用地の取得が困難であることや保守運営経費の負担が大きいことが課題である。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポートの整備など自転車利用環境の充実とマップやリーフレットの配布による意識啓発など、各種取組みを継続して推進し、歩行者・自転車が主役の交通を促進する。 ●カーシェアリングについては、国の取組み（道路空間を活用したカーシェアリング社会実験等）により普及が進んでいることを踏まえ、普及促進を図る必要がある。 ●熱中症対策などの適応策を推進し、引き続き、区民の関心の高い「ヒートアイランド現象」の抑制や気候変動に適応したまちづくりを進めていく必要がある。

●人と環境にやさしい移動の実践	
主旨（計画より抜粋）	徒歩移動、自転車利用の促進、公共交通の利用促進、次世代自動車の普及促進など、環境負荷の低い交通手段の利用を促します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポート数 2016年度：1か所、約170台 累計5か所、約1200台 ●サイクルマップの配布：10,000部／年 ●コミュニティバス数 2016年度：1路線 累計10路線 ●公用車への環境負荷の少ない自動車の導入、活用 電気自動車 計5台／燃料電池自動車 計1台 ●移動式水素ステーションの整備 1箇所
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●コミュニティサイクルポート設置に適した用地の取得が困難であることや保守運営経費の負担が大きいことが課題である。
検討にあたっての視点等	●電気自動車の充電スタンドの設置など、普及促進に向けた取組み策を検討していく必要がある。

視点3 環境と共生する豊かな未来を築く“人材・地域のネットワーク”の活用

●環境共生社会を創造する技術・イノベーションの発信	
主旨（計画より抜粋）	区内の大学や産業団体と連携して、暮らしに活かせる新たな環境技術を発掘し、世田谷からその活用について発信し、環境負荷の小さい社会の構築に寄与します。
主な取組みの内容・実績	●「エコフェスせたがや」「環境エネルギー・ラボ」において、事業者と連携し、最新の環境技術について区民に情報発信を行った。
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●事業者と連携した環境技術の情報発信を継続していくとともに、発信内容を更に充実していく必要がある。
検討にあたっての視点等	●発信内容の更なる充実に向けた検討を進めていく必要がある。

●マッチングや情報発信	
主旨（計画より抜粋）	さまざまな技術や人材に関する情報共有や交流の場を設け、環境共生社会を創造するという目的を共有する技術や人材の横つなぎ・組み合わせ及び相互の協力を推進し、課題解決力を高めます。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市と包括協定を締結し、川崎国際環境技術展へ区内事業者が出展するなど、自治体間で連携した普及啓発や技術交流を実施 ●「環境エネルギー・ラボ 2018in せたがや」において、世田谷区と川崎市の教員や大学・NPO・事業者などが集い、SDGsをキーワードにした地域の課題解決のための教育手法を紹介する環境教育フォーラムを実施 ●自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の実施 ●区民や活動団体、事業者などが進めているみどりを守り、つくり、管理する取組み（落ち葉ひろいりレーなど）について、（一財）世田谷トラストまちづくりなどが持つ中間支援機能を強化し、みどりと人のネットワークづくりを推進 ●区民団体、農業関連団体、学校と連携した「せたがやカレープロジェクト」の実施など、生物多様性の保全に向けた取組みの推進 ●「大学・事業者と連携したごみ減量プロジェクト」に基づき、区民・事業者・NPO、大学などの持つ情報を集約し、ごみ減量に向けた啓発を実施
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●マッチングや情報発信の機会を拡大していくことが必要である。

検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●今後もイベント等の場において技術や人材に関する情報共有や交流の場を設け、様々な分野が連携して課題の解決を図っていく必要がある。
-------------	--

●まちづくりを促進する人材の育成	
主旨（計画より抜粋）	世田谷区ではリサイクル、みどりの保全等の活動に様々な団体・個人が取り組んでいます。また、地域での活動を組織するなど、情報発信に長けた人材の育成とその活動を支援する仕組みを整えます。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 ●落ち葉ひろいリレーの実施 ●市民緑地4か所におけるボランティアによる保全活動と利活用イベントの実施 ●身近なまちづくり推進協議会による地域の活動（花壇整備2017年度45回） ●歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン（2017年度239回） ●大学・事業者と連携した2R啓発イベントの開催、清掃・リサイクル普及啓発施設による講座・講習会など、ごみの減量やリサイクルの推進に関する取組みを実施
取組みの評価	概ね見込みどおりの取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりの保全に関して、農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要となっている。 ●食品ロスの削減など、ごみの発生抑制行動を促進する必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル・みどりの保全等の活動に、より様々な団体・個人が参加し、課題解決に向けた取組みを実施していくよう、推進していく必要がある。

現行計画策定以降の「重視すべき主要な取組み」に関連する予算事業費の推移

(出典：世田谷区新実施計画（平成 26 年度～29 年度）推進状況)

以下のとおり、いずれの予算事業についても、現在の環境基本計画が策定される前の平成 26 年度と比べ、その後の予算額は増加しており、環境基本計画における重視すべき主要な取組みに基づく事業が推進されている。

●1802 世田谷らしいみどりとみずの保全・創出

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	116,866 千円	152,043 千円	220,827 千円	152,596 千円

主な内容：樹林地の保全、緑化助成、水辺の再生、農地保全の推進、イベントや講習会の開催

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

視点3 環境と共生する豊かな未来を築く”人材・地域のネットワーク”の活用

●1501 環境に配慮したライフスタイルへの転換と自然エネルギー利用の促進

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	26,619 千円	25,988 千円	33,632 千円	51,605 千円

主な内容：環境配慮型住宅リノベーションの推進、エネルギーセミナー・総合相談の実施、みうら太陽光発電事業

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●1801 様々な住まいづくりと居住支援

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	34,066 千円	45,839 千円	60,507 千円	86,159 千円

主な内容：環境配慮型住宅リノベーションの推進、賃貸物件情報提供サービス・居住支援制度

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●1502 エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	57,644 千円	323,766 千円	308,254 千円	329,049 千円

主な内容：公共施設の ESCO 事業、高効率照明化

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●2001 公共交通環境の整備

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	16,910 千円	134,580 千円	328,394 千円	923,580 千円

主な内容：コミュニティバス路線の走行環境支援・新規バス路線導入、開かずの踏切解消

関連項目：視点2 人と環境にやさしい移動の実践

資料5 区民・事業者の環境行動指針と関連する区の施策

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
1	基本目標 1	区民	地域の身近な自然環境に対する興味と関心を高めます。	1-1① 1-2⑤
2			自然観察会等に積極的に参加し、生きものの保護に努めます。	1-1②
3			世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。	1-1④ 4-3⑥
4			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。	1-2①⑤ 4-3③
5			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。	1-2①⑤ 4-3③
6			公園等の維持管理に積極的に協力し、地域のみんなが気持ちよく利用できるようにします。	1-1② 1-2②
7			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
8			建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。	1-2④ 4-1③
9			自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。	1-1② 1-2⑤ 4-3③
10			雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。	1-2③ 1-3① 4-3②
11		事業者	自然観察会等に従業員が積極的に参加し、生きものの保護に努めます。	1-1②
12			世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。	1-1④ 4-3⑥
13			農業従事者は、農地の維持・保全に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。	1-1④ 4-3⑥
14			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。	1-2①⑤ 4-3③
15			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。	1-2①⑤ 4-3③

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
16	基本目標1	事業者	敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
17			建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。	1-2④ 4-1③
18			事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。	1-1② 1-2⑤ 4-3③
19			道路や駐車場などの舗装については、透水性を確保するよう努めます。	1-2⑤ 1-3① 4-3③
20			雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。	1-2③ 1-3① 4-3②
21	基本目標2	区民	自然が生み出すエネルギーは環境にやさしいことを理解し、太陽光発電や太陽熱利用設備等を設置し、再生可能エネルギーを生活に取り入れます。	2-1①②
22			区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。	2-1②
23			エネルギーの生産や消費が環境に悪影響を与えることから、無駄なエネルギー使用を控え、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、エネルギーを効率的に利用します。	2-1② 3-1①② 3-2①②
24			電力の購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力を利用するよう努めます。	2-2①③
25	事業者	太陽光発電や太陽熱利用設備等を事業所に設置し、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れます。	2-1①② ④ 4-1①	
26		事業所の電力を再生可能エネルギーで賄うなど、自立・分散型エネルギーシステムの導入を積極的に検討します。	2-1①② ④ 4-1①	
27		SDGs（持続可能な開発目標）などを参考に、自社の事業の中で、省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる製品やサービスの開発、普及に努めます。	2-1② 3-2④	

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料編

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
28	基本目標2	事業者	従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深めます。	2-1②
29			電力の調達・購入先を選ぶに当たっては主に再生可能エネルギーからつくられた電力にするよう努めます。	2-2③
30	基本目標3	区民	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。	3-1①③ 4-2①
31			みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
32			浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、入浴等の際には節水に努めます。	3-1①
33			「グリーン購入法」に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めます。	3-1①
34			エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の選択に努めます。	3-1①
35			車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを心がけます。	3-1① 5-1①
36			徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。	3-1③④ 4-2①
37			ルールとマナーを守って自転車を利用します。	3-1③ 4-2①
38			カーシェアリングを活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用します。	3-1④
39			自家用車買い替え時には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の購入に努めます。	3-1④
40			住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。	3-2① 4-3③
41			省エネ型の照明や給湯機への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努めます。	3-2②
42			生ごみの水切り等による減量化等を進め、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①
43			マイバッグやマイ箸の利用等により、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①
44			使い捨て製品を極力選ばない、詰め替え商品を購入すること等により、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
45	基本目標3	区民	買い物の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどを使用しないように努めます。	3-1⑦ 3-3①
46			生ごみをたい肥化するなど、発生したごみの減量・活用などに努めます。	3-3①
47			着なくなった衣料品は、必要としている人へ譲るか、リユースショップやフリーマーケットを活用するなど、服のまま再利用させます。また、地域で行っている古着古布回収に出すことで資源として循環させます。	3-3①③
48			資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努め、循環型社会の形成に努めます。	3-3②
49			地域で行われる古紙（新聞、段ボール、雑誌類、雑紙）、缶、古着古布等の資源回収を支援します。	3-3②③
50			公共施設や店舗でのペットボトル、発泡トレイ、紙パック、廃食用油等の資源回収に協力します。	3-3②
51			食材等は必要なものだけを購入し、食べ残しや賞味期限切れの前に消費します。	3-3④
52			事業者	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。
53		みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。		1-2⑤ 3-1① 4-3③④
54		浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、節水に努めます。		3-1①⑥
55		「グリーン購入法」に適合した商品の購入・販売に努めることで、環境に配慮した消費行動を促進します。		3-1①⑥
56		原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めます。		3-1①⑥
57		徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。		3-1③④ 4-2①
58		従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。		3-1③ 4-2①
59	「ISO14001」や「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。	3-1⑥		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
60	基本目標3	事業者	省エネ型の照明への交換、古い空調機器や冷蔵設備の更新、蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器の設置や設備機器の効率的な運転に努めます。	3-2②③
61			一定規模以上の事業者は、法令に定めるところに従い、計画的に省エネや温室効果ガス削減に取り組みます。	3-2③⑤
62			建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。	3-2⑤ 4-1①
63			ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。	3-3①② 5-2①
64			商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を控えるように努めます。	3-1⑦ 3-3①
65	基本目標4	区民	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。（再掲）	3-1①③ 4-2①
66			徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。（再掲）	3-1③④ 4-2①
67			ルールとマナーを守って自転車を利用します。（再掲）	3-1③ 4-2①
68			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
69			住宅等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。	4-3②
70			熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。	4-3③④ ⑤
71			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
72			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
73			自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。（再掲）	1-1② 1-2⑤ 4-3③

NO	基本 目標	区分	環境行動指針	関連する 区の施策
74	基本 目標 4	区民	みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。（再掲）	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
75			住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。（再掲）	3-2② 4-3③
76			世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
77		事業者	大規模な開発事業等の際には、環境配慮制度に基づき、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全回復・創出、近隣の気象災害の軽減化への貢献等、環境への配慮に努めます。	4-1①
78			国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。（再掲）	3-1①③ ⑥ 4-2①
79			徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。（再掲）	3-1③④ 4-2①
80			従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。（再掲）	3-1③ 4-2①
81			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
82			オフィスビル等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。	4-1① 4-3②
83			従業員の熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。	4-3③④ ⑤
84			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
85			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

NO	基本 目標	区分	環境行動指針	関連する 区の施策
86	基本 目標 4	事業者	事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増や す取組みに協力します。（再掲）	1-1② 1-2⑤ 4-3③
87			みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、 エネルギーの消費を抑制します。（再掲）	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
88			建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を 取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。（再掲）	3-2⑤ 4-1①
89			世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・ 販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
90			農業従事者は、農地の維持に努めるとともに、新鮮な農産物 の生産・提供に努めます。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
91	基本 目標 5	区民	行政が発信する大気や水質等の調査結果に関する情報に関心 を寄せ、生活環境の保全に向けた意識を高めます。	5-1①② ④
92			車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速 は避け、エコドライブを心がけます。（再掲）	3-1① 5-1①
93			洗剤は適正な量を使う、料理で使った油を紙などで拭き取り そのまま排水口に流さないなど、生活排水の処理に気をつけ ます。	5-1②
94			静かな環境を守るため、生活騒音（車のアイドリング、音楽 鑑賞、楽器演奏、集会など）にも配慮します。	5-1①③
95			日頃から近所の人々と地域の環境について、話し合いによる コミュニケーションを図ることで、美しいまちづくりに向け た意識を高めます。	5-1③ 5-2①
96			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透 管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。 （再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
97			学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当た っては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう 努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散 防止に努めます。	5-1⑥
98			吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・ 公園での路上喫煙をしません。	5-2①

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
99	基本目標5	区民	近所のポイ捨てごみの清掃など、地域の清掃活動等に参加・協力し、ごみの捨てられにくい環境づくりを進めます。	5-2①
100			空家等の適切な管理に努めます。	5-2②
101		事業者	法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。	5-1①②③
102			静かな環境を守るため、工事現場、事業場から発生する事業騒音（建設機械、解体工事、新築工事、工作機械など）にも配慮します。	5-1③
103			地域の住民との話し合いの場を設け、円滑なコミュニケーションを図ることで、生活環境に関する苦情トラブルの防止や解決に努めます。	5-1③
104			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
105			学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。	5-1⑥
106			吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙の防止に向けた従業員に対する意識啓発に努めます。	5-2①
107			事業所の敷地内及び敷地周辺の清掃を実施し、地域の環境の一層の美化に努めます。	5-2①
108			きれいなまちをつくるため、地域の清掃活動等へ積極的に参加します。	5-2①
109			ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。（再掲）	3-3①② 5-2①

資料6 用語集

	用語	解説
あ行	アスベスト	石綿（いしわた、せきめん）ともいわれる繊維状の鉱物のこと。化学変化を起こさず耐熱性や防音性に優れ、建築材、耐熱材料などに広く利用されていたが、空気中に飛散する微細な繊維が肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、日本では1989年（平成元年）に使用を禁止または制限した。
	一酸化炭素（CO）	燃料などの不完全燃焼によって発生する気体のこと。血液中のヘモグロビンと結合して血液が酸素を運搬する機能を阻害するため、汚染がひどくなるとめまいや全身倦怠などが生じる。
	エコアクション21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。「PDCAサイクル」を継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組みを自主的に行うための方法を定めている。
	エコドライブ	温室効果ガスの一つである二酸化炭素や大気汚染の原因となる窒素酸化物、粒子状物質等を減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、急発進、急加速をせず一定の速度での走行を心掛ける、空ぶかしをしない、アイドリングストップを行うことなどがある。
	エコ舗装（遮熱性舗装）	路面温度を上昇させる原因である太陽光の一部（赤外線）を反射する遮熱材を路面に塗布した舗装のこと。太陽光の一部を反射させることで舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。
	エネルギーミックス	電気の安定供給を図るため、太陽光や風力、地熱等の再生可能エネルギー、火力、原子力などの多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしている。
か行	カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用の形態である。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用によって、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。
	家庭用燃料電池（エネファーム）	水素と酸素を化学的に反応させ、水とともに電気を取り出すシステムのこと。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱は給湯・暖房などへの利用ができる。
	緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策のこと。「適応策」と同時に講じていくことが必要とされる。

	用語	解説
か行	気候変動	気温や降水などを長い時間で見たと際の気候の変動や変化のこと。変動の要因には、自然の要因、人間の活動による要因の2つがある。近年では、後者の人間が化石燃料を燃やしてエネルギーを創出する際に排出される温室効果ガスによるものの影響が大きいとされている。
	光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物等が、夏季などに、太陽の強い紫外線で光化学反応を起こすことにより生成される、オゾンなどの総称のこと。光化学スモッグの原因となる物質である。酸化力が強く、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす。常時監視の測定データが一定の濃度を超えた場合には、注意報や警報が発令される。
	光化学スモッグ	光化学オキシダントによって、大気が白くモヤがかかった状態になること。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。
	コミュニティサイクル	借りた場所とは違う貸出場所にも自転車を返せるレンタサイクルの仕組み。返却のために借りた場所に戻す必要がないため、利用の際の自由度が高まる。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱等の永続的に利用することができるエネルギーのこと。
	在来種	もともとその地域で生息している生物種のこと。これに対し、本来の生息場所以外へ人間によって移動された生物を外来種と呼ぶ。
	社寺林	神社に付随して境内やその周辺に神殿や参道、拝所を囲むようにある森林のこと。
	省エネ診断	現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案するもの。省エネルギーセンターや東京都地球温暖化防止活動推進センターが無料の省エネ診断を実施している。
	自立・分散型エネルギーシステム	災害発生時など、系統電力が使用できない場合においても、地域内に分散して立地する再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等のエネルギー供給施設から地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みのこと。
	シンボルツリー	住宅や建築物、通りなど、目立つところに植えられ、その地域を象徴する背の高い樹木のこと。
	生産緑地	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

	用語	解説
さ行	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性」と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。
た行	ダイオキシン類	ダイオキシンとは、一般には有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略した呼称のこと。生殖、脳、免疫系などに対する毒性を有する。1999年（平成11年）に制定されたダイオキシン類対策特別措置法では、PCDDに加え、同様の毒性を示すポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）も、ダイオキシン類として排出規制等の対象になっている。
	脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を防ぐため、石炭や石油等の化石燃料からの脱却をめざすこと。
	地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方のこと。
	蓄電池	1回だけでなく、充電して何度も使用ができる電池のこと。電気自動車などに使用されている。
	地中熱	地表から地下約200mの深さまでの地中にある熱のこと。地下10m以深の地中温度は季節に関わらず安定しているため、この熱エネルギーを地中から取り出し、冷暖房や給湯などに利用することで、節電、二酸化炭素の排出削減、ヒートアイランド現象の緩和などの利点がある。
	宙水	ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているもの。世田谷では、区内の北東部の広い範囲に分布している。烏弁天池は、宙水を水源としている。
	超小型モビリティ	軽自動車よりも小さく、地域の手軽な移動手段として期待される自動車のこと。通常の自動車より少ないエネルギーで省エネ・低炭素化に寄与するとともに、子育て世代や高齢者等の移動支援、外出機会増加などに活用が期待されている。
	適応策	地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。地球温暖化による地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラを整備する等の手法がある。「緩和策」と同時に講じていくことが必要とされる。

	用語	解説
た行	電気自動車	バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。通常の自動車と比べ構造が簡易なことから部品数が少なく、部品自体も小型化できるため、自動車自体の小型化も比較的容易であり、排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少するメリットがある。
	電動バイク	走行時に排気音や排出ガスを出さない二輪車のこと。
	電力小売完全自由化	これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売しており、電気を購入する会社を選択することはできなかったが、2016年（平成28年）4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
	透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させるもの。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があり、都市部の歩道に利用されることが多い。通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できる。
な行	二酸化硫黄（SO ₂ ）	石油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼によって酸化し、発生する気体のこと。呼吸器の気道を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質の一つでもある。
	二酸化炭素（CO ₂ ）	動物の呼吸や石油・石炭など化石燃料の燃焼などに伴い発生する気体のこと。二酸化炭素は地球の大気を構成する成分の一つで有害な物質ではないが、地上から放出される熱を吸収する温室効果があることから、濃度が高まると地球温暖化を招くことになる。
	二酸化窒素（NO ₂ ）	燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応し、燃料中の窒素分が酸化されて発生する気体のこと。自動車からも多く排出され、刺激性があり、汚染がひどい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質の一つでもある。
	燃料電池自動車	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。水素を燃料とする場合、排出されるのは水素と酸素の化学反応による水のみであるため、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを利用して水素を製造することにより、地球温暖化の防止にも資する。
は行	バイオマス	動植物などから生まれた生物資源の総称のこと。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼、ガス化させるなどして発電が行われる。

	用語	解説
は行	ハイブリッド自動車	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。
	パリ協定	2015年(平成27年)12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された協定のこと。先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施すること等を規定した。歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することをめざしている。
	ビオトープ	「生きものの生息空間」を意味するもの。草地、川、池など、大小関わらず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所は全てビオトープである。
	ビークル・トゥ・ホーム(V2H)	自動車に蓄えた電気を家庭で使用する仕組みのこと。停電や震災などで電力の供給が寸断された場合でも、駆動用バッテリーから電力を取り出し、電力として使用できるメリットがある。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している2.5 μ m(マイクロメートル=1mmの千分の1)以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの30分の1程度という非常に小さい粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。
	ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により、把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。
	フードドライブ	食品ロス(本来食べられるのに廃棄される食品や食材)の削減のため、家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供するボランティア活動のこと。
	浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する直径10ミクロン(100分の1mm)以下の微粒子で、土砂のまき上げなどの自然現象によるものと自動車の排出ガスなどによるもの等があり、視程障害、呼吸器系疾患の原因となる。
	プラグインハイブリッド自動車	外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車のこと。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド車の長所を併せ持つ。

	用語	解説
ま行	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
	マルチベネフィット	一つの行動によって、複数の側面において利益を生み出すこと。
	未利用エネルギー	工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、エネルギーとして有効に利用できる可能性があったが、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称のこと。
	ミレニアム開発目標（MDGs）	2000年（平成12年）9月にアメリカのニューヨークで開催された「国連ミレニアム・サミット」で採択された開発分野における国際社会共通の目標のこと。「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられ、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年（平成27年）までに達成すべき8つの目標を掲げ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に引き継がれた。
や行	屋敷林	防風などを目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチクなどの林のこと。
	湧水	地表や河川などに自然状態で湧き出てきた地下水のこと。世田谷には国分寺崖線沿いに数多く存在している。
英数	BEMS （ビルエネルギー管理システム）	Building Energy Management System 業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を総合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。
	BOD	水中の汚れを分解して無害なものにするために好気性微生物が必要とする酸素の量のこと。川の汚れを表す代表的な指標で、値が高いほど川は汚れている。
	CASBEE （建築環境総合性能評価システム）	Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency 産学官共同で開発された住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す評価システムのこと。
	COOL CHOICE	2030年度（令和12年度）に温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしているという取り組みのこと。

	用語	解説
英数	ESCO 事業	<p>Energy Service Company (ビルや工場の省エネ化に必要な技術・設備・人材・資金などの全てを包括的に提供するサービス)。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全てが顧客の利益となる。</p> <p>区は、エネルギー消費の多い施設を中心に導入を進めており、総合運動場、北沢タウンホール、玉川中学校温水プール、大蔵第二運動場、世田谷美術館、烏山中学校(予定)で導入している。</p>
	HEMS (住宅エネルギー管理システム)	<p>Home Energy Management System</p> <p>一般住宅において、電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる仕組みのこと。</p> <p>HEMSでは、家庭内の発電量(ソーラーパネルや燃料電池等)と消費量(家電製品等)をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどで蓄電することで細かな電力管理を行う。</p>
	ICT	<p>Information and Communication Technology</p> <p>通信技術を活用したコミュニケーションを意味し、ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションが生まれることが期待されている。</p>
	IPCC	<p>国連の気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称のこと。</p> <p>人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、設立された組織である。</p>
	ISO14001	<p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限に留めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格のこと。ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。</p>
	LED	<p>Light Emitting Diode(発光ダイオード)。</p> <p>電気を通すことで、光を放つ半導体LEDは、従来の光源に比べて寿命が長く、電気を光に変換する効率が高いために低消費電力で電気代が抑えられるだけでなく、交換のコストや手間が低減できる。寿命が約40,000時間と非常に長く、消費電力も従来と比較して少ないため、電気代の削減や二酸化炭素の排出量の削減が可能である。</p>

	用語	解説
英数	MEMS (マンション エネルギー管理 システム)	Mansion Energy Management System マンション全体でエネルギー管理やピークカット等を行い、エネルギーの効率的な使用や無理のない節電を実現するための仕組みのこと。
	ZEB	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは、高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロまたは概ねゼロとなるビルのこと。さらに、ZEBに限りなく近い建築物として Nearly ZEB (エネルギー消費量の削減率が75%以上100%未満)、ZEBを見据えた先進建築物として ZEB Ready (エネルギー消費量の削減率が50%以上)、ZEB Ready を見据えた建築物として ZEB Oriented (事務所等、学校等、工場等：エネルギー消費量の削減率が40%以上。ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：エネルギー消費量の削減率が30%以上の削減) の4段階の区分がある。
	ZEH	室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量の収支がゼロ、又は概ねゼロとなる住宅のこと。
	3010運動	宴会時の食べ残しを減らすため、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて食品ロスを削減する運動。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

世田谷区環境基本計画（後期）

【2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）】

2020年（令和2年）3月発行

編集・発行 世田谷区 環境政策部 環境計画課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03-5432-2279 FAX 03-5432-3062

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No.1833



二酸化炭素排出量
3800g-co₂/部



世田谷区
環境基本計画（後期）